

愛知県地域防災計画

—風水害・原子力等災害対策計画—

(平成24年6月修正)

愛知県防災会議

愛知県地域防災計画 【 風水害・原子力等災害対策計画 】 目次

第1編 総則

第1章 計画の目的・方針	1
第1節 計画の目的	
第2節 計画の性格及び基本方針	
第3節 計画の構成	
第4節 災害の想定	
第5節 市町村地域防災計画の作成又は修正	
第2章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第1節 実施責任	
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	

第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進	15
第1節 防災協働社会の形成推進	
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	
第3節 企業防災の促進	
第2章 水害予防対策	21
第1節 総合的治山対策	
第2節 災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策	
第3節 砂防対策	
第4節 河川防災対策	
第5節 海岸防災対策	
第6節 農地防災対策	
第3章 事故・火災等予防対策	27
第1節 海上災害対策	
第2節 航空災害対策	
第3節 鉄道災害対策	
第4節 道路災害対策	
第5節 放射性物質及び原子力災害予防対策	
第6節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策	
第7節 高圧ガス保安対策	
第8節 火薬類保安対策	
第9節 林野火災対策	
第10節 地下街等の保安対策	
第4章 建築物等の安全化	42
第1節 交通・ライフライン関係施設対策	
第2節 文化財保護対策	
第3節 防災建造物整備対策	
第5章 都市の防災性の向上	49
第1節 マスタープラン等の策定	
第2節 防災上重要な都市施設の整備	

第3節	建築物の不燃化の促進	
第4節	市街地の面的な整備・改善	
第5節	都市排水対策	
第6節	地下空間の浸水対策	
第6章	中山間地等における孤立対策	54
第1節	孤立危険地域の把握	
第2節	孤立への備え	
第7章	地盤災害の予防	56
第1節	土地利用の適正誘導	
第2節	宅地造成の規制誘導	
第3節	土砂災害の防止	
第4節	地盤沈下の防止	
第5節	被災宅地危険度判定の体制整備	
第8章	防災施設等の整備	60
第9章	避難者・災害時要援護者対策	64
第1節	避難場所の確保	
第2節	避難所の整備	
第3節	避難道路の確保と交通規制計画	
第4節	避難に関する広報	
第5節	市町村等の避難計画	
第6節	災害時要援護者の安全対策	
第10章	広域応援体制の整備	70
第1節	資料の整備	
第2節	広域応援体制の整備	
第3節	救援隊等による協力体制の整備	
第11章	防災訓練及び防災意識の向上	73
第1節	防災訓練の実施	
第2節	防災のための意識啓発・広報	
第3節	防災のための教育	
第12章	防災に関する調査研究の推進	78
第13章	災害救助基金の管理	79
第3編	災害応急対策	
第1章	活動態勢（組織の動員配備）	81
第1節	災害対策本部の設置・運営	
第2節	職員の派遣要請	
第2章	通信の運用	86
第1節	通信手段の確保	
第2節	放送の依頼	
第3節	通信施設の応急措置	
第4節	郵便業務の応急措置	
第3章	情報の収集・伝達・広報	92
第1節	気象警報等の伝達	

第2節	被害状況等の収集・伝達	
第3節	広報	
第4章	応援協力・派遣要請	107
第1節	応援協力	
第2節	救援隊等による協力	
第3節	自衛隊の災害派遣	
第4節	ボランティアの受入	
第5節	防災活動拠点の確保	
第5章	救出・救助対策	117
第1節	救出・救助活動	
第2節	海上における避難救出活動	
第3節	防災ヘリコプターの活用	
第6章	医療救護・防疫・保健衛生対策	122
第1節	医療救護	
第2節	防疫・保健衛生	
第7章	地域安全・交通・緊急輸送対策	129
第1節	地域安全対策	
第2節	交通対策	
第3節	緊急輸送道路の確保	
第4節	緊急輸送手段の確保	
第8章	水害防除対策	139
第1節	水防	
第2節	防災営農	
第3節	流木の防止	
第9章	避難者対策	146
第1節	避難の勧告・指示	
第2節	避難所の開設	
第3節	災害時要援護者支援対策	
第10章	水・食品・生活必需品等の供給	153
第1節	給水	
第2節	食品の供給	
第3節	生活必需物資の供給	
第11章	環境汚染防止及び廃棄物処理対策	158
第1節	環境汚染防止計画	
第2節	廃棄物処理計画	
第12章	遺体の取扱い	161
第1節	遺体の搜索	
第2節	遺体の処理	
第3節	遺体の埋火葬	
第13章	交通施設の応急対策	165
第1節	道路施設対策	
第2節	鉄道施設対策	
第3節	空港施設対策	

第4節	港湾・漁港施設対策	
第14章	ライフライン施設の応急対策	169
第1節	電力施設対策	
第2節	ガス施設対策	
第3節	上水道施設対策	
第4節	工業用水道施設対策	
第5節	下水道施設対策	
第15章	海上災害対策	175
第16章	航空災害対策	183
第1節	中部国際空港	
第2節	愛知県名古屋飛行場	
第3節	中部国際空港・愛知県名古屋飛行場共通	
第17章	鉄道災害対策	196
第18章	道路災害対策	201
第19章	放射性物質及び原子力災害応急対策	206
第1節	放射性物質災害発生時の応急対策	
第2節	特定事象発生時の応急対策	
第3節	緊急事態応急対策	
第4節	県外の原子力発電所又は原子炉施設における異常時対策	
第20章	危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策	216
第1節	危険物等施設	
第2節	危険物等積載車両	
第3節	危険物等積載船舶	
第21章	高圧ガス災害対策	221
第1節	高圧ガス施設	
第2節	高圧ガス積載車両	
第3節	高圧ガス積載船舶	
第22章	火薬類災害対策	224
第1節	火薬類関係施設	
第2節	火薬類積載車両	
第3節	火薬類積載船舶	
第23章	大規模な火事災害対策	229
第24章	林野火災対策	233
第25章	地下街等における都市ガス災害対策	238
第26章	住宅対策	243
第1節	被災宅地の応急危険度判定	
第2節	被災住宅等の調査	
第3節	公共賃貸住宅等への一時入居	
第4節	住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去	
第27章	文教災害対策	249
第1節	対策の伝達及び臨時休業等の措置	
第2節	教育施設及び教職員の確保	
第3節	応急な教育活動についての広報	

第4節 教科書・学用品等の給与

第4編 災害復旧

第1章 民生安定のための緊急措置 253

第1節 義援金その他資金等による支援

第2節 金融対策

第3節 住宅等対策

第4節 労働者対策

第5節 暴力団等への対策

第2章 公共施設等災害復旧対策 260

第1節 公共施設災害復旧事業

第2節 激甚災害の指定

第1編 総 則

第1章 計画の目的・方針

第1節 計画の目的

この計画は、県民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある風水害・原子力等の災害に対処するため、県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその全機能を十分に発揮し、相互に協力して総合的かつ計画的な防災対策の推進を図ることにより、県民のかけがえのない生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

◆ 附属資料第15「指定行政機関等を指定する告示」

第2節 計画の性格及び基本方針

地域防災計画－風水害・原子力等災害対策計画－

- (1) この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、愛知県防災会議が愛知県の地域に係る防災計画として作成する「愛知県地域防災計画」の「風水害・原子力等災害対策計画」編として、風水害・原子力等の災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。
- (2) 県民の生命、身体及び財産を守るため、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。
- (3) 愛知県防災会議は、毎年、愛知県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

◆ 附属資料第15「愛知県防災会議条例」

◆ 附属資料第15「愛知県防災会議運営要綱」

- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「愛知県水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく「愛知県石油コンビナート等防災計画」とも十分な調整を図るものとする。

第3節 計画の構成

この計画の構成と主な内容は、次のとおりである。

構 成		主な内容
第1編	総則	災害の想定、防災関係機関の事務又は業務の大綱 等
第2編	災害予防	災害の発生に備えた予防対策 等
第3編	災害応急対策	災害が発生した場合の応急対策 等
第4編	災害復旧	被災地域の迅速な復旧に向けた対策 等

第4節 災害の想定

この計画の作成にあたっては、本県における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件及び過去における各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

- (1) 台風による災害
- (2) 高潮による災害
- (3) 集中豪雨等異常降雨による災害
- (4) 大規模な火災
- (5) 危険物の爆発等による災害
- (6) 可燃性ガスの拡散
- (7) 有毒性ガスの拡散
- (8) 航空機事故による災害
- (9) その他の特殊災害

◆ 附属資料第14「過去の災害状況」

第5節 市町村地域防災計画の作成又は修正

市町村防災会議は、市町村地域防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

同計画を作成又は修正する場合は、この計画を参考として行うものとし、特にこの計画において、計画事項に示すものについては、各市町村で地域の実情に応じた細部を計画するものとする。

第2章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

1 県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害・原子力等の災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

2 市町村

市町村は、市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害・原子力等の災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害・原子力等の災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定地方行政機関、県市町村の長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

また、県、市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。

◆ 附属資料第15「指定行政機関等を指定する告示」

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 県

機関名	内容
県	(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報の収集伝達を行う。 (2) 災害広報を行う。 (3) 避難の勧告、指示を代行することができる。

	<ul style="list-style-type: none"> (4) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。 (5) 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。 (6) 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。 (7) 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示及び調整を行う。 (8) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。 (9) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。 (10) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。 (11) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。 (12) 水防、消防、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。 (13) 救助物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給又は調達若しくはあっせんを行う。 (14) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。 (15) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言を行う。 (16) 自衛隊の災害派遣要請を行う。 (17) 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい(流出)による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。 (18) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。 (19) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。 (20) 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。 (21) 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支給金の支給を行う。 (22) 愛知県名古屋飛行場の防災対策を実施する。 (23) 県が管理する河川及び海岸について、洪水予報、水防警報、水位情報の周知、排水調整を行う。
<p>県警察</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関することを行う。 (2) 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備を行う。 (3) 津波に関する予警報の伝達を行う。 (4) 被害実態の早期把握と情報の伝達を行う。 (5) 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。 (6) 避難の指示又は警告及び誘導を行う。 (7) 人命救助を行う。 (8) 行方不明者の捜索及び死体の検視を行う。 (9) 災害時における交通秩序の保持を行う。 (10) 警察広報を行う。 (11) 災害時における各種犯罪の取締りを行う。 (12) 他の機関の行う災害応急対策に対する協力をを行う。 (13) 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限する。

	<p>(14) 緊急通行車両等の事前審査及び確認を行う。</p> <p>(15) 社団法人愛知県警備業協会との協定に基づき、警備員の出動要請を行う。</p>
--	--

2 市町村

機関名	内容
市町村	<p>(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報の収集伝達を行う。</p> <p>(2) 災害による被害状況の調査及び報告を行う。</p> <p>(3) 災害広報を行う。</p> <p>(4) 避難の勧告、指示を行う。</p> <p>(5) 被災者の救助を行う。</p> <p>(6) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。</p> <p>(7) 水防活動及び消防活動を行う。</p> <p>(8) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。</p> <p>(9) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。</p> <p>(10) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。</p> <p>(11) 水防、消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。</p> <p>(12) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。</p> <p>(13) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。</p> <p>(14) 交通整理、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持を行う。</p> <p>(15) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。</p> <p>(16) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。</p> <p>(17) 洪水予報、水防警報、水位周知河川の水位、排水調整対象河川の水位通知等の伝達を受けた際、必要な措置を行う。</p>

3 指定地方行政機関

機関名	内容
中部管区警察局	<p>(1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整に関することを行う。</p> <p>(2) 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関することを行う。</p> <p>(3) 管区内各県警察の相互援助の調整に関することを行う。</p> <p>(4) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関することを行う。</p> <p>(5) 情報の収集及び連絡に関することを行う。</p>
東海財務局	<p>(1) 災害復旧事業費の査定立会に際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図るうえからできるだけ早期に災害復旧事業を実施することができるようにする。</p> <p>(2) 地方公共団体が緊急を要する災害復旧事業等のために災害つなぎ資金を希望する場合には、短期貸付の措置を適切に運用する。</p>

	<p>(3) 地方公共団体が災害復旧事業等に要する経費の財源として地方債を起こす場合は、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置する。</p> <p>(4) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対して機を逸せず必要と認められる範囲内で、適切な措置を要請する。</p> <p>(5) 防災のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。</p>
東海北陸厚生局	<p>(1) 災害状況の情報収集、連絡調整</p> <p>(2) 関係職員の派遣</p> <p>(3) 関係機関との連絡調整</p>
東海農政局	<p>(1) 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり防止区域内の農地地域に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全対策を推進する。</p> <p>(2) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集を行う。</p> <p>(3) 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るため必要な指導を行う。</p> <p>(4) 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置について指導を行う。</p> <p>(5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び指導を行う。</p> <p>(6) 直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置を行う。</p> <p>(7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等を行う。</p> <p>(8) 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。</p> <p>(9) 応急用食料の供給支援にあてる在庫量を調査し、調達・供給体制を整備する。</p> <p>(10) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売り業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。</p> <p>(11) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。</p>
中部森林管理局	<p>(1) 国有林野の崩壊地及び崩壊のおそれのある箇所について、山腹・溪間工事等の治山事業を実施するとともに、災害により被害等を受けた施設等については、国有林野事業施設等に係る災害対策取扱要領に基づき復旧を図る。</p> <p>(2) 国有林野の火災を予防し、火災が発生した場合には、消防機関等と連携しながら、森林被害の拡大防止のための必要な措置等の応急対策を講じるものとする。</p> <p>(3) 国有林野からの林産物等の流失予防対策を実施するとともに、災害</p>

	<p>発生に当たっては、極力部外へ危害を及ぼさないよう処置する。</p> <p>(4) 災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需給安定等について、都道府県知事等から要請があった場合、国有林材の供給の促進、輸送販売の実施、木材関係団体等への要請等に努め、災害救助及び災害復旧の実施に協力するものとする。</p> <p>(5) 都道府県知事、市町村長等から災害応急対策に必要な機械器具等の貸付又は使用の要請があったときは、これに協力する。</p>
中部経済産業局	<p>(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達並びに災害原因調査を行う。</p> <p>(2) 電力及びガスの供給の確保に必要な指導を行う。</p> <p>(3) 被災地域において必要とされる災害対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導を行う。</p> <p>(4) 中小企業者の業務を確保するため、その事業の再建に必要な資金の融通の円滑化等の措置を行う。</p>
中部近畿産業保安監督部	<p>高圧ガス、液化石油ガス等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、ガス施設の保安の確保に必要な監督又は指導を行う。</p>
中部運輸局	<p>(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>(2) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあつせん、特定航路への就航勧奨を行う。</p> <p>(3) 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。</p> <p>(4) 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。</p> <p>(5) 特に必要があると認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。</p> <p>(6) 鉄道・バスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。</p> <p>(7) 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。</p> <p>(8) 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達あつせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。</p> <p>(9) 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。</p> <p>(10) 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。</p> <p>(11) 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策を支援する。</p>
大阪航空局中部空港事務所	<p>(1) 航空保安施設の管理運用を行う。</p> <p>(2) 航空機乗務員に対し、航空機の航行の安全を確保するために必要な情報の提供を行う。</p> <p>(3) 航空機の航行の安全を確保し、秩序を維持するために航空交通管制</p>

	<p>を行う。</p> <p>(4) 遭難航空機の捜索及び救助に関し、関係機関に協力する。</p> <p>(5) 航空機事故等の処理を行う。</p> <p>(6) 航空輸送の要請に速やかに対応できるよう、緊急輸送関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と密接に連携し、緊急輸送が適切に実施されるよう、必要な措置を講ずる。</p> <p>(7) 運輸安全委員会に対する航空機事故調査の援助を行う。</p> <p>(8) 自衛隊の災害派遣要請を行う。</p>
第四管区海上保安本部	<p>(1) 情報の収集、伝達及び災害原因調査を行う。</p> <p>(2) 船舶、臨海施設、遊泳者等に対し、災害の発生、その他災害に関する情報の伝達及び周知を図る。</p> <p>(3) 海難の救助、排出油等の防除及び救済を必要とする場合における援助を行う。</p> <p>(4) 海上における船舶交通の安全確保を図るため、航路障害物の除去、航行警報、水路通報等の通報を行う。</p> <p>(5) 海上の安全の確保を図るため、船舶に対し避難勧告、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。</p> <p>(6) 海上火災の発生するおそれのある海域にある者に対し、火気の使用を制限し、又は、禁止する。</p> <p>(7) 排出油に対し、措置義務者に除去を命ずる等必要な措置をとる。</p> <p>(8) 自衛隊の災害派遣要請を行う。</p> <p>(9) 海上における治安を維持する。</p>
名古屋地方気象台	<p>(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表をする。</p> <p>(2) 気象、地象、水象についての警報及び注意報等を発表する（気象警報・注意報については市町村を単位とした発表を実施する。）。</p> <p>(3) 木曾川、長良川、庄内川（矢田川を含む）、矢作川、豊川及び豊川放水路について中部地方整備局と共同して、洪水についての水防活動の利用に適合する警報及び注意報を発表する。</p> <p>(4) 新川、天白川、日光川、境川・逢妻川について愛知県と共同して、洪水についての水防活動の利用に適合する警報及び注意報を発表する。</p> <p>(5) 愛知県と共同して土砂災害警戒情報を発表する。</p>
東海総合通信局	<p>(1) 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理を行う。</p> <p>(2) 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。</p> <p>(3) 被災地区における電気通信施設の被害状況の調査を行う。</p> <p>(4) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関するを行う。</p> <p>(5) 非常通信協議会の運営に関するを行う。</p> <p>(6) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与を行う。</p>

<p>愛知労働局</p>	<p>(1) 被災労働者、被災事業主等からの賃金・解雇等労働条件一般、安全衛生、労災保険に関する相談について、迅速的確な処理に努める。</p> <p>(2) 化学設備を有する事業主に対して、危険物・有害物の漏えい等による災害防止のための監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。</p> <p>(3) 災害応急工事、災害復旧工事等を行う事業主に対して監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。</p> <p>(4) 被災者の医療対策について必要があると認められるときは、管轄区域内にある労災病院又は労災保険の指定病院等に対して、医師その他の職員の派遣、医薬品の提供等必要な措置を講ずるように要請する。</p> <p>(5) 被災労働者に対する労災補償の給付事務を迅速に行う。</p> <p>(6) 災害による事業の閉鎖、事業活動の縮小等により、失業した人に対して職業相談を行うとともに、就職先の確保に努める。</p> <p>(7) 被災者に対して、必要に応じ職業相談、職業紹介等窓口を設置する。</p> <p>(8) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 25 条に基づき、雇用保険求職者給付における基本手当（賃金日額の 4.5 割～8 割に相当する額）の支給を行う。</p>
<p>中部地方整備局</p>	<p>(1) 災害予防</p> <p>ア 降雨、河川水位などについて観測する。</p> <p>イ 木曾川・長良川・庄内川（矢田川を含む）・矢作川・豊川及び豊川放水路に洪水のおそれがあるとき、名古屋地方気象台・岐阜地方気象台と共同して洪水予報〔(木曾川中流・木曾川下流・長良川下流・庄内川・矢作川・豊川及び豊川放水路)はん濫注意情報、はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報〕を発表し、関係機関に連絡する。</p> <p>ウ 木曾川、長良川、庄内川（矢田川を含む）、矢作川、豊川及び豊川放水路の水防警報を行う。</p> <p>エ 災害発生後の応急復旧を円滑に進めるため災害応急復旧用資機材について備蓄等を推進する。</p> <p>オ 防災訓練は、簡易画像伝送システム等による被災調査報告等の機動力を生かした実践的な方法をもって実施する。</p> <p>カ 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況の情報収集活動を行う防災エキスパート制度を活用する。</p> <p>キ 災害から港湾並びに地域住民の生命、身体及び財産を防護するため、港湾・海岸保全施設等の整備に関する計画・指導及び事業を実施する。</p> <p>(2) 初動対応</p> <p>情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対す</p>

	<p>る支援を行う。</p> <p>(3) 応急復旧</p> <p>ア 災害が発生した場合又はおそれのある場合、必要な体制を整え所掌事務を実施する。</p> <p>イ 災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連絡を保ち、協力をを行う。</p> <p>ウ 災害発生時における緊急輸送道路の確保として、関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去等を実施する。</p> <p>エ 災害発生後、体制を速やかに整え、所管施設の緊急点検を実施する。</p> <p>オ 港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業を実施する。</p> <p>カ 飛行場の被災に際しては、必要に応じ総合的な応急対策及び応急復旧工事を施行する。</p> <p>キ 海上の排出油災害に対し、除去等必要な措置を講ずる。</p> <p>ク 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター・各災害対策車両・油回収船・浮体式防災基地等を被災地支援のため出動させる。</p>
--	--

4 自衛隊

機関名	内容
自衛隊	<p>自衛隊は、災害派遣要請者（県知事、第四管区海上保安本部長、大阪航空局中部空港事務所長）からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。</p> <p>なお、実施する防災活動を例示すると、概ね次のとおりである。</p> <p>(1) 被害状況の把握を行う。</p> <p>(2) 避難の援助を行う。</p> <p>(3) 遭難者等の捜索救助を行う。</p> <p>(4) 水防活動を行う。</p> <p>(5) 消防活動を行う。</p> <p>(6) 道路又は水路の啓開を行う。</p> <p>(7) 応急医療、救護及び防疫を行う。</p> <p>(8) 人員及び物資の緊急輸送を行う。</p> <p>(9) 炊飯及び給水を行う。</p> <p>(10) 救援物資の無償貸付又は譲与を行う。</p> <p>(11) 危険物（火薬類等）の保安及び除去を行う。</p> <p>(12) その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動を行う。</p>

5 指定公共機関

機関名	内容
独立行政法人国	知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬

立病院機構	送等の医療救護活動を行う。
独立行政法人水資源機構	水資源開発施設等（ダム、調整池、頭首工、用排水路、水門等）の保全及び同施設を通じて行われる流水の機能の維持に努めるとともに、これらの施設の災害復旧を行う。
日本銀行	<p>災害が発生した場合においては、関係機関と協議の上、次の措置をとる。</p> <p>(1) 金融機関の手許現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じる。</p> <p>(2) り災金融機関に早急な営業開始を要請するとともに、必要に応じ金融機関相互間の申合せ等により営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう要請する。</p> <p>(3) 金融機関相互間の申合せにより次の措置を実施するよう要請する。</p> <p>ア り災者の預貯金について、実情に即する簡易な確認方法による払戻し及び定期預金等の期限前解約</p> <p>イ 手形交換については、交換開始時刻、交換戻決済時刻、不渡手形返還時刻の変更及び一定日までのり災関係手形等に対する不渡処分の猶予並びに不可抗力により支払期日の経過した手形の交換持出の容認</p> <p>ウ 災害関係融資について実情に即した措置</p> <p>(4) 損傷銀行券及び貨幣の引換のための必要な措置をとる。</p> <p>(5) 国債を滅紛失した顧客に対し、日本銀行名古屋支店及び最寄りの日本銀行代理店は相談に応じる。</p> <p>(6) 日本銀行代理店及び取引官庁との連絡を密にし、国庫事務を円滑に運営するための必要な措置をとる。</p> <p>(7) 上記措置については、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図る。</p>
日本赤十字社	<p>(1) 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、平時から計画的に救護員を養成・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検を行う。</p> <p>(2) 医療、助産、死体の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。</p> <p>(3) 血液製剤の確保と供給を行う。</p> <p>(4) 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。</p> <p>なお、配分にあたっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。</p> <p>(5) 義援金の受付及び配分を行う。</p> <p>なお、配分については、地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して、義援金の迅速かつ公正な配分に努める。</p>
日本放送協会	<p>(1) 気象等予警報及び被害状況等の報道を行う。</p> <p>(2) 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。</p> <p>(3) 放送施設の保守を行う。</p>
中日本高速道路	高速自動車国道、伊勢湾岸自動車道（一般有料道路区間）の改築、維

株式会社	持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。
中部国際空港株式会社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 空港及び航空保安施設の管理運用を行う。 (2) 空港における航空機事故の予防を図る。 (3) 空港施設の応急点検体制を整備する。 (4) 航空機輸送の安全確保と、空港施設の機能確保を行う。 (5) 空港及び空港周辺の航空機事故における消火救難活動を行う。 (6) 航空機による緊急輸送の確保に関し必要な協力を行う。
東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。 (2) 災害により線路が不通となった場合は、列車の運転休止、又は自動車による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等を行う。 (3) 死傷者の救護及び処置を行う。 (4) 対策本部は、運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。
西日本電信電話株式会社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。 (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。 (3) 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。 (4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 (5) 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (6) 気象等警報を市町村へ連絡する。 (7) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。
郵便事業株式会社	<p>災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店及び郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。 (3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。 (4) 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。
郵便局株式会社	災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。
東邦瓦斯株式会社	<ul style="list-style-type: none"> (1) ガス施設の災害予防措置を講ずる。 (2) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。

日本通運株式会社	災害応急活動のため、各機関からの車両借上げ要請に対して、配車を実施する。
中部電力株式会社	(1) 電気供給施設の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。 (2) 電力に不足を生じた場合は、他電力会社との電力の融通を図る。 (3) 原子力発電所において異常が発生した場合に、必要な情報提供を行う。
関西電力株式会社、電源開発株式会社	(1) 電気供給施設の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。 (2) 電力に不足を生じた場合は、他電力会社との電力の融通を図る。
KDDI株式会社	(1) 災害対策本部を設置し、直ちに災害応急対策を行う。 (2) 災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (3) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	(1) 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。 (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、通信設備を優先的に利用させる。 (3) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 (4) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (5) 携帯電話等サービス契約約款等に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。

6 指定地方公共機関

機関名	内容
愛知県土地改良事業団体連合会	土地改良区の管理する農業用施設等の整備及び点検並びに災害復旧対策への指導及び助言について協力する。
愛知県尾張水害予防組合	(1) 水防施設、資機材の整備と管理を図る。 (2) 水防計画の策定及びその推進を図る。
名古屋港管理組合、各港湾施設の管理機関	港湾施設等（水門、閘門、護岸、堤防、防潮壁、貯木場等）の維持管理を行うとともに、災害予防・応急復旧のための措置を行う。
各ガス事業者	(1) ガス施設の災害予防措置を講ずる。 (2) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。
社団法人愛知県トラック協会	(1) 緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄を実施する。 (2) 災害応急活動のため各機関からの車両借上げ要請に対し配車を実施する。
各鉄道事業者	東海旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社に準ずる。
各民間放送及び新聞社	日本放送協会に準ずる。

愛知県道路公社、名古屋高速道路公社	各地方道路公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。
社団法人愛知県医師会	(1) 医療及び助産活動に協力する。 (2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。
社団法人愛知県歯科医師会	(1) 歯科保健医療活動に協力する。 (2) 身元確認活動に協力する。
社団法人愛知県薬剤師会	(1) 医薬品等の供給及び保管管理活動に協力する。 (2) 医薬品等の適正使用に関する活動に協力する。
社団法人愛知県エルピーガス協会	(1) LPガス設備の災害予防措置を講ずる。 (2) 発災後は、LPガス設備の災害復旧をする。

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	内容
産業経済団体	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会等は、被害調査を行い、対策指導並びに必要な資機材及び融資のあっせんについて協力する。
文化、厚生、社会団体	日赤奉仕団、青年団等は、被災者の救助活動、義援金品の募集等について協力する。
危険物施設の管理者	危険物施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。
その他重要な施設の管理者	その他重要な施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。

第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進

■ 基本方針

- 自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、県民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。
- 大規模災害が発生した場合、被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するには、平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。
- 企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan）（以下「BCP」という）の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 防災協働社会の形成推進	県、市町村	1(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1(2) 災害被害の軽減に向けた取り組み 1(3) 業務継続計画の策定
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	県、市町村	1(1) 自主防災組織の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援
	県	2(1) 市町村に対する財政的援助及び指導 2(2) 防災関係団体同士のネットワーク化への取り組みに対する支援
	市町村	3 防災関係団体同士のネットワーク化を図る防災訓練等の事業実施、支援及び指導
	自主防災組織	4 地域の実情に応じた防災活動の実施
第3節 企業防災の促進	企業	1(1) 生命の安全確保 1(2) 二次災害の防止 1(3) 事業の継続 1(4) 地域貢献・地域との共生
	県、市町村、商工団体等	2(1) 事業継続計画（BCP）の策定促進 2(2) 相談体制の整備

第1節 防災協働社会の形成推進

1 県（防災局、各部局）及び市町村における措置

(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

県及び市町村は、「新しい公」という考え方を踏まえ、県民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や県民の防災意識の高揚を図るため、防災

活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

(2) 災害被害の軽減に向けた取り組み

県及び市町村は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

(3) 業務継続計画の策定

県及び市町村は、激甚な被害を被った場合に備え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し、そのために必要な実施体制を整えるよう努めるものとする。

また、計画策定後は、より実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保に努めるとともに、定期的な研修・訓練等を通じた見直しを行うことにより、計画の定着や改訂などを行うものとする。

2 県民の基本的責務

(1) 「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、県民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。

(2) いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する国民運動を展開しなければならない。

(3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、災害時要援護者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市町村等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携

1 県（防災局、関係部局）及び市町村における措置

(1) 自主防災組織の推進

ア 自主防災組織の設置・育成

県及び市町村は、「自主防災組織設置推進要綱」（昭和49年愛知県防災会議決定）に基づき、地域住民、施設及び事業所などによる自主防災組織の設置・育成に努めるものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

◆ 附属資料第15「自主防災組織設置推進要綱」

イ 自主防災組織等のネットワーク化の推進

いざという時には、日ごろから地域の防災関係者の連携が重要なため、自主防災組織、防災関係団体等のネットワーク化の推進にも努めるものとする。

(2) 防災ボランティア活動の支援

ア ボランティアコーディネーターの確保

行政、県民、自主防災組織などに対応困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保に努めるものとする。

イ 防災ボランティア活動の環境整備

県及び市町村は、社会福祉協議会、日本赤十字社などのボランティア関係団体と連携し、災害時にボランティアの受入れが円滑に行われるよう活動環境を整備するとともに、相互の

協力・連絡体制づくり（ネットワーク化）を推進するものとする。

2 県（防災局、関係部局）における措置

- (1) 県は、自主防災組織の育成を推進するため、避難・救護用資機材の整備等、市町村が行う自主防災組織育成事業に対し、財政的援助を行うとともに、組織の運営等について指導するものとする。
- (2) 県は、市町村等が実施する自主防災組織、消防団、婦人消防クラブ、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士の顔の見える密接な関係構築（ネットワーク化）への取り組みに対し、必要な支援を行うものとする。

3 市町村における措置

市町村は、自主防災組織が消防団、婦人消防クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。

4 自主防災組織における措置

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

(1) 平常の活動

- ア 情報の収集伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資機材等の備蓄及び管理

(2) 災害発生時の活動

- ア 初期消火の実施
- イ 地域内の被害状況等の情報の収集
- ウ 救出・救護の実施及び協力
- エ 住民に対する避難命令の伝達
- オ 集団避難の実施
- カ 炊出しや救助物資の配分に対する協力

なお、自主防災組織が結成されていない地域については、町内会、自治会組織等が上記に準じた活動を行うよう努めるものとする。

5 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進

(1) 防災リーダーの養成

県及び市町村等は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの養成に努めるものとする。

(2) 防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーが、各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、県及び市町村は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

また、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、県は啓発用資機材などを整備し、市町村は防災リーダーを積極的に活用するものとする。

6 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進

(1) ボランティアの受入体制の整備

ア 県及び市町村は、災害対策本部内にボランティアの受入れに必要な机、イス及び電話等の資機材を確保して、県は広域ボランティア支援本部、市町村は地域ボランティア支援本部を設置する。

イ 県及び市町村は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力するボランティア関係団体（協力団体）にコーディネーターの派遣を要請する。

ウ 県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、全体的な情報提供や後方支援などを、市町村の地域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。

エ 県及び市町村は、あらかじめ平常時において定期的に災害発生時の対応や連絡体制について、ボランティア団体との意見交換に努める。

オ 県及び市町村は、防災訓練等においてボランティア関係団体の協力を得て、ボランティア支援本部の立ち上げ訓練を行う。

(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催

県及び市町村は、ボランティア関係団体と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、県は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネートの知識・技術の向上を図るためのフォローアップ研修を実施する。

なお、フォローアップ研修には市町村等が養成したボランティアコーディネーターについても受講させるものとする。

また、市町村においては、引き続きボランティアコーディネーター養成講座の開催に努めるものとする。

(3) ボランティア関係団体との連携

災害時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、県とボランティア関係団体は、平成10年6月に設置した「防災のための愛知県ボランティア連絡会」及び同連絡会構成員と締結した「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」により、一層の相互協力・連絡体制を推進する。

また、市町村においても、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、ボランティア関係団体との連携に努める。

◆ 附属資料第15「防災のための愛知県ボランティア連絡会設置要綱」

◆ 附属資料第15「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定書」

(4) 防災ボランティア活動の普及・啓発

県及び市町村は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、防災ボランティアフェアの開催などの広報・啓発活動を行うように努めるものとする。

◆ 附属資料第15「愛知県災害ボランティア活動推進要綱」

7 愛知県防災ボランティアグループ登録制度の活用

県は、大規模な災害が発生し、応急対策に必要な人員が不足した場合に備え、あらかじめ被災地に救援の手を差し延べる意思のあるグループを募集して愛知県防災ボランティアグループとして登録し、災害発生に伴う情報収集員が不足したときに無線ボランティアの協力を得るほ

か、被災地における輸送・一般作業の協力を得ることとする。

- ◆ 附属資料第15「愛知県防災ボランティアグループ登録制度推進要綱」
- ◆ 附属資料第7「愛知県登録防災ボランティアグループ一覧」
- ◆ 附属資料第10「日本赤十字社愛知県支部 赤十字奉仕団等」

第3節 企業防災の促進

1 企業における措置

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

(1) 生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に來たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、まず顧客の安全、次に企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保するものとする。

(2) 二次災害の防止

製造業などにおいて、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取り組みが必要である。

(3) 事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、事業継続計画（BCP）を策定し、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方針、手段などを取り決めておくものとする。

(4) 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、県民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特徴を活かした活動が望まれる。

また、平常時からこれら主体との連携を密にしておくことも望まれる。

2 県（産業労働部、防災局）、市町村及び商工団体等における措置

県、市町村及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(1) 事業継続計画（BCP）の策定促進

ア 普及啓発活動

県、市町村及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していくものとする。

イ 情報の提供

企業が事業継続計画（BCP）を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、県及び市町村はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

(2) 相談体制の整備

県、市町村及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。

第2章 水害予防対策

■ 基本方針

- 森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から県民の生命、財産を保全し、また、水源のかん養、生活環境の保全、形成を図るため、山地治山、保安林整備、水土保持治山、水源地域整備、防災林造成及び地すべり防止等の治山対策を推進する。なお、推進を図る上で、自力避難が困難な災害時要援護者の人命保護が重要である。
- 荒廃した山地、溪流からの集中豪雨等による土石流・土砂流出、同じく急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命・財産を守るため、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり対策事業を推進する。また、人命保護の立場から土砂災害危険箇所の周知、土砂災害警戒区域等の指定、警戒避難体制の確立、防災意識の普及等の総合的な土砂災害対策を推進する。
- 洪水、高潮等による災害を防止するため、河川維持修繕、河川改良等の改修事業を実施し、維持管理の強化と併せ、水系一貫した河川改修を推進する。
- 海水による侵食又は高潮及び波浪等による被害から海岸を防護するため、高潮対策事業、侵食対策事業等の海岸保全事業を実施し、県土の保全を図る。
- 農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、あわせて県土の保全を図る。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 総合的治山対策	中部森林管理局、 県	1(1) 山地治山事業 1(2) 保安林整備事業 1(3) 水土保持治山事業(地域防災対策総合治山) 1(4) 水源地域整備事業 1(5) 防災林造成事業 1(6) 地すべり防止事業
第2節 災害時要援護者関 連施設に係る土砂 災害対策	県、市町村	1(1) 県土保全事業の推進 1(2) 施設管理者等に対する情報の提供 1(3) 施設管理者等に対する防災知識の普及
	市町村 災害時要援護者関 連施設	2 施設管理者に対する連絡体制の確立 3 社会福祉施設等における対策
第3節 砂防対策	中部地方整備局、 県、市町村	1(1) 砂防事業 1(2) 急傾斜地崩壊対策事業 1(3) 地すべり対策事業 1(4) 総合土砂災害対策
第4節 河川防災対策	中部地方整備局、 県、市町村	1(1) 河川維持修繕 1(2) 河川改修 1(3) 総合治水対策 1(4) 河川情報の提供
第5節 海岸防災対策	県、名古屋港管理 組合、市町村	(1) 高潮対策事業 (2) 侵食対策事業

第6節 農地防災対策	東海農政局、県、 市町村、土地改良 区	(1) たん水防除事業 (2) 老朽ため池等整備事業 (3) 用排水施設整備事業 (4) 防災ダム事業
---------------	---------------------------	--

第1節 総合的治山対策

1 中部森林管理局及び県（農林水産部）における措置

- (1) 山地治山事業
荒廃地の復旧整備及び荒廃危険地を整備し、山地に起因する災害の未然防止を図る。
- (2) 保安林整備事業
地味劣悪、被災等により、機能の低下した保安林及び生活環境を保全すべき保安林を整備して、水源かん養及び土砂流出・崩壊等防災機能と保健休養機能の高度発揮を図る。
- (3) 水土保持山事業（地域防災対策総合治山）
荒廃地及び荒廃危険地等が存在する一定地域において山地災害を未然に防止し、生活環境基盤の整備に資するため、緊急かつ総合的に実施する事業である。
- (4) 水源地域整備事業
ダム上流等の水資源の確保上重要な水源地域において、森林の有する水源かん養機能を高度に発揮させ、水資源の確保と国土の保全に資するため、荒廃地、荒廃移行地等の復旧整備及び荒廃森林の整備を面的、総合的に実施する事業である。
- (5) 防災林造成事業
海岸等で飛砂、潮風、高潮、強風などによる被害を防止する。
- (6) 地すべり防止事業
地すべりによる被害を防止、軽減するため、地すべり防止区域内の地すべりを防止する。

2 関連調整事項

- (1) 山腹崩壊、地すべり等による山地災害危険箇所の実態を把握し、治山事業施行の基礎資料とするよう考慮する。
- (2) 山地災害危険箇所に関する資料を関係市町村に提供し、市町村の防災計画に掲載し、関係住民の周知が図られるよう考慮する。
- (3) 治山事業と砂防事業の連絡調整を図り、事業が円滑、かつ効率的に実施されるよう考慮する。
- (4) 保安林の機能を高度に発揮させるため、本数調整伐を進めるとともに、伐採木の安全な処分を含め、森林整備等についても考慮する。
- (5) 小規模な荒廃地、荒廃危険地等の事業実施についても考慮する。

第2節 災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策

1 県（農林水産部、建設部、健康福祉部）及び市町村における措置

- (1) 県土保全事業の推進
災害時要援護者関連施設を土砂災害から守るため、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等の県土保全事業を積極的に推進する。
- (2) 施設管理者等に対する情報の提供
山地災害危険地区など土砂災害の危険箇所等に所在する災害時要援護者関連施設の調査結果に基づき、山地災害危険地区など土砂災害の危険区域に所在する施設の管理者、防災責任者に対し、市町村と協力してその旨を周知する。
また、施設の名称、場所等を県及び市町村の地域防災計画に登載することにより施設における土砂災害対策の一層の促進を図る。

◆ 附属資料第1「危険箇所等の定義・土砂災害警戒区域等の定義」

◆ 附属資料第1「土砂・山地災害区域内の災害時要援護者関連施設」

(3) 施設管理者等に対する防災知識の普及

施設の管理者、防災責任者に対し、説明会等の実施により土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図る。

また、個別の危険箇所、避難場所及び災害の前兆現象等を記載した「土砂災害危険箇所・危険区域図」を作成し、市町村及び施設管理者に配布して防災知識の普及を図る。

2 市町村における措置

市町村は施設の管理者に対して、土砂災害警戒情報等の情報を提供するなど連絡体制の確立に努める。

3 災害時要援護者関連施設における措置

第9章第6節(1)「社会福祉施設等における対策」による。

◆ 附属資料第13「地形・地質」

◆ 附属資料第1「山地災害危険地区等」

◆ 附属資料第1「土砂・山地災害区域内の災害時要援護者関連施設」

第3節 砂防対策

1 中部地方整備局、県（建設部）及び市町村における措置

(1) 砂防事業

山地の荒廃による有害土砂流出防止のため、えん堤工、又は縦横侵食による土砂流出防止のため護岸工等を施工し災害の未然防止を図る。また、丘陵地の開発に伴う砂防指定地域内の行為に対する管理の強化及び各種砂防事業を地域の開発に対応して強力で推進する。

(2) 急傾斜地崩壊対策事業

集中豪雨等によるがけ崩れ災害に対処するため、がけの高さ5m以上、勾配30度以上、人家5戸以上の箇所、その土地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められるものについて、「急傾斜地崩壊危険区域」に指定して、危険度の高い急傾斜地の崩壊を防止する法面改良、土留施設又は排水施設の整備を実施する。

(3) 地すべり対策事業

第三紀層、破碎帯等特殊な地質のところ、土地の一部が地下水等に起因して地すべりを起こしその面積が5ヘクタール、市街化地域にあっては2ヘクタール以上の地区で、かつ多量の崩土が河川に流入し、下流に被害を及ぼすおそれがある箇所、又は鉄道、道路若しくは10戸以上の人家、又は公共施設等に被害のおそれがある箇所について、「地すべり防止区域」に指定し、地下水の排水施設、擁壁等それぞれの地域に対応した防止施設の整備を実施する。

(4) 総合土砂災害対策

近年の土石流、がけ崩れ災害等の頻発に鑑み、人命保護の立場から、上記の防災施設を整備するほか、土砂災害危険箇所の周知、市町村に対する警戒避難体制の確立に関する必要な指導・助言、土地利用の誘導、情報の収集・伝達、防災意識の普及等を含めた総合的な土砂災害対策を実施する。

なかでも、的確な情報伝達により早期に避難が可能となるよう警戒避難体制を確立することは必要不可欠である。このため、名古屋地方気象台と連携した土砂災害警戒情報やこれに関連した情報を市町村や住民に提供し、迅速かつ適切な防災体制を支援していく。

また、県民の生命、身体を保護するため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害

特別警戒区域の指定を推進する。

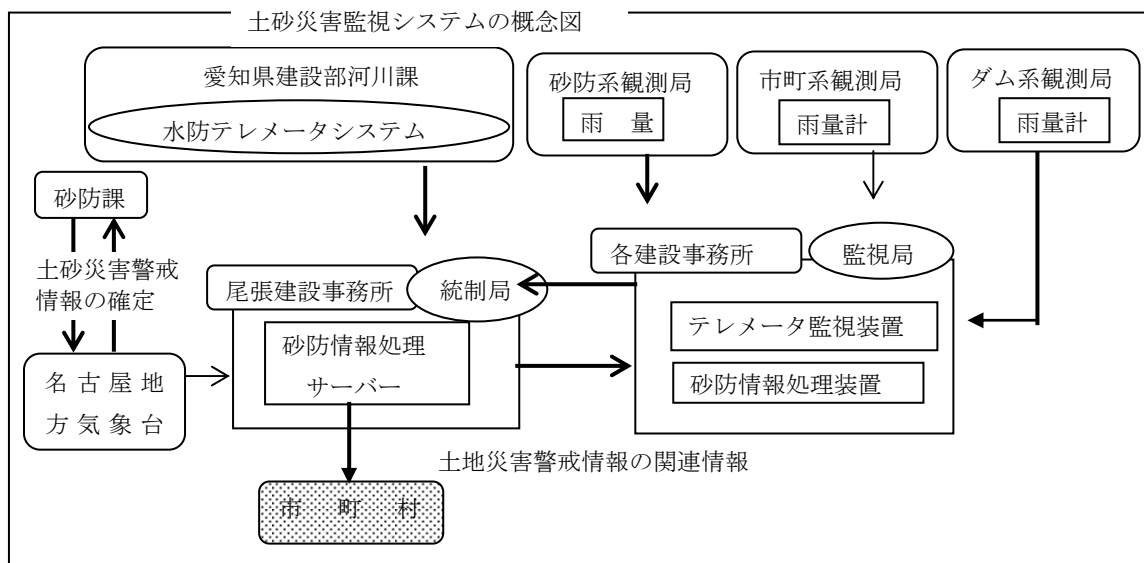
大規模な土砂災害が急迫した場合は、中部地方整備局及び県は緊急調査を実施し、その結果を土砂災害緊急情報として関係市町村へ通知することにより、市町村の警戒避難体制を支援する。

2 関連調整事項

- (1) 地すべり、がけ崩れ、土石流等の危険箇所の実態を十分調査し、それをもとに防止工事を実施するよう考慮する。
- (2) 砂防、治山、河川改修、農地防災等の各種事業で実施されている各々の防災事業については、相互間の調整を行い事業執行の効率化、適正化を図るように考慮する。
- (3) 土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり危険箇所、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に関する資料を関係市町村へ提供するとともに警戒避難体制の整備を推進するため、避難勧告の発令基準について土砂災害警戒情報の発表を位置づけることなどを関係市町村へ指導する。

市町村は、警戒避難体制について市町村地域防災計画に位置づけ、その推進に努めるものとする。

- (4) 土砂災害監視システムにより土砂災害警戒情報を補足するため、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報を市町村や住民に提供することで警戒避難体制を支援していく。



- ◆ 附属資料第1「土石流危険渓流」
- ◆ 附属資料第1「急傾斜地崩壊危険箇所・急傾斜地崩壊危険区域・災害危険区域」
- ◆ 附属資料第1「地すべり危険箇所・地すべり防止区域」
- ◆ 附属資料第1「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域」
- ◆ 附属資料第1「砂防指定地」
- ◆ 附属資料第1「山地災害危険地区等」
- ◆ 附属資料第1「土砂・山地災害区域内の災害時要援護者関連施設」
- ◆ 附属資料第13「地形・地質」

第4節 河川防災対策

1 中部地方整備局、県（建設部）及び市町村における措置

(1) 河川維持修繕

平常から河川を巡視して河川施設の状況を把握し、必要に応じ対策を実施するとともに、洪

水に際して被害を最小限度に止めるよう堤防の維持・補修、護岸、水制、根固工の修繕、堆積土砂の除去等を進める。

(2) 河川改修

一級河川の本川については、狭窄部の拡幅、堆積土砂の掘削、しゅんせつ、護岸、水制等を施工し、河積の拡大、河道の安定を図り、上流ダム群等により洪水調節を行う。一級河川の支川や二級河川についても同様に河道の整備を図り、河口部の堤防、水門等について改築を実施するほか、地盤沈下による治水機能の低下に対応して、排水機場設置などにより低地河川としての整備も併せて実施する。

(3) 総合治水対策

近年における都市化の進展とこれに伴う流域内の開発等に伴う、治水安全度の低下の著しい河川について、地域の持つ保水、遊水機能の確保及び災害の発生のおそれのある地域での安全な土地利用の誘導等の措置と併せて、治水施設の整備を積極的に推進することにより災害の防止と軽減を図るため、河川事業において総合治水対策特定河川事業を実施し、特に対策の急がれる都市における特定の河川を対象にした総合的な治水対策の推進を図るものである。

なお本県では、新川、境川流域を対象として事業を実施する。

(4) 河川情報の提供

水害による被害を最小限に抑止するため、河川改修によるハード対策とともに、ソフト対策として、水防活動を行う上で必要な雨量、河川水位、潮位観測局のデータや河川監視カメラの画像を市町村等水防関係機関へ提供するとともに、住民の自主避難や迅速かつ的確な避難態勢の確保を図るため、インターネット配信を行う。また、市町村が公表する洪水ハザードマップの作成を支援するための想定浸水情報の提供を実施し、さらに地域防災力の強化、防災意識の高い人材の育成を目指した地域協働型の新しいソフト対策「みずから守るプログラム(手づくりハザードマップ作成支援、大雨行動訓練実施支援など)」をNPOと連携を図り実施する。

2 関連調整事項

- (1) 水源より河口にいたる水系全流域について一貫した重要水防か所の実態を把握するとともに、特に慢性的、持続的な破壊作用(ダムの堆砂、河床変動、天井川の形成と排水の不良化)等についても考慮する。
- (2) ダムの操作等利水施設の設置及び運営は治水との総合調整を考慮し、水源より河口まで一貫した観点より適切に行うよう考慮する。
- (3) 砂防事業、治山事業相互間の連絡調整をするよう考慮する。
- (4) 総合排水の見地より都市の下水道事業、農地排水など排水改良事業との調整を行うよう考慮する。
- (5) 堤防及び附属施設の管理の徹底についても考慮する。

- ◆ 附属資料第13「河川」
- ◆ 附属資料第3「河川の概要」
- ◆ 附属資料第14「水害」
- ◆ 附属資料第3「重要水防箇所」

第5節 海岸防災対策

1 県(建設部、農林水産部)、名古屋港管理組合及び市町村における措置

(1) 高潮対策事業

高潮及び波浪等による被害を防止するため、海岸堤防、防潮水門等の新設、又は既存施設の補強改修等を実施する。また、近年臨海地域の開発により台風時又は冬期風浪の越波により塩害が甚しくなっているため、消波工の設置による越波防止を行い背後地の保全を図る。

(2) 侵食対策事業

侵食による被害が発生するおそれのある海岸に侵食防止対策を行い、背後地の保全を図る。とくに、遠州灘沿岸の侵食防止を重点的に推進する。

2 関連調整事項

- (1) 海岸保全事業は背後地、水面等の関連により建設海岸（国土交通省河川局所管）、港湾海岸（国土交通省港湾局所管）、漁港海岸（農林水産省水産庁所管）及び農地海岸（農林水産省農村振興局所管）に分かれて実施しているので緊密な連絡調整を図るよう考慮する。
- (2) 臨海用地造成計画により海岸堤防の前面に土地造成を行う時には、海岸堤防の機能を阻害しないよう計画する。
- (3) 観光レクリエーションの将来需要の動向を配慮した海浜利用と調和のとれた海岸保全事業を実施するよう考慮する。

◆ 附属資料第13「海岸」

◆ 附属資料第3「海岸の概要」

◆ 附属資料第14「高潮害」

第6節 農地防災対策

1 東海農政局、県（農林水産部）、市町村及び土地改良区における措置

(1) たん水防除事業

流域の開発等立地条件の変化によりたん水被害のおそれのある地域において、これを防止するため排水機、排水路等の新設又は改修を行う。

(2) 老朽ため池等整備事業

農業用のため池の決壊による災害を未然に防止するため、堤体補強及び余水吐、その他附帯施設の改修を行う。

(3) 用排水施設整備事業

農業用施設の脆弱化等による災害を未然に防止するため、頭首工、水路等の改修を行う。

(4) 防災ダム事業

洪水による農地及び農業用施設等の被害を防止するため、洪水調節機能の賦与・増進のための農業用ため池の改修を行う。

2 関連調整事項

- (1) 老朽ため池の危険箇所を十分把握し、それをもとに改修工事等を実施するよう考慮する。
- (2) 農地防災・河川改修事業相互間の連絡調整をするよう考慮する。

◆ 附属資料第3「重要水防箇所」

第3章 事故・火災等予防対策

■ 基本方針

- 関係機関において、事故・火災等に対する連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を図るものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 海上災害対策	第四管区海上保安本部	1(1) 船舶及び海事関係者等に対する指導監督 1(2) 海上災害防止思想の普及 1(3) 船舶に対する警報等の周知 1(4) 排出油等防除資材等の把握及び協力体制の確立 1(5) 訓練の実施
	県	2(1) 排出油等防除資材等の備蓄 2(2) 関係各機関との連携
	県警察	3(1) 情報の収集・連絡体制の整備 3(2) 防災体制の強化 3(3) 救出救助用機材の整備 3(4) 警察用船舶の広域運用に必要な措置 3(5) 防除資機材の緊急輸送時の連絡体制強化
	市町村（消防機関）	4(1) 排出油等防除資材等の整備・備蓄 4(2) 防災体制の強化
	海上災害防止センター	5(1) 防除機材の整備等 5(2) 訓練の実施 5(3) 調査研究及び資機材開発
第2節 航空災害対策	中部国際空港株式会社	1(1) 中部国際空港緊急計画連絡協議会構成機関との連携による総合訓練の実施 1(2) 消火薬剤等の整備及び常滑市との連携による消火救難訓練の実施 1(3) 社団法人愛知県医師会との連携による消火救難訓練の実施 1(4) 日本赤十字社愛知県支部との連携による消火救難訓練の実施 1(5) 社団法人愛知県歯科医師会との連携による消火救難訓練の実施
	愛知県名古屋空港事務所	2(1) 名古屋飛行場緊急計画連絡協議会構成機関との連携による総合訓練の実施 2(2) 消防活動の用に供する施設等の整備及び地元3市・広域事務組合との連携による消火救難訓練の実施 2(3) 社団法人愛知県医師会及び日本赤十字社愛知県支部との連携による消火救難訓練の実施

		2(4) 空港防災対策の実施
	県	3(1) 情報通信手段の確保及び運用・管理 3(2) 防災体制の強化
	県警察	4(1) 避難誘導、救出救助、交通規制等応急体制の整備 4(2) 連絡体制の整備 4(3) 基礎資料の収集及び補正 4(4) 実践的な防災訓練の実施
	市町村（消防機関）	5(1) 中部国際空港 5(2) 愛知県名古屋飛行場
第3節 鉄道災害対策	鉄道事業者	1(1) ポスターの掲示、チラシ類の配布 1(2) 保安設備の点検 1(3) 乗務員等に対する教育訓練体制の整備充実 1(4) 鉄道施設の防災構造化 1(5) 広報活動
	県、県警察、市町村（消防機関）	2 救急救助用資機材の整備
	中部運輸局、県、 県警察、市町村（消防機関）	3(1) 情報通信手段の確保及び運用・管理 3(2) 防災体制の強化
第4節 道路災害対策	道路管理者（中部 地方整備局、県、 市町村、中日本高 速道路株式会社、 愛知県道路公社、 名古屋高速道路公 社）	1(1) 道路パトロールカー等による道路構造物の定期点検 1(2) 道路の防災対策
	道路管理者、県警察、市町村（消防機関）	2(1) 実践的な訓練の実施 2(2) 情報通信手段の確保及び運用・管理
	県、県警察、市町村	3(1) 救急救助用資機材の整備 3(2) 道路利用者等に対する情報伝達体制等の整備
第5節 放射性物質及び原子力災害予防対策	事業者	1(1) 施設の不燃化等の推進 1(2) 放射線による被ばくの予防対策の推進 1(3) 施設等における放射線量の把握 1(4) 自衛消防体制の充実 1(5) 通報体制の整備 1(6) 放射性物質を取り扱う業務関係者への教育の実施 1(7) 防災訓練等の実施

	<p>予防対策実施機関 (事業者、市町村、 県警察、県、愛知 労働局、中部運輸 局、第四管区海上 保安本部、名古屋 地方気象台)</p>	2 放射線測定器、放射線防護服等防護資機材の整備
	<p>県</p>	<p>3(1) 原子力事業者との通報・連絡体制の整備 3(2) 平常時における環境放射線モニタリングの実施 3(3) 国との連絡調整</p>
	<p>愛知労働局、県、 市町村</p>	4 放射性物質を保有する事業者、放射線防護資機材の保有状況等防災対策資料の把握
<p>第6節 危険物及び毒物劇 物等化学薬品類保 安対策</p>	<p>県、市町村</p>	<p>1(1) 立入検査の強化及び屋外タンク等の実態把握調査 1(2) 危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化</p>
	<p>市町村</p>	2 化学消防車等の整備
	<p>危険物等施設の所 所有者・管理者・占 有者</p>	<p>3(1) 事業所の自主点検体制の確立 3(2) 必要資機材の備蓄</p>
	<p>危険物等施設の所 所有者・管理者・占 有者、危険物等輸 送機関、中部近畿 産業保安監督部、 県、市町村</p>	4 災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発
<p>第7節 高圧ガス保安対策</p>	<p>中部近畿産業保安 監督部、県</p>	<p>1(1) 保安思想の啓発 1(2) 規制の強化 1(3) 自主保安体制の整備</p>
	<p>高圧ガス施設</p>	2 火災に対する予防措置
	<p>高圧ガス施設等の 所有者・管理者・ 占有者、高圧ガス 輸送機関、中部近 畿産業保安監督 部、県、市町村</p>	3 災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発
<p>第8節 火薬類保安対策</p>	<p>中部近畿産業保安 監督部、県</p>	<p>1(1) 保安思想の啓発 1(2) 規制の強化 1(3) 自主保安体制の整備</p>
	<p>市町村</p>	2 事業者との災害防止協定締結による立入調査・勧告等の措置

	火薬類施設及び火薬類の所有者・管理者・占有者	3 火薬類の安全な移転体制の確保
	火薬類施設及び火薬類の所有者・管理者・占有者、火薬類輸送機関、中部近畿産業保安監督部、県、市町村	4 災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発
第9節 林野火災対策	中部森林管理局、県、市町村、森林組合	1(1) 林野火災予防思想の普及、啓発 1(2) 林野パトロール等 1(3) 森林施業計画等による予防施設の整備 1(4) 林道網の整備 1(5) 防火用水の整備 1(6) 予防機材等の整備
	県、市町村	2 林野所有（管理）者に対する指導
第10節 地下街等の保安対策	地下街等の所有者・管理者・占有者、ガス事業者、中部近畿産業保安監督部、県、県警察、市町村	1 地下街等の実態調査の実施
	地下街等の所有者・管理者・占有者	2(1) 防火避難施設の点検整備 2(2) 防火管理体制の強化及び消防用設備等の点検整備 2(3) 非常用通信設備の整備充実 2(4) 利用者に対する責務
	消防機関（市町村）	3(1) 査察の強化 3(2) ガス事業者との連携強化 3(3) 消防施設の整備充実
	県警察	4(1) 情報収集・連絡体制等の整備 4(2) 保安施設の整備指導 4(3) 救急救助資機材の整備
	ガス事業者	5 安全型器機・遮断装置等の安全設備の普及促進

第1節 海上災害対策

1 第四管区海上保安本部における措置

(1) 船舶及び海事関係者等に対する指導監督

船舶及び海事関係者等に対し船舶安全法、港則法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等法令の遵守について指導監督する。

(2) 海上災害防止思想の普及

海難防止、海上災害防止に係る講習会を開催し、また、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

(3) 船舶に対する警報等の周知

気象・津波・高潮・波浪に関する警報等の通知を受けたとき及び航路標識の異常等船舶航行の安全に重大な影響を及ぼす事態を知ったときは、放送、通報、巡視船艇の巡回等により船舶に周知する。

(4) 排出油等防除資材等の把握及び協力体制の確立

関係機関の保有するオイルフェンス、油吸着材、油処理剤等の排出油等防除資材並びに化学消火薬剤並びに作業船艇の消防能力等を把握するとともに、緊急時における協力体制の確立を図る。

(5) 訓練の実施

大規模海難や危険物等の大量排出を想定し、関係各機関と連携したより実践的な訓練を実施し、防災体制の強化を図る。

2 県（農林水産部、建設部、防災局）における措置

(1) 排出油等防除資材等の備蓄

オイルフェンス、油吸着材、油処理剤等の排出油等防除資材並びに化学消火薬剤及び作業船艇等の整備・備蓄に努める。

なお、必要に応じて漂着油等の除去等に必要な資機材及び消防用資機材等の整備に努める。

(2) 関係各機関との連携

大規模海難や危険物等の大量排出を想定し、関係各機関と連携して防災体制の強化を図る。

3 県警察における措置

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

第四管区海上保安本部等関係機関と連携し、情報の収集・連絡体制の整備を図る。

(2) 防災体制の強化

危険物の大量流出を想定し、地域住民等の避難誘導活動、危険物等の防除活動等を行う体制の整備を図るとともに、関係機関と連携して防災体制の強化を図る。

(3) 救出救助用機材の整備

潜水用具セット、水中通話装置等救出救助用機材の整備に努める。

(4) 警察用船舶の広域運用に必要な措置

警察用船舶の広域運用に必要な措置を講じる。

(5) 防除資機材の緊急輸送時の連絡体制強化

防除資機材の緊急輸送時は、関係機関との連絡体制の強化及び関係機関相互の有機的な連携を図る。

4 市町村（消防機関）における措置

(1) 排出油等防除資材等の整備・備蓄

オイルフェンス、油吸着材、油処理剤等の排出油等防除資材並びに化学消火薬剤及び作業船艇等の整備・備蓄に努める。

なお、必要に応じて漂着油等の除去等に必要な資機材及び消防用資機材等の整備に努める。

(2) 防災体制の強化

大規模海難や危険物等の大量排出を想定し、関係機関と連携して防災体制の強化を図る。

5 海上災害防止センターにおける措置

(1) 防除機材の整備等

防除資機材の備え付けを義務付けられた船舶所有者にかわり、油等回収船及びオイルフェンスなどの防除機材を整備し、船舶所有者の利用に供する。

- (2) 訓練の実施
海上防災のための措置に関する訓練を行う。
- (3) 調査研究及び資機材開発
海上防災のための措置技術についての調査研究と資機材の開発を行い、その成果の普及を図る。
 - ◆ 附属資料第5「流出油防除資機材」
 - ◆ 附属資料第5「オイルフェンス・油処理剤・油吸着材・油ゲル化剤等の備蓄」

第2節 航空災害対策

1 中部国際空港株式会社における措置

- (1) 中部国際空港緊急計画連絡協議会構成機関との連携による総合訓練の実施
「中部国際空港緊急計画（消火救難・救急医療活動）」に基づき、中部国際空港緊急計画連絡協議会の構成機関と連携し、定期的に部分訓練及び総合訓練を実施する。
- (2) 消火薬剤等の整備及び常滑市との連携による消火救難訓練の実施
「中部国際空港及び空港周辺における消火救難活動に関する協定」に基づき、消火薬剤等の整備に努めるとともに、常滑市と連携し、定期的に消火救難訓練を実施する。
- (3) 社団法人愛知県医師会との連携による消火救難訓練の実施
「中部国際空港医療救護活動に関する協定」に基づき、医薬品及び医療資機材の整備に努めるとともに、社団法人愛知県医師会と連携し、消火救難訓練を実施する。
- (4) 日本赤十字社愛知県支部との連携による消火救難訓練の実施
「中部国際空港及びその周辺における航空機事故に対する応急救護活動に関する協定」に基づき、医薬品及び医療資機材の整備に努めるとともに、日本赤十字社愛知県支部と連携し、消火救難訓練を実施する。
- (5) 社団法人愛知県歯科医師会との連携による消火救難訓練の実施
「中部国際空港医療救護活動に関する協定」に基づき、医薬品及び医療資機材の整備に努めるとともに、社団法人愛知県歯科医師会と連携し、消火救難訓練を実施する。

2 愛知県名古屋空港事務所における措置

- (1) 名古屋飛行場緊急計画連絡協議会構成機関との連携による総合訓練の実施
「愛知県名古屋飛行場緊急計画（消火救難、救急医療活動）」に基づき、名古屋飛行場緊急計画連絡協議会の構成機関と連携し、定期的に部分訓練及び総合訓練を実施する。
- (2) 消防活動の用に供する施設等の整備及び地元3市・広域事務組合との連携による消火救難訓練の実施
「愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定」に基づき、消防活動の用に供する施設等の整備に努めるとともに、地元3市及び西春日井広域事務組合と連携し、定期的に消火救難訓練を実施する。
- (3) 社団法人愛知県医師会及び日本赤十字社愛知県支部との連携による消火救難訓練の実施
「災害時の医療救護に関する協定書」、「愛知県名古屋飛行場及びその周辺における航空機事故に対する応急救護活動に関する協定」に基づき、医薬品及び医療資機材の整備に努めるとともに、社団法人愛知県医師会及び日本赤十字社愛知県支部と連携し、消火救難訓練を実施する。
- (4) 空港防災対策の実施
空港防災対策を第4章第1節「交通・ライフライン関係施設対策」により実施する。

3 県（地域振興部、防災局）における措置

- (1) 情報通信手段の確保及び運用・管理

大規模航空災害時における防災行政無線の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。

(2) 防災体制の強化

大規模航空災害を想定し、大阪航空局中部空港事務所等の関係機関と連携して防災体制の強化を図る。

4 県警察における措置

(1) 避難誘導、救出救助、交通規制等応急体制の整備

大規模航空災害を想定し、避難誘導、救出救助、交通規制等の初動措置を的確にとることができるよう応急体制の整備に努める。

(2) 連絡体制の整備

大阪航空局中部空港事務所等関係機関と連携し、大規模航空災害発生時の連絡体制の整備を図る。

(3) 基礎資料の収集及び補正

大規模航空災害に備え、基礎資料の収集及び補正に努める。

(4) 実践的な防災訓練の実施

大規模航空災害を想定し、関係機関と連携し、実践的な防災訓練を実施するよう努め、防災体制の強化を図る。

5 市町村（消防機関）における措置

(1) 中部国際空港

「中部国際空港及び空港周辺における消火救難に関する協定」に基づき、常滑市は、消火薬剤等の資機材の整備に努めるとともに、中部国際空港株式会社と連携し、定期的に訓練を実施する。

(2) 愛知県名古屋飛行場

「愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定」に基づき、関係機関（西春日井広域事務組合、小牧市、春日井市及び名古屋市）は、消火薬剤等の資機材の整備に努めるとともに、県（名古屋空港事務所）と連携し、毎年1回総合消防訓練を実施する。

第3節 鉄道災害対策

1 鉄道事業者における措置

(1) ポスターの掲示、チラシ類の配布

鉄道事業者は、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布を行い、事故防止に努める。

(2) 保安設備の点検

鉄道事業者は、保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努める。

(3) 乗務員等に対する教育訓練体制の整備充実

鉄道事業者は、乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制の整備充実に努める。

(4) 鉄道施設の防災構造化

鉄道事業者は、鉄道施設の防災構造化や安全施設等の整備に係る防災対策を第4章第1節「交通・ライフライン関係施設対策」により実施する。

(5) 広報活動

鉄道事業者等は、踏切事故を防止するため、広報活動に努めるものとする。

2 県（防災局）、県警察及び市町村（消防機関）における措置

県、県警察及び市町村は、大規模鉄道災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。

3 中部運輸局、県（防災局）、県警察及び市町村（消防機関）における措置

(1) 情報通信手段の確保及び運用・管理

中部運輸局、県、県警察及び市町村は、大規模鉄道災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。

(2) 防災体制の強化

中部運輸局、県、県警察及び市町村は、大規模鉄道災害を想定し、鉄道事業者と連携して防災体制の強化を図る。

◆ 附属資料第5「救助用資機材」

第4節 道路災害対策

1 道路管理者（中部地方整備局、県（建設部）、市町村、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社）における措置

(1) 道路パトロールカー等による道路構造物の定期点検

道路管理者は、道路パトロールカー等により道路構造物の定期的な点検を行い、事故防止に努める。

(2) 道路の防災対策

道路管理者は、道路の防災対策について、第4章第1節「交通・ライフライン関係施設対策」により実施する。

2 道路管理者、県警察及び市町村（消防機関）における措置

(1) 実践的な訓練の実施

道路管理者等は、大規模道路災害を想定し、関係機関と連携したより実践的な訓練を実施するように努め、防災体制の強化を図る。

(2) 情報通信手段の確保及び運用・管理

道路管理者等は、大規模道路災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。

3 県（建設部、防災局）、県警察及び市町村における措置

(1) 救急救助用資機材の整備

県、県警察及び市町村は、大規模道路災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。

(2) 道路利用者等に対する情報伝達体制等の整備

県警察は、危険箇所等の発見及び点検に努め、大規模道路災害に発展するおそれのある山（崖）くずれなどの事故等を認知した場合における関係機関との連絡体制及び道路利用者等への情報の伝達体制の整備を図る。

◆ 附属資料第5「救助用資機材」

第5節 放射性物質及び原子力災害予防対策

1 事業者における措置

事業者は、関係法令を遵守するとともに、施設等の防災対策を実施することにより、安全管理に万全を期するものとする。

- (1) 施設の不燃化等の推進
- (2) 放射線による被ばくの予防対策の推進
- (3) 施設等における放射線量の把握
- (4) 自衛消防体制の充実
- (5) 通報体制の整備
- (6) 放射性物質を取り扱う業務関係者への教育の実施
- (7) 防災訓練等の実施

2 予防対策実施機関（事業者、市町村、県警察、県（防災局、環境部、健康福祉部、農林水産部）、愛知労働局、中部運輸局、第四管区海上保安本部及び名古屋地方気象台）における措置

予防対策を実施する各機関は、必要に応じ、放射線測定器（個人用被ばく線量測定用具を含む。）、放射線防護服等防護資機材の整備を図るものとする。

3 県（防災局、環境部）における措置

- (1) 原子力事業者との通報・連絡体制の整備
近隣県における原子力事業者との通報・連絡体制の整備に努めるものとする。
- (2) 平常時における環境放射線モニタリングの実施
平常時の環境放射線量等のデータの収集に努め、緊急時における対策のための基礎データとするものとする。
- (3) 国との連絡調整
緊急時の放射線影響予測にあたり、国の予測データが活用できるようあらかじめ国と調整を行うものとする。

4 愛知労働局、県及び市町村における措置

愛知労働局、県及び市町村は、放射性物質に対する防災対策を円滑に実施するため、放射性物質を保有する事業者、放射線防護資機材の保有状況等防災対策資料の把握に努めるものとする。

5 放射線被ばく者診断医療機関（専門医）の確保

放射線被ばく者の措置については、放射線に関する専門医の診断が必要とされるので、事業者等は、あらかじめ専門医を置く医療機関の把握に努めるものとする。

6 災害に関する知識の習得及び訓練等

防災関係機関は、放射性物質や原子力災害に関する基礎知識、参考資料等を収集するとともに、災害時の状況に即した訓練及びシステム維持等に努めるものとする。

県は、中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下、「4原子力事業者」という。）と連携して、他の防災関係機関に適宜情報提供を行う。

- (1) アドバイザーの設置
県は、原子力防災に関するアドバイザーを設置し、専門的、技術的な立場から助言を求める体制を整備する。
- (2) 県と4原子力事業者との情報交換等の実施
県と4原子力事業者は、情報連絡体制に係る各合意内容に基づき、情報交換等を適宜実施し、相互の連携強化を図るものとする。
- (3) 情報伝達訓練の実施

県は、4原子力事業者が行う原子力発電所又は原子炉施設の異常時における情報伝達訓練と連携して、関係機関への情報伝達訓練を実施するものとする。

- ◆ 附属資料第5「放射性物質保有事業所」
- ◆ 附属資料第10「NBC災害・テロ対策対応機器整備医療機関」
- ◆ 附属資料第5「NBC災害対応資機材保有状況」
- ◆ 附属資料第15「中部電力株式会社浜岡原子力発電所の安全確保に係る連絡体制に関する覚書」
- ◆ 附属資料第15「関西電力株式会社の原子力発電所の安全確保に係る情報連絡体制に関する合意書」
- ◆ 附属資料第15「日本原子力発電株式会社の原子力発電所の異常時に関する情報連絡に関する合意書」
- ◆ 附属資料第15「独立行政法人日本原子力研究開発機構の原子炉施設に係る情報連絡体制に関する合意書」

第6節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策

1 県（防災局、健康福祉部）及び市町村における措置

- (1) 立入検査の強化及び屋外タンク等の実態把握調査
県及び市町村は、危険物等施設に対する保安法令の定めるところにより立入検査の強化を図るとともに屋外タンク等の実態把握調査の実施を図る。
- (2) 危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化
県及び市町村は、危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化を図るとともに、法令等の講習会等を実施する。

2 市町村における措置

市町村は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化促進を図る。

3 危険物等施設の所有者・管理者・占有者における措置

- (1) 事業所の自主点検体制の確立
 - ア 日常の点検事項及び点検方法等あらかじめ具体的に定めておくものとする。
 - イ 自衛消防組織の編成を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。
 - ウ 隣接する危険物等事業所の相互応援に関する協定を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。
- (2) 必要資機材の備蓄
事業所は、化学消火薬剤及び必要資機材の備蓄に努める。

4 危険物等施設の所有者・管理者・占有者、危険物等輸送機関、中部近畿産業保安監督部、県（防災局、健康福祉部）及び市町村における措置

防災関係機関及び関係企業は、それぞれ又は、共同して災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。

5 関係調整事項

防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、立入検査を実施するとともに、可能な限り相互に協力してこれを行い検査結果の交換に努めるものとする。

- ◆ 附属資料第5「危険物取扱施設数」

◆ 附属資料第5「毒物・劇物製造所」

第7節 高圧ガス保安対策

1 中部近畿産業保安監督部及び県（防災局）における措置

中部近畿産業保安監督部及び県は、高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締の強化、自主保安体制の整備を重点に災害予防対策を推進する。

(1) 保安思想の啓発

- ア 高圧ガス保安法の周知徹底
- イ 各種の講習会、研修会の開催
- ウ 高圧ガスの取扱指導
- エ 保安活動促進週間の実施

(2) 規制の強化

- ア 製造施設、貯蔵所又は消費場所等の保安検査及び立入検査の強化
- イ 各事業所における実情把握と各種保安指導の推進
- ウ 関係行政機関との緊密な連携

(3) 自主保安体制の整備

- ア 自主保安教育の実施
- イ 定期自主検査の実施と責任体制の確立
- ウ 地域防災協議会の育成

2 高圧ガス施設における措置

高圧ガス施設は、貯槽、反応塔等の過熱、爆発、延焼を防止するため、散水冷却装置、ウォーターカーテンの完備又はガス放出装置（不燃ガスの場合）の整備をしておく。

3 高圧ガス施設等の所有者・管理者・占有者、高圧ガス輸送機関、中部近畿産業保安監督部、県（防災局）及び市町村における措置

防災関係機関及び関係企業は、それぞれ共同して、災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。

4 関連調整事項

防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、立入検査を実施するとともに、可能な限り相互に協力して、これを行い、検査結果の交換に努めるものとする。

◆ 附属資料第5「高圧ガス大量保有事業所」

第8節 火薬類保安対策

1 中部近畿産業保安監督部及び県（防災局）における措置

中部近畿産業保安監督部及び県は、火薬類による災害の発生及び拡大を防止するために、次の対策を推進する。

(1) 保安思想の啓発

- ア 火薬類取締法の周知徹底
- イ 各種講習会、研修会の開催
- ウ 火薬類の取扱の指導
- エ 安全管理運動の実施

(2) 規制の強化

- ア 製造施設、貯蔵所又は消費場所等の保安検査及び立入検査の強化

- イ 各種事業所における実情把握と各種保安指導の推進
- ウ 関係行政機関との緊密な連携
- (3) 自主保安体制の整備
 - ア 自主保安教育の実施
 - イ 防災訓練等の実施
 - ウ 定期自主検査の実施と責任体制の確立

2 市町村における措置

市町村は、事業者との間で災害防止協定を締結し、立入調査や勧告などの必要な措置を行い、事故防止に努める。

3 火薬類施設及び火薬類の所有者・管理者・占有者における措置

火薬類については、火薬庫から速やかに安全な場所に移転しうる体制を確保し、また、あらかじめ安全な一時保管所を定めておく。

4 火薬類施設及び火薬類の所有者・管理者・占有者、火薬類輸送機関、中部近畿産業保安監督部、県（防災局）及び市町村

防災関係機関及び関係企業は、それぞれ共同して、災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。

5 関連調整事項

防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、立入検査を実施するとともに、可能な限り相互に協力してこれを行い、検査結果の交換に努めるものとする。

◆ 附属資料第5「火薬類・煙火製造所」

第9節 林野火災対策

1 中部森林管理局、県（農林水産部、防災局）、市町村及び森林組合における措置

- (1) 林野火災予防思想の普及、啓発
県民の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努める。特に、林野火災の危険性の高い地域には注意心を喚起する標識等により県民の注意を喚起するとともに喫煙所、吸がら入れ等を設置する。また、林野火災の多発する時期には、横断幕、立看板、広報、ポスター等有効な手段を通じて県民に強く防火思想の普及、啓発を図る。
- (2) 林野パトロール等
林野火災の未然防止を図るため、森林組合職員等関係者との連携に努める。
特に林野火災の多発時期にはパトロール及び啓発活動の強化等を関係者に依頼する。
- (3) 森林施業計画等による予防施設の整備
森林施業計画を樹立するにあたっては、地域の実態に即した防火施設（防火線、防火樹帯、防火道、防火用水）の整備を加味した施業方法を取りいれ被害の防止を図る。
- (4) 林道網の整備
林道は合理的な林業経営を図る重要な基盤施設であるとともに林野火災の初期消火作業が十分発揮でき、また、防火線としての役割も加味した林道網の整備を図る。
- (5) 防火用水の整備
各種事業の工作物と自然水を防火用として活用できるよう整備を図る。
- (6) 予防機材等の整備
林野火災の発生の危険性が高い地域に予防機材、初期消火機材等の配備を図る。

2 県（農林水産部）及び市町村における措置

県及び市町村は、林野所有（管理）者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発期における巡視等林野火災防止に努めるよう指導する。また、火入れに際しては、森林法に基づいて実施し、消防機関及び隣地所有者との連絡を十分にとり、安全を期するよう指導する。

3 関連調整事項

- (1) 各機関が実施している各種の巡視を調整統合して、県下一円にわたる総合的な巡視計画を立てられるよう考慮する。
- (2) 諸施設等の整備にあたっては、各機関相互が連絡調整し適切に配置できるよう考慮する。
- (3) 林野火災特別地域対策事業の推進

林野火災の実情にかんがみ、林野火災の発生及び被害の拡大を防止するため、地域の実態に応じた林野火災対策事業を集中的かつ計画的に実施する。

ア 林野火災特別地域の決定

林野火災特別地域対策事業を実施しようとする地域は、下記の表に示す市町村1つ以上及びおおむねそれに隣接する3市町村並びに県との協議のうえ、決定する。

表 林野火災特別地域の要件

要件（ア）	市町村における林野占有率が70%以上、林野面積が5,000ha以上及び人工林率が30%以上の市町村
要件（イ）	過去5年間の林野火災による焼損面積が300ha以上の市町村又は過去5年間の林野火災の出火件数が20件以上の市町村
要件（ウ）	上記以外の市町村で、特に林野火災特別地域対策事業を実施する必要があると認められる市町村

イ 林野火災特別地域対策事業計画の策定

林野火災特別地域内の関係市町村は、県との協議のうえ、おおむね次の事項を内容とする事業計画を策定する。

- (ア) 防火思想の普及宣伝、巡視、監視等林野火災の予防に関する事項
- (イ) 火災予防上の林野管理に関する事項
- (ウ) 消防施設等の整備に関する事項
- (エ) 火災防御訓練に関する事項
- (オ) その他林野火災の防止に関する事項

◆ 附属資料第1「林野火災特別地域」

◆ 附属資料第5「林野火災用消防施設等の現況」

◆ 附属資料第5「空中消火用機材の現況」

◆ 附属資料第15「愛知県林野火災対策用資機材貸付要綱」

第10節 地下街等の保安対策

1 地下街等の所有者・管理者・占有者、ガス事業者、中部近畿産業保安監督部、県（建設部）、県警察及び市町村における措置

万一、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）の災害が発生した場合における人的、物的被害を最小限に食い止めるため、諸対策樹立の基礎資料とするため、各機関の立場から実態調査を実施し、相互に情報交換を実施する。

2 地下街等の所有者・管理者・占有者における措置

(1) 防火避難施設の点検整備

- ア 耐火構造、防火構造及び防火区画の点検整備
- イ 内装等建築材料の不燃化及び内装制限
- ウ 避難施設等（階段、通路、出入口、排煙設備、非常用の照明装置及び非常用の進入口）の点検整備

(2) 防火管理体制の強化及び消防用設備等の点検整備

- ア 消防計画の整備充実
- イ 自衛消防組織の整備充実
- ウ 防火管理者、火元責任者等の防災に関する知識の向上
- エ 共同防火管理体制の確立
- オ 消防用設備等、火気使用設備及び器具の点検整備
- カ 工事中における従事者への監督強化と防災のための計画の協議
- キ 非常用進入口の確保
- ク 照明設備等の落下、倒壊の防止措置の徹底
- ケ その他防災上必要な事項

(3) 非常用通信設備の整備充実

施設内の非常通信設備及び消防機関への通報設備の整備充実

(4) 利用者に対する責務

利用者に対し、平常時から非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の広報に努めるとともに、非常時に利用者が効果的に避難できる情報及びその伝達方法の確立に努め、従業員に対して消防計画の周知徹底を図り、所要の訓練を行って、特に利用者の避難誘導體制に万全を期する。

3 消防機関（市町村）における措置

(1) 査察の強化

消防法に基づく査察を強化し、災害予防に万全を期する。

(2) ガス事業者との連携強化

ガス事業者との連絡通報体制、出勤体制及び現場における連携体制等を申合せ平常時から実施する。

(3) 消防施設の整備充実

地下街等の災害に対処するため消防用設備等の整備、充実に努めるものとする。

4 県警察における措置

(1) 情報収集・連絡体制等の整備

消防機関等関係機関と連携し、情報の収集、連絡体制等防災体制の整備を図る。

(2) 保安施設の整備指導

消防機関と連携して、保安施設の整備について指導を行う。

(3) 救急救助資機材の整備

大規模地下街災害に対処できるように救急救助資機材の整備に努める。

5 ガス事業者における措置

安全型器機・遮断装置等の安全設備の普及促進を図る。特に特定地下街等に対しては次の事項を行う。

- (1) 燃焼器の設置された場所には、ガス漏れ警報設備（集中監視型）を設ける。

- (2) 燃焼器は金属可とう管、両端に迅速継手の付いたゴム管又は強化ガスホースでガス栓と接続する。
- (3) 管理室から遠隔操作できる緊急ガス遮断装置を設置する。
- (4) 導管は、14 ヶ月に 1 回以上漏えい検査を実施するほか、毎年度 1 回以上安全使用の周知を行う。

6 関係調整事項

- (1) 地下街等における災害を想定し、管理者、消防機関、警察等の協力を得て地下街ごとに防災訓練を実施する。
- (2) 防災関係機関及び関係企業等は、それぞれ又は共同して、災害防止技術及び消防用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。
- (3) 防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、立入検査を徹底的に実施するとともに、可能な限り相互に協力してこれを行い、検査結果の交換に努めるものとする。

◆附属資料第1「地下街」

第4章 建築物等の安全化

■ 基本方針

- 災害時における施設の防災構造化に努めるとともに、災害時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずるものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 交通・ライフライン関係施設対策	施設管理者等	1 施設の防災構造化及び被害を最小限にとどめる予防措置
第2節 文化財保護対策	県、市町村	1(1) 防災思想の普及 1(2) 管理者に対する指導・助言 1(3) 連絡・協力体制の確立 1(4) 適切な修理の実施 1(5) 防火・消防施設等の設置 1(6) 文化財及び周辺環境整備
第3節 防災建造物整備対策	県、市町村、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社	1(1) 公共建築物の不燃化 1(2) 優良建築物等整備事業の推進
	独立行政法人住宅金融支援機構、日本政策投資銀行	2 耐火建築物建設資金の融資
	県、市町村	3(1) 防災上重要な施設の耐水性能の確保 3(2) 公共建築物における雨水流出抑制機能の確保
	県、市町村、国立私立各学校等管理者	4(1) 文教施設の耐震・耐火性能の保持 4(2) 文教施設・設備等の点検及び整備 4(3) 危険物の災害予防

第1節 交通・ライフライン関係施設対策

1 施設管理者等における措置

災害時における交通の確保と安全を図るため、陸、海、空における各交通施設の防災構造化に努めるとともに、各種施設の整備を推進し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を講ずるものとする。

2 道路

中部地方整備局、県、市町村、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社及び道路占有者は、次の対策を実施又は推進する。

(1) 交通施設の整備及び防災構造化

国道、県道等幹線道路の交通機能の拡充に努めるとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれが大きい橋梁等交通施設の整備と防災構造化を推進する。

また、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を

図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。

(2) 山間道路の土砂崩れ等災害防止対策

山間道路については、豪雨や台風によって土砂崩れや落石などの災害が発生する可能性があるため、法面処理工、落石覆工などの対策を実施する。

(3) 浸水時の転落防止対策及び占用者に対する指導

浸水時のマンホールや水路側溝蓋の浮上飛散防止等、転落防止の安全性の向上を図るとともに、占用者に対して必要な指導を実施する。

3 鉄道

鉄道事業者は、次の対策を実施する。

(1) 施設の防災構造化

大雨による浸水あるいは盛土箇所の崩壊等による災害を防止するため、路線の盛土、法面改良等を実施する。

(2) 安全施設等の整備

列車事故による災害を防止するため、道路との立体交差化、自動制御装置の設置等安全施設整備事業を推進する。

4 空港

大阪航空局中部空港事務所、県（名古屋空港事務所）及び中部国際空港株式会社は、航空機事故等による災害を防止するため、空港保安施設の整備を推進する。

5 港湾・漁港

中部地方整備局、県（建設部）、名古屋港管理組合及び市町村は、次の対策を実施又は推進する。

(1) 港湾改修

船舶の大型化、高速化に伴い、大型泊地、航路の拡幅、増深を図るとともに、災害時における緊急物資の海上輸送路を確保するため、係留施設の整備を行う。また台風、高潮災害時による被害を低減するため、コンテナ等の流失防止柵や埠頭用地等の嵩上げを実施する。

(2) 漁港改修

外郭施設等の整備により、激浪時に漁船が安全に避難・係留できる係船岸を確保し、被害を未然に防止する。

(3) その他船舶の施設

ヨット、モーターボート等海上レジャースポーツ用舟艇については、貨物船、漁船等との交錯をさけるため、県下に拠点地区を設け収容し、船舶同士の衝突などの二次災害を防止する。

6 電力

電気事業者は、次の対策を実施する。

(1) 発・変電設備

発・変電設備は、地盤の強度や機器等の強度・設置場所・防水性等を考慮した設計がされているが、過去に発生した災害に伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずる。

(2) 送電設備

送電設備は、台風を考慮した風圧荷重で支持物や電線の強度設計がされているが、飛来物による被害が考えられることから、破損・飛散しやすい工事用防護ネット、ビニールハウス等の補強又は一時撤去について施設者への協力依頼に努める。

(3) 配電設備

配電設備は、安全を考慮した電気設備技術基準に基づき設計されているが、集中豪雨などによる対策として、建設ルートを選定にあたっては土砂の流出、崩壊を起こしそうな箇所を極力避けて、迂回するよう慎重な配慮をしている。

(4) 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

(5) 資機材等の確保

災害時のために日頃から資機材等確保の体制を確立する。

ア 応急復旧用資機材及び車両

イ 食糧その他の物資

(6) 電力融通

災害発生時に供給力が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

7 ガス施設

ガス事業者は、次の対策を実施する。

(1) 風水害対策

ア ガス製造設備

(ア) 浸水のおそれがある設備には、防水壁、防水扉及び排水ポンプ等の設置及び機器類・物品類の嵩上げによる流失防止等必要な措置を講ずる。

(イ) 風水害の影響を受けやすい箇所の補強又は固定を行うとともに、不必要なものは除去する。

(ウ) 風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めるところにより巡回点検する。

イ ガス供給設備

風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋梁架管及び浸水のおそれがある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

(2) ガス事故対策

ア ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防消火設備の整備・点検、火気取締等の実施により火災防止を図る。

イ ガス供給設備

(ア) 大規模なガス漏洩などのガス事故を予防するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。

(イ) 供給所には防消火設備を設置するとともに、架管・地区整圧器等については、一般火災に対しても耐火性を確保する。

(3) 防災業務設備の整備

ア 検知・警報設備等

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に検知・警報設備等を設置し遠隔監視をする。

イ 設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るため、高・中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、大型の油貯槽、球形ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。

ウ 防消火設備

液化ガス貯槽、油貯槽、ガス発生設備等には、必要に応じて防消火設備を整備する。

エ 漏洩拡大防止設備

液化ガス等の流失拡大防止を図るため液化ガス貯槽、油貯槽については、必要に応じ防液堤を設置するとともに、オイルフェンス、油処理剤等を整備する。

オ 緊急放散設備

製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ、緊急放散設備等を設置する。

カ 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

キ 自家発電設備等

常用電力の停電時において防災業務設備の機能を維持するため必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(4) 災害対策用資機材等の確保及び整備

ア 災害対策用資機材等の確保

製造設備、供給設備の配管材料、工具等必要資機材は、平常時からその確保に努めるとともに定期的に保管状況を点検整備する。また、資機材リストの整備に努めるとともに調達先等をあらかじめ調査しておく。

イ 車両の確保

非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るため、重要なガス施設においては、工作車、緊急自動車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。また、掘削車等の特殊な作業車及び工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備しておく。

ウ 代替熱源

ガス供給停止時における代替熱源の供給について、移動式ガス発生設備の確保に努めるとともに、カセットコンロ類の調達ルートを明確化しておく。

(5) 協力体制の確立

一般社団法人日本ガス協会、協力会社等との間の非常時の連絡、応援について事前に体制を強化しておく。

8 一般通信施設

通信事業者は、次の対策を実施する。

(1) 施設の防災構造化

災害のおそれのある地域の電気通信施設整備等の耐水機能を高めるなど防災構造化をすすめる。

(2) 重要地域・施設等への伝送経路の分散化及び二重化

主要区間、主要地域及び県民の生活上、福祉上重要な施設、設備等の防災化、伝送経路の分散化、重要設備等の二重化等防災対策を実施する。

(3) 施設・設備の構造改善

災害が発生した場合に、迅速に復旧できるよう施設、設備の設置基準を設けるとともに、構造の改善をすすめる。

(4) 定期点検・整備の実施

定期的に施設、設備等の点検、整備を実施する。

(5) 応急対策計画及び設備・資機材の整備

災害が発生した場合に備えて、あらかじめ応急対策計画を定めるとともに、代替機能設備、応急対策用資機材を整備する。

9 水道

水道（用水供給）事業者は、次の対策を実施する。

(1) 主要施設の強風に対する安全構造化

主要な水道施設については、必要に応じて強風に対し安全な構造とする。

- (2) 河川区域内施設の洪水に対する安全構造化
取水施設等の河川区域内施設については、洪水による流水の作用に対し安全な構造とする。
- (3) 浸水被害のおそれのある施設に対する浸水防止措置
浸水による被害のおそれのある水道施設及び水道用薬品貯蔵施設等については、浸水を防止する構造としたり、嵩上げするなど、給水に支障がないよう必要な措置を講じる。
- (4) 緊急遮断弁の設置
災害時に被害の拡大の防止と飲料水を確保するため、必要に応じ緊急遮断弁を設置する。
- (5) 洪水汚染の防止措置
洪水による水道施設への汚染を防ぐため必要な措置を講じる。
- (6) 濁度上昇に対応できる体制整備
地表水を水源とする場合、濁度上昇に対応できるよう体制を整備する。

第2節 文化財保護対策

1 県（教育委員会）及び市町村における措置

- (1) 防災思想の普及
文化財に対する県民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。
- (2) 管理者に対する指導・助言
管理者に対する防災知識の普及を図るとともに管理、保護について指導、助言を行う。
- (3) 連絡・協力体制の確立
災害が発生した場合に備え、管理者等は、県及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。
- (4) 適切な修理の実施
適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。
- (5) 防火・消防施設等の設置
自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の設置を促進する。
- (6) 文化財及び周辺の環境整備
文化財並びに周辺の環境整備を常に実施する。

2 平常時からの対策

- (1) 国指定、県指定文化財の所有者ごとに「文化財防災台帳」を作成し、文化財の保存（保管）状況の掌握につとめる。
なお、防災台帳の内容は次のとおりとする。
 - ア 所有者名 ・所在地 ・連絡先 ・所轄消防署名
 - イ 所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、その他）
 - ウ 防災関係の状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、その他）
 - エ 所在地内の地図 ・周辺地図 ・広域地図
- (2) 文化財防災台帳（非常災害時以外は非公表）を県下3箇所に配備し、大規模災害時に備える。
- (3) 所有者（管理者）に対する防災知識の普及を図るために「文化財の防災の手引き」を発行し、その管理・保護対策について指導・助言をする。
- (4) 自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。
- (5) 文化財保護指導委員を委嘱し、文化財に関する定期的な点検を実施のうえ報告を受ける。

3 応急的な対策

被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止につとめる。

4 災害時の対応

- (1) 被害状況の把握と報告
- (2) 事後措置の指示・伝達

5 応急協力体制

県は、市町村教育委員会の協力を得て、緊急避難用保管場所（公立博物館、資料館等）の提供など文化財の安全確保につとめるとともに、文化財の専門知識を有する者を派遣し、適切な対応が図れるよう応急協力体制の確立を図るものとする。

第3節 防災建造物整備対策

1 県（建設部）、市町村、独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社における措置

- (1) 公共建築物の不燃化
公営住宅、公団住宅、学校、病院等の公共建造物の不燃化を図る。
- (2) 優良建築物等整備事業の推進
市街地の環境の整備改善を行うとともに、良好な建築物の整備を図る。

2 独立行政法人住宅金融支援機構及び日本政策投資銀行における措置

中高層耐火建築物を建設する中小企業者の組織及び市街地再開発事業を施行する組合に対して融資を行い、耐火建築物の建設を促進する。

3 県（建設部）及び市町村における措置

- (1) 防災上重要な施設の耐水性能の確保
防災拠点など防災上重要な施設については、浸水等の水害により大きな機能障害を発生させない必要があり、当該建築物の機能確保の観点から、新設等に際して浸水対策設計・施工を講じるなど必要な浸水対策等を促進する。
- (2) 公共建築物における雨水流出抑制機能の確保
河川への雨水流出抑制を図る必要があることから、公共建築物の新設に際して、必要な雨水流出抑制機能の確保を促進する。

4 県（教育委員会）、市町村及び国立私立各学校等管理者における措置

- (1) 文教施設の耐震・耐火性能の保持
文教施設及び設備を、災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、これらの建物の耐震性能・耐火性能を保持することが必要であり、そのための改修工事等を促進する。また校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずる。
- (2) 文教施設・設備等の点検及び整備
文教施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともにこれらの改善を図る。
災害時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な数量を備蓄するとともに定期的に点検を行い整備する。
- (3) 危険物の災害予防
化学薬品及びその他の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの化学薬品等を関係法令

に従い適切に取り扱うとともに、災害の発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

第5章 都市の防災性の向上

■ 基本方針

- 都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 マスタープラン等の策定	県、市町村	(1) 都市計画のマスタープランの策定 (2) 防災街区整備方針の策定
第2節 防災上重要な都市施設の整備	県、市町村	(1) 都市における道路の整備 (2) 都市における公園等の整備
第3節 建築物の不燃化の促進	県、市町村	(1) 防火・準防火地域の指定 (2) 建築物の不燃対策
第4節 市街地の面的な整備・改善	県、市町村、土地区画整理組合等	(1) 市街地開発事業等の推進 (2) 災害対策等に関する土地利用規制
第5節 都市排水対策	市町村	1(1) 公共下水道事業 1(2) 都市下水路事業
第6節 地下空間の浸水対策	地下空間の所有者・管理者・占有者、県、市町村	1(1) 地下空間の実態調査の実施 1(2) 地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発
	市町村	2(1) 浸水被害実績の公表 2(2) 浸水予測区域の公表 2(3) 浸水想定区域内の施設等の公表 2(4) 洪水時の地下空間の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達
	地下空間の管理者、市町村	3(1) 避難体制の確立 3(2) 計画の報告 3(3) 計画の公表 3(4) 各組織の連携方策の整備 3(5) 訓練の実施
	県、市町村	4(1) 浸水防止施設設置の促進 4(2) 浸水対策事業の集中的実施

第1節 マスタープラン等の策定

県（建設部）、市町村における措置

- (1) 都市計画のマスタープランの策定
都市計画区域マスタープラン及び市町村都市計画マスタープランにおいて、都市の防災性の

向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備を促進する。

(2) 防災街区整備方針の策定

地域の実情に基づき、必要に応じて防災街区整備方針を策定し、防災再開発促進地区等を定める。

第2節 防災上重要な都市施設の整備

県（建設部）、市町村における措置

(1) 都市における道路の整備

都市内の道路は延焼遮断帯などの都市防災空間を形成するとともに、避難や消防活動、救援活動のための空間を提供する機能を有している。

このため、特に密集市街地内の道路の計画に当たっては、地震等の災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した配置及び道路構造を検討する。

(2) 都市における公園等の整備

都市における大震火災に対する安全性確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、緑地・公園・道路等の防災空間（オープンスペース）を整備することが必要である。

県及び市町村は、県広域緑地計画及び緑の基本計画に基づき、特別緑地保全地区や緑地保全地域の指定、都市公園の整備を積極的に進めていく。

都市公園は、過去の例が示すように震災時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、都市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を積極的に推進していく。

今後は、震災時の避難場所、避難路、防災活動拠点として機能するよう、愛・地球博記念公園を初め、県内の都市公園（防災公園）の整備を積極的に推進していく。

また、都市内に残された緑地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯、避難地等として、有効に機能するものである。また、住民の健康で安全な生活環境を確保するためにも、良好な自然環境を有する緑地は、特別緑地保全地区等に指定し、積極的に保全していく。

◆附属資料第16「県の事業・計画 都市公園の現況及び整備事業」

第3節 建築物の不燃化の促進

県（建設部）、市町村における措置

(1) 防火・準防火地域の指定

市町村は、市街地における建築物の不燃化を促進し、火災の危険を防除するため、土地利用の実情を踏まえ、防火地域、準防火地域の指定を行い、市街地全体としての防災性能の向上を図る。

(2) 建築物の不燃対策

県は、市街地の延焼防止を図るため、防火地域又は準防火地域以外の区域においても、建築物の屋根の不燃対策を図るべき地域として都市計画区域全域を指定している。その区域内における木造建築物等については屋根を不燃材料で葺く等の防火対策をするとともに、外壁のうち延焼のおそれのある部分を土塗壁等、延焼防止に有効な構造としなければならないこととしている。

また、県及び市町村は、建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令により、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置をとるものとする。

特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大きくなるおそれのある建築物は、防火上・避難上の各種の措置の徹底を図っていくものとする。

(建築基準法の防火規制)

- ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等は、階数が3以上であるものあるいは規模に応じて、また、一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。
- イ 不特定多数の使用に供する特殊建築物、階数が3以上である建築物、無窓建築物、延べ面積が1,000㎡を超える建築物は、避難階段を設けるなど、避難上・消火上支障がないようにする。
- ウ イに掲げる建築物、火気使用室等は、その壁、天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないものとする。

◆附属資料第1「防火地域・準防火地域」

◆附属資料第16「県の事業・計画 着工建築物構造別床面積」

第4節 市街地の面的な整備・改善

県（建設部）、市町村、土地区画整理組合等における措置

(1) 市街地開発事業等の推進

土地区画整理事業や市街地再開発事業をはじめとする、市街地を面的に整備・改善する事業は、道路・公園等の公共施設が整備されるとともに建築物の不燃化が促進され、延焼遮断機能や避難機能等の防災機能が確保されることにつながり、都市の防災性の向上に資するものである。

特に老朽化した木造建築物が密集し、都市基盤施設が不足する地区は地震等が発生した場合に大きな被害が予想されるため、土地区画整理事業などの面的整備事業を促進する。

防災街区の整備のみでは都市防災対策は十分目的が達せられないので、その他の防災対策と関連させた総合的な防災計画を樹立し、都市計画との関連に配慮する。

(2) 災害対策等に関する土地利用規制

ア 災害危険区域の指定

地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を知事が指定し、居室を有する建築物の構造等の制限をすることにより、被害の未然防止あるいは軽減を図る。

イ 宅地造成等の規制

宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生ずる災害のおそれがある区域を知事が指定し、必要な規制を行う。

◆ 附属資料第1「急傾斜地崩壊危険箇所・急傾斜地崩壊危険区域・災害危険区域」

◆ 附属資料第1「宅地造成工事規制区域」

第5節 都市排水対策

1 市町村における措置

(1) 公共下水道事業

生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される被害を未然に防止する。

また、必要に応じて調節池等を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修にあたっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。

(2) 都市下水路事業

都市化に伴い浸水被害が発生しやすい市街地に、ポンプ場、下水路の新設又は改修を行い、被害を未然に防止する。

また、必要に応じて調節池等を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修にあたっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。

2 関連調整事項

- (1) 過去の浸水状況等を参考の上、慢性的排水不良地域の実態を十分調査把握しておく。
- (2) 側溝、下水道、中小河川等は一体となり排水するので、計画、事業に当たり相互の調整を図るよう考慮する。
- (3) 地盤沈下地帯では排水不良化の傾向が顕著であるので、地盤沈下対策との調整を図るとともに、排水機等を完備するよう考慮する。
- (4) 排水機場の運転管理者は、排水機に運転及び停止に関し、河川水位を基準として操作規則を定める。

第6節 地下空間の浸水対策

1 地下空間の所有者・管理者・占有者、県（建設部）及び市町村における措置

- (1) 地下空間の実態調査の実施
地下空間の災害が発生した場合における人的、物的被害を最小限に食い止めるため、諸対策樹立の基礎資料とするため、各機関の立場から実態調査を実施し、相互に情報交換を実施する。
- (2) 地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発
市町村、地下空間の所有者等は、豪雨及び洪水時における地下空間への水の急激な流入、水圧によるドアの開閉障害等の危険性について、周知、啓発を図る。

2 市町村における措置

- (1) 浸水被害実績の公表
市町村は、地下空間の浸水被害の実績について、被害の内容、浸水範囲、浸水深、降雨状況、地形等の情報について公表・周知を図る。
- (2) 浸水予測区域の公表
市町村は、地下空間の管理者及び利用者が当該地下空間の危険性を認識できるように、浸水予測地域、氾濫シミュレーション等の公表・周知を進める。
- (3) 浸水想定区域内の施設等の公表
市町村は、浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にはこれらの施設名称及び所在地について市町村地域防災計画に定めるとともに、住民への周知を図る。
- (4) 洪水時の地下空間の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達
市町村は、市町村地域防災計画において、浸水想定区域内の地下街等で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。

3 地下空間の管理者及び市町村における措置

- (1) 避難体制の確立
地下空間の管理者は、円滑な避難誘導ができるよう避難誘導の計画等の整備に努める。
- (2) 計画の報告
市町村においては、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた地下街等の所有者又は管理者から、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画について、報告を求めるものとする。
- (3) 計画の公表

市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた地下街等の所有者又は管理者においては、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを公表する。

(4) 各組織の連携方策の整備

地下鉄、地下街、個別ビルが一体となった地下空間にあつては、各組織の連携方策の整備に努める。

(5) 訓練の実施

市町村と地下空間の管理者等が共同して、浸水災害の発生を想定した訓練の実施に努める。

4 県（建設部）及び市町村における措置

(1) 浸水防止施設設置の促進

県、市町村は、地下空間の浸水防止施設の設置を推進するため、施設等の具体的事例等、必要な情報を地下空間の浸水防止施設の設置する民間事業者等に提供する。

(2) 浸水対策事業の集中的実施

県、市町村は、地下空間利用が高度に発展し、災害が発生するおそれのある地区においては、雨水対策下水道事業及び河川事業を連携して重点的な対策に努める。

第6章 中山間地等における孤立対策

■ 基本方針

- 脆弱な地質構造の山間部においては、降雨により土砂災害が発生し、それに伴う交通の寸断や情報通信の途絶により、孤立する集落の発生が想定される。
- 孤立するおそれのある集落の実態を把握し、通信の確保、救助活動体制の整備などの事前対策を推進するとともに、集落における孤立時の自立性・持続性の強化を図る必要がある。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 孤立危険地域の把握	市町村	1 市町村内の孤立危険地域の把握
	県	2 県内の孤立危険地域の把握
第2節 孤立への備え	市町村	1(1) 孤立集落と外部との通信の確保 1(2) 物資供給、救助活動体制の整備 1(3) 孤立に強い集落づくり 1(4) 孤立危険地域等の広報・啓発
	県	2 市町村の実施する中山間地等における孤立対策の支援

第1節 孤立危険地域の把握

1 市町村における措置

市町村は、中山間地域、沿岸地域、島しょ部などの集落のうち、道路交通または海上交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難もしくは不可能となるおそれのある孤立危険地域をあらかじめ把握しておくこととする。

2 県（防災局）における措置

県は、県内の中山間地域等の集落における孤立危険地域を把握しておくこととする。

第2節 孤立への備え

1 市町村における措置

(1) 孤立集落と外部との通信の確保

ア 市町村は、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用電源の燃料の確保を図ることとする。また、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用法の習熟を図ることとする。

イ 市町村は、集落と市町村間の通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、防災行政無線等地域の実情に応じて適切な通信手段の確保に努めることとする。

ウ 市町村は、対策本部機能や通信機能を維持するために、対策本部や避難所等の防災関連施設における耐震性を確保することとする。不十分な場合は、暫定的な代替候補地を確保することとする。

(2) 物資供給、救助活動体制の整備

ア 市町村は、集落が長期間孤立した場合には医薬品等の不足も懸念されることから、孤立時に供給すべき医薬品等を予めリストアップし、供給体制について検討することとする。

イ 市町村は、ヘリコプター離着陸適地をヘリコプターの大小も考慮して、選定・確保すると

ともに、市町村地域防災計画において明示するよう努めることとする。また、生地着陸の可能な箇所（田畑、農・林道等）もリストアップしておくこととする。

ウ 市町村は、孤立するおそれのある集落へのヘリポートやヘリコプターの夜間離着陸設備の整備のほか、バイクや船舶等地域の実情に応じた物資供給等に係る手段の確保に努めることとする。

(3) 孤立に強い集落づくり

ア 市町村は、孤立の可能性に応じて、水、食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄に努めることとする。この際、公的な備蓄のみならず、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄の促進を図ることとする。

イ 市町村は、集落の人口に応じて避難施設を確保・整備することとする。また、必要に応じて、土砂災害対策や基礎地盤の補強を実施することとする。

(4) 孤立危険地域等の広報・啓発

市町村は、住民に対して、孤立可能性、孤立時の対応及び安否情報の発信等、災害が発生した場合の対応について、防災マップやパンフレット作成などにより、平常時からの広報・啓発に努めることとする。

2 県（防災局）における措置

市町村の実施する中山間地等における孤立対策を支援するものとする。

第7章 地盤災害の予防

■ 基本方針

- 降雨により発生する地すべり・がけ崩れ・山崩れ等種々の地盤災害の予防に万全を期すものとし、土地利用の適正な規制、指導を行う。
- 県は、土砂災害危険箇所や地盤沈下地域を的確に把握し、情報を提供するとともに、市町村の地域防災計画に県の防災上の危険区域の指定状況を反映させるなど市町村との連携を強めて必要な防災対策を積極的に実施していくものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 土地利用の適正誘導	県、市町村	適正かつ安全な土地利用への誘導規制
第2節 宅地造成の規制誘導	県、市町村	(1) 宅地造成工事規制区域 (2) 造成宅地防災区域 (3) 宅地危険箇所の防災パトロール
第3節 土砂災害の防止	中部地方整備局、 県	(1) 土砂災害危険箇所等に関する措置 (2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備
第4節 地盤沈下の防止	中部経済産業局、 中部地方整備局、 県	(1) 調査・観測の継続実施 (2) 地下水の揚水規制と代替水の確保・供給 (3) 防災対策
第5節 被災宅地危険度判定の体制整備	県、市町村	(1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録 (2) 相互支援体制の整備

第1節 土地利用の適正誘導

県（建設部、関係部局）及び市町村における措置

地盤災害の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

第2節 宅地造成の規制誘導

県（建設部）及び市町村における措置

(1) 宅地造成工事規制区域

県及び市町村は、宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域（宅地造成工事規制区域）を指定し、宅地造成に関する工事等について、災害防止のため必要な規制を行う。

(2) 造成宅地防災区域

県は市町村と協力して、大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、降雨に起因する滑動崩落により相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれが大きい造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定し、災害防止のための必要な規制を行う。

(3) 宅地危険箇所の防災パトロール

市町村は、災害防止パトロールを始め、通常の防災パトロールを通じて違法な宅地造成や、危険な宅地について指導監督を強めて、宅地の安全確保に努める。

◆附属資料第1「宅地造成工事規制区域」

第3節 土砂災害の防止

中部地方整備局及び県（建設部、農林水産部）における措置

(1) 土砂災害危険箇所等に関する措置

ア 適正な土地利用が図られるよう、あらかじめ土砂災害危険箇所についての情報提供を行うものとする。

イ 土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害のおそれのある箇所について、地形、地質、気象的要因や過去の災害履歴等に関する調査により危険箇所を選定し、その箇所を公表、周知するものとする。また、土砂災害危険箇所のうち、優先度の高い箇所から順次土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、土砂災害防止施設の整備など災害予防上必要な措置を講ずるものとする。

◆附属資料第1「危険箇所等の定義」

(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備

土砂災害を防止するため、土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域が指定されていない箇所については土砂災害危険箇所）の住民への周知体制、土砂災害監視システムの整備等による情報の収集及び伝達体制の整備を行うとともに、市町村等に対しては、土砂災害警戒情報の発表・伝達、大規模な土砂災害が急迫した場合の緊急調査に基づく土砂災害緊急情報の通知その他警戒避難体制の確立に関する必要な指導・助言を行うものとする。

◆附属資料第1「土砂災害警戒区域等の定義」

【災害危険区域】

建築基準法第39条の規定に基づき、急傾斜地の崩壊による危険の著しい地区を「災害危険区域」として随時指定し、建築物の防災対策を推進する。

指定区域内において居室を有する建築物を建築する場合には、基礎及び主要構造部を鉄筋コンクリート造等の構造とし、かつ、外壁の開口部ががけに直面しないよう規制・指導をし、安全確保を図るものとする。

なお、がけに近接した住宅で移転を必要とするものについては、「がけ地近接等危険住宅移転事業」を適用し、その費用の一部を補助して移転の促進を図っていくものとする。

【急傾斜地崩壊危険区域】

降雨等が原因となって急傾斜地の崩壊が発生し、人家等に被害が及ぶ危険性がより高い急傾斜地崩壊危険箇所については、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定に基づき、「急傾斜地崩壊危険区域」に順次指定し、災害を防止するために必要な対策を進める。

この指定がなされた区域内の主な対策は、次のとおり。

- ① がけ崩れを助長したり誘発したりする行為の規制
- ② 標識等による住民への周知
- ③ 防災パトロール等によるがけ地の保全や管理についての住民指導
- ④ 必要に応じた防災措置の勧告や改善命令
- ⑤ 住民自身が施工することが困難又は不適當な箇所の崩壊防止工事の実施

なお、未指定の急傾斜地崩壊危険箇所については、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら緊急性の高い箇所から順次、指定するものとする。

◆附属資料第1「急傾斜地崩壊危険箇所・急傾斜地崩壊危険区域・災害危険区域」

【地すべり防止区域】

降雨等により地すべりの発生が想定される地すべり危険箇所のうち、実際に地すべり現象が確認された箇所については、地すべり等防止法第3条の規定に基づく「地すべり防止区域」として指定し、必要な対策を進める。

この指定がなされた区域内の主な対策は、次のとおり。

- ① 地すべりを助長したり誘発したりする行為の規制
- ② 標識等による住民への周知
- ③ 地すべり防止工事の実施

なお、未指定の地すべり危険箇所については、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら現に地すべり現象が確認された箇所を指定するものとする。

◆附属資料第1「地すべり危険箇所・地すべり防止区域」

【土石流危険溪流】

降雨等により山腹崩壊が生じた場合に、崩壊土砂がそのまま溪流を流下したり、溪床に一旦堆積した崩壊土砂がその後の降雨によって一気に流下して土石流が発生し、下流の人家等が被害を受ける危険性が高い土石流危険溪流について、下流の人家等への被害を防止するため、必要な対策を講じる。

土石流危険溪流の主な対策は、次のとおり。

- ① 標識等による住民への周知
- ② 砂防工事による砂防えん堤の設置

◆附属資料第1「土石流危険溪流」

【山地災害危険地区】

山崩れ、地すべり又はこれらによって発生した崩壊土砂により、人家・公共施設等に被害を与えるおそれのある山地災害危険地区について調査点検し、保安林又は保安施設地区に指定して、治山事業を積極的に推進する。

◆附属資料第1「山地災害危険地区等」

【土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域】

土砂災害から、県民の生命、身体の保護を図るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進し、必要な対策を進める。

土砂災害警戒区域の指定がなされた区域内では、土砂災害警戒区域に関する資料を関係市町村に提供し、市町村地域防災計画において土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備等の推進が図られるよう支援する。

また、土砂災害特別警戒区域の指定がなされた区域内の主な対策は、次のとおり。

- ① 開発行為の制限
- ② 建築物の安全性の向上
- ③ 建築物に対する移転等の勧告

なお、未指定の箇所については、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら緊急性の高い箇所から順次、指定するものとする。

◆附属資料第1「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域」

第4節 地盤沈下の防止

1 中部経済産業局、中部地方整備局及び県（地域振興部、環境部、健康福祉部、産業労働部、農林水産部、建設部、企業庁）における措置

水害等による潜在的な危険度を高めないう地盤沈下防止対策を実施する。

(1) 調査・観測の継続実施

地盤沈下の動向を把握するため、県内の沖積平野及びその関連地域において一級水準測量を継続実施するとともに、県内に設置されている地盤沈下観測所等において地盤沈下と密接な関係のある地下水位の変化及び地層の収縮状況の観測を行う。これらの調査・観測結果は、定期的に住民及び防災関係機関に提供し、地盤災害予防対策に資する。

(2) 地下水の揚水規制と代替水の確保・供給

工業用水法に基づく指定地域内及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく規制区域内の井戸及び揚水設備について地下水揚水の規制指導を行うとともに、工業用を始めとする各用途に必要な代替水の確保及び供給に係る事業の促進を図る。

(3) 防災対策

揚水規制区域においては、河口ポンプ場の増強、河床掘削による高水位低下、河積の拡大を積極的に図り、緊急を要する箇所は暫定的に堤防のかさ上げ、漏水防止などの防災対策を推進する。

2 関連調整事項

(1) 地盤沈下についての実態調査を積極的に推進するよう考慮する。

(2) 地盤沈下の原因である地下水の過剰汲み上げについては、地下水削減計画を推進するとともに、地下水の採取の規制、代替水源の確保、代替水の供給、水使用の合理化等の対策を講ずるよう考慮する。

(3) 現に地盤沈下の起っている地域においては、暫定的に堤防のかさ上げ等の防災対策をすすめるよう考慮する。

◆ 附属資料第13「地盤沈下」

第5節 被災宅地危険度判定の体制整備

県（建設部）及び市町村における措置

(1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

県は、愛知県建築物地震対策推進協議会に設置された被災宅地危険度判定推進部会により、市町村と協力して土木・建築技術者を対象に判定士養成講習会を開催し、判定士の養成・登録に努めるものとする。

(2) 相互支援体制の整備

県及び市町村は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとしてその体制整備を図る。

◆ 附属資料15「愛知県被災宅地危険度判定実施要綱」

第8章 防災施設等の整備

■ 基本方針

- 風水害等災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材を事前に整備しておくとともに、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させる必要がある。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
防災施設・設備及び災害用資機材の整備	県、市町村、防災関係機関	1(1) 防災施設等の整備 1(2) 防災用拠点施設の整備促進 1(3) 防災中枢機能の充実 1(4) 浸水対策用資器材の整備強化 1(5) 防災用拠点施設の屋上番号標示
	県	2(1) 防災資機材整備に対する援助 2(2) 教育訓練の実施 2(3) ホットライン等の有効活用 2(4) 防災情報システムの整備 2(5) 防災ヘリコプターの導入及び防災航空隊の設置 2(6) 市町村消防施設の整備促進 2(7) 県有施設の自衛消防体制の整備 2(8) 化学消火薬剤等の備蓄
	県警察	3 災害警備用装備資機材の整備
	消防機関（市町村）	4 消防施設・設備の整備改善及び性能調査
	水防機関（市町村）	5 水防倉庫の整備改善及び点検
	名古屋地方気象台、中部地方整備局、独立行政法人水資源機構中部支社、県	6 気象等観測施設・設備の整備及び観測情報等の関係機関への提供

防災施設・設備及び災害用資機材の整備

1 県（防災局、建設部、関係部局）、市町村及び防災関係機関における措置

(1) 防災施設等の整備

風水害等災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努めるものとする。併せて、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるよう努めるものとする。

(2) 防災用拠点施設の整備促進

県、市町村及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に、防災上重要な施設に対しては早期に復旧できるよう体制等を強化する。

(3) 防災中枢機能の充実

保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

(4) 浸水対策用資器材の整備強化

注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要な、くい、土のう、スコップ、カケヤ等の防災資器材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。

◆ 附属資料第3「水防施設・設備等」

◆ 附属資料第3「水防主要資機材」

(5) 防災用拠点施設の屋上番号標示

県は、県庁及び東三河総局・県民事務所等の庁舎の屋上に番号を標示し、ヘリコプターからの災害応急活動の効率化を図る。

なお、市町村は、市役所及び町村役場等の屋上について、同様の整備に努める。

2 県（防災局）における措置

(1) 防災資機材整備に対する援助

市町村における防災資機材の整備に必要な援助を行うことが必要である。

(2) 教育訓練の実施

消防学校において、風水害等の災害に対処し得る人材を養成するため、防災関係者に必要な教育訓練を行うものとする。

(3) ホットライン等の有効活用

県は、迅速で確実な災害対策をとるために、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部とを結ぶ緊急連絡用のホットライン（中央防災無線）並びに総務省消防庁とを結ぶ消防防災無線、さらに、報道関係機関との間の放送局ホットラインを有効に活用するほか、県及び市町村等関係機関とを結ぶ防災行政無線及び「地域衛星通信ネットワーク」を利用した衛星通信設備の円滑な運用を図るものとする。

(4) 防災情報システムの整備

県は、防災行政無線を活用する防災情報システムを整備することにより、市町村及び防災関係機関から、人的被害、住家被害、ライフライン被害、道路・河川・砂防被害などの被害情報、避難勧告情報、避難所の開設情報を収集伝達し、県、市町村及び防災関係機関との間でリアルタイムの情報の共有化を図る。

(5) 防災ヘリコプターの導入及び防災航空隊の設置

ア 県は、防災ヘリコプターを導入するとともに、防災ヘリコプターを安全かつ効果的に運航管理するため、防災航空隊を設置する。

イ 防災航空隊は、災害発生時に直ちに防災ヘリコプターが運航できるように、24 時間勤務体制とする。

ウ 防災ヘリコプターの運航にあたり、消防業務にも有効活用するため、市町村（一部事務組合を含む。）消防職員を県職員に任命（併任）し、県、市町村が一体となった防災活動を遂行する体制を整備する。

(6) 市町村消防施設の整備促進

ア 県は、市町村の実施する消防・救急に係る消防施設の充実のため、従来から補助金を交付し、また、救急業務を促進するため補助制度を設けてきたところであるが、今後も積極的にその整備を推進する。

イ 県は、石油コンビナート区域等における災害に対処させるため、石油コンビナート用消防

施設の整備を促進する。

◆ 附属資料第5「消防施設・設備等」

(7) 県有施設の自衛消防体制の整備

県は防災上重要な建築物又はその敷地内に、自衛防災体制並びに地域消防力を補充する消防水利及び消火用機器の整備を図る。

(8) 化学消火薬剤等の備蓄

県は、石油コンビナート等における危険物火災等に対処するため、化学消火薬剤等を備蓄する。

◆ 附属資料第5「化学消火薬剤の備蓄状況」

3 県警察における措置

県警察は、災害発生時における救出救助活動等に使用するため、ヘリコプター、特殊車両等の災害警備用装備資機材の整備を図るとともに、燃料備蓄施設を整備する。

また、災害応急対策への迅速的確な態勢を確立するため、警察施設の自家発電設備等の充実を図る。

◆ 附属資料第6「愛知県警察本部」

4 消防機関（市町村）における措置

消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。

特に、特殊火災（危険物施設、高層ビル、地下街等）に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。

◆ 附属資料第5「消防施設・設備等」

◆ 附属資料第5「化学消火薬剤の備蓄状況」

◆ 附属資料第15「主な市町村消防相互応援協定等締結状況」

5 水防機関（市町村）における措置

重要水防区域、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の水防資機材を備蓄する水防倉庫を整備改善並びに点検する。

◆ 附属資料第3「水防施設・設備等」

6 名古屋地方气象台、中部地方整備局、独立行政法人水資源機構中部支社及び県（建設部）における措置

気象、水象等の自然現象の観測又は予報に必要な気象等観測施設、設備を整備し、観測体制の充実、強化を図るとともに、取得した観測情報等を関係機関に提供する。

(注) 気象業務法では、気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象観測を行う場合は、検定に合格した観測機器を使用するとともに、観測施設を設置した場合は、これを気象庁へ届けることを義務付けている。

◆ 附属資料第2「雨量観測所」

◆ 附属資料第2「水位観測所」

◆ 附属資料第2「流量観測所」

◆ 附属資料第2「潮位観測所」

◆ 附属資料第2「波浪観測所」

◆ 附属資料第2「風向・風速」

7 通信施設・設備等

防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、集落・市町村・県・関係機関相互間における情報連絡網の整備を図ると共に主要都市間の市外通話施設、有線放送施設、無線施設、放送施設等を防災構造化するなどの整備改善に努め、万一これら施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め通信連絡機能の維持を図る。

また、大規模災害時の通信が途絶した場合に備えて、県は、耐震通信施設及び災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局の整備を行い、通信体制の確保に努める。

なお、県、市町村及び防災関係機関とをオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。

◆ 附属資料第4「通信関係」

8 救助施設・設備等

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材及び乾パン、飯缶等の救助用食糧、生活必需品等の物資について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。

◆ 附属資料第5「救助用資機材」

◆ 附属資料第8「物資の備蓄・調達」

9 その他施設・設備等

災害のため被災した道路河川等の損壊の復旧等に必要なブルドーザー、ダンプカー、トラック等の土木機械等を整備、改善並びに点検するとともに、道路が冠水して、一般的な車輛では通行不能な場合に備え、走破性の高い災害対策用の車輛の導入や舟艇を配備する。

また、特に防災活動上必要な公共施設等及び避難所に指定されている施設の防災点検を定期的実施するものとするとともに、あらかじめ輸送ルート確保計画を検討する。

◆ 附属資料第6「ダンプトラック及び船艇の保有」、「中部地方整備局」

◆ 附属資料第11「中部森林管理局」

◆ 附属資料第9「市町村別避難所・広域避難場所」

第9章 避難者・災害時要援護者対策

■ 基本方針

- 市町村長等は、あらかじめ避難場所や避難所の選定及び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、県民の安全の確保に努めるものとする。
- 県、市町村及び災害時要援護者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、災害時要援護者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。
- 市町村にあつては、災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図るものとする。その際には、災害時要援護者の避難対策に関する検討会（内閣府・消防庁・厚生労働省・国土交通省）作成の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえ、県が作成している「市町村災害時要援護者支援体制マニュアル」を活用するものとする。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 避難場所の確保	市町村	(1) 広域避難場所の選定 (2) 広域避難場所標識の設置等 (3) 一時避難場所の確保
第2節 避難所の整備	市町村	(1) 避難所等収容施設の整備 (2) 避難所の指定 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 (4) 避難所の運営体制の整備
第3節 避難道路の確保と 交通規制計画	市町村、県警察、 避難措置の実施者	(1) 避難道路の通行確保 (2) 避難道路の選定
第4節 避難に関する広報	市町村、県	(1) 避難場所等の広報 (2) 避難のための知識の普及
第5節 市町村等の避難計 画	市町村、防災上重 要な施設の管理者	避難計画の作成
第6節 災害時要援護者の 安全対策	県、市町村、社会 福祉施設等管理者	(1) 社会福祉施設等における対策 (2) 在宅者対策 (3) 外国人等に対する対策 (4) 浸水想定区域内の施設等の公表 (5) 洪水時に災害時要援護者が利用する施設の管理 者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達

第1節 避難場所の確保

市町村における措置

(1) 広域避難場所の選定

市町村長は、住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、確保しておくものとする。

ア 広域避難場所は、都市大火からの避難を中心に考え、公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等が適当と考えられる。

イ 広域避難場所における避難民1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。

ウ 広域避難場所は、要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置するものとする。

エ 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ、散在していなければならない。

オ 広域避難場所は、大規模なげ崩れや浸水などの危険のない所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。

カ 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れている所とする。

キ 地区分けをする場合においては、町単位を原則とするが主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

(2) 広域避難場所標識の設置等

広域避難場所を指定した市町村は、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図り、速やかに避難できるようにしておくものとする。

(3) 一時避難場所の確保

市町村は、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等を一時避難場所として確保する。

なお、避難民1人あたりの必要面積や地区分けについては広域避難場所と同様の取扱いとする。

◆ 附属資料第9「市町村別避難所・広域避難場所」

第2節 避難所の整備

市町村における措置

(1) 避難所等収容施設の整備

市町村は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等収容施設の整備を図る。

また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。

(2) 避難所の指定

ア 市町村は、住民に身近な施設を避難所に指定するものとする。指定に際しては、二次災害などのおそれがないこと、立地条件や建物の構造等を考慮し、安全性が十分確保されていること、主要道路等との緊急搬出入用災害アクセスが確保されていること、環境衛生上問題のないことなどを検討しておくものとする。

イ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、災害時要援護者等に対応できるスペースを確保するものとする。

＜一人当たりの必要占有面積＞

1㎡/人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2㎡/人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
3㎡/人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積

※ 介護が必要な災害時要援護者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。

また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

ウ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、要援護高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。

エ 指定に当たっては、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。

(3) 避難所が備えるべき設備の整備

避難所にテント、仮設トイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調・洋式トイレなど災害時要援護者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

また、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。

ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ等

イ 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン等

ウ バックアップ設備の整備：投光器、自家発電設備等

(4) 避難所の運営体制の整備

市町村は、県が平成9年度に作成した「愛知県避難所運営マニュアル」などを活用し、各地域の実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとする。

第3節 避難道路の確保と交通規制計画

市町村、県警察及びその他避難措置の実施者における措置

(1) 避難道路の通行確保

市町村職員、警察官、消防職員その他避難措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為を排除し、避難道路の通行確保に努めるものとする。また、災害の発生に備え、交通規制計画を定めるものとする。

(2) 避難道路の選定

広域避難場所を指定した市町村は、市街地の状況に応じて次の基準により避難道路を選定し確保しておくものとする。

ア 避難道路はおおむね8m～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。

イ 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。

ウ 避難道路は、相互に交差しないものとする。

エ 浸水等の危険のない道路であること。

オ 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

第4節 避難に関する広報

市町村及び県（防災局、建設部、関係部局）における措置

市町村及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用して広報活動を実施するものとする。

(1) 避難場所等の広報

避難場所や避難所の指定を行った市町村は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

- ア 避難場所、避難所の名称
- イ 避難場所、避難所の所在位置
- ウ 避難地区分け
- エ 避難場所、避難所への経路
- オ その他必要な事項

(2) 避難のための知識の普及

市町村及び県は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。

- ア 平常時における避難のための知識
- イ 避難時における知識
- ウ 避難収容後の心得

第5節 市町村等の避難計画

市町村及び防災上重要な施設の管理者における措置

市町村及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難計画を作成しておくものとする。

(1) 市町村の避難計画

市町村の避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

- ア 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法
- イ 避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- ウ 避難場所、避難所への経路及び誘導方法
- エ 避難場所、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(ア) 給水措置

(イ) 給食措置

(ウ) 毛布、寝具等の支給

(エ) 衣料、日用必需品の支給

(オ) 負傷者に対する応急救護

オ 避難場所、避難所の管理に関する事項

(ア) 避難収容中の秩序保持

(イ) 避難民に対する災害情報の伝達

(ウ) 避難民に対する応急対策実施状況の周知徹底

(エ) 避難民に対する各種相談業務

カ 災害時における広報

(ア) 広報車による周知

(イ) 避難誘導員による現地広報

(ウ) 住民組織を通ずる広報

(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避

難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。

イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、避難場所等の選定、収容施設の確保及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。

ウ 病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。

第6節 災害時要援護者の安全対策

県（健康福祉部、地域振興部、防災局）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置

(1) 社会福祉施設等における対策

ア 組織体制の整備

施設等管理者は、災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

また、市町村との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

イ 緊急連絡体制の整備

市町村及び施設等管理者は、風水害等災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図るものとする。

ウ 防災教育・防災訓練の実施

市町村及び施設等管理者は、災害時要援護者が自らの対応能力を高めるため、個々の災害時要援護者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

エ 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

(2) 在宅者対策

ア 災害時要援護者等の状況把握

市町村は、あらかじめ自主防災組織、地域の福祉関係者などと連携して、災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるものとする。

イ 緊急警報システム等の整備

市町村は、災害時要援護者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。

ウ 応援協力体制の整備

市町村は、被災時の災害時要援護者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。

エ 防災教育・防災訓練の実施

市町村は、災害時要援護者が自らの対応能力を高めるため、個々の災害時要援護者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

(3) 外国人等に対する対策

県、市町村及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

ア 広域避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進

する。

イ 地域全体で災害時要援護者への支援システムや救助体制の整備に努めるものとする。

ウ 多言語による防災知識の普及活動を推進する。

エ 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。

(4) 浸水想定区域内の施設等の公表

市町村は、浸水想定区域内に主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地について市町村地域防災計画に定めるとともに、住民への周知を図る。

(5) 洪水時に災害時要援護者が利用する施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達

市町村は、市町村地域防災計画において、浸水想定区域内の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。

第10章 広域応援体制の整備

■ 基本方針

○ 県、市町村等の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震・津波災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 資料の整備	県、指定地方行政 機関	資料の整備
第2節 広域応援体制の整備	県、市町村	1(1) 災害時等の応援に関する協定（9県1市） 1(2) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定 1(3) 相互応援協定の締結 1(4) 防災活動拠点の確保
	防災関係機関	2 要請手続等の整備
第3節 救援隊等による協力体制の整備	県、市町村	1(1) 緊急消防援助隊 1(2) 広域航空消防応援 1(3) 愛知県広域消防相互応援協定 1(4) 愛知DMATによる医療救護活動
	県警察	2 広域緊急援助隊等

第1節 資料の整備

県（防災局）及び指定地方行政機関における措置

知事及び指定地方行政機関の長は、災害応急対策に必要な職員の派遣の措置が講じられるようあらかじめ関係資料を整備しておく。

第2節 広域応援体制の整備

1 県（防災局）及び市町村における措置

(1) 災害時等の応援に関する協定

県は、中部9県1市（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市（以下「県市」という。））において災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に備えて、「災害時等の応援に関する協定」を締結している。

県市は、この協定に基づく災害応援が、円滑、迅速に実施できるように努めるものとする。

◆ 附属資料第15「災害時等の応援に関する協定書（9県1市）」

(2) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

県は、地震等による大規模災害が発生した場合に備えて、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」を締結している。県は、この協定に基づく広域応援が、円滑、迅速に実施できるように努めるものとする。

◆ 附属資料第15「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」

(3) 相互応援協定の締結

市町村は、当該市町村の地域にかかる災害について適切な応援措置を実施するため災害対策基本法第67条の規定により、他の市町村との間で災害に関し、物資等の提供、あっせん及び人員の派遣などについて応援協定を締結するよう努める。

◆ 附属資料第15「市町村消防相互応援協定等締結状況」

(4) 防災活動拠点の確保

県及び市町村は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要な活動拠点について、関係機関と調整の上、確保に努めるものとする。

◆ 附属資料第6「防災活動拠点」

2 防災関係機関における措置

防災関係機関相互における応援要請又は応急措置の要請については、あらかじめ手続等を定めておく。

第3節 救援隊等による協力体制の整備

1 県（防災局）及び市町村における措置

(1) 緊急消防援助隊

県及び市町村は、大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努めるものとする。

◆ 附属資料第15「緊急消防援助隊運用要綱」

◆ 附属資料第15「愛知県緊急消防援助隊受援計画」

(2) 広域航空消防応援

県及び市町村は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるように努めるものとする。

◆ 附属資料第15「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」

(3) 愛知県広域消防相互応援協定

市町村は、愛知県下に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるように努めるものとする。

◆ 附属資料第15「愛知県内広域消防相互応援協定」

◆ 附属資料第15「愛知県消防広域応援基本計画」

◆ 附属資料第15「四県一市航空消防防災相互応援協定」

◆ 附属資料第7「災害対策基本法第33条の規定に基づく派遣職員に関する資料」

◆ 附属資料第7「市町村別専門技術職員数」

(4) 愛知県 DMAT による医療救護活動

県は、愛知県内外で大規模災害等が発生した場合において、「愛知 DMAT 設置運営要領」及び「愛知 DMAT に関する協定」に基づく医療救護活動が、迅速、的確に実施できるように努めるものとする。

◆ 附属資料第15「愛知 DMAT 設置運営要領」

◆ 附属資料第15「愛知 DMAT に関する協定」

2 県警察における措置

- (1) 県警察は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に都道府県警察の相互支援を行う広域緊急援助隊等の災害警備能力の向上に努めるものとする。
- (2) 県警察は、警察法第60条の規定に基づき広域緊急援助隊等の応援を受けた場合、部隊活動が迅速、的確に実施できるように努めるものとする。
- (3) 県警察は、救助用資機材の整備を推進するものとする。

第11章 防災訓練及び防災意識の向上

■ 基本方針

- 災害を最小限に食い止めるには、県・市町村等防災関係機関による災害対策の推進はもとより、県民の一人ひとりが日ごろから各種災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要であるため、県及び市町村は、防災訓練、教育、広報、県民相談等を通じて防災意識の向上を図る。
- 防災訓練、教育等の実施にあたっては、災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 防災訓練の実施	県、市町村等	1(1) 基礎訓練 1(2) 総合訓練 1(3) 防災関係機関等の実施する防災訓練の指導協力 1(4) 訓練の検証 1(5) 図上訓練等
	県公安委員会	2 防災訓練に伴う交通規制
	県、市町村、国立 私立各学校等管理 者	3(1) 計画の策定及び周知徹底 3(2) 訓練の実施 3(3) 訓練の反省
第2節 防災のための意識 啓発・広報	県、市町村、県警 察	(1) 防災意識の啓発 (2) 防災に関する広報 (3) 家庭内備蓄等の推進 (4) 報道媒体の活用及び協力要請
第3節 防災のための教育	県、市町村、国立 私立各学校等管理 者	1(1) 児童生徒等に対する安全教育 1(2) 関係職員の専門的知識のかん養及び技能の向上 1(3) 防災思想の普及 1(4) 登下校（登降園）の安全確保
	県	2 県職員に対する防災教育

第1節 防災訓練の実施

1 県（防災局、各部局）及び市町村等における措置

県は、国や市町村等防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び災害時要援護者を含めた住民等の協力のもとに大規模災害に備えて防災訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な内容となるように努め、次のとおり実施する。

(1) 基礎訓練

ア 水防訓練

水防管理団体は、水防計画に基づき、水防活動の円滑な遂行を図るため、地域の河川状況を勘案した水防訓練を実施する。また、必要に応じ広域洪水等を想定し、水防管理団体が連合するなど防災関係機関が合同して実施するものとする。

(ア) 実施時期

出水期を前に最も訓練の効果のある時期に実施する。

(イ) 実施地域

河川の危険地域等洪水のおそれのある地域で実施する。

イ 消防訓練

市町村等は、消防計画に基づく消防活動が円滑に実施できるため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ大火災を想定し、市町村及び県等が合同して実施するものとする。

ウ 避難・救助訓練

市町村その他防災関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施するものとする。

また、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所、百貨店、地下街、高層建築物等にあつては、収容者等の人命保護のため特に避難について、その施設の整備を図り、訓練を実施するものとする。

なお、都市型水害対策訓練、地下空間からの避難訓練についても実施に努めるものとする。

特に自主防災組織、地域住民の参加による地域の実情に応じた訓練を徹底して行う。

エ 通信訓練

県・市町村及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定し、通信訓練を実施する。

オ 非常招集訓練

県・市町村及び防災関係機関は、各種災害を想定し勤務時間外における職員、消防団、水防団等円滑な参集、非常配備体制の万全を期するため、必要に応じ実施する。

(2) 総合訓練

上記各種の基礎訓練を有機的に組合せ、防災関係機関が合同して、同一想定に基づき総合的な訓練を実施する。

ア 実施時期

災害発生が予想される前の訓練効果のある時期を選んで実施する。

イ 実施場所

災害のおそれのある地域又は、訓練効果のある適当な場所において実施する。

ウ 実施の方法

県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び地元住民・事業所等が一体となって、同一想定に基づき予想される事態に即応した実践的な内容の災害応急対策活動を実施する。

また、災害応援に関する協定に基づき、他県等との訓練の相互参加に努める。

さらに、ボランティア団体に対しても、総合訓練への参加を求める。

(3) 防災関係機関等の実施する防災訓練の指導協力

県及び市町村は、防災関係機関あるいは防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

(4) 訓練の検証

県及び市町村は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

(5) 図上訓練等

県及び市町村は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部及び支部において応急対策活動に従事する本部要員及び支部要員に対し、実践的な図上訓練や実際の災害対処訓練(ロールプレイング方式)等を実施するものとする。

2 県公安委員会における措置

県公安委員会は、災害対策基本法の定めるところにより防災訓練を効果的に実施するために、必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、通行禁止等の交通規制を実施する。

3 県（教育委員会）、市町村及び国立私立各学校等管理者における措置

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り災害発生時に迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

(1) 計画の策定及び周知徹底

災害の種別に応じ、学校等の規模、所在地の特性、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては、県（防災局）や市町村防災担当部局等の関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。

(2) 訓練の実施

学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。

(3) 訓練の反省

訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備を図る。

第2節 防災のための意識啓発・広報

県（防災局、関係部局）、市町村及び県警察における措置

(1) 防災意識の啓発

県は、災害発生時等に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、市町村等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

また、災害に関するビデオなどを市町村、学校等に貸し出して、防災教育の推進を図る。

ア 災害に関する基礎知識

イ 正確な情報の入手

ウ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

エ 地域の避難場所、避難路に関する知識

オ 避難生活に関する知識

カ 家庭における防災の話し合い

キ 応急手当方法の紹介、平素から県民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、出火防止等の対策の内容

◆ 附属資料第15「防災啓発用資機材貸出要綱」

(2) 防災に関する広報

県及び市町村は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図る。

(3) 家庭内備蓄等の推進

県及び市町村は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料その他の生活必需品について、3日分程度の家庭内備蓄を推進する。

(4) 報道媒体の活用及び協力要請

県は、発災時における混乱及び被害を最小限に食い止めるため、平常時から災害に関する教育、キャンペーン番組等を積極的に編成し、県民の災害についての予防、応急措置、避難等防災に関する知識の向上に努める。また、記者クラブ加盟各社等の報道機関に対して必要な資料を提供し、災害対策に係る報道の協力を要請する。

第3節 防災のための教育

1 県（教育委員会）、市町村及び国立私立各学校等管理者における措置

学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

また、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。

なお、児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先する。

(1) 児童生徒等に対する安全教育

児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。

(2) 関係職員の専門的知識の醸成及び技能の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の醸成及び技能の向上を図る。

(3) 防災思想の普及

P T A、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

(4) 登下校（登降園）の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園を含む。以下同じ。）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。

ア 通学路の設定

(ア) 通学路については、警察署、建設事務所、消防署等関係機関及び地元関係者と連携を図り、学区内の様々な状況下における危険箇所を把握して点検を行う。

(イ) 平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定するなどしておく。

(ウ) 異常気象時における通学路の状況の把握についてその情報収集の方法を確認しておく。

(エ) 児童生徒の個々の通学路及び誘導方法等について常に保護者と連携をとり確認しておく。

(オ) 幼児の登降園については原則として個人又は小グループごとに保護者が付き添うものとする。

(カ) 高等学校及び特別支援学校における登下校については、児童生徒等の安全が確保できるよう、学校ごとに(ア)から(エ)までに定める事項を考慮しながら具体的な方法を点検し確認しておく。

イ 登下校の安全指導

(ア) 異常気象時の児童生徒等の登下校について指導計画を綿密に確認する。

(イ) 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。

(ウ) 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

2 県（防災局）における措置

県職員が一丸となって積極的に防災対策を推進するため、また、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなどを、研修会等を通じて教育する。

第12章 防災に関する調査研究の推進

■ 基本方針

- 災害は広範な分野にわたる複雑な現象で、かつその実態は地域的特性を有するので、防災に関する研究は、広範多岐にわたる研究部門相互の緊密な連繋を図るとともに、各地域の特性に応じた総合的かつ一体的研究体制を確立し、その効率的推進を図る。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
防災に関する調査研究の推進	県	1(1) 危険地域の把握 1(2) 危険地区の被害想定
	市町村	2(1) 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備 2(2) 地籍調査

防災に関する調査研究の推進

1 県（防災局、関係部局）及び市町村における措置

重点を置くべき調査研究事項は、次のとおりとする。

(1) 危険地域の把握

法により災害危険地域の指定を受けた地域の現況調査を行うとともに、これだけにとどまらず、水害危険地域、地すべり危険地域及び火災危険地域について、広範囲にあらゆる角度から調査し、その実態を把握する。

(2) 危険地区の被害想定

災害時において迅速的確な災害対策が実施できるように社会的要請が強く、かつ調査の促進が必要とされている上記の危険地域について関係機関、学識経験者等と共同して実態調査を行い、この調査結果並びに過去に受けた災害状況等から被害想定をする。

2 市町村における措置

(1) 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備

市町村においては、危険地域の把握、危険地区の被害想定等各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実状に即して的確に把握するための、防災アセスメントを積極的に実施する。また、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区単位、自主防災組織単位等）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進する。

(2) 地籍調査

市町村は、防災化の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。

3 調査研究成果の活用

調査研究の成果を将来の具体的防災施策樹立の参考に資するよう計画するとともに、教訓となるべき要素を収録してひろく関係者に配布し、一般防災意識の高揚を図る。

第13章 災害救助基金の管理

■ 基本方針

- 災害発生に際し、県が災害救助関係の経費の財源にあてるため、災害救助基金の積立を行い、適切な管理運用について定めるものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
災害救助基金の管理	県	1 災害救助基金の積立及び管理運用

災害救助基金の管理

1 県（防災局）における措置

災害発生に際し、県が災害救助関係の経費の財源にあてるため、災害救助基金の積立を行い、適切な管理運用について定めるものとする。

2 基金の積立額

- (1) 県は、災害救助法第37条の規定により、同法による応急救助の実施に要する経費に充当するため災害救助基金を積み立てておくものとする。
- (2) 各年度における災害救助基金の法定最少限額は、前年度の前3年間における地方税法に定める普通税収入決算額の年平均額の5/1000とし、これにより算定した額が500万円に満たないときは、当該年度における災害救助基金の最少額は500万円とする。

3 基金の運用

- (1) 災害救助基金の運用は、次の方法によらなければならない。
 - ア 財政融資資金への預託又は確実な銀行への預金
 - イ 国債証券、地方債証券、その他確実な債券の応募又は買い入れ
 - ウ 救助に必要な給与品の事前購入
- (2) 災害救助基金から生じる収入並びに災害救助法に基づく国庫負担金の超過額、生業資金の償還金及び応急仮設住宅の処分に伴う収入は、災害救助基金に繰り入れるものとする。

第3編 災害応急対策

第1章 活動態勢（組織の動員配備）

■ 基本方針

- 知事及び市町村長は、災害対策基本法第23条の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織としてそれぞれの災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。
- 各防災関係機関は、災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県災害対策本部（災害情報センター）の設置 ○ 災害対策要員の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部員会議の開催 ○ 国又は他都道府県職員の派遣要請 	
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村災害対策本部の設置 ○ 災害対策要員の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国又は他市町村職員の派遣要請 	
防災関係機関		<ul style="list-style-type: none"> ○ 所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備 	

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 災害対策本部の設置・運営	県	1(1) 県災害対策本部の設置 1(2) 本部の組織・運営 1(3) 災害情報センターの立ち上げ 1(4) 本部員会議の開催 1(5) 庁舎機能の確保 1(6) 災害対策本部職員の動員
	市町村	2(1) 市町村災害対策本部の設置 2(2) 組織及び活動体制 2(3) 市町村災害対策本部設置の県等への報告 2(4) 災害救助法が適用された場合の体制 2(5) 勤務時間外における体制の整備
	防災関係機関	3 所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備
第2節 職員の派遣要請	県	1(1) 国の職員の派遣要請 1(2) 他都道府県の職員の派遣要請 1(3) 職員派遣のあっせん要求
	市町村	2(1) 国の職員の派遣要請 2(2) 他市町村の職員の派遣要請 2(3) 職員派遣のあっせん要求

第1節 災害対策本部の設置・運営

1 県（防災局）における措置

県の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で知事が必要と認めたときは、災害対策基本法及び愛知県災害対策本部条例の規定により県災害対策本部を設置する。

(1) 県災害対策本部の設置

ア 設置・廃止基準

本部は、次の区分により設置し、災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めたときに廃止する。

設置区分	設置基準
気象予警報等による場合	<ul style="list-style-type: none"> ・県下に震度5弱以上の地震が発生したとき。 ・次の気象予警報等のいずれかが県下の地域に発表されたとき。 （大雨警報、暴風警報、洪水警報、高潮警報、暴風雪警報、木曾川中流はん濫警戒情報、木曾川下流はん濫警戒情報、長良川下流はん濫警戒情報、庄内川及び矢田川はん濫警戒情報、矢作川はん濫警戒情報、豊川及び豊川放水路はん濫警戒情報、新川はん濫警戒情報、日光川はん濫警戒情報、天白川はん濫警戒情報、境川・逢妻川はん濫警戒情報、愛知県外海又は伊勢・三河湾への津波警報（津波）若しくは津波警報（大津波））
知事が必要と認めた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・県の地域に、小規模又は相当規模の災害が発生したとき、又は発生するおそれがあり、知事が必要と認めたとき。
知事が必要と認め現地災害対策本部を設置する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・相当規模の災害が発生し、知事が必要と認めたとき。

イ 設置場所

本部（本部室）は、県本庁舎6階に設置する。

なお、県本庁舎が被災した場合には、愛知県自治センター3階の会議室（災害対策本部予備室）を充てる。

(2) 本部の組織・運営

本部の組織及び運営は、災害対策基本法及び愛知県災害対策本部条例に定めるところによることとする。

また、本部活動を展開する中核施設として、災害情報センターを設置するとともに、県の各部局は、それぞれ県災害対策本部の組織として、災害情報の収集及び伝達、応急措置、被災者の救難、救助等災害の発生防御又は拡大の防止のための各種措置を図る。

さらに、大規模災害時の現地即応体制の強化と市町村に対する県の支援体制の強化を図るため、東三河総局・県民事務所等に方面本部を設置する。

なお、必要に応じて、自衛隊、中部運輸局、中部地方整備局、名古屋地方气象台、中日本高速道路株式会社、日本赤十字社、西日本電信電話株式会社、中部電力株式会社、東邦瓦斯株式会社、名古屋高速道路公社その他関係機関から連絡要員の派遣を受け入れる。

(3) 災害情報センターの立ち上げ

本部の活動を掌理するとともに、各部、現地本部、方面本部、防災関係機関等との連絡・調整を円滑に行い、災害対策活動を強力に推進するため、本部に災害情報センターを置く。

災害情報センターの場所は、県本庁舎6階の災害情報センター室に設置する。

なお、県本庁舎が被災した場合には、愛知県自治センター地下2階の会議室（災害情報セン

ター予備室）を充てる。

また、方面本部には災害対策センターを設置する。

(4) 本部員会議の開催

本部長は、災害対策に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じ本部員会議を招集する。

本部員会議の構成は、本部長、副本部長及び本部員とする。ただし、必要に応じ、防災関係機関を出席させることができる。

本部員会議の運営については、災害情報センターがその事務を取り仕切る。

なお、協議事項は次のとおりとする。

- ア 県内市町村の被害状況及び災害応急対策の実施状況に関する事項
- イ 本部の災害応急対策等の実施に関する基本的事項及び災害対策実施に関する重要な事項
- ウ 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事項
- エ 公用令書による公用負担に関する事項
- オ その他災害対策上重要な事項

(5) 庁舎機能の確保

庁舎管理者は、庁舎機能の被災状況について、次の事項を最優先に確認し、災害情報センターに報告する。また、庁舎管理者は庁舎機能について迅速に復旧見込みを出し、代替施設・設備、燃料等を確保するとともに、ライフライン機関等に必要な協力を要請する。

- ア 庁舎における電気、水道、ガスの稼働状況
- イ 非常用電源設備の稼働状況、及び、燃料確保状況
- ウ 通信施設の稼働状況
- エ 暖房・冷房施設の稼働状況

(6) 災害対策本部職員の動員

知事は、以下の基準によりあらかじめ県職員の非常配備体制を定め、迅速な動員を図る。

全職員が参集対象となる第3非常配備においては、原則、勤務公署へ参集し、本庁及び方面本部のセンター要員は、災害情報センター又は方面本部災害対策センター室に参集する。

なお、参集状況については逐次記録するものとする。

(非常配備体制)

区分	参集基準
第1非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生するおそれがあり、災害の規模・態様等の推測が困難である場合で、今後の状況の推移に注意を要するとき ・震度4の地震が発生したとき、又はごく小規模の災害が発生したとき
第2非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ○準備体制 <ul style="list-style-type: none"> ・小規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき ○警戒体制 <ul style="list-style-type: none"> ・相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき ・震度5弱の地震が発生したとき ・東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき
第3非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生したとき ・震度5強以上の地震が発生したとき ・東海地震注意情報が発表されたとき ・警戒宣言が発せられたとき

2 市町村における措置

(1) 市町村災害対策本部の設置

市町村は、当該市町村の区域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一次的な防災上の責務を有する団体として、関係法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、指定地方行政機関、当該市町村内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮し災害応急対策を行う。

(2) 組織及び活動体制

市町村長は、災害対策の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための職員の動員、組織、配備態勢、情報連絡体制等を、休日、夜間等の勤務時間外における体制を含め定めておくものとする。

(3) 市町村災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告

市町村長は、市町村災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県へ報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報するものとする。

(4) 災害救助法が適用された場合の体制

市町村長は、当該市町村に災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を執行するものとする。

(5) 勤務時間外における体制の整備

市町村長は、休日及び夜間の勤務時間外における災害発生に備えた情報連絡体制をあらかじめ整えておくものとする。

3 防災関係機関における措置

(1) 組織及び活動体制

防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、相互の緊密な協力体制を整えておくものとする。

(2) 勤務時間外における体制の整備

防災関係機関は、休日及び夜間の勤務時間外における災害発生に備えた情報連絡体制をあらかじめ整えておくものとする。

第2節 職員の派遣要請

1 県（防災局）における措置

(1) 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条）

知事は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり当該機関の職員のみでは不足する場合、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他都道府県の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

知事は、都道府県の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の都道府県知事に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第30条）

知事は、内閣総理大臣（消防庁）に対し災害対策基本法第29条の規定による指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、知事は、内閣総理大臣（消防庁）に対し地方自治法第252条の17の規定による他の都道府県職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

2 市町村における措置

(1) 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条）

市町村長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり当該機関の職員のみでは不足する場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他市町村の職員の派遣要請（地方自治法第 252 条の 17）

市町村長は、市町村の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第 30 条）

市町村長は、知事に対し災害対策基本法第 29 条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市町村長は、知事に対し地方自治法第 252 条の 17 の規定による他の市町村職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

第2章 通信の運用

■ 基本方針

- 県、市町村及び防災関係機関は、災害に関する予報・警報及び情報その他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受伝達重要通信の疎通を確保する。
- 迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行い、県、市町村及び防災関係機関相互の効果的な通信の運用を図る。

◆ 附属資料第4「通信関係」

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
関係機関 県、市町村、防災機関		<ul style="list-style-type: none"> ○通信手段の確保 ○無線施設の応急措置 	
県		<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策用指揮車等の使用 ○国と県を結ぶ緊急連絡用回線（ホットライン）の使用 ○放送事業者に対する放送依頼 	
市町村		<ul style="list-style-type: none"> ○放送事業者に対する放送依頼（県経由） 	
日本 三 西		○重要通信の確保及び通信の途絶の解消	
放送事業者		○放送事業の継続	→
郵便事業者		○郵便事業の継続	→

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 通信手段の確保	県、市町村、防災関係機関	1 通信手段の確保
	県	2(1) 災害対策用指揮車等の使用 2(2) 耐震通信施設の使用 2(3) 国と県を結ぶ緊急連絡用回線（ホットライン）の使用
第2節 放送の依頼	県、市町村	放送事業者に対する放送依頼 （市町村長は、知事を通して依頼）
第3節 通信施設の応急措置	西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI	1・2 重要通信の確保及び通信の途絶の解消

	株式会社	
	県、市町村、防災 関係機関	3 専用通信施設の応急措置
	放送事業者	4 放送事業の継続
第4節 郵便業務の応急措 置	郵便事業株式会 社、郵便局株式会 社	郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持

第1節 通信手段の確保

1 県（防災局、関係部局）、市町村及び防災関係機関における措置

(1) 専用通信の使用

防災関係機関は、情報連絡手段として、無線を利用した専用通信を使用することとし、県は、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置した防災行政無線網を使用する。

なお、通常は、その設備を他人の通信のために使用してはならないこととなっているが、災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要する場合は、所定の手続を経て、これを他人に利用させることができる。

(2) 防災相互通信用無線局の使用

県、市町村及び防災関係機関は、防災対策に関する通信を相互に行うために設置した防災相互通信用無線局を活用して、災害現場等での円滑な情報の受伝達を図る。

(3) 衛星通信施設の使用

県、市町村及び防災関係機関は、地上系の防災行政無線網に障害、輻輳や混信が発生した場合には、地域衛星通信ネットワークの一環である衛星通信施設を活用し、映像を含む情報の受伝達に努める。

(4) 移動系無線局の使用

各防災関係機関は、地震に強い移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備するとともに、有効な運用を図り、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

(5) 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は、通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないことになっている。ただし、災害時等において有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信(以下「非常通信」という。)については当該無線局の目的以外にも使用することができる。

ア 非常通信の通信内容

(ア) 人命の救助に関するもの。

(イ) 災害の予警報(主要河川の水位を含む。)及び災害の状況に関するもの。

(ウ) 緊急を要する気象、火山等の観測資料に関するもの。

(エ) 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの。

(オ) 遭難者救護に関するもの。(日本赤十字社の本社及び支部相互間に発受するものを含む。)

(カ) 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの。

(キ) 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要なもの。

(ク) 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、県・市町村の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの。

(ケ) 電力設備の修理復旧に関するもの。

(ロ) 知事が医療、土木、建築、工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

イ 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

ウ 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定に当たっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。

エ 利用者の心得

非常通信を利用する場合は、依頼者は被依頼者側において、その通信の取扱が便宜であるよう次の事項を守るよう心がけなければならない。

(ア) 依頼する通報の内容は、真に非常通信の内容にふさわしいものとする。

(イ) 通報の配達については、無線局の免許人、着信を予想せられる者、その他関係者が配達に協力し、その配達上適宜の措置を講じなければならないから、利用者はあらかじめ通報の宛先を想定し、関係者と協議しておくことが望ましい。

(ウ) 非常通信はなるべく無料として取り扱うようになっているが、通信経路が途中、西日本電信電話株式会社回線を媒介するとき、その他通報の取扱に関し実費額の補償を必要とするときは、その費用を補償しなければならないこともあるから、利用する無線局とあらかじめ協議しておく必要がある。

(6) 孤立防止用無線電話等の使用

災害時においては、交通手段、通信手段の途絶により、特に郡部において孤立地区の発生が予想されるため西日本電信電話株式会社では、超小型衛星通信装置(ku-1ch)を一部の市町村役場や学校等に常置し、孤立防止を図っている。東三河総局・県民事務所等(方面本部)、地方機関にあっては、防災行政無線電話、一般加入電話等の途絶に際しては、この無線電話を使用し、災害情報の報告等通信の確保に努めるものとする。

(7) 電話・電報施設の優先利用

各防災関係機関は、災害時の予警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話・電報施設を優先利用し、又は他機関の専用電話を使用することができる。

ア 一般電話及び電報

(ア) 災害時優先電話の登録

各防災関係機関は、災害時における非常扱いの通話等の運用の迅速性及び電話の輻輳の回避のため、あらかじめ発信する電話番号を西日本電信電話株式会社の名古屋支店に「災害時優先電話」として登録する。

(イ) 非常扱いの通話

天災その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、別に定める事項を内容とする通話については、すべての通話に優先して接続される。

(ウ) 緊急扱いの通話

火災の発生、重大な事故等緊急事態が発生した場合で別に定める事項を内容とする通話については、一般通話に優先して接続される。

(エ) 非常扱いの電報

天災事変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、非常扱いの通話に準ずる事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。

(オ) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する別に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。

イ 専用電話

災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。

(8) 携帯電話の使用

各防災関係機関は、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の効果的な使用を行う。

(9) 県防災情報システムの使用

各防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。

◆ 附属資料第12「無線電話番号（高度情報通信ネットワーク）」

◆ 附属資料第4「通信関係」

◆ 附属資料第15「災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等の協定について（県対県警察）」

2 県（防災局）における措置

(1) 災害対策用指揮車等の使用

県は、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局により、被災地域等における防災情報の収集伝達を確保する。

(2) 耐震通信施設の使用

県は、地上系通信施設が被災し通信に障害が生じた場合は、県庁及び東三河総合庁舎直近の地下に設置した耐震通信施設を運用し、衛星通信により災害情報の収集伝達を行う。

(3) 国と県を結ぶ緊急連絡用回線（ホットライン）の使用

県は、内閣総理大臣官邸や内閣府（防災担当）、国の非常災害対策本部と県災害対策本部長や災害対策本部との間で開設した緊急連絡用回線（ホットライン）を使用して、迅速かつ円滑な情報の収集伝達を行う。

第2節 放送の依頼

県（防災局）及び市町村における措置

知事及び市町村長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送事業者（受託放送事業者を除く。）に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼（市町村長は、知事を通して依頼する。）することができる。

なお、放送事業者との連絡にあつては、放送局ホットラインにより、円滑な放送の依頼を確保する。

◆ 附属資料第15「災害時における放送要請に関する協定（県対NHK）」

◆ 附属資料第15「災害時の放送に関する協定（3県1市対民放各社）」

第3節 通信施設の応急措置

1 西日本電信電話株式会社における措置

西日本電信電話株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重

要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

- (1) 可搬型無線機及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。なお、可搬型無線機の使用については、電波干渉を考慮し、総合的判断により設置する。
- (2) 交換機被災ビルには、非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、復旧を図る。
- (3) 電力設備被災ビルには、移動電源車あるいは大容量可搬型電源装置を使用し、復旧を図る。
- (4) 幹線伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置による復旧を図る。

◆ 附属資料第4「西日本電信電話株式会社名古屋支店」

2 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ及びKDDI株式会社における措置

緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

- (1) 基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完する。
- (2) 周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済する。
- (3) 電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施する。

3 県（防災局）、市町村及び防災関係機関における措置

無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするから、速やかに各機関は、応急措置をとる。

4 放送事業者における措置

放送機等の障害により災害関連番組の放送が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更、あるいは他の番組と切り替え、放送に努める。中継回線が途絶したときは、必要機器を仮設し、無線及び他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

なお、演奏所からの放送継続が不可能となったときは、仮設演奏所により放送の継続に努める。

◆ 附属資料第15「災害時における放送要請に関する協定（県対NHK）」

◆ 附属資料第15「災害時の放送に関する協定（3県1市対民放各社）」

第4節 郵便業務の応急措置

1 郵便事業株式会社の措置

(1) 郵便物の送達の確保

ア 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずるものとする。

イ 災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止するものとする。

(2) 支店の窓口業務の維持

災害時において、被災地における支店の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった支店について、仮社屋急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口

取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。

なお、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱いを実施するものとする。

ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店及び郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

2 郵便局株式会社の措置

災害時、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るために、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

第3章 情報の収集・伝達・広報

■ 基本方針

- 災害応急対策責任者（災害対策基本法第50条）は、気象警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達システムの障害時における体制に留意するものとする。
- 県、市町村及び関係機関は、相互に密接な連携のもとに、被害状況等収集・伝達活動を行うものとする。
- 各防災関係機関は、住民が適切な判断による行動がとれるよう、災害状況、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ正確に広報することが大切である。
- 各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努めるものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
台 気 象	○警報の発表・伝達		
県	○警報等の市町村等への伝達	○市町村へ職員派遣 ○災害状況の収集伝達 ○国への報告 ○県災害対策本部設置の通知	○災害広報の実施 ○相談窓口等の開設
市 町 村	○伝達された情報等の住民等への周知徹底	○被害状況等の情報収集及び県等への通報 ○即報基準に該当する災害の報告 ○住民への災害広報 ○相談窓口等の開設	
機 報 道		○災害広報の依頼に対する協力	

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 気象警報等の伝達	名古屋地方气象台	1 気象業務法に基づく警報の発表・伝達
	県	2 警報・注意報等の出先機関及び市町村への伝達
	西日本電信電話株式会社	3 一般通信に優先した警報の関係市町村に対する通知
	日本放送協会名古屋放送局	4 迅速な警報の放送
	市町村	5 必要事項を住民及び所在の官公署へ周知

	その他防災関係機関	6 法令及び自らの防災計画等により、必要な措置
第2節 被害状況等の収集・伝達	異常現象の発見者	1 災害の発生が予想される異常な現象の通報
	市町村	2(1) 承知した異常現象の名古屋地方気象台その他関係機関への通報 2(2) 被害状況、災害応急対策等の情報収集及び県等への通報 2(3) 行方不明者の情報収集 2(4) 即報基準に該当する火災、災害の報告 2(5) 災害応急対策完了後15日以内の確定報告
	県	3(1) 市町村への職員派遣及び情報収集 3(2) 方面本部構成機関から県関係部局への連絡 3(3) 防災ヘリコプター等による被害状況の収集伝達 3(4) 内閣総理大臣（消防庁経由）への報告及び災害応急対策完了後20日以内の確定報告 3(5) 県災害対策本部の設置又は廃止の通知
第3節 広報	各防災関係機関（県・市町村を含む）	1(1) 関係機関との連絡を密にした広報活動 1(2) 相談窓口等の開設
	報道機関	2 災害広報の依頼に対する協力
	各機関（各防災関係機関を含む）	3(1) 報道機関が行う災害報道のための取材活動への協力 3(2) 住民への災害広報

第1節 気象警報等の伝達

1 名古屋地方気象台における措置

名古屋地方気象台は、気象業務法に基づく警報（ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。）を発表・切り替え・解除した場合は、県・第四管区海上保安本部・NTTマーケティングアクト大阪104センタ・国土交通省中部地方整備局・日本放送協会名古屋放送局に通知しなければならない。

名古屋地方気象台は、気象業務法に基づく情報及び同法施行令に定める注意報等（ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。以下「注意報等」とする。）を発表・切り替え・解除した場合は、県・第四管区海上保安本部・国土交通省中部地方整備局・日本放送協会名古屋放送局に伝達する。

また、名古屋地方気象台は、報道機関及び警報・注意報等により措置の必要があると認める機関に対しては、専用通信施設及び公衆通信施設により、警報・注意報等を伝達する。

2 県（防災局）における措置

県は、警報・注意報等を専用通信施設により、県の出先機関及び市町村に伝達する。

3 西日本電信電話株式会社における措置

NTTマーケティングアクト大阪104センタは、公衆通信施設等により一般通信に優先して警報を関係市町村に通知する。

4 日本放送協会名古屋放送局における措置

日本放送協会名古屋放送局は、警報を直ちに放送する。

5 市町村における措置

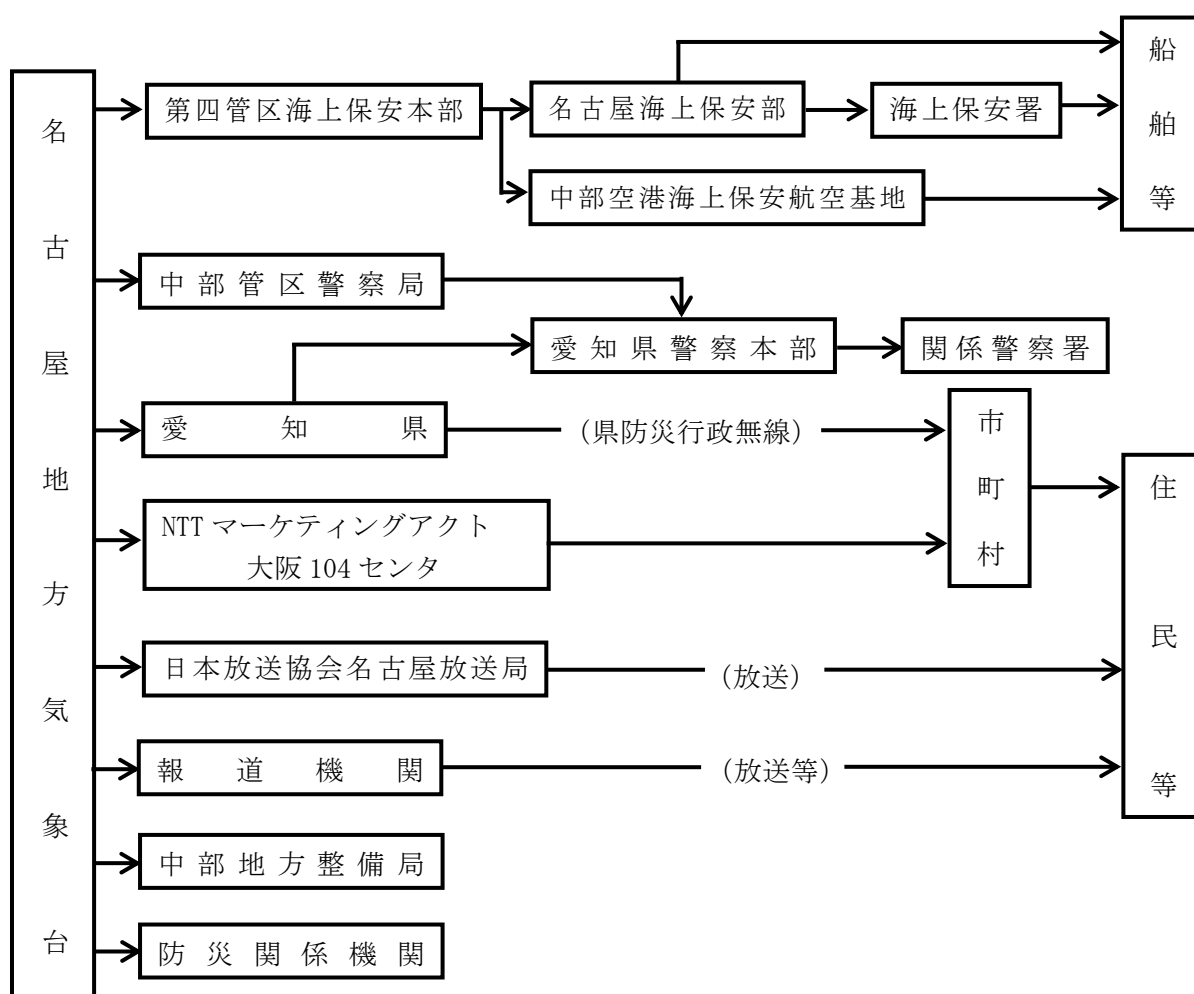
市町村は、市町村地域防災計画の定めるところにより、必要事項を住民及び所在の官公署へ周知する。

6 その他の防災関係機関における措置

その他の機関は、法令及び自らの防災計画等により、必要な措置を執る。

7 気象予報警報等の伝達系統

(1) 気象・水象に関する予報警報の伝達系統



(注)

1 伝達方法

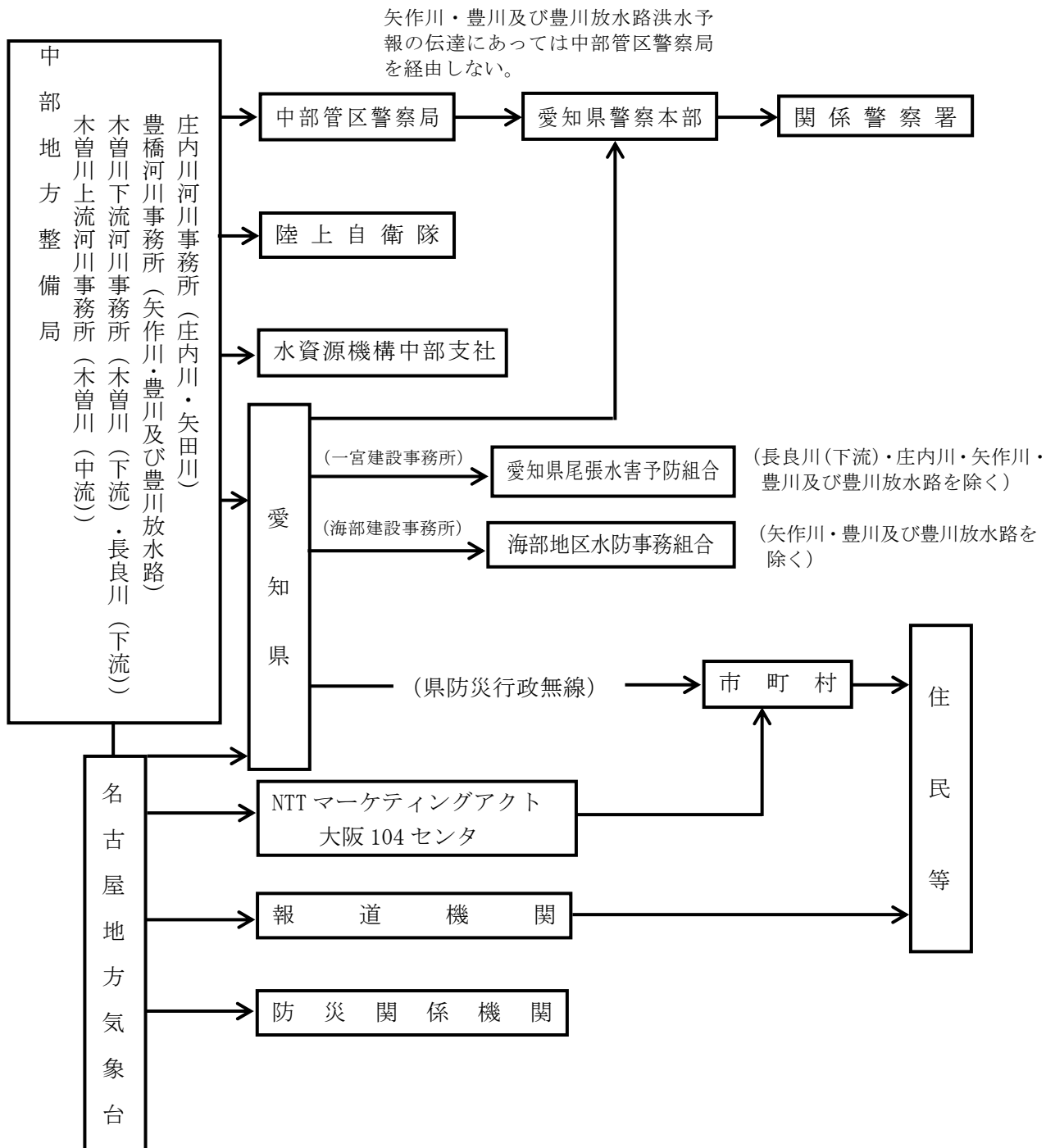
名古屋地方気象台からの伝達は、防災情報提供システムによる。

2 気象庁本庁からNTTマーケティングアクト大阪104センタには、警報についてのみ伝達を行う。

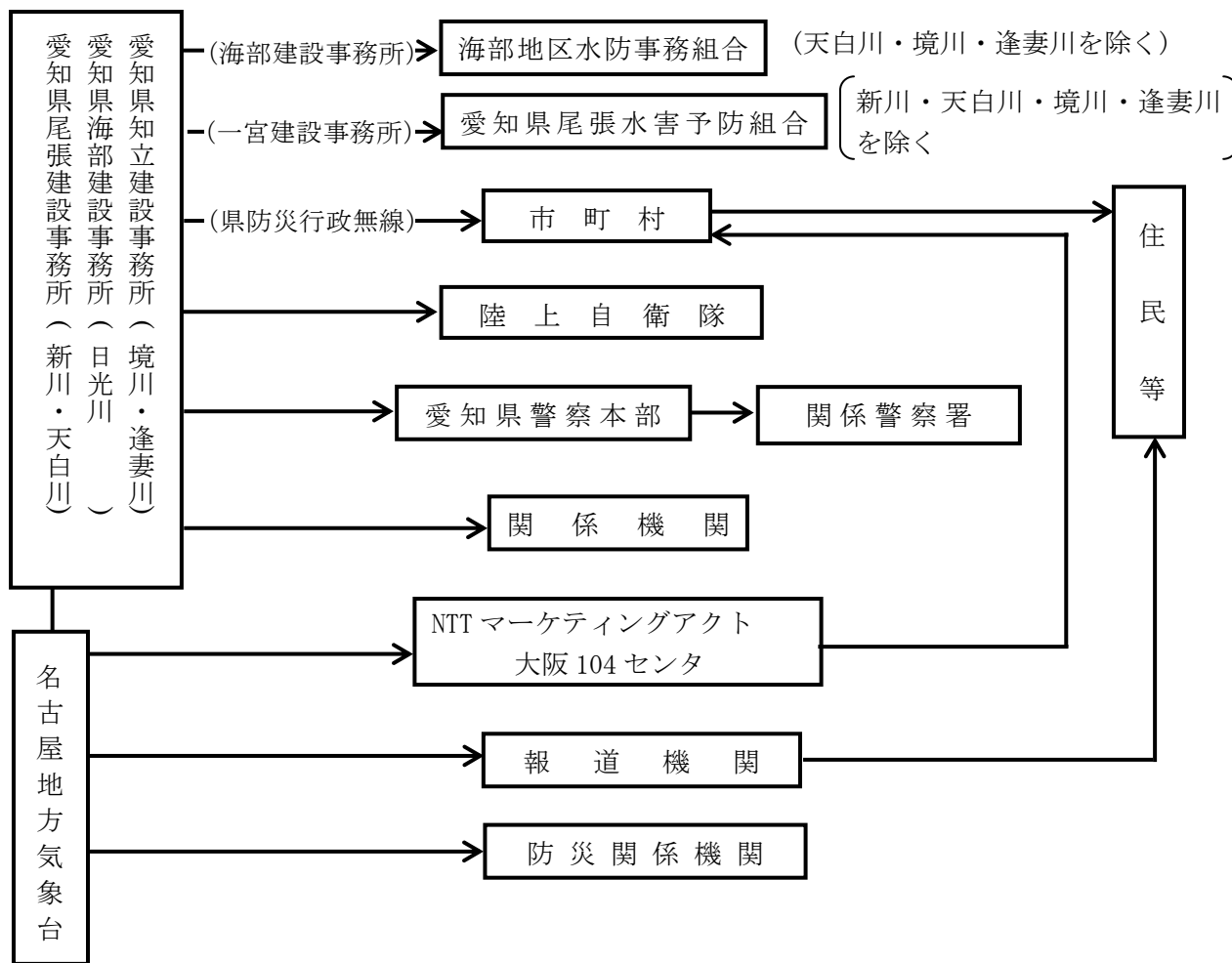
(2) 洪水予報の伝達系統

ア 国土交通大臣・名古屋地方気象台の発表する洪水予報

- ・ 木曾川(中流・下流)・長良川(下流)・庄内川(矢田川含む)・矢作川・豊川及び豊川放水路洪水予報

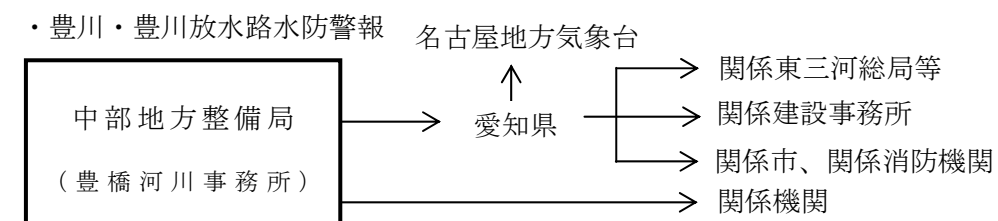
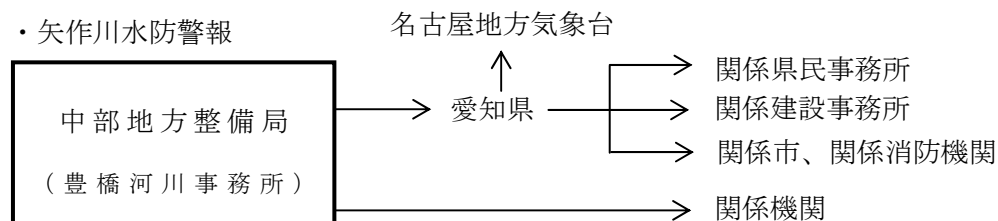
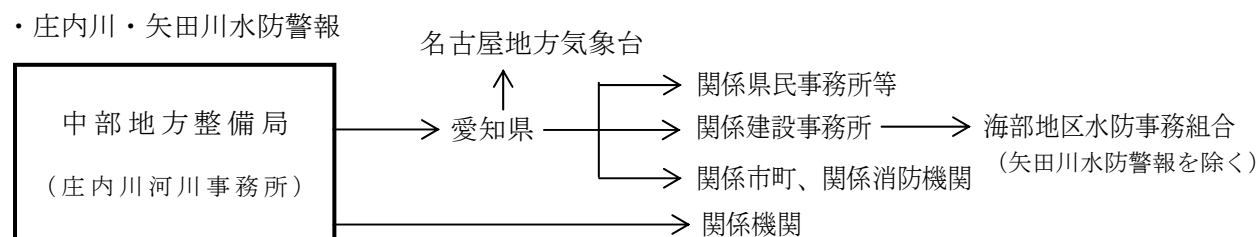
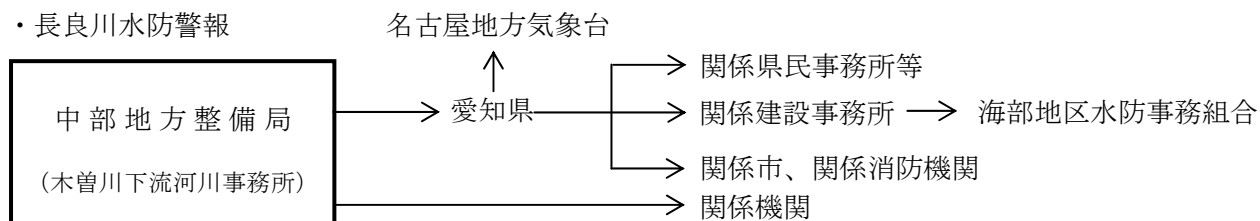
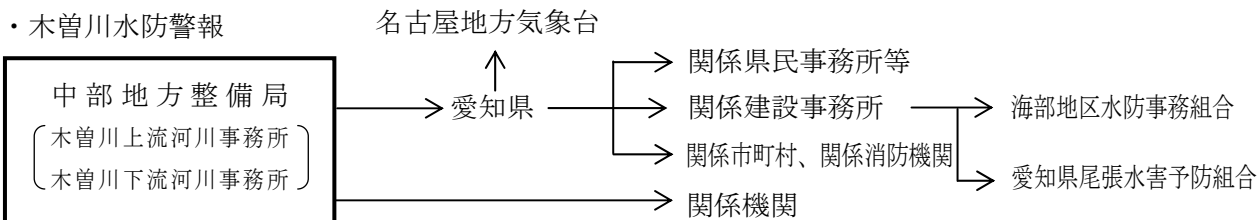


イ 知事・名古屋地方気象台の発表する洪水予報
・ 新川・天白川・日光川・境川・逢妻川洪水予報



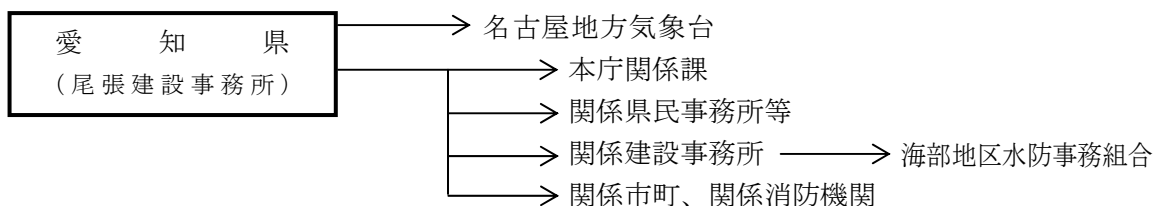
(3) 水防警報の伝達系統

ア 国土交通大臣の発表する水防警報

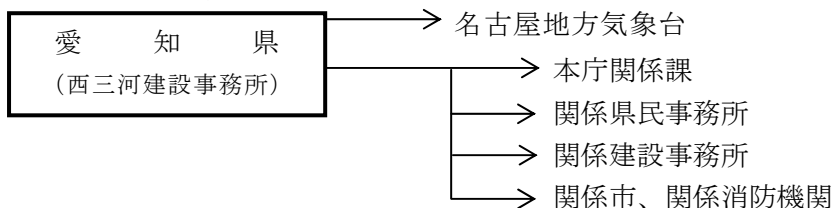


イ 知事の発表する水防警報

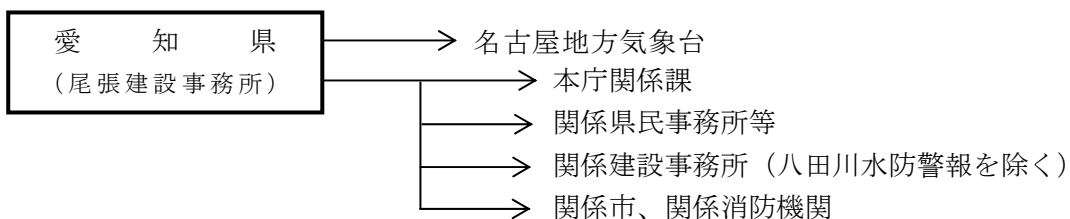
・新川水防警報



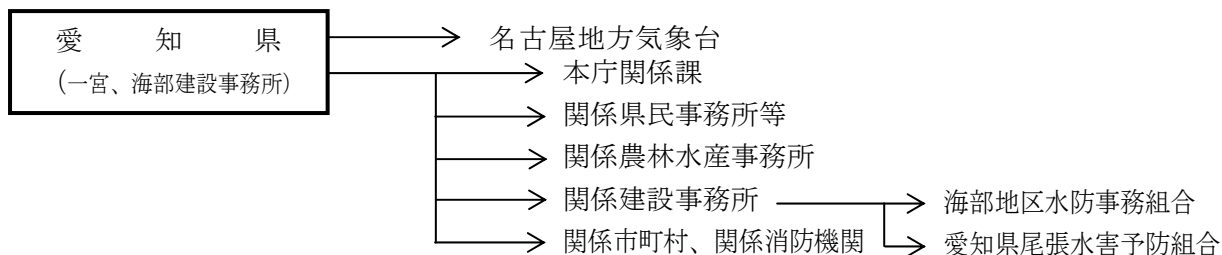
・矢作古川水防警報



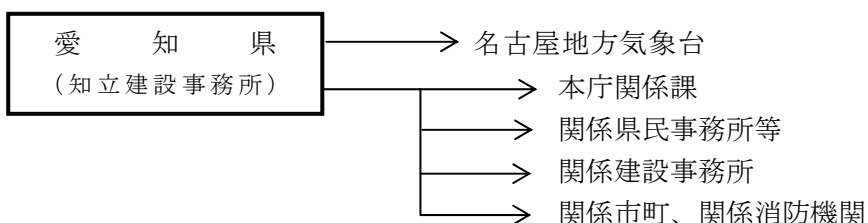
・天白川・八田川水防警報



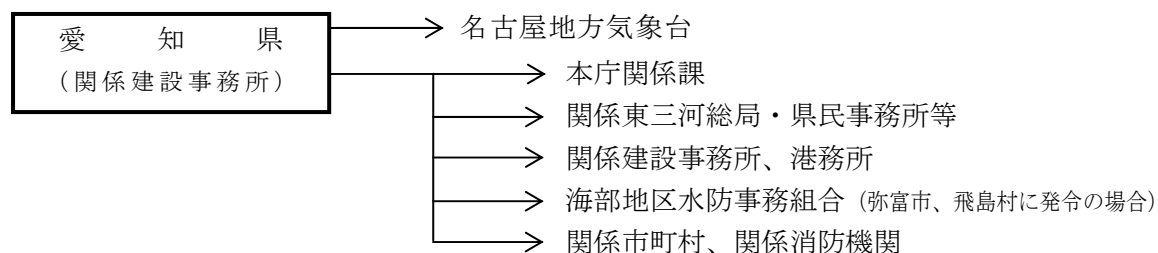
・日光川水防警報



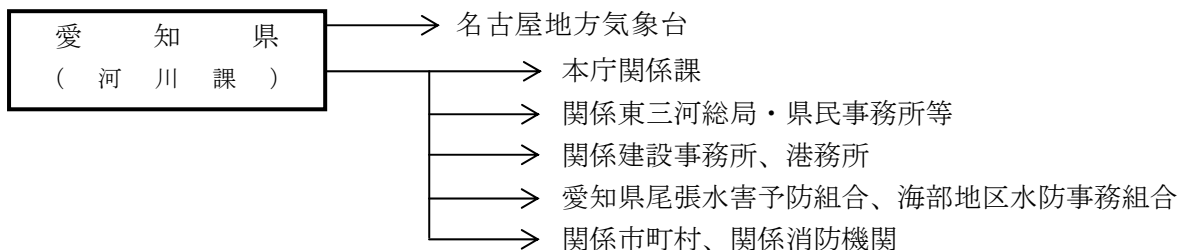
・境川・逢妻川水防警報



・愛知県沿岸水防警報



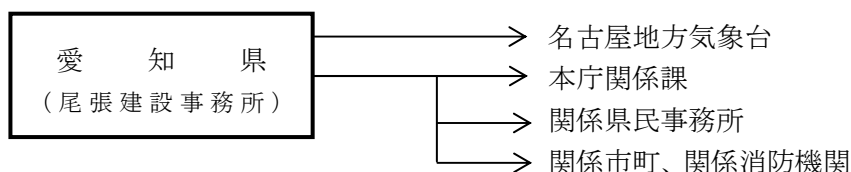
・愛知県津波水防警報



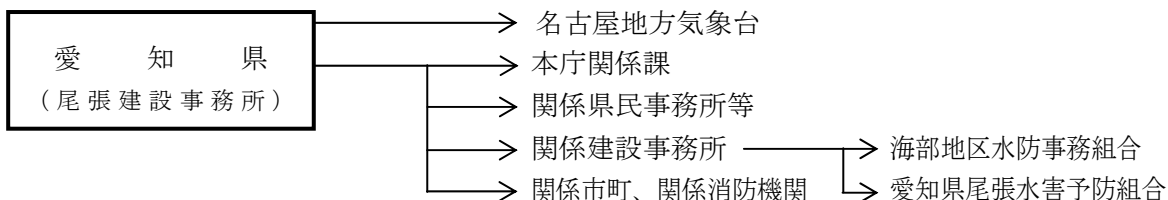
(4) 水位周知河川(避難判断水位(特別警戒水位)、はん濫危険水位、はん濫発生)

知事が通知する水位周知河川(避難判断水位(特別警戒水位)、はん濫危険水位、はん濫発生)

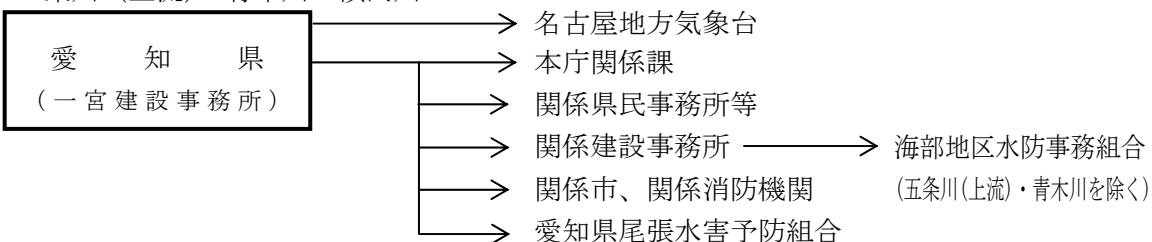
- ・矢田川(県管理区間)・香流川・内津川・扇川・山崎川・八田川・大山川



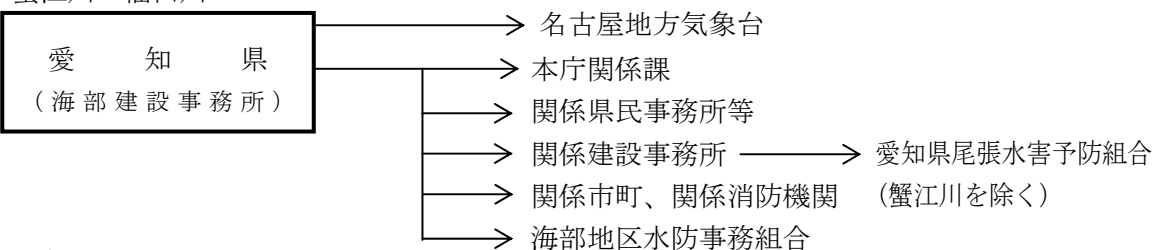
- ・五条川



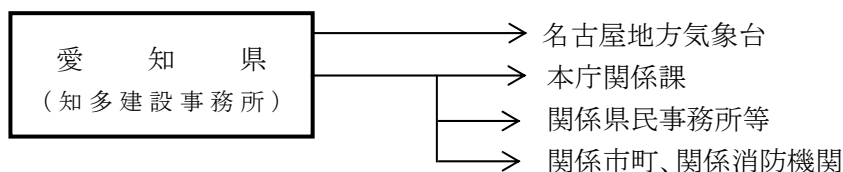
- ・五条川(上流)・青木川・領内川



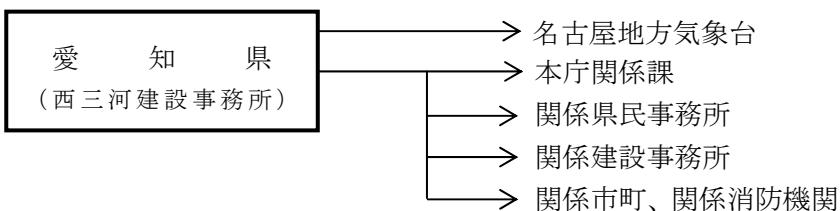
- ・蟹江川・福田川



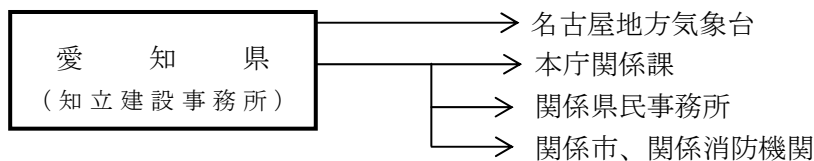
- ・阿久比川



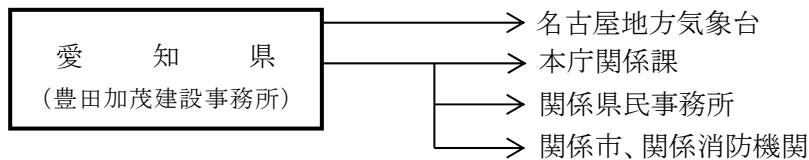
- ・矢作古川・乙川・広田川



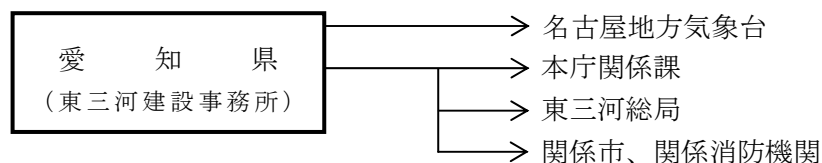
・猿渡川



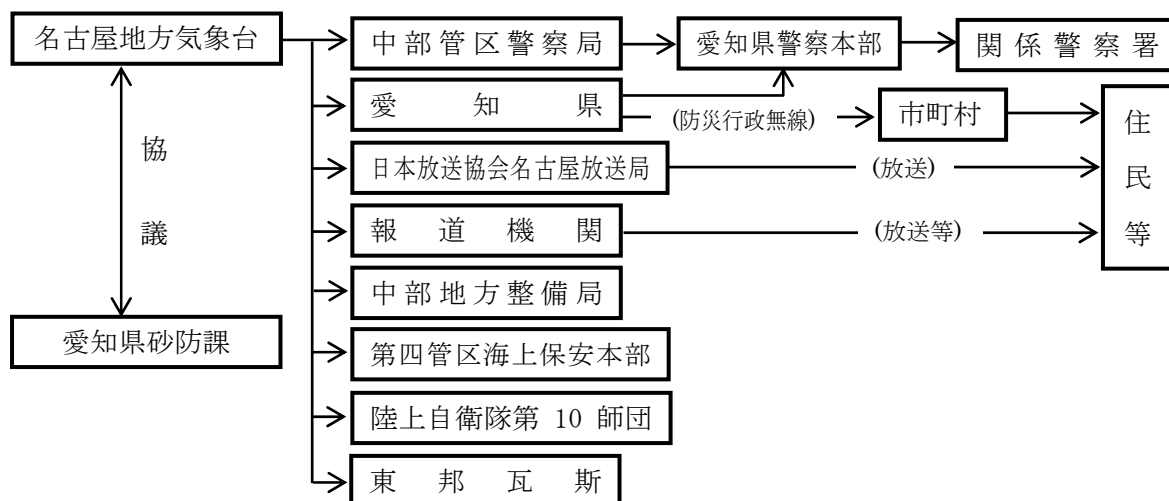
・籠川・逢妻女川



・音羽川・柳生川・梅田川・佐奈川



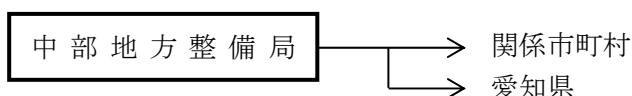
(5) 土砂災害警戒情報の伝達系統



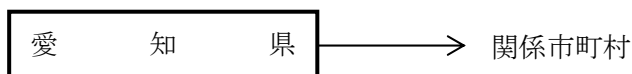
(注) 土砂災害警戒情報は名古屋地方気象台と愛知県建設部砂防課が協議のうえ、名古屋地方気象台が発表する。

(6) 土砂災害緊急情報の伝達系統

ア 大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流、湛水など）

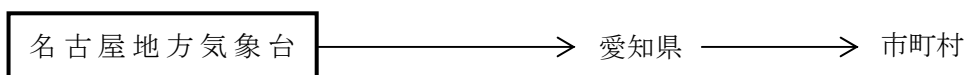


イ 大規模な土砂災害（地すべり）

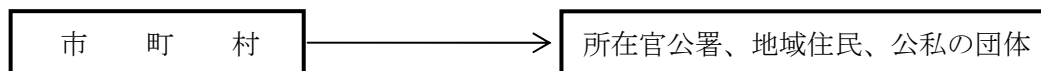


(注) 土砂災害緊急情報は、大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流・湛水、地すべりなど）が急迫した場合に、国・県が実施する緊急調査の結果に基づき、市町村へ通知される情報で、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報

(7) 火災気象通報の伝達系統



(8) 火災警報の伝達系統



◆ 附属資料第2「愛知県予報区において警報・注意報の発表に使用する細分区域名／気象・水象に関する予報警報／火災気象通報」

◆ 附属資料第2「洪水予報、水位情報の周知、水防警報」

第2節 被害状況等の収集・伝達

1 発見者の通報義務

災害の発生が予想される異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。

なお、警察官又は海上保安官が通報を受けた場合は、その旨を速やかに市町村長に通報するものとする。

2 市町村の措置

(1) 異常現象を承知した市町村長は、直ちに名古屋地方気象台その他関係機関に通報するものとする。

(2) 市町村長は、被害状況、災害応急対策等の災害に関する情報の収集に努め、遅滞なく県及び関係機関に通報するものとする。この場合において、市町村長は、被害の発生地域、避難指示等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。

(3) 捜索・救助体制の検討等に活用するため、市町村は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住居登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。

(4) 市町村は、火災、災害即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号。以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）

また、一定規模以上の災害（即報要領「第3 直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

(5) 確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。

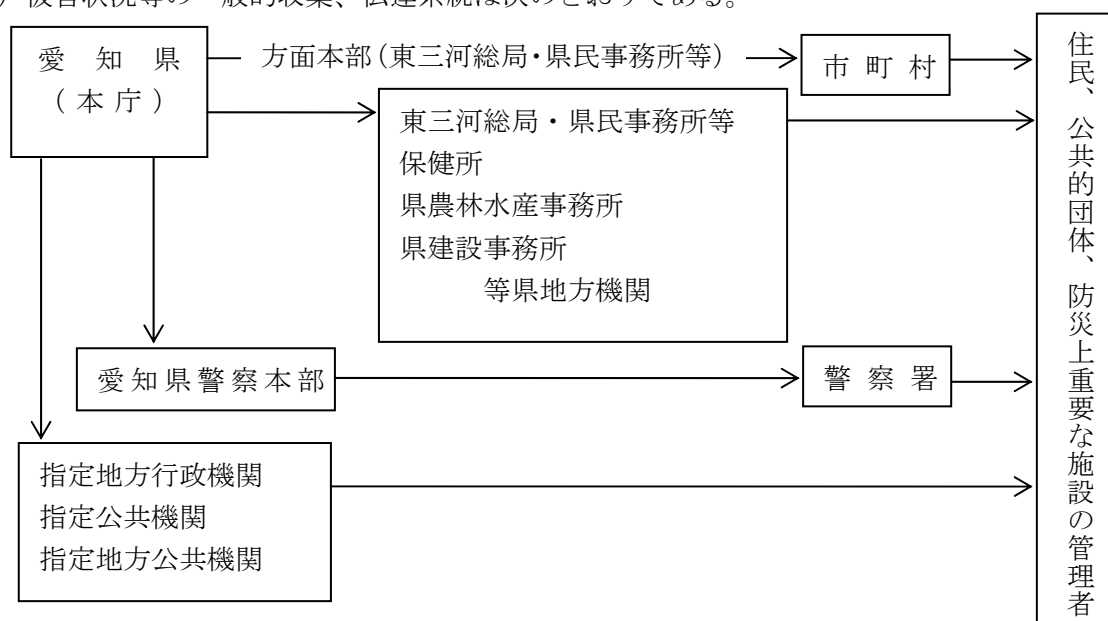
なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

3 県（防災局、関係部局）の措置

- (1) 県は、区域内の市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合等、必要に応じ市町村に職員を派遣し、市町村被災状況等の情報収集に努め、派遣された職員は、逐次、県へ連絡するものとする。
- (2) 方面本部構成機関は、管内区域の被災状況及び応急対策実施状況に関する情報の収集に努め、関係部局及び方面本部へ連絡する。
- (3) 県は、防災ヘリコプターや災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、より積極的に災害状況の収集伝達を行う。
- (4) 市町村からの報告、自らの調査及び防災関係機関等の情報により、災害対策基本法第53条による報告、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防防第246号）及び即報要領による報告を一体として内閣総理大臣（消防庁経由）に行うとともに、必要に応じ関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。また、応急対策終了後20日以内に災害対策基本法及び消防組織法に基づく確定報告を行う。
- (5) 県は、愛知県災害対策本部が設置又は廃止されたときは、直ちに関係機関に通知する。

4 被害状況等の一般的収集、伝達系統

- (1) 被害状況等の一般的収集、伝達系統は次のとおりである。



- (2) 各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。
- (3) 情報の収集伝達については、第2章「通信の運用」に記載した各種の方法を有効に活用するものとし、防災行政無線及び一般電話（FAXを含む。）のほか、あらかじめ災害時優先電話を登録した上での非常通話や緊急通話の取り扱い、あるいは、携帯電話を利用する。
- (4) 同時多発的に災害が発生した場合には、電話が輻輳するので直接電話、災害時優先電話により防災関係機関相互の回線を確保する。
- (5) 通信連絡用機器の設置に当たっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しないように設置箇所等に留意する。
- (6) 災害時に住民へ確実に情報を提供するため、複数の情報伝達手段を利用することとし、地域性やそれぞれの手段の特性を考慮しながら整備を進める。
- (7) 報道機関と緊密な連携を図り、効率的な情報の伝達に努める。

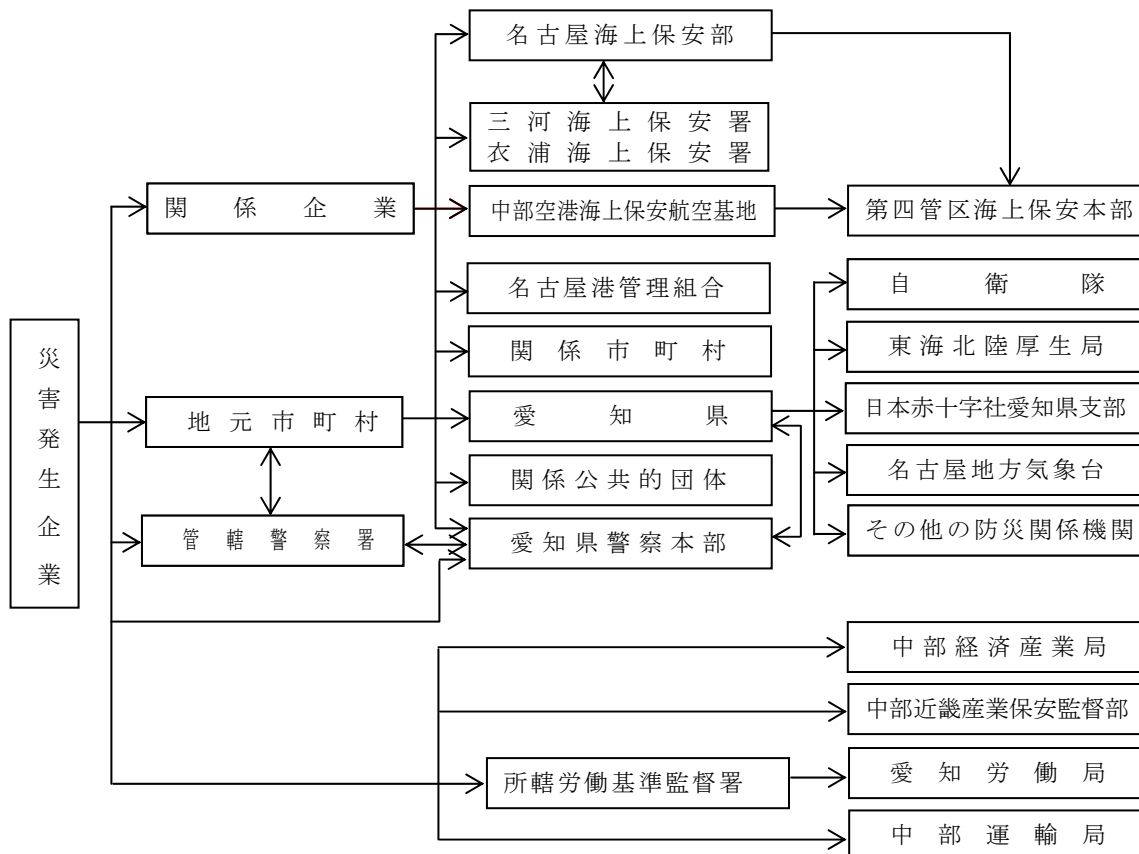
5 重要な災害情報の収集伝達

- (1) 関係機関は、自己の所管する事項について、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を、逐次、電話等により県又は、国（内閣総理大臣）に対して速やかに伝達を行う。
- (2) 市町村、県、指定公共機関の代表者又は指定行政機関の長は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。

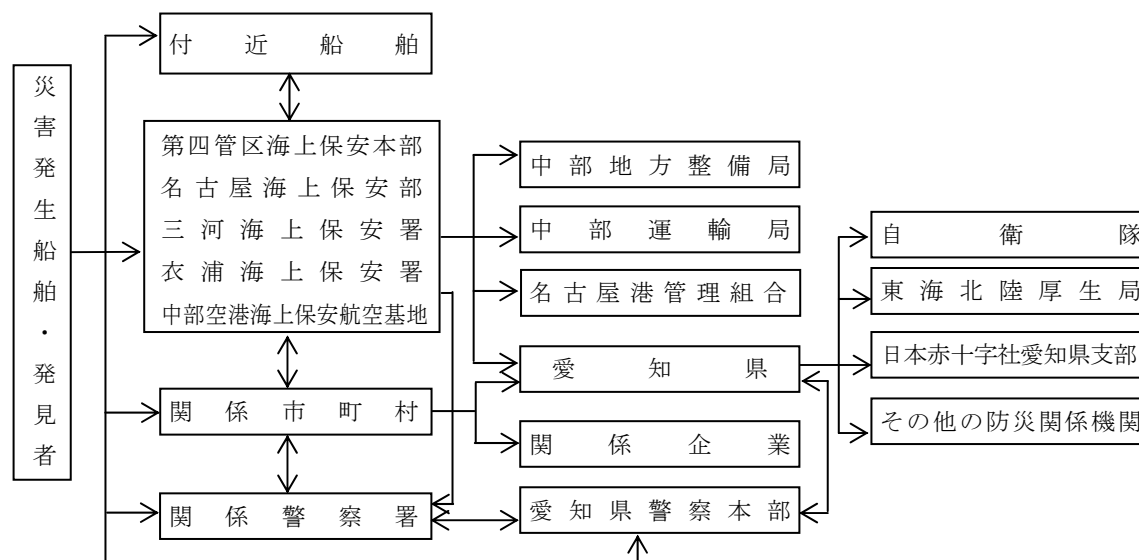
◆ 附属資料第12 「県及び消防庁への連絡先」

6 特殊災害に関する情報の収集及び伝達の系統

(1) 陸上災害の場合



(2) 海上災害の場合



- (3) 航空機災害の場合
「第16章 航空災害対策」による。

7 その他の情報の収集伝達

各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して収集した被害状況等災害にかかる情報については、内容を検討し、関係機関に伝達する。

伝達の対象となる被害		伝達内容
災害発生状況等	被害状況・災害対策本部の設置状況・応急対策状況（全般）	様式1・2によること
人、住家被害等	人的被害	様式3によること
	避難状況、救護所開設状況	様式4によること
公共施設被害	河川・海岸・貯水池・ため池等、砂防被害	様式5によること （確定報告は、被害か所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行うものとする。）
	港湾及び漁港施設被害	
	道路被害	
	鉄道施設被害	
	電信電話施設被害	
	電力施設被害	
	ガス施設被害	
	水道施設被害	

- ◆ 附属資料第12「国・県・市町村その他の防災関係機関」
- ◆ 附属資料第12「災害概況即報を始めとする被害報告様式」

8 報告の方法

(1) 被害状況等の報告は、最も迅速確実な通信手段を活用するものとするが、県防災情報システムを有効に活用するとともに、県防災行政無線設置機関にあっては、原則、県防災行政無線により報告するものとする。

なお、県防災行政無線未設置機関にあっては、原則、有線電話を使用するものとする。

また、県防災行政無線が途絶した場合は、有線電話を使用するものとする。

(2) 県防災行政無線及び有線電話等が途絶した場合は、各防災関係機関が所有する専用電話の利用や警察無線等他機関の無線通信施設を利用するものとする。

(3) すべての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして報告するよう努めるものとする。

- ◆ 附属資料第12「県及び消防庁への連絡先」
- ◆ 附属資料第12「被害情報の伝達要領」
- ◆ 附属資料第12「被害認定基準」

9 被害状況の照会

(1) 各機関は、他機関所管の被害状況を把握する必要があるときは、原則としてそれぞれを所管する関係機関に照会する。

(2) 全県的な被害状況については、県防災情報システムを有効に活用して把握するとともに、愛知県災害対策本部災害情報センター（河川、海岸、貯水池、ため池、砂防被害、港湾・漁港施設被害、道路被害、水道施設被害については、関係課）へ照会する。

第3節 広報

1 防災関係機関の措置

- (1) 各防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との連絡をできる限り密にして行うものとする。
- (2) 各防災関係機関は、できる限り相談窓口等を開設し、災害住民からの相談、要望、苦情等を聴取の上、必要な応急対策の推進に当たるものとする。

2 報道機関の措置

報道機関は、各防災関係機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。

3 各機関の措置

- (1) 各機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するに当たり情報の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。
- (2) 各機関は、次の広報手段を有効に組み合わせて、住民への災害広報を実施する。
 - ア 報道機関（テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社）への情報提供
 - イ 防災行政無線、オフトーク通信の放送
 - ウ コミュニティ FM やケーブルテレビの放送
 - エ インターネットホームページ掲載及びツイッターなどのソーシャルメディアによる情報提供
 - オ 携帯電話による情報提供
 - カ 広報紙等の配布
 - キ 広報車の巡回
 - ク 掲示板への貼紙
 - ケ その他広報手段

◆ 附属資料第4「通信関係」

4 広報内容

- (1) 事前情報の広報
 - ア 気象に関する情報
 - イ 河川の水位の情報
 - ウ 公共交通機関の情報
 - エ その他の情報
- (2) 災害発生直後の広報
 - ア 災害の発生状況
 - イ 地域住民のとるべき措置
 - ウ 避難に関する情報（避難場所、避難勧告、指示等）
 - エ 医療・救護所の開設状況
 - オ 道路情報
 - カ その他必要事項
- (3) 応急復旧時の広報
 - ア 公共交通機関の状況
 - イ ライフライン施設の状況
 - ウ 食糧、水、その他生活必需品等の供給状況

- エ 公共土木施設等の状況
- オ ボランティアに関する状況
- カ 義援金、救援物資の受入れに関する情報
- キ 被災者相談窓口の開設状況
- ク その他必要事項

5 広報活動の実施方法

ア 報道機関への発表

- (ア) 各防災関係機関は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を速やかに提供し、広報活動を要望する。
- (イ) 外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応として、可能な限り多言語による情報提供等も合わせて行う。

イ 広報車、航空機等

各防災関係機関は、他の防災関係機関、報道機関等の車両・航空機等による広報について協力を要請する。

ウ その他

各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板やホームページの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。

エ 災害報道

報道機関は、次の有効適切な災害関係記事又は番組を編成して報道する。

- (ア) 災害関係記事又は番組
- (イ) 災害関係の情報
- (ウ) 災害対策のための解説、キャンペーン、記事又は番組
- (エ) 関係機関の告知事項

◆ 附属資料第15「災害時における放送要請に関する協定(県対NHK)」

◆ 附属資料第15「災害時の放送に関する協定(3県1市対民放各社)」

第4章 応援協力・派遣要請

■ 基本方針

- 各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、災害時に当たっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。
- 陸上自衛隊第10師団は、知事等の要請を受け、まず東海地方所在部隊をもって人命救助を第一義とする緊急救援活動を行い、引き続きその他の部隊を集中し、組織的救援活動を行う。状況により、中部方面隊区域内諸隊の増援を受ける。航空自衛隊及び海上自衛隊もこれに準じた処置を講ずる。
- 被災地の速やかな自立や復興を進めるために、事前に登録されたボランティアグループなどの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
県		<ul style="list-style-type: none"> ○広域応援要請 ○他市町村への応援内容指示 ○緊急消防援助隊の要請 ○自衛隊への災害派遣要請 ○広域ボランティア支援本部の設置 	
市町村		<ul style="list-style-type: none"> ○知事・他市町村に対する応援要求 ○県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請 ○緊急消防援助隊の要請 ○災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請 ○地域ボランティア支援本部の設置 	
委員会 公安		○広域緊急援助隊等の援助の要求	
隊 自衛		○災害派遣	→
保安本部・大 阪航空局 第四管区海上		○自衛隊への災害派遣要請	
防炎関係 機関		<ul style="list-style-type: none"> ○相互の応援要請 ○資料・調査成果の交換 ○災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼 	→

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 応援協力	県	1(1) 指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請

		1(2) 中部9県1市における応援要請 1(3) 全国都道府県における応援要請 1(4) 市町村に対する応援
	市町村	2(1) 知事に対する応援要求等 2(2) 他の市町村長に対する応援要求
	防災関係機関	3(1) 防災関係機関相互における応援要求又は応急措置の要請 3(2) 災害対策上必要な資料又は調査の成果の相互交換
第2節 救援隊等による協力	県公安委員会	1 他都道府県警察に対する広域緊急援助隊等の援助の要求
	県	2 消防庁長官に対する緊急消防援助隊等の応援要請
	市町村	3 愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請
第3節 自衛隊の災害派遣	自衛隊	1 災害派遣
	災害派遣要請者 (県・第四管区海上保安本部・大阪航空局)	2 自衛隊の派遣要請
	市町村又は関係機関	3 災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼
第4節 ボランティアの受入	県	1 広域ボランティア支援本部の設置
	市町村	2 地域ボランティア支援本部の設置
第5節 防災活動拠点の確保	県、市町村	1 防災活動拠点の確保

第1節 応援協力

1 県（防災局）における措置

- (1) 指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請（災害対策基本法第70条）

知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長に対し応急措置の実施を要請する。

- (2) 中部9県1市における応援要請

県は、中部9県1市（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市）において災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合で、避難、救助等の対策を実施するために必要があると認めるときは、「災害時等の応援に関する協定」に基づき、相互に応援を要請する。

◆ 附属資料第15「災害時等の応援に関する協定」

- (3) 全国都道府県における応援要請

県は、大規模災害が発生した場合で、「災害時等の応援に関する協定（中部9県1市）」では避難、救助等の対策が十分実施できないため必要があると認めるときは、「全国都道府県にお

ける災害時等の広域応援に関する協定」に基づき、全国知事会を通じて広域応援を要請する。

◆ 附属資料第15「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（全国知事会）」

(4) 市町村に対する応援

ア 知事は、市町村から災害応急対策を実施するために応援を求められた場合は、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限協力する。

イ 知事は、市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、他の市町村長に対して、当該市町村の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、市町村相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。

ウ 知事は、被害状況の現地調査や災害応急対策活動を支援するため、県職員を派遣する。

2 市町村における措置

(1) 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第68条）

市町村長は、当該市町村の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

(2) 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条）

市町村長は、当該市町村の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。

なお、市町村長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求めるものとする。

また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要求する。この場合、応援を求められた市町村長は、県が行う市町村間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。

3 防災関係機関における措置

(1) 防災関係機関相互においては、あらかじめ定められた手続等に基づき、応援要求又は応急措置の要請を行う。

(2) 防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。

4 経費の負担

(1) 国から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他県、他市町村から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。（災害対策基本法施行令第18条）

(2) 指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度あるいは事前に相互に協議して定めておくものとする。

第2節 救援隊等による協力

1 県公安委員会における措置（広域緊急援助隊等）

県公安委員会は、県内において大規模災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、警察法に基づき他の都道府県警察に対し、災害警察活動にあたる広域緊急援助隊等の援助要求を行うものとする。

2 県（防災局）における措置（緊急消防援助隊等）

県は、県内における大規模災害の発生に際し、消防庁長官に対して、人命救助活動等に当たる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うものとする。

また、愛知県消防応援活動調整本部を県庁に設置し、緊急消防援助隊及び愛知県内広域消防相互応援協定に基づく消防活動の調整等を実施するとともに、「愛知県緊急消防援助隊受援計画」による的確な受け入れ体制を早期に確立するものとする。

3 市町村の措置（緊急消防援助隊等）

- (1) 市町村長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。

◆ 附属資料第12「緊急消防援助隊の応援要請先」

- (2) 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。
(3) 消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。

4 応援要員の受入体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するにあたり、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、知事及び派遣先の市町村長は、これらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備するものとする。

第3節 自衛隊の災害派遣

1 自衛隊における措置

- (1) 陸上自衛隊第10師団長等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害派遣要請者から人命財産の保護のための災害派遣の要請を受けた場合には、その内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等派遣の必要の有無を判断し、適切な措置をとる。
(2) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することができる。この際、要請を待たないで部隊等を派遣した後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。
(3) 災害派遣の要請を受けることができる者及び担任地域

災害派遣の要請を受けることができる者		担任地域
陸上自衛隊	第10師団長	県内全域※
	第10特科連隊長 (豊川駐屯地司令)	県東部（西三河北部、東三河北部、西三河南部、東三河南部）
	第10後方支援連隊長 (春日井駐屯地司令)	春日井駐屯地近傍
航空自衛隊第1輸送航空隊司令 (小牧基地司令)		県内全域
海上自衛隊横須賀地方總監		県内全域

※ただし、県西部（尾張北東部、尾張西部、名古屋、知多）の連絡・調整は、第35普通科連隊長担任

(4) 災害派遣の活動範囲

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。

水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(5) 連絡要員の派遣

自衛隊は、災害派遣要請を受けたときは、必要に応じて、県災害対策本部に連絡要員を派遣する。

◆ 附属資料第5「自衛隊その1」

◆ 附属資料第6「自衛隊その2」

2 災害派遣要請者（県（防災局）、第四管区海上保安本部、大阪航空局）における措置

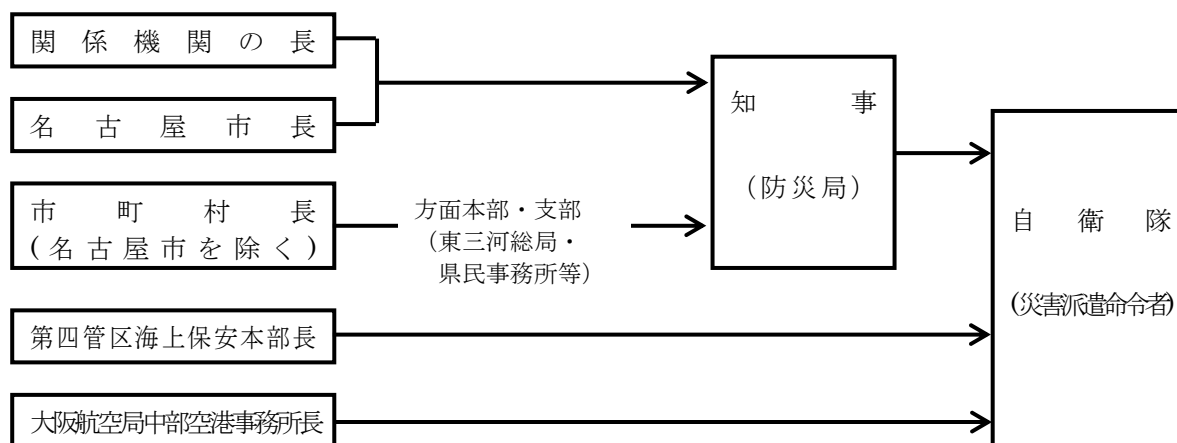
- (1) 災害派遣要請者は、市町村長又は関係機関の依頼を受けたとき、あるいは依頼がない場合でも周辺市町村の被害、通信の状況等の全般状況から判断し、明らかに要請の必要性があると認められる場合は、直ちに関係自衛隊の長に対して派遣要請の手続をとる。
- (2) 事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。
- (3) 災害派遣を要請した場合並びに要請が予想される場合で、特に自衛隊との連絡を密にする必要があると認めるときは、あらかじめ自衛隊連絡幹部の派遣を依頼し、情報の交換、部隊の派遣等に関し連絡調整を図る。
- (4) 災害派遣要請者は、市町村長又は関係機関の長の自衛隊の撤収要請依頼を受けたときは、速やかに撤収要請を行う。

3 市町村又は関係機関における措置

- (1) 市町村長又は関係機関の長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し自衛隊の災害派遣を必要と認めるときには、速やかに災害派遣要請者に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。
この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を関係自衛隊の長に対して必要に応じ通知する。

- (2) 事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。
- (3) 市町村長は、災害対策基本法第68条の2第1項及び第2項の規定により災害の状況等を自衛隊に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。
- (4) 市町村長又は防災関係機関の長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに災害派遣要請者に対して撤収要請を依頼する。

4 災害派遣要請等手続系統



(注) 市町村(名古屋市を除く)は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事(防災局)に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、方面本部・支部(東三河総局・県民事務所等)へも連絡すること。

◆ 附属資料第12「自衛隊の連絡先、災害派遣要請書(様式)、災害派遣撤収要請書(様式)」

5 災害派遣部隊の受入れ

- (1) 災害派遣要請者は、自衛隊の災害派遣が決定(自衛隊の自主派遣を含む。)したときは、関係市町村長又は関係機関の長に受入体制を整備させ、必要に応じて職員を派遣し、派遣された部隊長及び派遣を受けた市町村又は関係機関相互の連絡に当たるとともに、自らも自衛隊と緊密に連絡をとる。
- (2) 受入側の市町村長又は関係機関の長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるように努めなければならない。
- ア 職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。
 - イ 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
 - ウ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
 - エ 自衛隊の宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所を確保する。
 - オ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の事項を準備する。
 - (ア) 事前の準備
 - a ヘリポート用地として、下記の基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施しておく。

◆ 附属資料第12「着陸帯設定時における留意事項」

- b ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図(縮尺1万分の1程度のもの)を提供する。

◆ 附属資料第6「緊急時ヘリコプター離着陸可能場所」

◆ 附属資料第6「愛知県防災ヘリコプターの飛行場外離着陸場」

c 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。

d 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。

(イ) 受入時の準備

a 着陸点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近く上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

◆ 附属資料第12「H記号及び吹流しの基準」

b ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。

c 砂塵の舞い上がる時は散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。

d ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。

e 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。

f 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせない。

6 災害派遣に伴う経費の負担区分

(1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町村が負担するものとし、下記を基準とする。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む）及び入浴料

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費

エ 県・市・町・村が管理する有料道路の通行料

(2) 負担区分について疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決めるものとする。

第4節 ボランティアの受入

1 県（防災局）における措置

(1) 県は、広域ボランティア支援本部を速やかに設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。

(2) 広域ボランティア支援本部に配置された県職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、県災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。

(3) 広域ボランティア支援本部においては、コーディネーターから依頼があったときは、愛知県防災ボランティアグループ登録制度推進要綱に基づき、登録ボランティアグループにボランティア協力応援を依頼する。

2 市町村における措置

(1) 被災市町村は、地域ボランティア支援本部を速やかに設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。

(2) 地域ボランティア支援本部に配置された市町村職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、市町村災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。

3 コーディネーターの役割

- (1) 市町村の地域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れ（受付、需給調整など）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。
- (2) 県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、地域ボランティア支援本部のボランティアの受入れが円滑に行えるように、次のような支援を行う。
 - ア 災害対策本部やボランティア関係団体等を通じて得たボランティアへの支援要請の内容やボランティアの確保・あっせんなどの情報を提供する。
 - イ ボランティアの受入れに必要な物資等の調整を行う。
 - ウ 協力団体やボランティア関係団体と連携して、コーディネーターの交替要員の確保・あっせんを行う。
 - エ ボランティア関係団体と連携し、必要なボランティアの確保・あっせんを行う。
 - オ 必要に応じ、広報班を通じ、ボランティアの受入れに関する情報を報道機関に提供する。
- (3) コーディネーターは、行政機関、協力団体、ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努めるものとする。

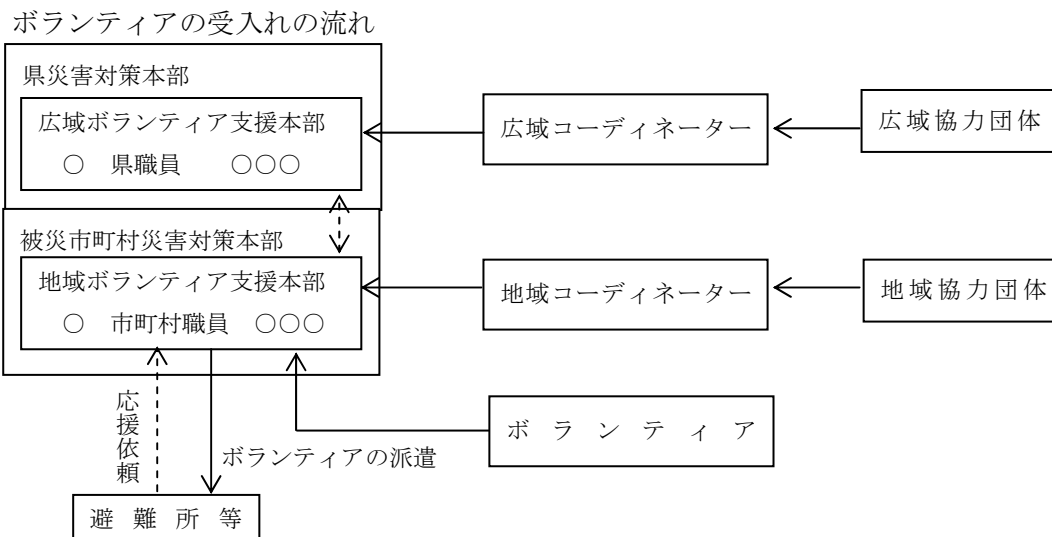
4 協力が予想されるボランティア団体等

- (1) 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体

日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、日本ボーイスカウト愛知連盟、一般社団法人ガールスカウト愛知県連盟、愛知県青年団協議会、公益財団法人愛知県国際交流協会、特定非営利活動法人レスキューストックヤード(協定締結時：震災から学ぶボランティアネットの会)、財団法人名古屋キリスト教青年会、財団法人名古屋キリスト教女子青年会、一般社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部、トヨタグループ災害Vネット、特定非営利活動法人NPO愛知ネット、社会福祉法人愛知県共同募金会、公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会

- (2) その他のボランティア団体等

愛知県防災ボランティアグループ、赤十字奉仕団、青年団、婦人会、高等学校、大学、高等技術専門校、各種団体、県外からのボランティア



- ◆ 附属資料第10「日本赤十字社愛知県支部 赤十字奉仕団」
- ◆ 附属資料第7「愛知県登録防災ボランティアグループ一覧」
- ◆ 附属資料第15「愛知県防災ボランティアグループ登録制度推進要綱」
- ◆ 附属資料第15「愛知県災害ボランティア活動推進要綱」
- ◆ 附属資料第15「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定書」

第5節 防災活動拠点の確保

1 県（防災局）及び市町村における措置

- (1) 県、市町村は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。
- (2) 市町村は県内市町村への、県は隣接県や遠隔都道府県への応援が必要となる場合の活動拠点としての活用も図るものとする。

2 防災活動拠点の確保

- (1) 地区防災活動拠点
市町村は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、地区防災活動拠点の確保を図るものとする。
- (2) 地域防災活動拠点
県及び政令市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、地域防災活動拠点の確保を図るものとする。
- (3) 広域防災活動拠点
県及び政令市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、広域防災活動拠点の確保を図るものとする。
- (4) 中核広域防災活動拠点
県は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、中核広域防災活動拠点の確保を図るものとする。
- (5) 航空広域防災活動拠点
県は、受援及び応援のための航空機等の集結活動拠点として、航空広域防災活動拠点の確保を図るものとする。
- (6) 臨海広域防災活動拠点
県は、受援及び応援のための船舶等の集結活動拠点として、臨海広域防災活動拠点の確保を図るものとする。

3 防災活動拠点の区分と要件等

要件等	1 地区防災活動拠点	2 地域防災活動拠点	3 広域防災活動拠点	4 中核広域防災活動拠点	5 航空広域防災活動拠点	6 臨海広域防災活動拠点	
災害想定 の規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土 砂災害等	複数の市町 村に及ぶ災 害 ・相当規模の 林野火災 ・相当規模の 風水害、土 砂災害等	広域の市町 村に及ぶ災 害 ・大規模な地 震災害 ・大規模な風 水害等	全県に及ぶ災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等			
応援の規模	隣接市町村等	県内市町村 等	隣接県等	中部・全国の都道府県等			
役割	被災市町村内 の活動拠点	郡単位、広域 圏単位の活 動拠点	広域、全県の な活動拠点	全県で中心と なる活動拠点	主に空輸され る要員、物資 の集積拠点	海上輸送され る要員、物資 の揚陸・集積 拠点	
拠点数	市町村で1か 所程度	郡又は圏域 単位で1か 所程度	県内に数か 所程度	県内に1か所 程度	県内に1か所 程度	県内に3か所 程度	
要件	面積	1ヘクタール 程度以上 できれば中型 ヘリコプター の離着陸が可 能	3ヘクタール 程度以上 中型ヘリコ プターの離 着陸が可能	10ヘクター ル程度以上 中型ヘリコ プターの離 着陸が可能 で、複数機の 駐機が可能	30ヘクター ル程度以上 中型ヘリコプ ターの離着陸 が可能で、相 当機の駐機が 可能	中型ヘリコブ ターの離着陸 が可能で、相 当機の駐機が 可能	ストックヤード 10ヘクター ル程度以上
	施設 設備	できれば 倉庫等	できれば 倉庫、宿泊施 設等	倉庫等 宿泊施設	倉庫等 宿泊施設	倉庫等 滑走路	耐震岸壁 1万ト级以上 の船舶の係留 施設

◆ 附属資料第6「防災活動拠点」

第5章 救出・救助対策

■ 基本方針

- 市町村長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事の事務の一部を行うこととされた市町村長）、県警察、第四管区海上保安本部は、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に収容する。
- 救出にあたっては、災害時要援護者を優先する。
- 発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、防災航空隊を設置し、防災ヘリコプターを活用する。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
市町村		<ul style="list-style-type: none"> ○救出活動 → ○他市町村又は県への応援要求 ○広域的な消防隊の応援要請 ○防災ヘリコプターの応援要請 	
県警察、 第四管区海上 保安本部		<ul style="list-style-type: none"> ○救出救助活動 → ○各種情報の収集・伝達 → 	
県		<ul style="list-style-type: none"> ○自衛隊等への応援要求 ○他市町村への応援指示 ○防災ヘリコプターの出動 	
中部地方整 備局、高速道 路会社		<ul style="list-style-type: none"> ○救出・救助活動拠点の確保 	
機 関 関 係		<ul style="list-style-type: none"> ○応援要求への協力 → ○避難救出活動への協力 → 	

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 救出・救助活動	市町村	1(1) 救出活動 1(2) 他市町村又は県への応援要求 1(3) 広域的な消防部隊の応援要請 1(4) 派遣された緊急消防援助隊の指揮
	県警察	2 救出救助活動
	県	3(1) 自衛隊等への応援要求 3(2) 他市町村への応援指示 3(3) 緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請
	県公安委員会	4 広域緊急援助隊等の援助の要求
	中部地方整備局、	5 救出・救助活動拠点の確保

	高速道路会社	
	災害発生事業所等	6 自衛消防隊等による救出活動
	関係機関	7 応援要求への協力
第2節 海上における避難 救出活動	第四管区海上保安 本部	1(1) 二次災害の発生防止 1(2) 各種情報の収集・伝達
	関係機関	2 避難救出活動への協力
	県	1 防災ヘリコプターの出動
第3節 防災ヘリコプター の活用	市町村等	2 防災ヘリコプターの応援要請

第1節 救出・救助活動

1 市町村における措置

- (1) 市町村は、県警察・第四管区海上保安本部と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に収容する。
- (2) 市町村は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。
- (3) 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市町村（消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合を含む。）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行う。
- (4) 緊急消防援助隊の派遣を受けた被災地の市町村長（又は委任を受けた消防長）はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

◆ 附属資料第5「救助用資機材」

◆ 附属資料第15「愛知県内広域消防相互応援協定」

◆ 附属資料第15「愛知県消防広域応援基本計画」

2 県警察における措置

県警察は、市町村と緊密な連携のもとに救出救助を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に収容する。

なお、水没した場合には、第四管区海上保安本部とも連携を図る。

3 県（防災局）における措置

- (1) 県は、自ら救出の実施又は市町村からの応援要求事項の実施が困難な場合、自衛隊等へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。
- (2) 県は、市町村の実施する救出につき、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。
- (3) 県は、県内における大規模災害の発生に際し、消防庁長官に対して、人命救助活動等に当たる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うものとする。

4 県公安委員会における措置

県公安委員会は、県内において大規模災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、警察法に基づき他の都道府県警察に対し、災害警察活動にあたる広域緊急援助隊等の援助の要求を行うものとする。

5 中部地方整備局及び高速道路会社における措置

高速道路のサービスエリア等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救出・救助活動への支援を行うものとする。

6 災害発生事業所等における措置

災害発生事業所等は、自衛消防隊その他の要員により救出活動を実施し、消防機関等救出機関の到着後はその指揮を受けて救出活動を実施する。

7 関係機関における措置

応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

8 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市町村で行われる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」

第2節 海上における避難救出活動

1 第四管区海上保安本部における措置

- (1) 第四管区海上保安本部は、災害を局限化し、二次災害の発生を防止するため、防災活動を迅速かつ的確に行う。
- (2) 第四管区海上保安本部は、関係機関と緊密な連絡を保ち、各種情報の収集、伝達に万全を期するとともに、通信施設、船艇及び航空機の効率的かつ有機的な運用を図り、次の措置を講ずる。
 - ア 資材、人員等の輸送の場としての海上における船舶交通の安全を確保する。
 - イ 海上における被災者及び被災船舶の救助を行うとともに、必要に応じて自衛隊に災害派遣を要請し、救助体制を強化する。
 - ウ 災害発生時の混乱、人心の動揺等による不測事態の発生に備え、海上における各種犯罪の予防、警戒等治安の維持を図る。
- (3) 排出油等対策
 - ア 排出油等対策上、必要な資機材の確保及び輸送を行う。
 - イ 排出油等の拡散防止及び除去を行う。
 - ウ 付近海上の安全を確保するため、巡視船艇及び航空機による現場付近海域の警戒並びに船舶の航行、停泊、火気使用の制限又は禁止等必要な措置を講じ、安全通信（四管区航行警報）により船舶に周知する。
 - エ 災害発生船舶又は施設に対し災害局限措置の指示を行う。
- (4) 船舶交通の安全確保対策
 - ア 津波情報を迅速に収集し、かつ、その周知を図る。
 - イ 津波により在港船が遭難するおそれがある場合又は船舶交通の安全を確保する必要がある場合には、在港船舶に対する避難勧告、港の出入口付近等における交通整理等必要な措置を講ずる。
 - ウ 航路標識の流出、移動、損壊等が生じた場合、安全通信（四管区航行警報）により船舶及び関係機関に周知するとともに、復旧又は応急の措置を講ずる。
 - エ 水路が閉塞し、又は水深に異常を生じた場合は、水路の調査を行うとともに、安全通信（四管区航行警報）により船舶に周知し、また、巡視船艇による警戒等安全措置を講ずる。

オ 海上に流出した木材等の航路障害物について、当該所有者に除去を命じ、又は安全な場所に除去し、直ちに除去できない場合は安全通信（四管区航行警報）により船舶に周知するとともに、当該航路障害物の除去に関し必要な措置を講ずる。

(5) 救難対策

ア 船舶又は陸上の施設等から石油類等の危険物が排出し、海上火災が発生した場合は、巡視船艇を出動させ、消火及び救助活動を実施する。

イ 避難の勧告・指示等が発令された場合において、必要があるときは、避難者の誘導、海上輸送を行い、避難を援助する。

ウ 第四管区海上保安本部は、市町村及び県警察と連携して、海上漂流者等の救出を行い、負傷者については、市町村及び県警察が緊密な連携のもとに、医療機関（救護所を含む。）に収容する。

また、傷病者、医師、その他援助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う。

エ 自ら救出の実施が困難な場合、県、他市町村、自衛隊等へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

(6) 治安対策

海上における人命、財産の保護及び公共の安全と秩序の維持を図るため、災害海域を巡視警戒して、各種事犯の実態の把握、法令違反の取締りを行い、海上における治安を維持する。

2 関係機関における措置

関係機関は、第四管区海上保安本部と連携を図り、避難救出活動に協力する。

第3節 防災ヘリコプターの活用

1 県（防災局）における措置

(1) 防災航空隊は、ヘリコプターの特性を十分に活用でき、その必要性が認められる次のような内容の活動を行うものとする。

ア 被害状況調査等の情報収集活動

イ 食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資並びに人員等の輸送

ウ 災害情報、警報等の広報・啓発活動

エ 火災防御活動

オ 救急救助活動

カ 臓器等搬送活動

キ その他防災ヘリコプターによる災害応急対策が有効と認められる活動

(2) 知事は、県域内において地震災害等が発生し、又はそのおそれがあるときは、防災ヘリコプターを出動させる。

(3) 知事は、市町村長等（消防事務に関する一部事務組合の管理者を含む。以下この節において同じ。）から防災ヘリコプターの出動要請があったときに、次の要件のいずれかに該当するときは、防災ヘリコプターの出動による応援を行うものとする。

ア 災害が隣接する市町村等に拡大し、又はそのおそれがあるとき。

イ 要請のあった市町村等の消防力によっては、防御が著しく困難な場合

ウ その他救急救助活動等において、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

(4) 防災航空隊は、名古屋市消防航空隊及び近隣県の防災航空隊と連絡を密にし、次のような場合に、災害応急活動等に支障をきたさないように協力体制を整える。

ア 本県の防災ヘリコプターが点検整備等で緊急運航できないとき。

イ 災害の規模が大きく、消防・防災ヘリコプターの応援が必要なとき。

2 市町村等における措置

市町村長等は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ県（防災局消防保安課防災航空グループ）に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を知事に提出するものとする。

- (1) 災害の種別
 - (2) 災害の発生場所
 - (3) 災害発生現場の気象状況
 - (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
 - (5) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
 - (6) 応援に要する資機材の品目及び数
 - (7) その他必要な事項
- ◆ 附属資料第6「県・名古屋市保有ヘリコプター」
 - ◆ 附属資料第6「愛知県防災ヘリコプターの飛行場外離着陸場」
 - ◆ 附属資料第15「愛知県防災ヘリコプター支援協定」
 - ◆ 附属資料第15「愛知県防災ヘリコプター緊急運航要領」
 - ◆ 附属資料第15「防災ヘリコプター緊急運航基準」

第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策

■ 基本方針

- 医療救護については、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、国立病院機構の病院、県立病院等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。
- 災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に従い迅速に実施し、感染症流行の未然防止に万全を期するものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
県		<ul style="list-style-type: none"> ○保健所等による医療情報収集 ○DMAT及び医療救護班への出動要請 ○医薬品等の確保 <ul style="list-style-type: none"> ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を越えた協力体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動
市町村		<ul style="list-style-type: none"> ○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○近隣市町村・県に対する応援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動
拠点病院 会・災害 地元医師		<ul style="list-style-type: none"> ○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送 	
機関 指定医療 DMAT		○DMATの活動	
県支部 日本赤十 字社愛知		○医療救護活動の実施	
師会 県医		<ul style="list-style-type: none"> ○愛知県救急医療センターによる医療情報収集 ○医療救護活動の実施 	

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 医療救護	県	1(1) DMATの派遣要請 1(2) 医療救護班の出動要請 1(3) 保健所等による医療情報収集

		1(4) 市町村への情報提供 1(5) 他市町村への応援指示 1(6) 広域医療搬送実施のためのSCUの設置 1(7) 県域を越えた協力体制の確立
	市町村	2(1) 医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 2(2) 近隣市町村・県に対する応援要請
	地元医師会、災害拠点病院	3(1) 臨機応急な医療活動 3(2) 災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送
	DMA T 指定医療機関	4 DMA T の活動
	日本赤十字社愛知県支部	5 医療救護活動の実施
	県医師会	6(1) 医療救護活動の実施 6(2) 愛知県救急医療センターによる医療情報収集
第2節 防疫・保健衛生	県、市町村	防疫・保健衛生活動の実施

第1節 医療救護

1 県（健康福祉部）における措置

- (1) 県は、県内のDMA T 指定医療機関に対し、災害派遣医療チーム（DMA T）の派遣を要請する。
- (2) 県は、県医師会、日本赤十字社、国、国立病院機構、県立病院等の医療救護班に指示、情報提供し出動を要請する。
- (3) 県は、必要に応じ、医療に関する支援を得るため、統括DMA T 登録者及び県医師会幹部の県庁への派遣を要請する。
- (4) 県は、愛知県広域災害・救急医療情報システムなどを活用し県保健所等を通じ、管内地域の医療情報の収集に努めるとともに、医療の確保に努める。
- (5) 保健所長は、管轄地内の医療情報の収集に努め、これらの情報を市町村に提供する。
- (6) 県は、市町村の実施する医療、助産につき、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。なお、応援の要求等を受けた機関は、これに積極的に協力する。
- (7) 県は、必要に応じ、広域医療搬送（被災地に対応困難な重症患者を被災地外に搬送し、根治的な治療を行うために政府全般の協力の下行う活動）実施のため、広域搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：SCU）を設置する。
- (8) 県は、必要があると認めるときは、医療救護関係機関に対して救護班の編成・派遣等を要請する。
- (9) 県は、被災地の状況を把握し、必要があると認めるときは、関係機関の協力を得て、愛知県の県域を越えた協力体制を確立する。

2 市町村における措置

- (1) 市町村は、自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、医療救護所を設置し、必要に応じて地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会等に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努めるものとする。
- (2) 必要に応じて近隣の市町村に応援を求めるほか、県に対し応援を求め応急措置を実施する。

3 地元医師会、災害拠点病院における措置

- (1) 初期においては、地元医師会及び付近の災害拠点病院が臨機応急な医療活動に努める。
- (2) 災害拠点病院は、地元医師会の医療活動を支援するとともに、被災地からの重傷患者等の受入拠点及び広域搬送の拠点となる。

◆ 附属資料第10「災害拠点病院」

◆ 附属資料第10「救急病院・救急診療所の認定状況」

4 DMAT指定医療機関における措置

DMAT指定医療機関に所属する災害派遣医療チーム（DMAT）は、地域内活動として地域内搬送・病院支援・現場活動の業務を行う。

◆ 附属資料第15「愛知DMAT設置運営要領」

◆ 附属資料第15「愛知DMATに関する協定」

5 日本赤十字社愛知県支部における措置

日本赤十字社愛知県支部は、県からの要請又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動を実施する。

◆ 附属資料第15「災害救助法による愛知県知事の行なう医療・助産の業務を日本赤十字社愛知県支部に委託することに関する協定」

6 県医師会における措置

- (1) 県医師会は、県又は市町村の要請に基づき、積極的に医療救護活動に協力する。

◆ 附属資料第15「災害時の医療救護に関する協定書（県対県医師会）」

- (2) 愛知県救急医療情報センターは、愛知県広域災害・救急医療情報システムなどを活用し、県内の医療情報の収集と県災害対策本部への情報提供に努める。

7 その他の医療救護関係機関における措置

要請を受けた医療救護関係機関は、これに積極的に協力する。

◆ 附属資料第15「災害時の医療救護活動に関する協定書（県対県薬剤師会）」

◆ 附属資料第15「災害時の歯科医療救護に関する協定書（県対県歯科医師会）」

◆ 附属資料第15「災害時の柔道整復師救護活動に関する協定書（県対県柔道整復師会）」

8 医療救護班の編成・派遣等

- (1) 医療救護班は、おおむね医師1～3名、看護師2～3名、事務員等（薬剤師等を含む。）1～2名とする。

◆ 附属資料第10「県災害対策本部等が派遣する医療救護班一覧表」

- (2) 県医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、国、国立病院機構、県立病院の医療救護班で十分な医療救護活動ができない場合には、県内の公的・自治体病院、その他の医療機関の協力を得て医療救護活動を実施する。

- (3) 医療救護班において応急手当後、医療機関への収容を必要とする者については、的確な情報に基づき最適な医療機関へ搬送する。

- (4) 医療救護班の医薬品、その他衛生機材は、別に定める医療救護班医薬品・医療資機材一覧表に基づき災害用救急箱を整備しておくことを原則とする。

- (5) 避難所が設置された場合は、医療救護班による巡回診療を実施し、避難民及び周辺住民の医療の確保を図る。

- (6) 県独自で十分な医療救護活動が実施できない場合には、隣接県等へ医療救護班の派遣、被災地からの搬送患者の受入れを要請する。

◆ 附属資料第15「災害時等の応援に関する協定書(9県1市)」

9 救急搬送の実施

- (1) 患者の搬送は、原則として地元及び応援消防機関の救急車両等及びヘリコプター等の航空機により行う。
- (2) 消防の救急車両が手配できない場合は、県、市町村、災害拠点病院及び医療救護班で確保した車両により搬送を実施する。
- (3) 道路や交通機関の不通時等又は遠隔地及びSCUへ搬送する場合については、要請に基づき県、県警察、自衛隊、第四管区海上保安本部等がヘリコプター等により空輸する。
- (4) 重症患者の緊急空輸については、ドクターヘリを活用する。
- (5) 第四管区海上保安本部は、医療活動場所の提供、災害応急対策等に従事する者の宿泊について要請があった場合には、海上における災害応急対策の実施に支障を及ぼさない範囲において、その設備を有する巡視船で支援を行う。

10 医薬品その他衛生材料の確保

- (1) 医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの販売業者等から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市町村は県に調達の要請をする。
- (2) 県は、市町村から医薬品等について調達の要請を受けた場合は、調達し、輸送する。
- (3) 県は、災害発生後、医薬品の販売業者等の被害状況を速やかに把握するとともに、愛知県医薬品卸協同組合、中部衛生材料協同組合、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び東海歯科用品商協同組合愛知県支部の協力を得て、医薬品等を調達する。
- (4) 県薬剤師会は、県又は市町村の要請に基づき医薬品等の供給に協力する。
- (5) 県は、県内において医薬品等を調達できない場合は、隣接県及び国の協力を得て、調達する。
- (6) 県は、陸上の交通手段が確保できない場合は、防災ヘリコプターを出動させるとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、医薬品等の空輸を行う。
- (7) 県は災害の規模に応じ、医薬品等集積所を設置し、調達した医薬品等の保管・管理を行う。
- (8) 県薬剤師会は、県の要請に基づき医薬品等集積所における医薬品等の保管・管理に協力する。

◆ 附属資料第8「医薬品・衛生材料の調達斡旋」

◆ 附属資料第15「災害用医薬品等の供給に関する協定書(県対東海歯科用品商協同組合愛知県支部)」

◆ 附属資料第15「災害用医薬品等の供給に関する協定書(県対日本産業・医療ガス協会東海地域本部)」

◆ 附属資料第15「愛知県災害時医薬品等安定供給確保事業実施要領」

11 血液製剤の確保

- (1) 県は、災害発生後速やかに県内血液センターを始めとする献血ルーム等の被災状況及び必要とされる血液量を把握するとともに、血液センターと連携を図り、血液製剤を確保し、供給する。
- (2) 血液製剤の県内確保が困難な場合には、日本赤十字社愛知県支部と県が協力して、県外からの血液製剤の導入を図る。
- (3) 県は、通常の輸送体制がとれない場合は、防災ヘリコプターを出動させるとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、血液製剤の空輸を行う。

◆ 附属資料第8「輸血用血液の調達」

1.2 医薬品等の適正使用に関する活動

県薬剤師会は、県、市町村、県医師会及び県歯科医師会と協力して、避難所等において被災者に対する医薬品等の服薬指導及び医薬品等に関する相談を行う。

1.3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」

第2節 防疫・保健衛生

1 県（健康福祉部）における措置

(1) 積極的疫学調査及び健康診断

ア 県に災害対策本部を設置したときは、防疫組織を編成し、関係機関と連絡をとり、被害状況の早期把握に努める。

イ 被災地を管轄する保健所に防疫班を派遣し、浸水地域及び集団避難所、その他衛生条件の良好でない地域を優先的に、緊急度に応じて段階的に、疫学的調査及び感染症法第17条第1項及び第2項に基づく健康診断を順次実施する。

(2) 防疫措置

ア 生活環境に対する措置

県は次に掲げる事項の指示を災害の規模、様態に応じ範囲及び期間を定めて速やかに市町村に対し行うほか、必要に応じこれを実施する。

(ア) 感染症法第27条第2項の規定による感染症の病原体に汚染された場所の消毒

(イ) 感染症法第28条第2項の規定によるねずみ族・昆虫等の駆除

(ウ) 感染症法第29条第2項の規定による物件の消毒

イ 患者等に対する措置

(ア) 県は被災地域において、一類感染症等が発生し、まん延を防止するため必要があると認める時は、患者に対して感染症指定医療機関に入院すべきことを勧告し、当該患者の移送を行う。

(イ) 感染症指定医療機関に入院することが困難な場合には、県が適当と認める病院又は診療所に入院すべきことを勧告する。

◆ 附属資料第10「感染症指定医療機関」

(3) 器具器材の整備

ア 県及び市町村の防疫用器具器材の保有状況を把握し、市町村からの借上要請に対応する。

イ 市町村からの薬剤購入あっせん要請に応じて、薬剤の調達に努める。

ウ 必要に応じて、県内非り災市町村や近隣縣市を始めとする他の都道府県等から、器具器材及び薬剤を調達する。

◆ 附属資料第10「防疫用器具機材」

(4) 予防教育及び広報活動

県は、市町村、報道機関等の協力を得て、被災地の地域住民に対し、感染症予防のための指導及び広報に努める。

(5) 臨時予防接種

県は、まん延予防上緊急の必要があると認めるとき、又は国から予防接種を行うよう指示を受けた場合は、臨時に予防接種を行い、又は市町村に行うよう指示する。

(6) 応援体制

- ア 被災市町村を管轄する保健所は、防疫活動を実施するに当たり、人的能力に不足があると認められた場合は、健康福祉部に対し、隣接又は全保健所の職員の派遣依頼をする。
- イ 県は、必要に応じて、近隣県市を始めとする他の都道府県等に応援を要請するものとする。

2 市町村における措置

(1) 防疫組織

市町村は、県に準じて、市町村災害対策本部の中に防疫組織を設ける。

(2) 防疫活動

- ア 県の指示及び指導に基づき感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。
- イ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による生活の用に供される水の供給を実施する。
- ウ 避難所の生活環境を確保し、衛生状態の保持に努める。

(3) 臨時予防接種の実施

市町村は、知事から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適確に実施する。

3 食品衛生指導

県、名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市は、炊き出しの施設等における食品の衛生的取扱等について、指導する。

4 栄養指導等

県及び市町村は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。

5 健康管理

- (1) 県及び市町村は、必要に応じ、避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、保健師、歯科衛生士による巡回健康相談を行う。
- (2) 災害時要援護者の健康状態には特段の配慮を行うとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣を実施する。

6 健康支援と心のケア

(1) 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動

- ア 市町村は、地域の被災状況を把握し、避難所等へ保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、住民の健康状態の把握と対応を行う。
- イ 県は、保健活動に必要な災害情報を収集し、市町村に情報提供と支援を行う。

(2) 長期避難者等への健康支援

- ア 避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすいため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。
- イ ストレス症状の長期化・悪化、あるいはPTSD・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。

(3) 子供たちへの健康支援活動

ア 学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。

イ 児童相談センターでも相談窓口を設置する。

(4) 職員等支援活動従事者の健康管理

支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。

7 避難所の生活衛生管理

(1) 県及び市町村は、避難者の健康状態を調査するとともに、飲料水についてはとくに滅菌して使用する。

(2) 避難所の生活環境を確保及び衛生状態の保持のため、し尿処理などの衛生指導を行う。

8 動物の保護

(1) 県は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。

(2) 獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。

9 応援協力関係

(1) 市町村は、県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。

(2) 市町村は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫・保健活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。

(3) 県は、市町村の実施する防疫・保健活動につき、必要があると認めたときは自ら応援し、また他市町村に応援するよう指示する。

(4) 県は、自ら防疫活動の実施又は市町村からの応援要求事項の実施が困難な場合、臨時予防接種については国立病院機構、日本赤十字社愛知県支部、自衛隊、他県へ、その他の防疫措置については自衛隊、他県へこれらの実施又はこれに要する資機材につき応援を要請する。

(5) 県は、保健師等の派遣について、必要に応じて、国や近隣縣市を始めとする他の都道府県等に応援を要請するものとする。

(6) 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第7章 地域安全・交通・緊急輸送対策

■ 基本方針

- 災害発生時には、災害現場の混乱、人身の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。
- 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、道路交通法及び災害対策基本法に基づき、応急措置及び交通規制等の措置を推進する。
- 災害発生時には、別に指定する緊急輸送道路を他の道路に優先して復旧作業等を実施して確保する。
- 県、市町村及び関係機関は、応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保するものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
県警		<ul style="list-style-type: none"> ○地域安全活動の強化 ○交通規制等の実施 	
海上保安本部 第四管区		<ul style="list-style-type: none"> ○情報収集、警戒、取締り 	
中部地方整備局		<ul style="list-style-type: none"> ○状況の把握 ○情報の提供 ○応急対策の実施 	
中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社		<ul style="list-style-type: none"> ○点検の実施 ○一般通行者に対する情報提供 ○関係機関との情報交換 ○応急復旧対策の実施 	
県		<ul style="list-style-type: none"> ○道路被害情報の収集 ○緊急輸送道路の機能確保 ○二次災害防止のための交通規制 ○情報の提供 ○応急対策の実施 ○県車両等の配備態勢整備 ○関係機関に対する協力要請 ○緊急輸送車両等の確保 	
市町村		<ul style="list-style-type: none"> ○道路被害情報の収集 ○緊急輸送道路の機能確保 ○情報の提供 ○人員・物資等の輸送手段確保 ○他市町村・県への調達あつせん要請 	

輸局 中部運	○関係事業者に対する輸送力確保措置の指導 ○県の要請に基づく車両等の調達あっせん
-------------------	---

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 地域安全対策	県警察	1(1) 社会秩序の維持対策 1(2) 広報、相談活動 1(3) 社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請
	第四管区海上保安本部	2 海上犯罪予防のための情報収集、警戒、取締り
	市町村	3 県警察の実施する地域安全活動に対する協力
第2節 交通対策	道路管理者、県公安委員会（県警察）	1 交通規制等の実施
	県警察	2(1) 路上放置車両等に対する措置 2(2) 道路管理者、消防機関及び自衛隊等との協力 2(3) 交通情報の提供
	自衛官、消防吏員	3 警察官がその場にはいない場合の交通規制等の実施
第3節 緊急輸送道路の確保	中部地方整備局	1(1) 状況の把握 1(2) 情報の提供 1(3) 応急対策の実施
	中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社	2・4・5 (1) 点検の実施 2・4・5 (2) 一般通行者に対する情報提供 2・4・5 (3) 関係機関との情報交換 2・4・5 (4) 応急復旧対策の実施
	県	3(1) 道路被害情報の収集 3(2) 緊急輸送道路の機能確保 3(3) 二次災害防止のための交通規制 3(4) 情報の提供 3(5) 応急復旧対策の実施
	市町村	6(1) 道路被害情報の収集 6(2) 緊急輸送道路の機能確保 6(3) 情報の提供
第4節 緊急輸送手段の確保	輸送機関（鉄道事業者、自動車運送事業者等）	1 災害輸送の実施
	市町村	2(1) 人員・物資等の輸送手段の確保 2(2) 他市町村・県への調達あっせん要請
	県	3(1) 必要に応じ県各部局の車両集中管理 3(2) 市町村の輸送手段確保要請に基づく関係機関に対する協力要請 3(3) 災害対策基本法及び災害救助法の規定に基づく従事命令等による緊急輸送車両等の確保

	中部運輸局	<p>4(1) 鉄道事業者、自動車運送事業者等に対する輸送力確保措置の指導、及び県の要請に基づく車両等の調達あつせん</p> <p>4(2) 船舶運航事業者、港湾運送事業者等に対する輸送力確保措置の指導、及び県の要請に基づく船舶等の調達あつせん</p>
--	-------	--

第1節 地域安全対策

1 県警察における措置

(1) 社会秩序の維持対策

- ア 避難後の住宅密集地域、避難場所、食糧倉庫、金融機関等の防犯対象及び各種犯罪の多発地域等については、重点的に警ら警戒、広報活動を強化し、各種犯罪の未然防止に努める。
- イ 地域防犯団体等に対して、盗難の予防、交通整理、関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する事項等について、協力を要請する。
- ウ 災害に便乗した犯罪、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等については、取り締まりを強化する。
- エ 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(2) 広報、相談活動

ア 広報活動

被災者の不安を解消し、混乱を防止するため、被害の規模・区域、避難場所、避難経路、救護所の設置場所、高潮等の気象情報、交通規制状況等について積極的な広報を行う。

イ 相談活動

警察本部、警察署に災害相談所を開設し、または避難所等を訪問しての各種相談活動を推進する。

(3) 行方不明者発見・保護活動

行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署に行方不明者相談窓口を設置する。

(4) 社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請

警察本部長は、警戒活動を円滑に実施するため社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。

◆ 附属資料第15「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」

2 第四管区海上保安本部における措置

第四管区海上保安本部は、海上における犯罪の予防、混乱の防止を図るため、情報の収集、警戒、取締りを行う。

◆ 附属資料第6「巡視船艇等の保有」

3 市町村における措置

市町村は、県警察の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力する。

第2節 交通対策

1 道路管理者及び県公安委員会（県警察）における措置

(1) 交通規制の実施

ア 道路管理者及び公安委員会（県警察）は、災害により道路、橋りょう等の交通施設に被害

が発生し、又は発生するおそれがある場合で、交通の安全を確保し、又は災害応急対策を的確かつ円滑に実施する必要があると認められたときは、通行の禁止・制限、う回路の設定及び情報の提供を実施する。

なお、積雪や凍結等により著しく交通の安全と円滑に支障が生じた場合においても、前記に準じて必要な措置をとる。

イ 道路管理者及び県警察は、通行の禁止・制限又はう回路の設定等の規制を行うにあたっては、相互に連絡協議する。

ウ 道路管理者又は県警察は、通行の禁止・制限の規制を行った場合、規制条件等を表示した標識を設置する。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず通行を禁止又は制限したことを明示し必要に応じ警察官等が現地において指導に当たる。

また、これら規制を行ったときは、適当なう回路を設定し、あるいは交通輻輳を避けるため代替路線を指定したときは、必要な地点に図示する等によって一般交通にできる限り支障のないよう努める。

(2) 交通規制の方法

災害発生時の交通規制は、災害対策基本法第76条及び道路交通法第4条、第5条及び第6条により行うこととし、災害対策基本法による場合は、同法施行令第32条に基づく交通規制標示の設置、道路管理者及び関係公安委員会への通知を行うものとする。

(3) 交通安全施設及び交通管制機器の確保

緊急交通路の信号機が停電等により滅灯した場合は、信号機電源付加装置により信号機能を保持させ、また、信号柱が倒壊した場合は、可搬式信号機を設置するなどの滅灯対策を実施し、路線上の交通を確保する。

(4) 社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請

警察本部長は、緊急交通路の確保等を円滑に実施するため社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。

◆ 附属資料第15「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」

(5) 関係機関との緊密な連絡

ア 災害対策基本法第76条の規定による緊急通行車両以外の車両の通行の禁止・制限は、県内のみならず、近隣県において発生した災害についてもなされ、あるいは県内の災害でも近隣県からの輸送車両に対してもなされるので、警察（中部管区警察局、県警察本部）は、その災害地の実態、災害地への道路及び交通の状況あるいは規制措置内容等につき、関係県、関係県警、関係市町村と相互に緊密な連絡をとることとする。

イ 道路、橋りょう等交通施設の被害状況及び交通の混乱状況を発見し、又はこれらの状況につき通報を受けた県警察又は市町村等は、その道路管理者又は県警察に速やかに通報する等、道路管理者と県警察は密接な連絡をとり、応急工事、交通規制等の適切な処置がとられるよう配慮する。

2 県警察における措置

(1) 路上放置車両等に対する措置

ア 災害対策基本法に基づく通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、同法第76条の3の規定に基づき、次の措置をすることができる。

(ア) その車両の運転者等に対し車両移動等の必要な措置を命じること。

(イ) 運転者等が命じられた措置をとらなかつたり、現場にいないために措置をとることを命

じることができないときに警察官が自らその措置をとること。この場合、やむを得ない限度において車両等を破損すること。

イ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。

◆ 附属資料第15「災害時における車両等の除去活動についての協定」

(2) 道路管理者、消防機関及び自衛隊等との協力

県警察は、緊急交通路の障害物の除去について、道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

(3) 交通情報の提供

交通規制を実施した場合は、交通管制システムを有効に活用した広域交通管制及び交通情報の提供を行う。

3 自衛官及び消防吏員における措置

派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、災害対策基本法第76条の3の規定により災害時における交通規制等の措置を行うことができる。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。

4 自動車運転者の措置

災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

(1) 速やかに車両を次の場所に移動させること。

ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、当該道路の区間以外の場所

イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路以外の場所

(2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

(3) 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

5 緊急通行車両の確認等

(1) 緊急通行車両の確認

県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認を行う。

(2) 緊急通行車両の届出

緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用人は、「緊急通行車両等確認届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。

(3) 緊急通行車両の標章及び証明書の交付

緊急通行車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。

◆ 附属資料第6「緊急通行車両等届出書、確認証明書、標章」

6 相互協力

- (1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者及び関係機関が相互に緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行うようにする。
- (2) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずるものとする。

第3節 緊急輸送道路の確保

1 中部地方整備局における措置

- (1) 状況の把握
 - ア 道路施設の被災状況及び交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所等においては、速やかに巡視を実施するものとする。
 - イ ヘリコプター等の活用により、迅速かつ広域的な被害状況等の把握に努めるものとする。
 - ウ 被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な災害対策車、照明車等を災害箇所へ移動させ、災害状況の把握及び連絡システムの確保に努めるものとする。
- (2) 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況及び通行規制等の道路情報については、道路情報板、道路情報提供システム等を利用するとともに、報道機関を通じて広く道路利用者等に対して情報提供するものとする。
- (3) 応急対策の実施

所管施設が被災した場合は、緊急輸送道路の早期確保、被害拡大の防止及び二次災害の発生防止を目的として、応急資機材等を確保し、被災施設の早期復旧に努めるものとする。

◆ 附属資料第6「中部地方整備局」

2 中日本高速道路株式会社における措置

- (1) 点検の実施
 - ア 災害が発生した場合において、的確かつ迅速な応急復旧を行うため災害点検を実施し、被災状況の把握に努める。

種 類	実施時期	点検内容
状況把握点検	災害発生直後	速やかな被災者援助と交通確保に資するため、道路の損傷状況、利用者の被害状況、沿道、沿線の状況等を点検するもの
応急復旧点検	状況把握点検実施後直ちに	上下線分離の道路については最低上下各1車線又は片側2車線を、非分離の道路については最低1車線を速やかに確保するため、どのような応急復旧が必要か点検するもの

- イ 一般加入電話が使用できない場合は、自営回線及び衛星防災通信システムを活用し、的確な情報の収集等に努める。
 - ウ 状況に応じて、所有するヘリコプターにより空から被災状況等の把握に努める。
 - エ 人命等の保護のため必要があるときは、関係機関に応援要請を行う。
- (2) 一般通行者に対する情報提供
 - ア 一般通行者の安全を確保するため、災害発生に伴う通行止め情報等を各種情報板、ハイウェイラジオ等を通じて的確な提供をするとともに、必要に応じインターチェンジにて強制流出、あるいは安全確認された休憩施設等に避難誘導を行う。
 - イ 一般通行者に対する混乱を最小限にとどめるため、関係機関と協議調整の上、広域的な情報提供を積極的に実施し、高速道路ネットワークを利用した有効的な回路情報の提供を行う。
 - (3) 関係機関との情報交換

防災関係機関により定められた連絡窓口と的確な情報交換を行い、緊急車両の通行状況、う

回道路情報等の状況把握に努める。

(4) 応急復旧対策の実施

ア あらかじめ定められた協力業者により必要な資機材、人員の確保を行い、被害箇所において速やかに通行可能な復旧作業を実施する。

イ 緊急輸送道路として指定を受けた道路が通行不能になった場合は、緊急通行車両等の通行のため、特に暫定的復旧措置を迅速に行い、最低1車線の確保を行う。

3 県（建設部）における措置

(1) 道路被害情報の収集

ア 被害状況を速やかに把握するため、地元協定業者による巡視を速やかに実施するとともに、道路情報モニター、市町村等から情報の収集に努める。

イ 状況に応じ、防災ヘリコプターの活用、職員による被害状況調査を実施し、的確な被害情報の把握に努める。

ウ 道路情報システムを活用し、他道路管理者と情報共有を行い、迅速かつ的確な被害情報の把握に努める。

(2) 緊急輸送道路の機能確保

ア 緊急輸送道路について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。

イ 収集した道路被害情報をもとに、必要に応じてう回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。

ウ 措置に当たっては、緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う。

(3) 二次災害防止のための交通規制

道路の被害状況に応じ、安全が確保できるまでの間、二次災害防止のため通行止め等の措置を適切に行う。

(4) 情報の提供

災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送道路の指定状況、う回路等の情報について、道路情報板、道路情報システム等により迅速かつ確実に道路利用者、防災機関等に対して情報提供を行う。

(5) 応急復旧対策の実施

緊急輸送道路としての機能確保を最優先として、被害の状況、本復旧までの工期、施工量、資機材の有無等を考慮して適切な工法により速やかに応急復旧工事を行う。

4 愛知県道路公社における措置

(1) 点検の実施

ア 道路施設の被害状況及び交通状況を速やかに把握するため、管理隊及び緊急時協定業者により巡視点検を速やかに実施する。また、橋梁等の構造物については、必要に応じ緊急点検業者により詳細な点検を実施する。

イ 一般加入電話が使用できない場合を考慮した衛星電話及び防災無線により、迅速な情報収集及び情報伝達に努める。

(2) 一般通行者に対する情報提供

一般通行者への情報提供は、道路情報板、道路パトロールカーの放送設備等で行う。

(3) 関係機関との情報交換

防災関係機関により定められた連絡窓口との的確な情報交換を行い、緊急車両の通行状況、う回路情報等の状況把握に努める。

(4) 応急復旧対策の実施

緊急道路としての通行が不能となっている箇所については、緊急輸送道路の機能確保を優先に、緊急時協定業者により速やかに通行可能となるよう障害物除去による道路啓開、応急復旧作業を実施する。

5 名古屋高速道路公社における措置

(1) 点検の実施

ア 次により路上及び路下の点検を実施し、被害状況の把握、復旧検討のための点検を行う。

点検時期	内 容	点検者	点検の目的
発災直後	緊急点検	交通管理隊 常駐維持業者	路上の障害物、路下の状況、応急対策方法検討の為の点検
緊急点検後	詳細点検	災害時協力協定締結 の専門業者	構造物の被害程度、応急復旧方法検討の為の点検

イ 一般加入電話が使用できない場合を考慮した衛星電話及び防災無線により、迅速な情報収集及び情報伝達に努める。

(2) 一般通行者に対する情報提供

パトロール中の交通管理隊により、一般通行者の安全確保、車載拡声器による情報提供などを実施するとともに、路上に取り残された一般通行者を避難誘導する。

(3) 関係機関との情報交換

防災関係機関により定められた連絡窓口との的確な情報交換を行い、緊急車両の通行状況、う回路情報等の状況把握に努める。

(4) 応急復旧対策の実施

ア 緊急道路としての通行が不能となっている箇所については、土嚢積み、排水などを行い早急に通行可能となるよう応急対策を実施する。

イ 災害時協力協定を締結している協力業者の応援を受け、緊急輸送道路の機能確保を優先に早急な応急復旧作業を実施する。

6 市町村における措置

(1) 道路被害情報の収集

巡視等の実施により、被害情報を速やかに把握する。

(2) 緊急輸送道路の機能確保

管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。

(3) 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。

第4節 緊急輸送手段の確保

1 輸送機関における措置

鉄道事業者、自動車運送事業者及びその他の輸送機関は、災害輸送を行うにあたって、一般貨客の輸送に優先してこれを行い、必要に応じ運賃の割引、列車・車両の特発、う回運転、代替輸送等臨機の措置を講ずる。

2 市町村における措置

(1) 市町村は、人員・物資等の輸送手段を確保する。

(2) 市町村が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項を明示して他市町村又は県に調達あっせんを要請する。

- ア 輸送区間及び借上げ期間
- イ 輸送人員又は輸送量
- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集結場所及び日時
- オ その他必要事項

3 県（防災局、各部局）における措置

- (1) 各部局は、それぞれの配車計画及び運用計画により所管の車両等を運用するものとするが、必要に応じて災害対策本部長が集中管理して運用する。
- (2) 市町村から輸送手段の確保について、県に要請があった場合又は災害対策本部長が必要と認める場合は、関係機関に対し協力を要請する。
- (3) 知事は、輸送車両等が不足して災害応急対策の実施に支障があると認める場合は、中部運輸局長と協議して、災害対策基本法及び災害救助法の規定に基づく従事命令等を発し、緊急輸送に必要な車両等を確保する。

4 中部運輸局の措置

- (1) 中部運輸局は、災害輸送の必要があると認めるときは、鉄道事業者、自動車運送事業者等の関係機関に対して、輸送力の確保に関して措置をとるよう指導を行うとともに、県の要請により車両等の調達のあっせんを行う。
- (2) 船舶運航事業者、港湾運送事業者等の関係機関に対して、輸送力の確保に関しての措置をとるよう指導を行うとともに、県の要請により、船舶等の調達のあっせんを行う。

5 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲

- (1) 応急（復旧）対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調達等で応急（復旧）対策に必要とされる者
- (3) 食糧、飲料水等、その他生活必需物資
- (4) 医薬品、衛生機材等
- (5) 応急（復旧）対策用資材及び機材
- (6) その他必要な人員及び物資、機材

◆ 附属資料第6「貸切バス」

◆ 附属資料第6「県・市町村現有自動車数」

◆ 附属資料第6「ダンプトラック」

◆ 附属資料第6「貨物自動車数（営業用トラック）」

◆ 附属資料第6「船舶の保有」

◆ 附属資料第6「巡視船艇等の保有」

◆ 附属資料第6「舟艇の保有」

◆ 附属資料第6「タグボートの保有」

◆ 附属資料第6「漁船の保有状況」

◆ 附属資料第6「航空機の保有」

◆ 附属資料第6「緊急時ヘリコプター離着陸可能場所」

◆ 附属資料第6「愛知県防災ヘリコプターの飛行場外離着陸場」

◆ 附属資料第15「災害発生時等における物資等の緊急輸送に関する協定書」

◆ 附属資料第15「災害時における石油類燃料の優先供給等に関する協定書（県対県石油商業組合）」

6 緊急通行車両の事前届出及び確認

- (1) 緊急輸送等を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急通行車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会（県警察）が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察）へ緊急通行車両の事前届出を行うこととする。
- (2) 災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急通行車両であることの確認については、第2節5「緊急通行車両の確認等」に定めるところによる。

◆ 附属資料第6「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領」

第8章 水害防除対策

■ 基本方針

- 災害による農林関係被害の防除活動を的確に実施するため農地、農業用施設、農作物、家畜、林産物に対する措置を実施する。
- 洪水又は高潮による風水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒・防御し、及びこれによる被害を軽減するよう、水防活動を実施する。
- 洪水、高潮等による木材の流出から安全を確保するため、流木の防止措置を実施する。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
水防管理者等	○水防活動		
市町村等		○農地等のポンプ排水	○農作物等の応急措置
公共貯木場管理者・貯木木材所有者等	○木材、筏の混乱、流散の防止	○流木の除去	
第四管区海上保安本部、港湾管理者等		○流木所有者への除去命令 ○船舶への周知	

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 水防	水防管理者、ダム・ため池・水門・こう門等の管理者、河川管理者、海岸管理者、ため池管理者	(水防活動) 1(1) 水防計画 1(2) 水防活動
	市町村、土地改良区	(たん水排除) 2 たん水排除の実施
第2節 防災営農	県、市町村、独立行政法人水資源機構中部支社、土地改良区	(農地及び農業用施設に対する応急措置) 1(1) ポンプ排水による農地のたん水排除 1(2) 土俵積等による排水機の浸水防止 1(3) ダム・ため池の堤防決壊防止 1(4) 用排水路の決壊防止 1(5) 頭首工の保全措置
	県、市町村、農業協同組合	(農作物に対する応急措置) 2(1) 災害対策技術の指導

		2(2) 種子粕の確保 2(3) 病虫害の防除 2(4) 凍霜害防除
	県、市町村、畜産 関係団体	(家畜に対する応急措置) 3(1) 家畜の管理指導 3(2) 家畜の防疫 3(3) 飼料の確保
	県、市町村、森林 組合	(林産物に対する応急措置) 4(1) 災害対策技術指導 4(2) 風倒木の処理指導 4(3) 森林病虫害等の防除 4(4) 凍霜害防除
第3節 流木の防止	公共貯木場管理 者、貯木木材所有 者・占有者	(貯木場における措置) 1(1) 公共管理者が管理する貯木場における木材、筏 の混乱、流散の防止 1(2) 民間貯木場における木材、筏の混乱、流散の防 止
	貯木木材所有者・ 占有者	(流木に対する措置) 2 自己木材の流木の防止
	第四管区海上保安 本部、港湾管理者、 市町村	3 港湾区域内及び付近海上に流出した流木の除去 に関する措置及び船舶への周知
	漁港管理者	4 漁港水域内に漂流する流木の除去に関する措置
	河川管理者、市町 村	5 河川区域内に漂流する流木の除去に関する措置
	県警察、市町村	6 たん水又は浸水地域に漂流する流木の除去に関 する措置

第1節 水防

(水防活動)

1 水防管理者、ダム・ため池・水門・こう門等の管理者、河川管理者、海岸管理者及びため池 管理者における措置

(1) 水防計画

水防管理団体が行う水防が円滑に実施されるための水防に関する計画は、愛知県水防計画を基礎として、各水防管理団体の地域特性に応じて適宜修正したうえ、必要事項を網羅して定める。

(2) 水防活動

ア 水防団等の出動

水防管理者（市町村長、水防事務組合及び水害予防組合管理者）は、水防警報が発表される等水防上危険が予想される状態にいたったとき、県及びそれぞれの水防管理団体の水防計画に定める基準により水防団等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。

イ 監視及び警戒

水防管理者は、水防体制が発動されたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害か所その他特に重要なか所を中心として、堤防を巡視し、異常を発見した場合は、直

ちに当該河川、海岸堤防、ため池等の管理者及び県に連絡する。

河川管理者（国土交通大臣、知事）、海岸管理者（知事、港湾管理者）及びため池管理者（市町村長、土地改良区、所有者）においても監視及び警戒を行い、異常を発見した場合は、水防管理者に連絡する。

ウ ダム・ため池・水門・こう門等の操作

ダム・ため池・水門・こう門等の管理者（操作責任者を含む。）は、気象等の状況の通知を受けた後は水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行い、放流の際、下流地区に対する迅速な連絡を実施する等その操作の万全を期する。

エ 水防作業

河川、海岸堤防、ため池等が漏水、欠け崩れ、越水等の状態にあり、放置しておく危険となった場合、水防管理者は、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、主として、積み土のう工、月の輪工、釜段工、折り返し工、シート張り工、木流し工、杭打積土のう工、五徳縫い工の水防工法を実施する。

オ 水防情報

適切な水防活動を行い避難体制を講じるにあたって重要となるのが河川・海岸の情報であることから、水防管理団体、河川管理者及び関係機関はそれぞれ情報入手に努めるとともに、相互に情報提供を行い、状況把握に万全を期するものとする。

カ 決壊等の通報及び決壊後の処理

水防管理者は、堤防その他の施設が破堤及び決壊したときは、直ちにその旨を県及びはん濫する方向の隣接水防管理者に報告しなければならない。

また決壊か所等については、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

（たん水排除）

2 市町村及び土地改良区における措置

市町村又は土地改良区は、河川、海岸堤防の決壊等によりたん水した場合は、第2節「防災営農」の1（1）によるたん水排除を実施するほか、市町村は、排水ポンプにより排水作業を実施し、下水道施設が損壊した場合は直ちにこれに応急措置を施す。

3 応援協力関係

（1）水防活動

ア 水防管理者は、水防作業の実施が困難な場合、他の水防管理者又は市町村へ水防作業の実施のための要員、資機材の確保につき、又は県へ資機材の確保につき応援を要求する。

なお、広域的な応援要請を行う必要が生じた場合、水防管理者が「愛知県内広域消防相互応援協定」に該当する市町村長であるときは、同協定及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、相互応援を行い、前記以外の水防管理者については、県へ応援を要請するものとする。

イ 県は、水防管理者からの応援要求事項の実施が困難な場合、その他必要があると認めた場合、自衛隊へ応援を要請する。

ウ 水防管理者は、水防のための必要があると認めたとき、県警察に対して出動を要請する。

エ 応援要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

（2）たん水排除

第2節5（1）「農業用施設に対する応急措置」を参照のこと。

◆ 附属資料第3「重要水防箇所」

◆ 附属資料第3「水防施設・設備等」

- ◆ 附属資料第3「水防主要資機材」
- ◆ 附属資料第11「防災営農用資機材」
- ◆ 附属資料第15「愛知県内広域消防相互応援協定」
- ◆ 附属資料第15「愛知県消防広域応援基本計画」

第2節 防災営農

(農地及び農業用施設に対する応急措置)

1 県（農林水産部）、市町村、独立行政法人水資源機構中部支社及び土地改良区における措置

(1) ポンプ排水による農地のたん水排除

市町村及び土地改良区は、河川等のはん濫により農地にたん水した場合は、ポンプ排水による、たん水排除を行い、できる限り被害が拡大しないように努める。ポンプ排水を行うにあたっては、排水河川の状況を十分把握する。

また、県は、一方の実施するたん水作業が他方に影響を及ぼす場合は、両者間の調整を行う。

(2) 土俵積等による排水機の浸水防止

市町村及び土地改良区は、排水機場に浸水のおそれのあるときは、土俵積等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災により機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）によりたん水の排除に努める。

(3) ダム・ため池の堤防決壊防止

県、市町村、独立行政法人水資源機構中部支社及び土地改良区は、ダム、ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがある場合、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水樋管を開放し、下流への影響を考慮のうえ、水位の低下に努める。

なお、堤防決壊防止のための応急工事の実施にあたっては、水防管理団体と相互に連絡を密にして行う。

(4) 用排水路の決壊防止

市町村及び土地改良区は、取水樋門、立切等操作あるいは応急工事を実施することにより水路の決壊防止に努める。

なお、愛知用水、豊川用水及び木曾川用水の幹線水路については、独立行政法人水資源機構中部支社が水位の調節及び応急工事を行う。

(5) 頭首工の保全措置

市町村、独立行政法人水資源機構中部支社及び土地改良区は、頭首工の保全についても必要な措置をとるとともに、決壊するおそれがある場合は、応急工事を行う。

(農作物に対する応急措置)

2 県（農林水産部）、市町村及び農業協同組合における措置

(1) 災害対策技術の指導

県は、被害の実態に即し、必要な技術対策を樹立し、市町村、農業協同組合等農業団体と一体となって技術指導を行う。

(2) 種子粕の確保

県は、愛知県米麦振興協会等において種子粕の供給が困難である場合、東海農政局に対し、種子粕を愛知県米麦振興協会等へあつせんするよう依頼し、種子粕を確保する。

(3) 病害虫の防除

ア 防除指導等

県は、病害虫の異常発生又はそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、その対策を検討したうえ、市町村、農業協同組合等農業団体と一体となって、具体的な防除の実施を指示指導する。

イ 農薬の確保

県は、農業協同組合等農業団体において農薬の供給が困難である場合、県経済農業協同組合連合会又は県農薬卸商業協同組合に対し、農薬を農業協同組合等農業団体へ売却するよう依頼し、農薬を確保する。

ウ 防除器具の確保

県は、緊急的に大面積の防除の必要が生じ、県内の防除器具のみでの対応が困難な場合は、国に防除器具の貸与を依頼し、防除器具を確保する。

(4) 凍霜害防除

県は、名古屋地方気象台から発表される霜に関する注意報を市町村へ伝達する。

市町村及び農業協同組合は、有線放送等を活用して農家の注意を喚起し、事前に対策を講ずるよう措置する。

なお、注意喚起期間は原則として毎年3月10日から5月31日までとする。

(家畜に対する応急措置)

3 県（農林水産部）、市町村及び畜産関係団体における措置

(1) 家畜の管理指導

県は、市町村、畜産関係団体の協力を得て、災害発生に伴う家畜の管理について地域の実情に応じた指導を行う。

(2) 家畜の防疫

県は、各種家畜伝染病の発生のおそれがある場合、市町村、家畜防疫員の協力を得て、畜舎等の消毒を行い、必要があると認めたときは緊急予防注射を実施し、また家畜伝染病が発生した場合は、家畜等の移動を制限する等の措置をとる。

(3) 飼料の確保

県は、農業協同組合等において飼料の供給が困難である場合、市町村からの連絡により、愛知県飼料工業会等に対し、市町村経由で飼料を売却するよう依頼し、飼料を確保する。

(林産物に対する応急措置)

4 県（農林水産部）、市町村及び森林組合における措置

(1) 災害対策技術指導

県は、市町村、森林組合の協力を得て種苗経営者、森林所有者に対し、被災苗木、林に対する措置等林産物につき技術指導を行う。

(2) 風倒木の処理指導

県は、風倒木の円滑な搬出等について、市町村、森林組合の協力を得て、森林所有者に対し、必要な技術指導を行う。

(3) 森林病虫害等の防除

県は、森林病虫害等を防除するため、市町村、森林組合の協力を得て森林所有者に対してその防除活動につき技術指導を行う。

(4) 凍霜害防除

2(4)に準ずる。

5 応援協力関係

(1) 農業用施設に対する応急措置

ア 市町村及び土地改良区は、たん水排除の実施にあたり、必要に応じて、県へ移動用排水ポンプの貸与を依頼し、県は依頼状況を広域的に勘案の上、貸付を行う。

イ 県は、市町村及び土地改良区からの貸与要求事項の実施が困難な場合、東海農政局へ移動

用ポンプの貸与を依頼する。

ウ 市町村及び土地改良区は、ダム、ため池、用排水路について応急工事の実施が困難な場合、他市町村、土地改良区へ応急工事実施のための要員、資機材の確保につき、又は県へ資機材の確保につき応援を要求する。

エ 応援の要求をうけた機関はこれに積極的に協力する。

(2) 農作物に対する応急措置

被災地域が広大で、集団的に一斉に病害虫の防除を実施する必要があると認めるときは、県は、農薬の空中撒布の実施につき、農林水産航空協会へヘリコプターの供給を要請する。

◆ 附属資料第10「家畜衛生車」

◆ 附属資料第11「防災営農用資機材」

◆ 附属資料第8「営農用物資の調達斡旋」

第3節 流木の防止

(貯木場における措置)

1 公共貯木場管理者及び貯木木材所有者・占有者における措置

(1) 公共管理者が管理する貯木場における木材、筏の混乱、流散の防止

公共管理者が管理する陸上及び水上の貯木場については、当該管理者(名古屋港管理組合等)が、貯木場の利用者に対し、木材、筏を整理、緊縛させ、木材、筏の混乱、流散の防止を図るほか、貯木場によっては出入口にアバを張りめぐらせ、又は水門を閉鎖させ、木材、筏の場外流出を防止するよう勧告し、又港湾水域内に仮置中の木材については、貯木場内に引き入れるよう勧告する。

(2) 民間貯木場における木材、筏の混乱、流散の防止

港湾水域の民間貯木場については、当該木材の所有者、占有者が各水門を自ら又は荷役業者をして閉鎖し、又は貯木場によっては出入口にアバを張りめぐらすとともに、貯木場内の木材、筏を整理、緊縛する等木材、筏の混乱、流散の防止を図る。

高潮により流出するおそれのある陸上の民間貯木場、河川の増水、溢水により流出するおそれのある土場、河川敷等の民間貯木場については、当該木材の所有者、占有者が木材を安全な位置に移動し、又は周囲に流出防止柵を設置する等流出防止に努める。

なお、市町村及び県警察は、必要があると認めるときは、所有者、占有者に対し、木材の流出防止につき必要な措置をとるよう指示する。

(流木に対する措置)

2 貯木木材所有者・占有者における措置

木材の所有者・占有者は、洪水が予想される時期においては、自己の木材が流木とならないよう適切な措置をとるとともに、それが流木となった場合には、直ちにこれを安全な場所に除去する等被害の軽減に努める。

3 第四管区海上保安本部、港湾管理者及び市町村における措置

港湾区域内及び付近海上に流出した流木について、第四管区海上保安本部、港湾管理者及び市町村は、緊密に連絡をとり、その所有者が判明している場合は当該所有者に除去を命じ、所有者が不明な場合には、港湾管理者等が船舶の航行や港湾施設の利用上支障とならないよう措置し、直ちに除去できない場合は、安全通信(四管区航行警報)により船舶に周知するとともに、当該航路障害物の除去に関し必要な措置を講ずる。

4 漁港管理者における措置

漁港水域内に漂流する流木については、漁港管理者は、その所有者が判明している場合は、当該所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は、直ちにこれを安全な場所に除去して早急な漁業活動の復旧を図る。

5 河川管理者及び市町村における措置

河川区域内に漂流する流木については、河川管理者及び市町村は、その所有者が判明している場合は、当該所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は、直ちにこれを安全な場所に除去する等被害の軽減を図る。

6 県警察及び市町村における措置

たん水又は浸水地域に漂流する流木については、県警察及び市町村は4に準じた措置をとる。

7 応援協力関係

第四管区海上保安本部、港湾管理者、漁港管理者、河川管理者、市町村、県警察は、流木の除去活動の実施が困難である場合、自衛隊へ流木の除去活動の実施について応援を要求する。ただし、第四管区海上保安本部及び県以外の機関にあたっては、県を通じて自衛隊へ応援を要請する。

第9章 避難者対策

■ 基本方針

- 市町村長等は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。
- 市町村は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の災害時要援護者への支援体制を整備するものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
市町村	○立退きの勧告・指示 ○避難所の開設	○他市町村・県への応援要求	
	○要援護者の安否確認・避難誘導 ○避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 ○外国人への情報提供 ○福祉避難所の設置		→
県	○立退き勧告等の代行 ○情報収集・支援体制の整備	○第四管区海上保安本部、自衛隊、 県警察への応援要請 ○他市町村への応援指示 ○広域調整・市町村支援	→
	○多言語による情報発信		→

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 避難の勧告・指示	市町村	1(1) 避難のための準備情報・勧告・指示 1(2) 報告（災害対策基本法第60条第3項） 1(3) 他市町村又は県に対する応援要求
	水防管理者	2(1) 立退きの指示 2(2) 通知（水防法第29条）
	県（知事又は知事の命を受けた職員）	3(1) 洪水等のための立退きの指示 3(2) 地すべりのための立退き指示 3(3) 通知（地すべり等防止法第25条） 3(4) 市町村長の事務の代行 3(5) 第四管区海上保安本部、自衛隊、県警察に対する応援要請 3(6) 他市町村に対する応援指示
	県警察（警察官）	4(1) 警察官職務執行法第4条による措置 4(2) 災害対策基本法第61条による指示 4(3) 報告・通知等（報告・警察官職務執行法第4条第2項）（通知及び報告・災害対策基本法第61

		条第2項及び第3項)
	第四管区海上保安本部(海上保安官)	5(1) 災害対策基本法第61条による指示 5(2) 報告・通知等(通知及び報告・災害対策基本法第61条第2項及び第3項)
	自衛隊(自衛官)	6(1) 避難等の措置 6(2) 報告(自衛隊法第94条)
第2節 避難所の開設	市町村	1(1) 避難所の開設 1(2) 多様な避難所の確保 1(3) 他市町村又は県に対する応援要求
	県	2 他市町村に対する応援指示
第3節 災害時要援護者対策	市町村	1(1) 要援護者の安否確認・避難誘導 1(2) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 1(3) 福祉避難所の設置 1(4) 福祉サービスの継続支援 1(5) 県に対する広域的な応援要請 1(6) 外国人への情報提供
	県	2(1) 情報収集・支援体制の整備 2(2) 広域調整・市町村支援 2(3) 多言語による情報発信

第1節 避難の勧告・指示

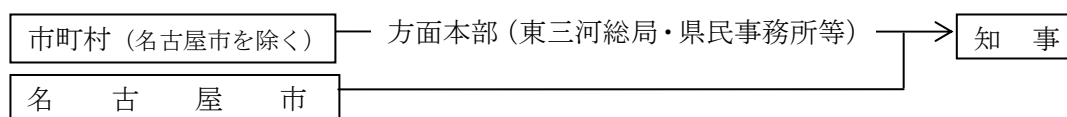
1 市町村における措置

(1) 避難のための準備情報・勧告・指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示又は勧告する。

また、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者に早めの段階で避難行動を求める避難準備(災害時要援護者避難)情報を伝達する。

(2) 報告(災害対策基本法第60条第3項)



(3) 他市町村又は県に対する応援要求

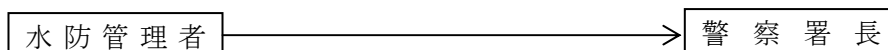
市町村は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

2 水防管理者における措置

(1) 立退きの指示

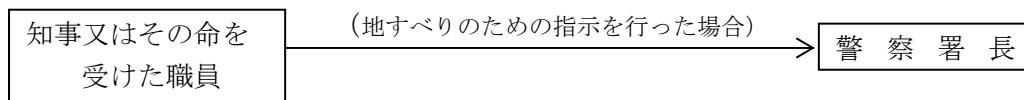
洪水、津波又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。

(2) 通知(水防法第29条)



3 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置

- (1) 洪水等のための立退きの指示
水防管理者の指示と同様
- (2) 地すべりのための立退き指示
知事等は地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、立退きを指示する。
- (3) 通知（地すべり等防止法第25条）

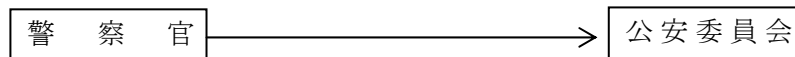


- (4) 市町村長の事務の代行
知事は、当該災害の発生により市町村が避難の指示等の事務を全部又は大部分実施できないときは、市町村長に代わって立退き等の勧告又は指示を行う。
- (5) 第四管区海上保安本部、自衛隊、県警察に対する応援要請
県は、市町村からの避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材の応援要請事項の実施が困難な場合、第四管区海上保安本部、自衛隊、県警察へ応援を要請する。
- (6) 他市町村に対する応援指示
県は、市町村の実施する避難の誘導及び移送につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

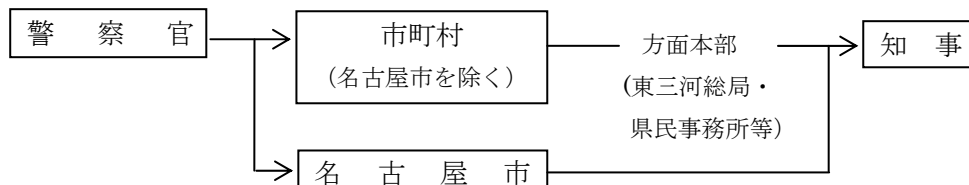
4 県警察（警察官）における措置

- (1) 警察官職務執行法第4条による措置
災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合せた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し、及び危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置をとる。
- (2) 災害対策基本法第61条による指示
市町村長による避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退きを指示する。
- (3) 報告・通知等

ア (1) の場合（報告・警察官職務執行法第4条第2項）



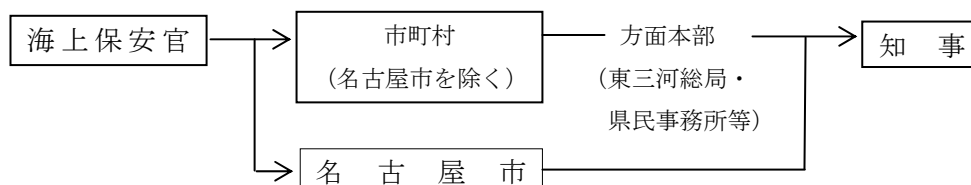
イ (2) の場合（通知及び報告・災害対策基本法第61条第2項及び第3項）



5 第四管区海上保安本部（海上保安官）における措置

- (1) 災害対策基本法第61条による指示
4 (2) の警察官に準ずるものとする。

(2) 報告・通知等（通知及び報告・災害対策基本法第61条第2項及び第3項）

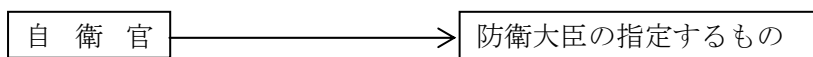


6 自衛隊（自衛官）における措置

(1) 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはない場合に限り、4(1)「警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置を執る。

(2) 報告（自衛隊法第94条）



7 避難の勧告・指示等の時期

(1) 避難の勧告・指示等は、危険が切迫する前に十分な余裕を持って行うものとし、住民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難所へ向かうことができるように努める。

(2) 避難勧告や指示等に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。

(3) 避難の勧告・指示を発令する基準について、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令など、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努めるものとする。

なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。

8 避難の勧告・指示の内容

市町村長等避難の勧告・指示をする者は、次の内容を明示して実施するものとする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難勧告又は指示の理由
- (5) その他の必要な事項

9 避難の措置と周知

避難の勧告若しくは指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。

(1) 住民への周知徹底

ア 避難の勧告・指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線を始めとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。

イ 伝達手段としては、防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）、オフトーク通信、コミュニティFM、ケーブルテレビ、携帯電話、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局に情

報を提供し、協力を求める。

ウ 避難の勧告・指示等は、できる限り、その理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。

(2) 関係機関の相互連絡

県、県警察、市町村、自衛隊及び第四管区海上保安本部は、避難の措置を行ったときは、その内容につき相互に通報連絡するものとする。

10 避難の誘導等

(1) 市町村職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。

(2) 誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとし、災害時要援護者の避難を優先して行う。

(3) 災害時要援護者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。

(4) 県警察は、被災時における混乱を防止し、避難を容易にするため、広域避難場所及びその周辺道路における交通規制を可能な限り実施しておくものとする。

第2節 避難所の開設

1 市町村における措置

(1) 避難所の開設

市町村は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を、一時的に収容し保護するための避難所を必要に応じて開設するものとする。

(2) 多様な避難所の確保

災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

(3) 他市町村又は県に対する応援要求

市町村は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要求する。

◆ 附属資料第9「市町村別避難所・広域避難場所」

2 県（防災局）における措置

県は、市町村の実施する避難所の開設につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

3 避難所の指定

市町村は、次の事項を勘案して、あらかじめ避難所を選定し、当該避難所の所有者又は管理者の承諾を得た上で、指定するものとする。

(1) 被害者に対する救援・救護活動を実施することが可能な地域で、耐震・耐火の建築物があるか、又は仮設住宅、幕舎等を設置することが可能な規模を有するものとする。

(2) 周囲にがけ崩れのおそれのあるがけ、石垣等がないものとする。

(3) 地割れ、崩落等が予想されない地盤地質地域にあるものとする。

(4) 周囲に多量の可燃物資の貯蔵施設がないところとする。

(5) 洪水、高潮等による被害がないと見込まれる地域にあるものとする。

(6) 避難場所との距離が比較的短く、その経路が安全と認められるところとする。

(7) その他、被災者が生活する上で、当該市町村が適すると認める場所であるものとする。

4 避難所の運営

市町村は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市町村の職員等を配置するとともに、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。
- (2) 避難所ごとに収容された人員の把握に努め、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。
- (3) 避難所が万一危険になった場合再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。
- (4) 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。
- (5) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- (6) 常に市町村の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を収容者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。
- (7) 避難所内に災害時要援護者がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。なお、必要に応じて福祉施設への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。
- (8) 給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。
- (9) 災害が収まって、家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった在宅被災者に対して、避難所において生活支援を行うこと。
- (10) 避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力が得られるよう努めること。
- (11) 避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。
- (12) 自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。
- (13) 県及び市町村は、事前に避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を計画的に進めるとともに、災害時には、「市町村避難所運営マニュアル」等に基づき、避難所の円滑な運営を図るものとする。

5 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1 市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市町村で行われる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」

第3節 災害時要援護者支援対策

1 市町村における措置

(1) 要援護者の安否確認・避難誘導

地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、要援護者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。

- (2) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保
市町村は被災した要援護者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供するものとする。
- (3) 福祉避難所の設置等
自宅や福祉施設が被災した要援護者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。
- (4) 福祉サービスの継続支援
福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援するものとする。
- (5) 県に対する広域的な応援要請
保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請するものとする。
- (6) 外国人への情報提供
市町国際交流協会や各種ボランティア団体と連携し、語学ボランティアを避難所等に派遣するとともに、災害情報や支援情報等の外国語による情報提供を図るものとする。

2 県（健康福祉部、地域振興部）における措置

- (1) 情報収集・支援体制の整備
市町村、県保健所等から情報収集し、必要な支援体制を整備するものとする。
- (2) 広域調整・市町村支援
保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、厚生労働省始め関係機関、関係団体への要請を行うとともに、広域調整等により市町村を支援するものとする。
- (3) 多言語による情報発信
県国際交流協会と連携し、外国人支援のための相談対応、多言語による情報発信等を行うとともに、必要に応じて市町村等に対して語学ボランティアを派遣するものとする。

第10章 水・食品・生活必需品等の供給

■ 基本方針

- 被災住民に対し、最低限必要な水、食料、生活必需品を供給する。
- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。
- 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
村 市 町		○水・食料・生活必需品等の供給 ○他市町村・県への応援要求	→ →
県		○水・食料等の調達あっせん ○応援活動の実施	→ →

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 給水	市町村	1(1) 被災者等に対する飲料水、生活用水等の供給 1(2) 断水が生じた場合の措置 1(3) 応急給水に係る医療施設等への優先的配慮
	県	2(1) 市町村要請に基づく応急給水の応援 2(2) 県水受水市町村等に対する所要給水量の確保
第2節 食料の供給	市町村	1(1) 炊出し等による食品給与の実施 1(2) 他市町村又は県への応援要求
	県	2(1) 市町村等の要請に基づく米穀等主食の応急供給、副食品の調達あっせん措置 2(2) 他市町村への応援指示
第3節 生活必需物資の供給	市町村	1(1) 生活必需物資の備蓄 1(2) 生活必需品の供給 1(3) 他市町村又は県に対する応援要請
	県	2(1) 生活必需物資の備蓄 2(2) 調達あっせんに向けた関係業界との連携 2(3) 中部経済産業局へ物資の調達、自衛隊へ物資の供給の実施要請 2(4) 他市町村への応援要請

第1節 給水

1 市町村における措置

- (1) 被災者等へ飲料水、生活用水等を供給する。

- (2) 断水が生じた場合、目標水量を目安にし、必要な措置を講じる。
- (3) 応急給水は、公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うよう配慮する。
- (4) 取水する水源については、最寄りの非被災水道事業者と協議して確保し、これによることが不可能の場合は比較的汚染の少ない井戸水、河水等をろ水機によりろ過したのち、塩素剤により滅菌して給水する。

2 県（健康福祉部、企業庁）における措置

- (1) 市町村から要請があった場合、又は必要と認める場合には、応急給水の応援を行う。
- (2) 企業庁においては、県水受水市町村等に対して、可能な限り所要の給水量を確保する。

3 応急給水

- (1) 実施主体は、市町村長であり、県はこれを応援する。
- (2) 県及び市町村は、給水体制の組織についてあらかじめ編成を考慮して、それぞれの分担を明確化しておくものとする。
- (3) 給水の方法は、目標水量に基づく非常用水源からの「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「搬送給水」とするが、内容等により臨機に対応する。

◆ 附属資料第11「応急給水用資機材」

4 応援体制

- (1) 市町村は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材につき応援を要求する。
- (2) 市町村相互の応援体制については「水道災害相互応援に関する覚書」に定める内容を基本として給水活動を実施する。
- (3) 県は、被害状況により、必要があると認めたときは、応援の可能な県内水道事業者等へ応援するよう指示する。
- (4) 県の応援体制については「愛知県災害対策実施要綱」に定める事務分担による。

◆ 附属資料第15「水道災害相互応援に関する覚書」

◆ 附属資料第15「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（飲料水）」

- (5) 県は、応急給水の支援が円滑に行えるように、県外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整備する。

5 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1 市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市町村で行われる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

◆ 附属資料第11「応急給水用資機材」

◆ 附属資料第15「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」

◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」

第2節 食品の供給

1 市町村における措置

- (1) 市町村は、自ら炊出し、その他による食品の給与を実施するものとする。
- (2) 給与の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。

2 県（防災局、農林水産部、産業労働部）における措置

- (1) 県は、被害状況の把握とともに、必要食料品の確保に努め、市町村等の要請に応じて迅速に米穀等主食の応急供給、副食品の調達あつせんの措置を講じる。
- (2) 市町村の実施する炊出し、その他による食品の給与について、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。

◆ 附属資料第8「協定による応急生活物資供給」

◆ 附属資料第8「主食・副食・調味料の調達斡旋」

◆ 附属資料第15「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（県対県生活協同組合連合会）」

◆ 附属資料第15「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（県対県パン協同組合・敷島製パン(株)・フジパン(株)・山崎製パン(株)名古屋工場）」

◆ 附属資料第15「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（県対コンビニ8社）」

3 主食等の備蓄

- (1) 乾パン、米飯缶詰、フリーズドライを始めとして、食料備蓄が進められつつあるが、今後も実情に即しつつ、一層拡充強化に努める必要がある。
- (2) 広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において3日分程度の食料を備蓄しておくとともに、市町村等においても食料を備蓄しておくことが必要である。

◆ 附属資料第8「必需物資の備蓄」

4 炊き出しその他による食品の給与

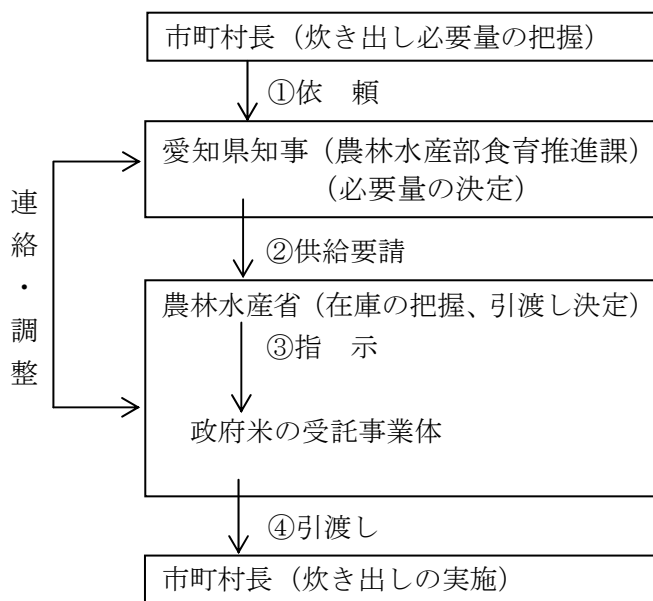
市町村は、概ね次のとおり食品を供給する。

- (1) 熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品（及び飲料水）を供給する。
 - ア 第1段階 乾パン、ビスケットなど
 - イ 第2段階 パン、おにぎり、弁当など
- (2) 熱源の使用可能時には、簡単な調理を前提とした即席めん、乾めん、生めん、レトルト食品、包装米飯等の食品を供給する。
- (3) 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。
- (4) 縁故者先等へ避難する被災者も炊き出し等の対象となる。なお、この場合現物をもって支給する。

5 米穀の原料調達

- (1) 市町村は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達にあたっては、「愛知県応急米穀取扱要領」に基づき実施する。
- (2) 市町村は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急米穀取扱要領」及び「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の取扱要領」により調達を図る。
- (3) 市町村長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。

炊き出し用として米穀（精米）を確保する手順図



◆ 附属資料第8「東海農政局」

6 副食品、調味料の調達あっせん

県は、広域かつ重大な被害により副食品等の供給が困難となるおそれのある場合には、関係機関の協力を求めてその確保を図るとともに、市町村等からの要請に応じ、調達あっせん措置を講ずる。

7 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市町村で行われる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」

第3節 生活必需物資の供給

1 市町村における措置

- (1) 市町村は、災害に備え、生活必需物資の備蓄を図るよう努力するものとする。
なお、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。
- (2) 市町村は、自ら生活必需品の供給を行うこととする。
- (3) 供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。

2 県（防災局、農林水産部、産業労働部）における措置

- (1) 県は、災害に備え、生活必需物資の備蓄を図るよう努力するものとする。
- (2) 県は災害時に迅速に生活必需物資を調達あっせんできるように、関係業界との連携を深めるよう努力するものとする。
- (3) 県は、災害の状況により、中部経済産業局に物資の調達を、自衛隊に物資の供給の実施を要請する。
- (4) 県は、特に必要と認めるときは、市町村に対し、他市町村の生活必需物資供給活動の応援を要請する。

- ◆ 附属資料第8「必需物資の備蓄」
- ◆ 附属資料第8「生活必需品の調達斡旋」
- ◆ 附属資料第15「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（大手スーパー）」

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市町村で行われる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

- ◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」

第11章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策

■ 基本方針

- 市町村及び県は、被災状況を的確に把握して適切な措置を講ずるとともに、環境調査・モニタリング等を迅速に実施する。
- 市町村及び県は、被害状況を的確に把握し、被災状況に即した廃棄物の処理を迅速に実施する。
- 県は、被災後、市町村等関係機関と連携して人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれのある環境汚染事故の発生状況の把握に努める。
- 当該事故が発生している場合には、汚染状況の把握や、必要に応じて被害の拡大防止のため市町村等関係機関への情報提供、事業者への指導等を行う。
- 被災の状況に応じ、有害物質による環境汚染の状況について調査し、関係機関へ情報を提供する。
- 市町村及び県は、被災状況に即した廃棄物の処理を迅速に実施する。

(放射性物質及び原子力災害については、「第19章 放射性物質及び原子力災害応急対策」で対応する。)

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
県			<ul style="list-style-type: none"> ○環境汚染事故の把握 → ○関係機関への情報の提供及び事業者への指導 → ○環境調査 → ○人員・資機材等の応援依頼 ○連絡調整及び支援・協力 →
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○水害廃棄物処理計画の策定 → ○処理体制の確立 → 		<ul style="list-style-type: none"> ○し尿・ごみの収集・運搬、処分 → ○応援要請（廃棄物処理）

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 環境汚染防止計画	県	<ul style="list-style-type: none"> (1) 環境汚染事故の把握 (2) 関係機関への情報の提供及び事業者への指導 (3) 環境調査 (4) 人員、機材等の応援依頼
第2節 廃棄物処理計画	県	<ul style="list-style-type: none"> 1(1) 連絡調整及び支援・協力の実施 1(2) 事業者に対する指導
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> 2(1) 水害廃棄物処理計画の策定 2(2) 処理体制の確立 2(3) し尿・ごみの収集・運搬、処分 2(4) 周辺市町村及び県への応援要請

第1節 環境汚染防止計画

県（環境部）における措置

(1) 環境汚染事故の把握

災害対策本部、市町村等関係機関からの情報を通じ、人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれがあり、速やかな対応が必要となる環境汚染事故の発生状況の把握に努める。

(2) 関係機関への情報の提供及び事業者への指導

環境汚染事故発生時には、県（環境部）が保有する各事業所の有害物質等の情報について市町村等関係機関へ情報提供するとともに、大気汚染防止法第17条第3項、水質汚濁防止法第14条の2、ダイオキシン類対策特別措置法第23条第3項、県民の生活環境の保全等に関する条例第70条第2項等の規定に基づき、事業者に対し汚染物質の流出、拡散防止のための適切な措置を指導する。

(3) 環境調査

被災の状況など必要に応じ、有害物質による環境汚染の状況について環境調査を実施し、関係機関へ情報提供することにより、被害の拡大防止に努める。

(4) 人員、機材等の応援依頼

必要に応じて、隣接県等との情報交換を行い、環境調査・モニタリング等を行うために必要な人員、機材等の援助について応援を依頼するとともに、事業者に対し応急対策の実施を指導する。

第2節 廃棄物処理計画

1 県（環境部）における措置

(1) 連絡調整及び支援・協力の実施

県は、災害時における災害廃棄物等の収集・運搬、処分について、愛知県衛生事業協同組合及び一般社団法人愛知県産業廃棄物協会と平成17年4月1日付けで、愛知県解体工事業連合会と平成21年3月25日付けで、「災害時における廃棄物の処理等に関する協定」を締結している。

また、愛知県フロン回収・処理推進協議会と被災地で廃棄される冷凍空調機器等のフロン類回収について、平成17年4月1日付けで「災害時等におけるフロン類の回収に関する協定」を締結している。

県は、これらの協定に基づく災害応援が、円滑、迅速に実施できるように努めるため、必要な情報を収集・整理し、県内市町村、廃棄物処理業者の団体等の連絡調整を行い、廃棄物の円滑な処理を推進する。

また、必要に応じて、廃棄物の広域的な処理体制を図るため、国、他県、市町村、廃棄物処理業者の団体等と緊密な連絡調整を行い、被災状況に応じた支援・協力をし、廃棄物の円滑な処理を推進する。

◆ 附属資料第15「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（県対県衛生事業協同組合）」

◆ 附属資料第15「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（県対県産業廃棄物協会）」

◆ 附属資料第15「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（県対県解体工事業連合会）」

◆ 附属資料第15「災害時におけるフロン類の回収に関する協定書（県対フロン回収・処理推進協議会）」

(2) 事業者に対する指導

産業廃棄物の処理については、事業者に対し適切な措置を講ずるよう指導する。

また、アスベスト含有廃棄物の処理については、飛散防止措置を講ずるよう指導する。

2 市町村における措置

(1) 水害廃棄物処理計画の策定

災害対策基本法に基づく「環境省防災業務計画」により、市町村は災害廃棄物等の広域的な処理計画を作成するなど、廃棄物処理に係る災害時における応急体制を確保する必要があるため、水害廃棄物対策指針（平成17年6月：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）を参考に、被災状況を調査し、水害廃棄物の発生量を推定するとともに、水害廃棄物処理計画を策定して、迅速に処理を進める。

(2) 処理体制の確立

廃棄物の処理を円滑に推進するため、収集運搬器材、仮置場及び処理、処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立する。特に、浸水した畳、家具、家電の処理については、選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量の浸水した畳、家具、家電の最終処分までの処理体制を確立する。

なお、解体現場において分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、分別・リサイクルに努めるとともに、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

(3) し尿・ごみの収集・運搬、処分

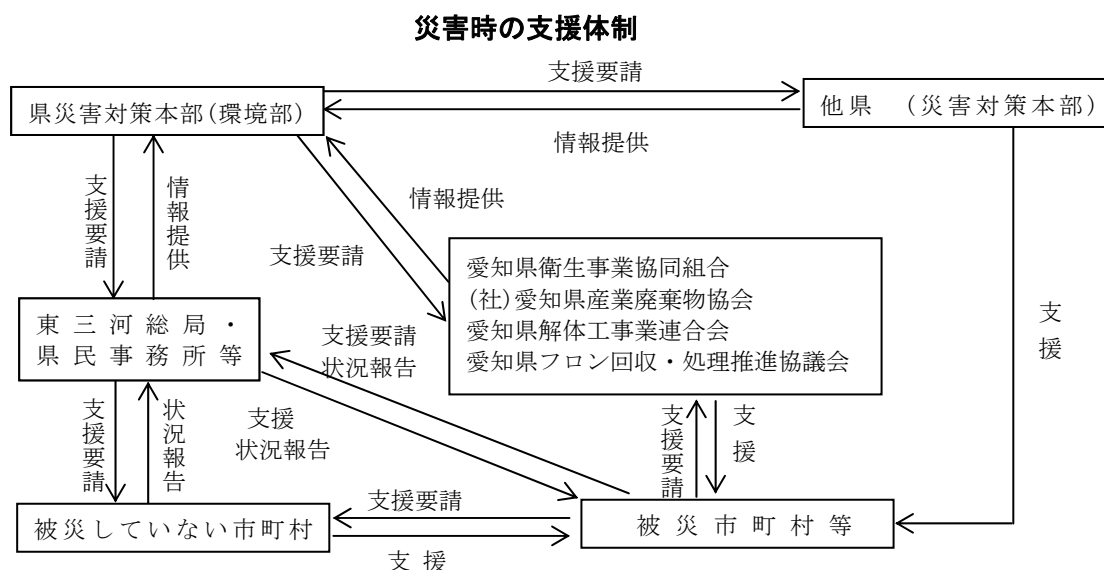
し尿・ごみの収集・運搬は、被災地の状況を考慮し、緊急を要する地域から実施する。収集・運搬したし尿は、し尿処理施設に投入し処分する。また、収集・運搬したごみは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、埋立処分するものとする。なお、これらの収集・運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。

なお、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

(4) 周辺市町村及び県への応援要請

市町村等は、地震等による大規模災害が発生した場合に備えて、平成8年3月12日付で「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」を締結している。

市町村等は、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町村及び県に応援要請を行う。



- ◆ 附属資料第15「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書（県内市町村等）」
- ◆ 附属資料第10「廃棄物処理施設」
- ◆ 附属資料第10「死亡獣畜処理施設」

第12章 遺体の取扱い

■ 基本方針

○ 周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者は、速やかに捜索・収容し、所要の処理をした後、埋葬又は火葬(以下「埋火葬」という。)するものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
県			○他市町村への応援指示
市町村			○遺体の捜索・収容 → ○医師への医学的検査の依頼 ○遺体の処理及び一時保存 → ○遺体の埋火葬 → ○他市町村又は県への応援要求
県警、第四管区海上保安本部			○検視(見分)の実施 → ○県歯科医師会への応援要請

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 遺体の捜索	市町村	1(1) 遺体の捜索 1(2) 検視(見分) 1(3) 応援要求
	県	2 他市町村への応援指示
第2節 遺体の処理	市町村	1(1) 遺体の収容及び一時保存 1(2) 遺体の検視(見分)及び検案 1(3) 遺体の洗浄等 1(4) 遺体の身元確認及び引き渡し 1(5) 応援要求
	県	2(1) 必要物資等の確保 2(2) 他市町村への応援指示
	県警察、第四管区海上保安本部	3(1) 検視(見分)の実施 3(2) 県歯科医師会への応援要請
第3節 遺体の埋火葬	市町村	1(1) 死亡届書の受理、火葬(埋葬)許可証の交付 1(2) 遺体の搬送 1(3) 埋火葬 1(4) 棺、骨つぼ等の支給 1(5) 埋火葬相談窓口の設置 1(6) 応援要求
	県	2(1) 必要機材等の確保 2(2) 他市町村への応援指示

第1節 遺体の搜索

1 市町村における措置

- (1) 遺体の搜索
県警察・第四管区海上保安本部と緊密に連絡をとりながら遺体の搜索を実施する。
- (2) 検視（見分）
遺体を発見したときは、その現場で警察官又は海上保安官の検視（見分）を得る。
現場での検視（見分）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。
- (3) 応援要求
自ら遺体の搜索の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の搜索の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

2 県（防災局）における措置

市町村の実施する遺体の搜索につき特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1 市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市町村で行われる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」

第2節 遺体の処理

1 市町村における措置

- (1) 遺体の収容及び一時保存
遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所（寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。
なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。
- (2) 遺体の検視（見分）及び検案
警察官又は海上保安官の遺体の検視（見分）を得るとともに、医療救護班等の医師に依頼して遺体（医師の診療中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を実施する。
- (3) 遺体の洗淨等
検視（見分）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗淨、縫合、消毒等の処置を行う。
- (4) 遺体の身元確認及び引き渡し
身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。身元が判明し、引き取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。
なお、被災地域以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取扱いとする。
- (5) 応援要求
自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要す

る要員及び資機材について応援を要求する。

2 県（防災局）における措置

(1) 必要物資等の確保

ドライアイス等遺体の処理に必要な物資の確保に努め、市町村等の要請に応じて迅速に調達あっせんの措置を講じる。

(2) 応援指示

市町村の実施する遺体の処理につき特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。

3 県警察及び第四管区海上保安本部における措置

(1) 遺体発見現場で遺体の検視（見分）を実施する。検視（見分）を行わずに収容された遺体については、市町村及び医療救護班と連携を密にし、遺体安置所において検視（見分）を行う。

(2) 身元識別のため必要があるときは、県歯科医師会に応援を要請する。

4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1 市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市町村で行われる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」

第3節 遺体の埋火葬

1 市町村における措置

(1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付

死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。

(2) 遺体の搬送

遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。

(3) 埋火葬

火葬（埋葬）許可証を確認し、遺体を埋火葬する。

(4) 棺、骨つぼ等の支給

棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。

(5) 埋火葬相談窓口の設置

速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。

(6) 応援要求

自ら遺体の埋火葬の実施が困難な場合、他市町村へ遺体の埋火葬の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。この場合において、「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」を締結している市町村にあっては、当該協定によるものとする。さらに、必要に応じて県へ応援を要求する。

2 県（防災局、健康福祉部）における措置

(1) 必要機材等の確保

棺、骨つぼ等埋火葬に必要な資機材や遺体搬送のための車両等の確保に努め、市町村からの要請に応じて調達あっせん等の措置を講じる。

(2) 応援指示

県内の火葬場の被災状況その他広域的な埋火葬に必要な情報を収集し、市町村の実施する遺体の埋火葬につき特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1 市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市町村で行われる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

◆ 附属資料第10「火葬場等」

◆ 附属資料第15「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定(県内市町村等)」

◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」

第13章 交通施設の応急対策

■ 基本方針

- 災害時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑を期するよう道路、鉄道、港湾、空港等交通施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
市町村 県		○応援要求	
管理者 道路		○緊急復旧 ○応援要求	→
事業者 鉄道		○列車の避難・停止 ○応急工事 ○応援要求	→
管理者 空港		○施設の使用停止 ○応急工事	→
管理者 港湾等		○応急工事 ○応援要求	→

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 道路施設対策	道路管理者(市町村、県、中部地方整備局、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社)	1(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報交換 1(2) 道路、橋梁等の緊急復旧
	市町村	2 県に対する応援要求
	県	3 自衛隊に対する応急工事实施の応援要求
	中部地方整備局、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社	4 県に対する応援要求又は県を通じた自衛隊への応援要請
第2節 鉄道施設対策	鉄道事業者(東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、豊橋鉄道	(1) 列車の避難並びに停止 (2) 鉄道新設改良工事現場における被害防止措置 (3) 仮線路、仮橋の架設等の応急工事 (4) 他の鉄道事業者に対する要員・資器材確保の応援要求 (5) 県又は自衛隊に対する応急工事实施の応援要

	株式会社、名古屋市 (地下鉄)等)		請
第3節 空港施設対策	中部国際空港	中部国際空港株式会社	1 施設の使用停止及び応急工事
		大阪航空局 中部空港事務所	2 航空交通の安全確保及び混乱の回避
	愛知県名古屋飛行場	愛知県名古屋空港事務所	3 施設の使用停止及び応急工事
		自衛隊	4 航空交通の安全確保及び混乱の回避
第4節 港湾・漁港施設対策	港湾・漁港管理者 (県、市町村、名古屋港管理組合)		1(1) 応急工事の実施 1(2) 県又は自衛隊に対する応急工事实施の応援要請
	第四管区海上保安本部		2(1) 在港船舶に対する避難指示・勧告 2(2) 安全通信(四管区航行警報)による船舶及び関係機関への情報周知 2(3) 水路調査及び巡視船艇による警戒等安全措置 2(4) 海上交通規制

第1節 道路施設対策

1 道路管理者(市町村、県(建設部)、中部地方整備局、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社及び名古屋高速道路公社)における措置

(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報交換

被害を受けた道路や冠水による道路状況及び交通状況を速やかに把握するため、道路パトロールカーによる巡視等の実施により、道路情報の収集に努め、道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

(2) 道路、橋梁等の緊急復旧

道路、橋梁等の被害の状況を把握し、応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。

2 市町村における措置

市町村は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。

3 県(建設部、防災局)における措置

県は、応急工事の実施が困難な場合、自衛隊に応急工事の実施につき応援を要求する。

4 中部地方整備局、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社及び名古屋高速道路公社における措置

中部地方整備局、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社及び名古屋高速道路公社は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。

第2節 鉄道施設対策

鉄道事業者（東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、豊橋鉄道株式会社、名古屋市（地下鉄）等）における措置

(1) 列車の避難並びに停止

鉄道事業者は、災害により列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合は、列車の避難並びに停止を行う。

(2) 鉄道新設改良工事現場における被害防止措置

鉄道新設改良工事現場においては、使用資機材の倒壊、盛土又は掘削現場の崩壊等の防止を重点に適切な措置をとる。

(3) 仮線路、仮橋の架設等の応急工事

線路、橋梁等関係施設に被害を生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋の架設等の応急工事により、とりあえずの交通を確保する。

(4) 他の鉄道事業者に対する要員・資器材確保の応援要求

鉄道事業者は、応急工事の実施が困難な場合、他の鉄道事業者へ要員、資器材の確保につき、応援を要求する。

(5) 県又は自衛隊に対する応急工事实施の応援要請

鉄道事業者は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保につき応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の実施につき応援を要請する。

第3節 空港施設対策

（中部国際空港）

1 中部国際空港株式会社における措置

中部国際空港株式会社は、滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設が被害を受け、航空機の離着陸の安全を阻害するおそれが生じたときは、直ちに使用を一時停止する措置をとるとともに応急工事を実施する。

2 大阪航空局中部空港事務所における措置

大阪航空局中部空港事務所は、中部国際空港株式会社が施設の使用を一時停止する措置を講じた場合、又は台風荒天等により空港内の航空機に被害が発生するおそれがある場合には、航空機（乗組員）に対し必要な情報を提供する等により航空交通の安全確保及び混乱の回避に努める。

（愛知県名古屋飛行場）

3 愛知県名古屋空港事務所における措置

愛知県名古屋空港事務所は、滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設が被害を受け、航空機の離着陸の安全を阻害するおそれが生じたときは、直ちに使用を一時停止する措置をとるとともに、応急工事を実施する。

なお、必要があると認めたときは、自衛隊はこれに協力する。

4 自衛隊における措置

自衛隊は、名古屋空港事務所が施設の使用を一時停止する措置を講じた場合、又は台風、荒天等により空港内の航空機に被害が発生するおそれがある場合には、航空（乗組員）に対し、必要な情報を提供する等により航空交通の安全確保及び混乱の回避に努める。

第4節 港湾・漁港施設対策

1 港湾・漁港管理者（県、市町村、名古屋港管理組合）における措置

(1) 応急工事の実施

港湾・漁港管理者（県、市町村、名古屋港管理組合）は、被災した港湾・漁港施設を利用して、海上輸送を行わなければならない場合、防潮堤等の潮止め工事、航路・泊地の浚渫、岸壁・物揚場の補強、障害物の除去等の応急工事を実施する。

(2) 県又は自衛隊に対する応急工事実施の応援要請

名古屋港管理組合及び市町村は、港湾施設について応急工事の実施が困難である場合、県へ要員の確保につき応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。

2 第四管区海上保安本部における措置

(1) 在港船舶に対する避難指示・勧告

第四管区海上保安本部は、台風、荒天、津波等により在港船舶が港湾施設を破壊し、又は船舶が遭難するおそれがある場合、これらの危害を防ぐため港湾管理者、県警察、漁業協同組合、機帆船組合、その他海運業者と緊密に連携し、在港船舶に対し、河川又は港外の安全な場所へ避難するよう指示・勧告する。

(2) 安全通信（四管区航行警報）による船舶及び関係機関への情報周知

第四管区海上保安本部は、航路標識の流失、移動、損壊等が生じた場合、安全通信（四管区航行警報）により船舶及び関係機関に周知するとともに、復旧又は応急の措置を講ずる。

(3) 水路調査及び巡視船艇による警戒等安全措施

第四管区海上保安本部は、水路が閉塞し、又は水深に異常を生じた場合は、水路調査を行うとともに、安全通信（四管区航行警報）により船舶に周知し、また、巡視船艇による警戒等安全措施を講ずる。

(4) 海上交通規制

第四管区海上保安本部は、災害応急対策活動の遂行上、あるいは航路障害のため船舶交通の規制を行う必要がある場合、航行禁止・制限区域の設定あるいは巡視船艇による交通整理等の措置を講ずる。

3 木材等の航路障害物の除去

第四管区海上保安本部及び港湾管理者は、緊密に連携し、海上に流出した木材等の航路障害物について、その所有者に除去を命じ、又は安全な場所に除去し、直ちに除去できない場合は、安全通信（四管区航行警報）により船舶に周知するとともに、当該航路障害物の除去に関し必要な措置を講ずる。

◆ 附属資料第6「港湾」

◆ 附属資料第6「名古屋港、衣浦港、三河港及び伊良湖港の避難可能船」

第14章 ライフライン施設の応急対策

■ 基本方針

- 被害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、災害発生後は被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに機動力を発揮し、応急復旧を迅速に実施するものとする。
- ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発など二次災害の防止を図るとともに、早期復旧の措置を講じる。なお、都市ガスにおいては、被災地域以外へは、可能な限りガスの供給を継続する。
- 水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水の応急給水を実施するとともに、被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確保する。
- 工業用水の供給は、その必要量が多量であるため、断水箇所の早期復旧を進めるための迅速な対応を行う。なお、復旧可能な箇所から随時給水を開始し、受水事業所の必要受水量を把握し、その状況に応じた復旧方法を実施する。
- 下水管渠、ポンプ場、終末処理場の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
県		<ul style="list-style-type: none"> ○応急復旧活動の実施（上水道、工業用水、下水道） ○応援の要請 ○応援・受援体制の確立 	→
市町村		<ul style="list-style-type: none"> ○応急復旧活動の実施（上水道、工業用水、下水道） ○応援の要請 ○応援・受援体制の確立 	→
中部電力、関西電力、電源開発		<ul style="list-style-type: none"> ○非常災害対策本部の設置 ○情報の収集と伝達 → ○危険防止措置の実施 → ○応急復旧活動の実施 → ○要員、資機材等の確保 ○広報活動の実施 → 	→
LPGガス協会、ガス会社		<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の設置 ○情報の収集 → ○緊急対応措置の実施 → ○応援の要請 ○応急復旧活動の実施 → ○広報活動の実施 → 	→

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 電力施設対策	中部電力株式会社、関西電力株式会社、電源開発株式会社	(1) 非常災害対策本部の設置 (2) 情報の収集と伝達 (3) 危険防止措置の実施 (4) 応急復旧活動の実施 (5) 要員、資機材等の確保 (6) 広報活動の実施 (7) 広域運営による応援
第2節 ガス施設対策	東邦瓦斯株式会社、中部瓦斯株式会社、犬山瓦斯株式会社、津島瓦斯株式会社、社団法人愛知県エルピーガス協会	1(1)・2(1) 災害対策本部の設置 1(2)・2(2) 情報の収集 1(3)・2(3) 緊急対応措置の実施 1(4)・2(4) 応援の要請 1(5)・2(5) 応急復旧活動の実施 1(6)・2(6) 広報活動の実施
第3節 上水道施設対策	水道事業者（県、市町村）	(1) 応急復旧活動の実施 (2) 応援の要請 (3) 応援・受援体制の確立
第4節 工業用水道施設対策	工業用水道事業者（県、市町村）	(1) 応急復旧活動の実施 (2) 応援の要請 (3) 受援体制の確立
第5節 下水道施設対策	下水道管理者（県、市町村）	(1) 応急復旧活動の実施 (2) 応援の要請

第1節 電力施設対策

中部電力株式会社、関西電力株式会社及び電源開発株式会社における措置

(1) 非常災害対策本部の設置

災害が発生した場合には各電力会社は、非常体制を発令し、本店等に非常災害対策本部を設置する。

(2) 情報の収集と伝達

非常災害対策本部は通信の確保を図り、情報の収集と伝達を行う。通信方法は社内電話・NTT加入電話、衛星通信、移動無線等の施設を利用する。

(3) 危険防止措置の実施

災害時において危険があると認められるときは、直ちに当該範囲に対し、送電遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

(4) 応急復旧活動の実施

ア 優先的に復旧する設備、施設

(ア) 電力会社側

a 火力設備

b 超高圧系統に関連する送変電設備

(イ) 利用者側

a 人命にかかわる病院

b 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、ガス、水道、交通、通信などの機

関・民心の安定に寄与する報道機関、避難施設

イ 復旧方法

(ア) 発電設備

発電所は供給力確保を重点に災害発生後の需給状況、被害状況等を勘案し、また、変電所は重要度、被害状況等を勘案して早期復旧を図る。

(イ) 送配電設備

被害を受けた線路の重要度、被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り仮設、他ルートからの送電、移動用発電機の利用等で順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。

(5) 要員、資機材等の確保

ア 要員の確保

発災後、復旧要員を確保するとともに必要に応じ、請負会社等及び他電力会社へ応援を依頼する。

イ 資機材の確保

発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。

(6) 広報活動の実施

ア 利用者に対する広報

(ア) 災害時における PR

電気の復旧状況、公衆感電事故防止 PR を主体とした広報 PR を広報車及びテレビ、ラジオ、ホームページ等の広報機関その他を通じて PR する。

(イ) 臨時電気相談窓口の設置

被災地域における需要家の電気相談を実施し、公衆感電事故防止を図るため、臨時電気相談窓口の設置を検討・実施する。

イ 地域防災機関との協調

地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため地域防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

(7) 広域運営による応援

「非常災害時における復旧応援要綱」（中央電力協議会）及び「資材及び役務の相互融通に関する規定」（中地域電力協議会）に基づき、必要に応じて他電力会社へ応援を依頼する。

第2節 ガス施設対策

1 東邦瓦斯株式会社、中部瓦斯株式会社、犬山瓦斯株式会社及び津島瓦斯株式会社における措置

(1) 災害対策本部の設置

災害発生後、速やかに各ガス会社は災害対策本部等を設置する。

緊急動員については各社において、災害対策規程等によって定める動員体制によって行う。

(2) 情報の収集

供給区域内の導管網の主要地点における供給圧力の変化、移動無線車及び各事業所からの需要家等の被害状況、漏えい通報等の情報に加え、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的に被害程度を把握する。

(3) 緊急対応措置の実施

導管等のガス施設の被害箇所付近では、必要に応じて供給停止を行う。また、火災発生等により被害が集中して発生する地域にあっては、低圧ブロック単位での供給停止を行う。

また、被害が著しく集中している地域を中心に、広域的な中圧ブロック単位でのガスの供給停止を行い、二次災害の防止を図る。

(4) 応援の要請

被害の程度に応じて、一般社団法人日本ガス協会に要請して他ガス事業者の応援を受ける。

(5) 応急復旧活動の実施

供給を一時停止した地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。

- ア 需要家の閉栓の確認
- イ 導管の被害箇所の調査及び修理
- ウ 需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理
- エ 需要家の開栓、試点火

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

また、復旧用資機材置場や仮設用地等が必要となる場合は、関係機関と連携し、迅速な確保に努める。

(6) 広報活動の実施

ガス施設の被害状況、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車等により周知、さらに報道機関を通じて呼びかける。

◆ 附属資料第11「東邦ガス株式会社」

2 社団法人愛知県エルピーガス協会における措置

(1) 災害対策本部の設置

災害が発生した場合、速やかに社団法人愛知県エルピーガス協会内に災害対策本部を設置する。

必要に応じ、各支部に現地対策本部を設置し、あらかじめ定められた動員計画に基づき応援要員を招集する。

(2) 情報の収集

県内5支部のあらかじめ定められた情報ルートを通じ、災害の規模、被害程度を推察するとともに、被害通報、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的な被害状況を把握する。

(3) 緊急対応措置

愛知県LPガス災害対策マニュアルに基づき、被害状況の確認と二次被害の発生防止の措置を講じる。二次災害のおそれがある施設に対しては、使用停止又は容器撤去を行うとともに、安全確認が完了するまで、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請する。

(4) 応援の要請

被害の状況により、特定の地域に被害が集中した場合は、本部長の指示により他の現地対策本部は相互支援体制に移行する。

必要に応じ、社団法人エルピーガス協会に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。同時に、他地域からの応援要員がその機能を十分発揮できるよう受入体制を整備する。

(5) 応急復旧活動の実施

愛知県LPガス災害対策マニュアルに基づき、緊急対応措置の後、応急的な使用のための安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講じる。

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

(6) 広報活動の実施

使用再開に当たっての注意、設備一斉点検の実施等について、チラシ類の配布及び報道機関等を通じて呼びかける。

◆ 附属資料第15「災害時におけるLPガス応急生活物資等に関する協定（県対県エルピーガス協会）」

第3節 上水道施設対策

水道事業者（県（健康福祉部、企業庁）及び市町村）における措置

被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確保し、浄水場から主要給水所に至る送配水幹線を最優先として配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努める。なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。

(1) 応急復旧活動の実施

ア 配管設備破損の場合

- (ア) 応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。
- (イ) 大規模な配水管が破損し、復旧が困難な地区に対しては、応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。
- (ウ) 県（企業庁）の施設に大きな被害が発生し、県水受水市町村等への送水ができない場合は、浄水場や広域調整池等を拠点とした給水と連絡管による給水を図る。

イ 水源破壊の場合

復旧が困難な水源では、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。

(2) 応援の要請

- ア 水道事業者は、施設の復旧が困難な場合は、近隣水道事業者あるいは県へ応援を要請する。
- イ 県は、被害状況により必要があると認めたときは、応援可能な県内水道事業者等へ応援するよう指示する。
- ウ さらに県は、水道事業者への応援事項について、自衛隊あるいは他府県等への応援を要請する。

◆ 附属資料第15「水道災害相互応援に関する覚書」

◆ 附属資料第15「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」

(3) 応援・受援体制の確立

施設復旧の支援が円滑に行えるように、県外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整える。

また、受援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保するものとする。

第4節 工業用水道施設対策

工業用水道事業者（県（企業庁）及び市町村）における措置

(1) 応急復旧活動の実施

工業用水道施設の被災に対する復旧は、二次災害の発生箇所もしくは発生可能性のある箇所を優先的に行うこととする。

多数の断水箇所を生じた場合には、ライフライン等公共性の高い事業所への給水を可能な限り早期に応急復旧させることも考慮する。

(2) 応援の要請

被災時において、県内の関係職員、関係業者（復旧作業協力者）等による対応が不十分な場合には、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び名古屋市の工業用水道事業者の間で締結されている「東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書」に基づき、他の事業体に応援の要請にあたる。また、必要に応じ関係省庁に対し、復旧のために必要な手続きの特例措置等を要請する。

◆ 附属資料第15「東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書」

(3) 受援体制の確立

他府県からの応援を迅速に受け入れられる体制とするため、緊急時の窓口を整え、その実効性を確保するものとする。

第5節 下水道施設対策

下水道管理者（県（建設部）及び市町村）における措置

(1) 応急復旧活動の実施

ア 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。

イ ポンプ場、終末処理場

各施設の被害状況に応じて、関係機関に情報伝達の上、緊急措置を講ずる。また、停電、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるように努める。

なお、排水機能や処理機能に影響が出た場合、まず市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。

次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限にとどめるため、処理場内の使用可能な池等を沈澱池や塩素消毒池に転用する等により、簡易処理を弾力的に行うとともに、早急に高級処理機能の回復に努める。

(2) 応援の要請

愛知県独自では対応が不十分であると判断された場合には、中部10県4市の相互応援体制を定めた「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、下水道事業災害時中部ブロック支援対策本部へ応援要請する。

第15章 海上災害対策

■ 基本方針

○ 船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水等の海難及び事業所の火災、爆発等の事故に伴う海上への油排出等の災害が発生した場合における、排出油等の防除活動、災害拡大防止活動等の応急措置を迅速に実施するものとする。

なお、特別防災区域内に係る事故等については、石油コンビナート等防災計画による。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
事故原因者等		○災害発生の通報 ○排出油等防除活動	
第四管区海上保安本部		○災害発生の伝達及び状況把握 ○捜索及び救助・救急活動 ○連絡調整本部の設置 ○人員・物資の緊急輸送 ○危険物等の防除活動 ○災害海域の巡視警戒 ○自衛隊への応援要請	
県警察		○警察用航空機等による情報収集 ○救出救助活動 ○避難誘導、立入禁止区域の警戒及び危険物等の防除活動 ○遺体の収容、捜索、見分等 ○交通規制 ○関係機関への支援活動	
中部地方整備局		○油等回収船による排出油等の除去活動	
県		○漂着油等の防除活動への協力 ○防災ヘリコプターによる応急対策活動 ○必要資機材確保等の応援要求への対応 ○他県等への応援要請	
沿岸市町村		○沿岸住民への周知及び警戒区域の設定 ○沿岸漂着油等の防除措置及び巡視・警戒 ○事故施設への指導 ○他市町村・県への応援要請	
漁港・漁港管理者		○消火活動等への協力 ○港湾・漁港施設への被害防止措置	
海上災害防止センター		○海上保安庁長官の指示に基づく防除活動 ○事故船舶所有者等の委託に基づく防除活動	

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
海上災害対策	海難の事故原因者等	1(1) 災害発生のお知らせ 1(2) 排出油等の広がり防止措置 1(3) 損傷箇所の修理 1(4) 排出油等の処理 1(5) 損傷した船舶の残油等の処理
	事故発生事業所等	2(1) 災害発生のお知らせ 2(2) 自衛消防隊等による消火活動、排出油等防除活動 2(3) 消防機関の受け入れ
	第四管区海上保安本部	3(1) 災害発生のお知らせ及び状況把握 3(2) 連絡調整本部の設置 3(3) 海上における捜索及び救助・救急活動 3(4) 人員・物資の緊急輸送 3(5) 船舶火災及び海上火災に対する消防活動 3(6) 危険物等の防除活動及び航行船舶の避難誘導活動 3(7) 航行警報等による船舶への周知及び航行の制限等 3(8) 災害海域の巡視警戒 3(9) 関係機関に対する応援要請
	県警察	4(1) 警察用航空機等による情報収集 4(2) 救出救助活動 4(3) 避難誘導、立入禁止区域の警戒及び危険物等の防除活動 4(4) 遺体の収容、捜索、見分等 4(5) 交通規制 4(6) 関係機関への支援活動
	中部地方整備局	5 油等回収船による排出油等の除去活動
	県	6(1) 情報の収集及び市町村等関係機関への連絡 6(2) 漂着油等の防除活動への協力 6(3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動 6(4) 伊勢湾流出油等災害対策協議会の総合調整本部等との連携 6(5) 災害対策本部の設置 6(6) 必要資機材確保等の応援要求への対応 6(7) 他の県等に対する応援要請 6(8) ボランティアの受け入れ
	沿岸市町村	7(1) 沿岸住民への周知及び警戒区域の設定 7(2) 沿岸漂着油等の防除措置及び巡視・警戒 7(3) 事故貯油等施設の所有者に対する指導 7(4) 消火及び排出した危険物の拡散防止活動

		7(5) 他の市町村又は県その他の防災関係機関に対する応援要請
	港湾・漁港管理者	8 消火活動等への協力及び港湾・漁港施設に及ぶ被害の防止措置
	海上災害防止センサー	9(1) 海上保安庁長官の指示に基づく防除活動 9(2) 事故を起こした船舶の所有者等の委託に基づく防除活動及び消火・延焼防止活動

海上災害対策

1 海難の事故原因者等（事故船舶の所有者、船舶管理者、船舶運行者、荷主、保険会社等、関係者から委託を受けた者及びこれらの代理人をいう。）における措置

- (1) 災害発生の通報
第四管区海上保安本部、関係機関及び付近の船舶等に災害の発生について直ちに通報する。
- (2) 排出油等の広がり防止措置
オイルフェンスの展張、その他排出された油等の広がりの防止措置をとる。
- (3) 損傷箇所の修理
損傷箇所の修理、その他油等の排出の防止措置をとる。
- (4) 排出油等の処理
浮流油等及び沿岸への漂着油等の回収、油処理剤の散布等による排出油等の処理を行う。
- (5) 損傷した船舶の残油等の処理
損傷した船舶の残油等の処理その他必要な防止措置をとる。

2 事故発生事業所等における措置

- (1) 災害発生の通報
第四管区海上保安本部、所轄消防署又は市町村等関係機関に災害の発生について直ちに通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対して注意喚起を行う。必要と認めるときは、付近住民に避難するよう警告する。
- (2) 自衛消防隊等による消火活動、排出油等防除活動
事業所の自衛消防隊、その他の要員により次のとおり消火活動、排出油等防除活動を実施するとともに、必要に応じ関係事業所等の応援を求める。なお、消火活動等の実施に当たっては、陸上への波及防止について十分留意して行うものとする。
 - ア 大量の油等の排出があった場合
 - (ア) オイルフェンスの展張、その他排出された油等の広がりの防止措置をとる。
 - (イ) 損傷箇所の修理、その他油等の排出の防止措置をとる。
 - (ウ) タンクの損傷による場合は、損傷したタンク内の残油等を他の損傷していないタンクに移し替える。
 - (エ) 排出した油等の回収を行う。
 - (オ) 油処理剤の撒布等により排出油等の処理を行う。
 - イ 危険物の排出があった場合
 - (ア) 損傷箇所の修理を行う。
 - (イ) タンクの損傷による場合は、損傷したタンク内の残油等を他の損傷していないタンクに移し替える。
 - (ウ) 薬剤等により、排出された危険物の処理を行う。
 - (エ) 火気の使用制限を行い、ガス検知を実施する。
 - (オ) 船舶にあっては曳航索の垂下を行う。

- (カ) 船舶にあつては安全な海域へ移動し投錨する。
- (キ) 消火準備を行う。

ウ 海上火災が発生した場合

- (ア) 放水、消火薬剤の撒布を行う。
- (イ) 付近にある可燃物を除去する。
- (ウ) 火災の発生していないタンク等への冷却放水を行う。
- (エ) 火点の制御を実施する。
- (オ) 船舶にあつては曳航索の垂下を行う。
- (カ) 船舶にあつては安全な海域へ移動し投錨する。

(3) 消防機関の受け入れ

事故発生事業所は、消防機関の到着に際しては進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性物品の所在施設、船舶の配置及び災害の態様を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動を実施する。また、関係機関の指揮に従い積極的に排出油等防除活動を実施する。

3 第四管区海上保安本部における措置

(1) 災害発生の伝達及び状況把握

海上災害の発生を覚知したときは、伝達系統に基づき伝達し、巡視船艇及び航空機等によりその状況の把握に努める。

(2) 連絡調整本部の設置

海上に油等の危険物等が大量に排出された場合において、国に警戒本部が設置された場合は、原則として第四管区海上保安本部に連絡調整本部を設置する。

(3) 海上における捜索及び救助・救急活動

巡視船艇及び航空機等により、海上における捜索及び救助・救急活動を行い、必要に応じて県・市町村等の活動を支援する。

また、市町村及び県警察と緊密に連携して、海上漂流者等の救出を行う。

(4) 人員・物資の緊急輸送

人員・物資の緊急輸送の要請があった場合、速やかに可能な範囲でその要請に応じる。

また、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ船舶交通を制限し、又は禁止する。

(5) 船舶火災及び海上火災に対する消防活動

船舶火災及び海上火災が発生した場合は、火災発生状況を把握するとともに、必要に応じ市町村（消防機関）と連携し、港湾関係団体等の協力を得て消防活動を実施する。

また、必要に応じ、船体その他の財産を使用し、移動し、若しくは処分し、又はその使用を制限する。

(6) 危険物等の防除活動及び航行船舶の避難誘導活動

危険物等が大量に海上に排出した場合、原因者の対応が不十分なときは、巡視船艇等により応急的な防除活動を行う等被害を最小限に食い止めるための措置を講じ、また、航行船舶の避難誘導活動等必要な措置を講じるとともに、排出の原因者等が必要な措置を講じていない場合は、措置を講じるよう命ずる。

また、緊急に排出特定油等の防除措置を講ずる必要がある場合において、必要に応じて、海上災害防止センターに防除措置を講ずべきことを指示する。

(7) 航行警報等による船舶への周知及び航行の制限等

船舶交通に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、航行警報等により船舶に周知し、航行の制限、禁止及び移動等を命じ、付近海域における火気の使用を制限若しくは禁止する等の措置を講じる。

(8) 災害海域の巡視警戒

海上における人命、財産の保護及び公共の安全と秩序の維持を図るため、災害海域を巡視警戒して、各種犯罪の事態の把握、法令違反の取締りを行い、海上における治安を維持する。

(9) 関係機関に対する応援要請

関係機関に対し応援を要求するとともに、必要に応じて、第四管区海上保安本部が自衛隊に対して災害派遣要請を行う。

4 県警察における措置

(1) 警察用航空機等による情報収集

警察用航空機、警察用船舶等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。

(2) 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

(3) 避難誘導、立入禁止区域の警戒及び危険物等の防除活動

危険物が大量に流出した場合、沿岸における漂着物の調査及び監視を行い、関係機関と連携し、避難誘導、立入禁止区域の警戒及び危険物等の防除活動を実施する。

(4) 遺体の収容、捜索、見分等

死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、見分等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(5) 交通規制

災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

(6) 関係機関への支援活動

関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

5 中部地方整備局における措置

油等回収船を出動させ、排出油等の除去活動を実施する。

6 県（農林水産部、建設部、防災局）における措置

(1) 情報の収集及び市町村等関係機関への連絡

防災ヘリコプター（テレビ電送システム）、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局等により、排出油等の状況を偵察する等情報の収集に努め、市町村等関係機関に連絡する。

(2) 漂着油等の防除活動への協力

港湾管理者及び沿岸市町村等の行う漂着油等の防除活動に積極的な協力、指導を行うとともに、必要に応じ港湾・漁港管理者として防除活動を実施する。また、沖合の排出油等についても第四管区海上保安本部と緊密な連携をとり、防除活動を実施する。

(3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動

防災航空隊は、自ら又は沿岸市町村等から「愛知県防災ヘリコプター支援協定」に基づく防災ヘリコプターを出動させ、救急救助活動、消防活動等の応急対策活動を実施する。

(4) 伊勢湾流出油等災害対策協議会の総合調整本部等との連携

防除活動の実施に際し、伊勢湾流出油等災害対策協議会（第四管区海上保安本部が事務局）に総合調整本部が設置された場合や、名古屋港排出油等防除協議会に調整本部が設置された場合は、同本部等と密接な連携のもとに防除活動の実施の推進を図るものとする。

(5) 災害対策本部の設置

必要に応じて災害対策本部を設置し、関係機関、関係市町村との連絡調整を図るものとする。また、必要に応じ現地災害対策本部を設置する。

(6) 必要資機材確保等の応援要求への対応

第四管区海上保安本部又は市町村から、化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援の要求があった場合は、積極的に応援するとともに、その他陸上の火災における場合に準じて必要な措置をとる。

第四管区海上保安本部、市町村及び漁業協同組合等から、オイルフェンス、油処理剤等排出油等防除資材の要求があった場合は、県保有の資機材を輸送するとともに、関係機関、民間企業の備蓄資機材の調達についてあつせんする。資機材の備蓄及び調達先は、県地域防災計画附属資料に掲げるとおりである。

(7) 他の県等に対する応援要請

災害の規模が大規模で、本県及び県内市町村では、十分な応急措置が実施できないと認められる場合は、「災害時等の応援に関する協定書」等に基づき、他の県等に応援を要請する。

(8) ボランティアの受入れ

通常の行政のシステムや処理能力では十分な対応が実施できないと認められる場合は、ボランティアの受入れ等を実施する（第4章「応援協力・派遣要請」参照）。

7 沿岸市町村における措置

(1) 沿岸住民への周知及び警戒区域の設定

被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対し、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ又は一般住民の立入制限、退去等を命令する。

(2) 沿岸漂着油等の防除措置及び巡視・警戒

沿岸漂着油等の防除措置を必要に応じ講ずるとともに、地元海面の浮流油等を巡視、警戒する。

(3) 事故貯油等施設の所有者に対する指導

事業所の事故にあつては、事故貯油等施設の所有者に対し、海上への油等排出防止措置について指導する。

(4) 消火及び排出した危険物の拡散防止活動

消防計画等により消防隊を出動させ、第四管区海上保安本部と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、消火及び排出した危険物の拡散防止活動を実施する。消火活動等を実施するに当たっては、陸上への波及防止について、十分留意して行うものとする。

なお、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」により、(ア)ふ頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶並びに(イ)河川湖沼における船舶の消火活動は主として消防機関が担任し、(ア)及び(イ)以外の船舶の消火活動は主として海上保安官署が担任し、それぞれ相互に協力して、消火活動を行うことになっているので、これに基づき相互に緊密な連絡のもとに円滑な消火活動を実施するものとする。

(5) 他の市町村又は県その他の防災関係機関に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合、又はさらに消防力等を必要とする場合は、陸上における火災の場合に準じて、他の市町村又は県その他の防災関係機関に対して、応援の要請を行う。

8 港湾・漁港管理者における措置

名古屋港管理組合は、港湾機能に支障を来すおそれがある場合、又は第四管区海上保安本部もしくは関係市町村から協力を求められた場合は、消火活動等に協力する。

その他港湾・漁港管理者は、港湾・漁港施設に及ぶ被害の防止措置を講ずる。

9 海上災害防止センターの措置

(1) 海上保安庁長官の指示に基づく防除活動

大量の油等が海上に排出され、緊急に防除を行う必要がある場合に、防除を行うべき原因者がその措置を講じていないとき、海上保安庁長官の指示に基づき防除を実施する。

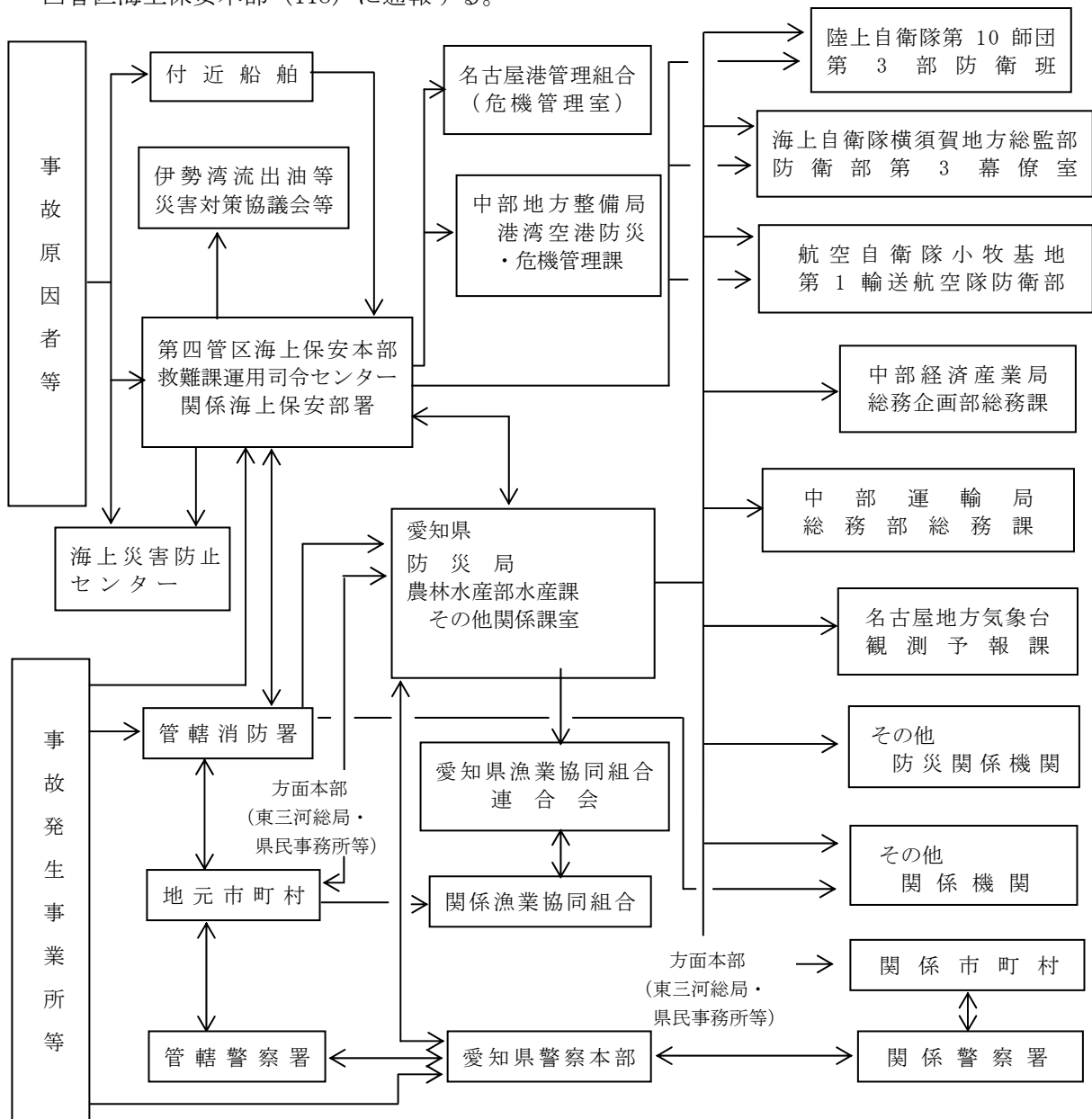
(2) 事故を起こした船舶の所有者等の委託に基づく防除活動及び消火・延焼防止活動

事故を起こした船舶の所有者等の委託に基づき、海上に排出した燃料油や積み荷の油等又は各種の有害液体物質の防除並びに船舶火災の消火及び延焼の防止等の海上防災のための措置を実施する。

10 情報の伝達系統

海上災害が発生した場合における情報の収集、伝達系統は次のとおりである。

なお、海上事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、関係事業者等は直ちに第四管区海上保安本部（118）に通報する。



(注)1 海上災害防止センターは、事故原因者からの委託又は海上保安庁長官からの指示があった場合に活動する。
2 陸上の事故発生事業所が、石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく特別防災区域内の特定事業所の場合は、別途「石油コンビナート等防災計画」に連絡通報体制が定められている。

1.1 応援協力関係

- (1) 第四管区海上保安本部は、排出油等防除活動等の実施が困難な場合、海上防災活動が実施可能である市町村及び港湾管理者等へ応援を要求する。
- (2) 市町村は、当該市町村の勢力をもってしては、排出油等防除活動等の実施が困難な場合、他市町村へ要員、資機材の確保につき応援を要求する。
- (3) 第四管区海上保安本部、中部地方整備局及び市町村は、排出油等防除活動等を実施するに当たって必要な資機材の確保が困難な場合、県に対しその確保を要請する。
- (4) 第四管区海上保安本部又は県は、排出油等防除活動を実施するに当たって必要があると認めるときは、自衛隊へ応援を要請する。
- (5) 地元市町村から指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求められたときは、関係の指定地方行政機関に対して、そのあっせんを行う。また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあっせんを求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要求する。
- (6) 救助・救急活動、遺体の処理及び港湾施設の応急工事等の応援協力関係については、第5章「救出・救助対策」、第6章「医療救護・防疫・保健衛生対策」、第12章「遺体の取扱い」、第14章「交通施設の応急対策」により実施する。
- (7) その他の防災関係機関及び関係企業は、第四管区海上保安本部、市町村、又は県からの応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

◆附属資料第5「流出油防除資機材」

◆附属資料第5「オイルフェンス・油処理剤・油吸着材・油ゲル化剤等の備蓄」

◆附属資料第6「港湾」

◆附属資料第6「名古屋港、衣浦港、三河港及び伊良湖港の避難可能船」

◆附属資料第15「災害時等の応援に関する協定書（9県1市）」

◆附属資料第15「愛知県防災ヘリコプター支援協定」

第16章 航空災害対策

■ 基本方針

- 航空機の墜落炎上等による災害から地域住民等を守るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
愛知県中部国際空港株式会社、名古屋空港事務所		<ul style="list-style-type: none"> ○航空機事故発生の通報 ○消火救難、救急医療活動等 ○空港利用者の避難誘導 ○愛知県医師会等への医療救護班派遣要請 ○救護所・遺体安置所の設置 ○滑走路等の使用の一時停止措置 	
港務局 大阪航空局 中部航空事務所		<ul style="list-style-type: none"> ○自衛隊への派遣要請 ○他空港との連携 	
航空自衛隊		<p>(民間機の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○負傷者の救出、消防活動 ○愛知県知事の要請に基づく災害応急活動 <p>(自衛隊機の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○航空機事故発生の通報 ○応急活動及び事故現場の復旧 	
県		<ul style="list-style-type: none"> ○航空機事故発生の通報 ○市町村への消防・救急活動の指示等 ○自衛隊への災害派遣要請 ○医療救護班の派遣 	
市町村等		<ul style="list-style-type: none"> ○航空機事故発生の通報 ○警戒区域の設定 ○一般住民等に対する立入制限・退去等の命令 ○救助及び消防活動 ○医療班の派遣及び医療機関への搬送等 ○応援要請 	
県警察		<ul style="list-style-type: none"> ○航空機事故発生の通報 ○警察用航空機等による情報収集 ○救出救助活動 ○立入禁止区域の設定及び避難誘導 ○遺体の収容、捜索、見分等 ○交通規制 ○関係機関への支援活動 	

上 保 安 本 部 第 四 管 区 海	<p>○航空機事故発生の通報</p> <p style="padding-left: 20px;">○海上における捜索及び救助・救急活動</p> <p style="padding-left: 40px;">○遺体の捜索活動等</p> <p>○人員・物資の緊急輸送 →</p>
--	--

■ 主な機関の措置

区 分	機 関 名	主 な 措 置
第1節 中部国際空港	中部国際空港株式会社	1(1) 航空機事故発生の通報及び消火救難、救急医療活動等 1(2) 空港利用者の避難誘導 1(3) 愛知県医師会に対する医療救護班の派遣要請 1(4) 日本赤十字社愛知県支部に対する救護班の派遣要請 1(5) 愛知県歯科医師会に対する医療救護班の派遣要請 1(6) 救護所の設置及び負傷者搬送地区の設定 1(7) 遺体仮収容所の設置 1(8) 滑走路等の使用の一時停止措置
	大阪航空局中部空港事務所	2(1) 自衛隊に対する災害派遣要請 2(2) 他空港との連携
第2節 愛知県名古屋飛行場	愛知県名古屋空港事務所	1(1) 航空機事故発生の通報 1(2) 航空自衛隊及び地元消防機関の協力による消火救難活動 1(3) 空港利用者の避難誘導 1(4) 愛知県医師会に対する医療救護班の派遣要請 1(5) 日本赤十字社愛知県支部に対する救護班の派遣要請 1(6) 救難救助隊の編成及び救護所・遺体安置所の設置 1(7) 滑走路等の使用の一時停止措置
	航空自衛隊	(民間機の場合) 2(1) 地元消防機関及び名古屋空港事務所と協力した負傷者の救出、消防活動 2(2) 愛知県知事の要請に基づく救助、捜索等災害応急活動 (自衛隊機の場合) 2(3) 航空機事故発生の通報 2(4) 応急活動及び事故現場の復旧
第3節 中部国際空港・愛知県名古屋飛行場共通	県	1(1) 航空機事故発生の通報 1(2) 市町村に対する消防・救急活動の指示等 1(3) 自衛隊に対する災害派遣要請 1(4) 災害対策本部の設置

		1(5) 指定地方行政機関の職員の派遣に係るあつせん等 1(6) 関係機関の行う応急対策活動の調整 1(7) 医療救護班の派遣
	市町村等	2(1) 航空機事故発生 of 通報 2(2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令 2(3) 救助及び消防活動 2(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 2(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保 2(6) 他の市町村に対する応援要請 2(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等
	県警察	3(1) 航空機事故発生 of 通報 3(2) 警察用航空機等による情報収集 3(3) 救出救助活動 3(4) 立入禁止区域の設定及び避難誘導 3(5) 遺体の収容、捜索、見分等 3(6) 交通規制 3(7) 関係機関への支援活動
	第四管区海上保安本部	4(1) 航空機事故発生 of 通報 4(2) 海上における捜索及び救助・救急活動 4(3) 遺体の捜索活動等 4(4) 人員・物資の緊急輸送

第1節 中部国際空港

1 中部国際空港株式会社における措置

- (1) 航空機事故発生 of 通報及び消火救難、救急医療活動等
航空機事故発生 of 通報を受けたときは、3「情報の伝達系統（中部国際空港）」により関係防災機関に通報するとともに、消火救難及び救急医療活動等を迅速かつ適切に実施する。
- (2) 空港利用者の避難誘導
空港内において航空機事故が発生した場合は、事故の状況に応じて空港利用者を避難させるなど必要な措置をとる。
- (3) 愛知県医師会に対する医療救護班の派遣要請
空港及び空港周辺において、航空機事故等により多数の負傷者が発生した場合は、「中部国際空港医療救護活動に関する協定書」に基づき、愛知県医師会に対して、医療救護班の派遣を要請する。
- (4) 日本赤十字社愛知県支部に対する救護班の派遣要請
空港及び空港周辺において、航空機事故により多数の負傷者が発生した場合は、「中部国際空港及びその周辺における航空機事故に対する応急救護活動に関する協定」に基づき、日本赤十字社愛知県支部に対して、救護班の派遣を要請する。
- (5) 愛知県歯科医師会に対する医療救護班の派遣要請
空港及び空港周辺において、航空機事故等により多数の負傷者が発生した場合は、「中部国

「際空港医療救護に関する協定書」に基づき、愛知県歯科医師会に対して、医療救護班の派遣を要請する。

(6) 救護所の設置及び負傷者搬送地区の設定

空港内において、航空機事故により多数の負傷者が発生した場合は、事故現場付近の適切な場所に重症者救護所、中等症者救護所及び軽症者救護所を設置するとともに、円滑な搬送活動を実施するための負傷者搬送地区を設定する。

(7) 遺体仮収容所の設置

空港内において、航空機事故により死者が発生した場合は、遺体仮収容所を設置する。

(8) 滑走路等の使用の一時停止措置

滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設が被害を受け、航空機の離着陸の安全を阻害するおそれが生じたときは、直ちに使用を一時停止する措置をとるとともに、早期復旧を図る。

2 大阪航空局中部空港事務所における措置

(1) 自衛隊に対する災害派遣要請

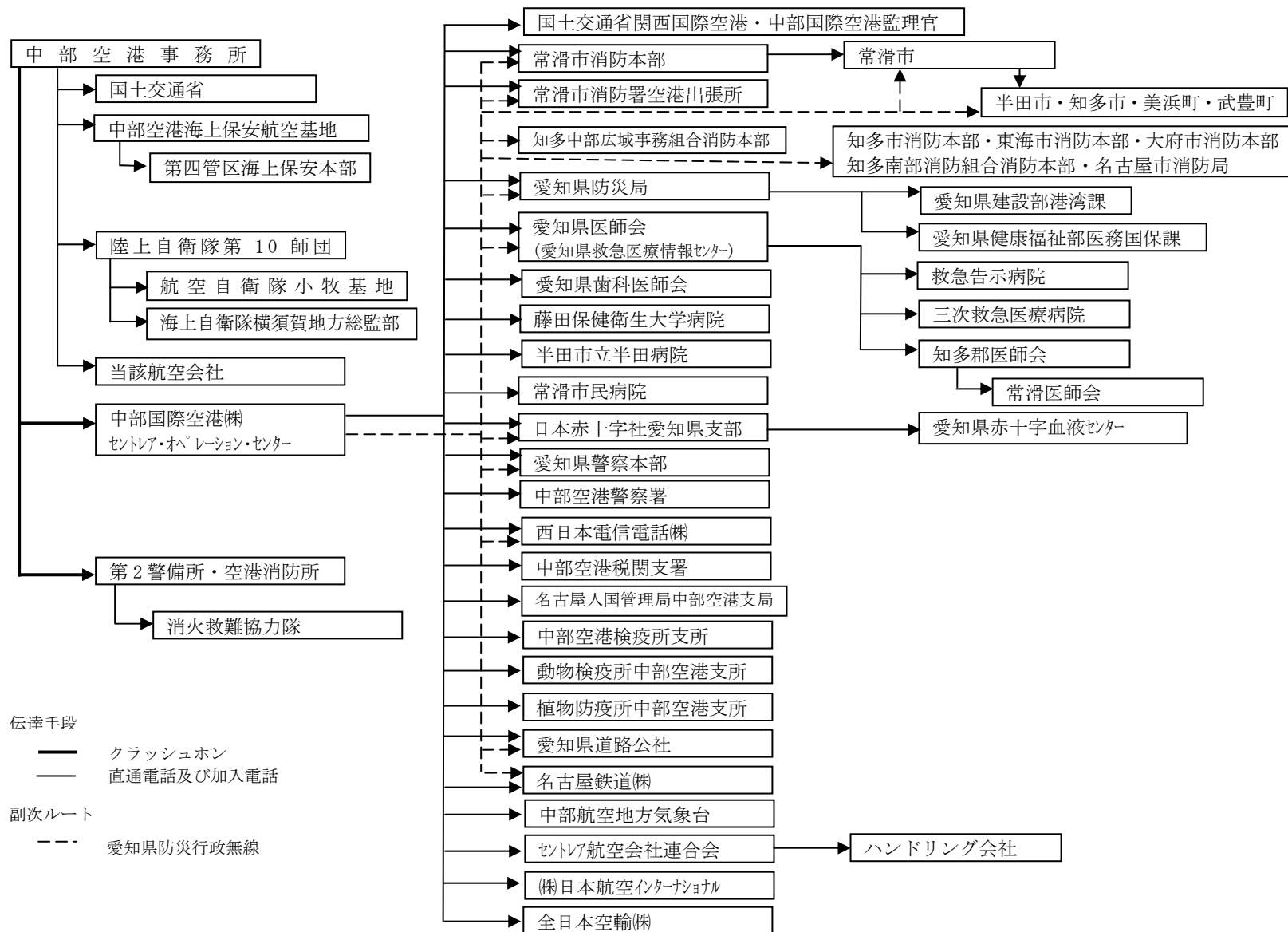
空港事務所長は、災害の状況に応じて必要と認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

(2) 他空港との連携

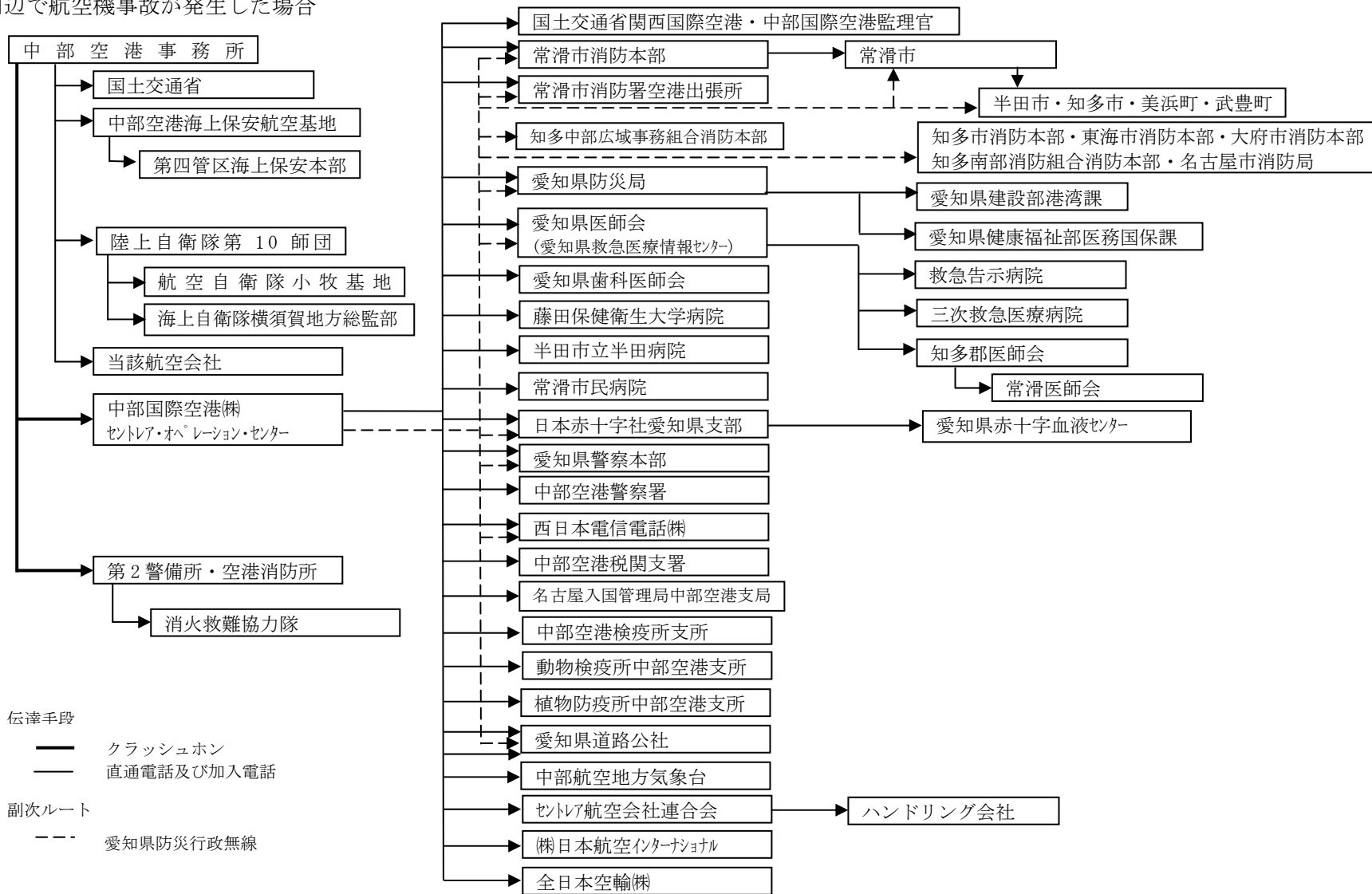
空港事務所長は、空港内で災害が発生した場合、災害の状況に応じて必要と認めるときは、他空港との連携を図るなど、必要な措置を講ずる。

3 情報の伝達系統（中部国際空港）

(1) 空港内で航空機事故が発生した場合



(2) 空港周辺で航空機事故が発生した場合



第2節 愛知県名古屋飛行場

1 愛知県名古屋空港事務所における措置

- (1) 航空機事故発生の通報
航空機事故発生を知ったとき及び発見者から通報を受けたときは、3「情報の伝達系統（愛知県名古屋飛行場）」により関係防災機関に通報するとともに、災害を最小限にとどめるよう努めるものとする。
- (2) 航空自衛隊及び地元消防機関の協力による消火救難活動
航空機事故が発生した場合は、航空自衛隊及び地元消防機関の協力を得て消火救難活動を実施する。
- (3) 空港利用者の避難誘導
空港内において、航空機事故が発生した場合は、状況に応じ空港利用者を避難させる等必要な措置をとる。
- (4) 愛知県医師会に対する医療救護班の派遣要請
空港内及びその周辺において、航空機事故により多数の死傷者が発生した場合は、「災害時の医療救護に関する協定書」に基づき、愛知県医師会に医療救護班の派遣を要請する。
- (5) 日本赤十字社愛知県支部に対する救護班の派遣要請
空港内及びその周辺において、航空機事故により多数の死者数が発生した場合は、「愛知県名古屋飛行場及びその周辺における航空機事故に対する応急救護活動に関する協定」に基づき、日本赤十字社愛知県支部に対して、救護班の派遣を要請する。
- (6) 救難救助隊の編成及び救護所・遺体安置所の設置
空港内及びその周辺において、航空機事故により多数の死傷者が発生した場合は、救難救助隊を編成し、救護所及び遺体安置所等を設置し、救難救助活動を実施する。
- (7) 滑走路等の使用の一時停止措置
滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設が被害を受け、航空機の離着陸の安全を阻害するおそれが生じたときは、直ちに使用を一時停止する措置を取るとともに、早期復旧を図る。

2 航空自衛隊における措置

（民間機の場合）

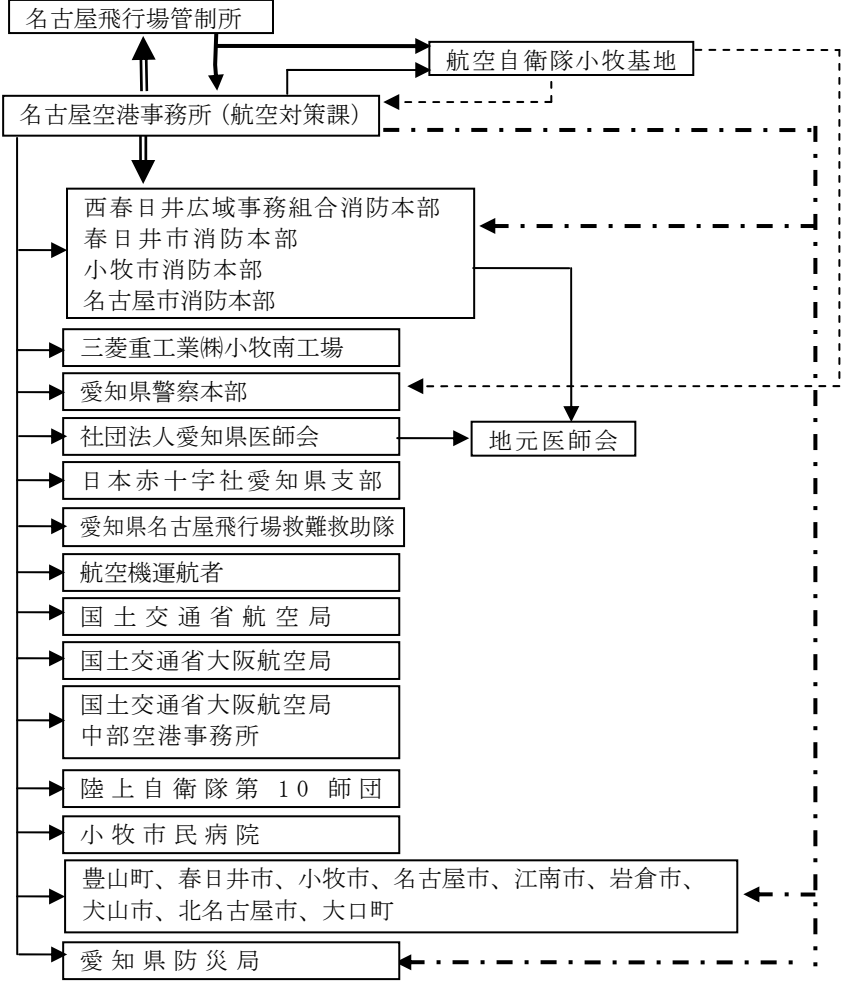
- (1) 地元消防機関及び名古屋空港事務所と協力した負傷者の救出、消防活動
愛知県名古屋飛行場内で航空機事故が発生した場合は、地元消防機関及び名古屋空港事務所と協力して負傷者の救出、消防活動等を実施する。
- (2) 愛知県知事の要請に基づく救助、捜索等災害応急活動
愛知県名古屋飛行場周辺で航空機事故が発生した場合は、愛知県知事の要請により出動し、救助、捜索等災害応急活動を実施する。

（自衛隊機の場合）

- (3) 航空機事故発生 of 通報
航空機事故の発生を知ったとき及び通報を受けたときは、3「情報の伝達系統（愛知県名古屋飛行場）」により関係防災機関に通報するとともに災害を最小限にとどめるように努める。
また、必要な情報を地元消防機関等に通報し、円滑な対策活動が実施できるように協力する。
- (4) 応急活動及び事故現場の復旧
救助、捜索等応急活動を実施するとともに、事故現場の復旧を行う。

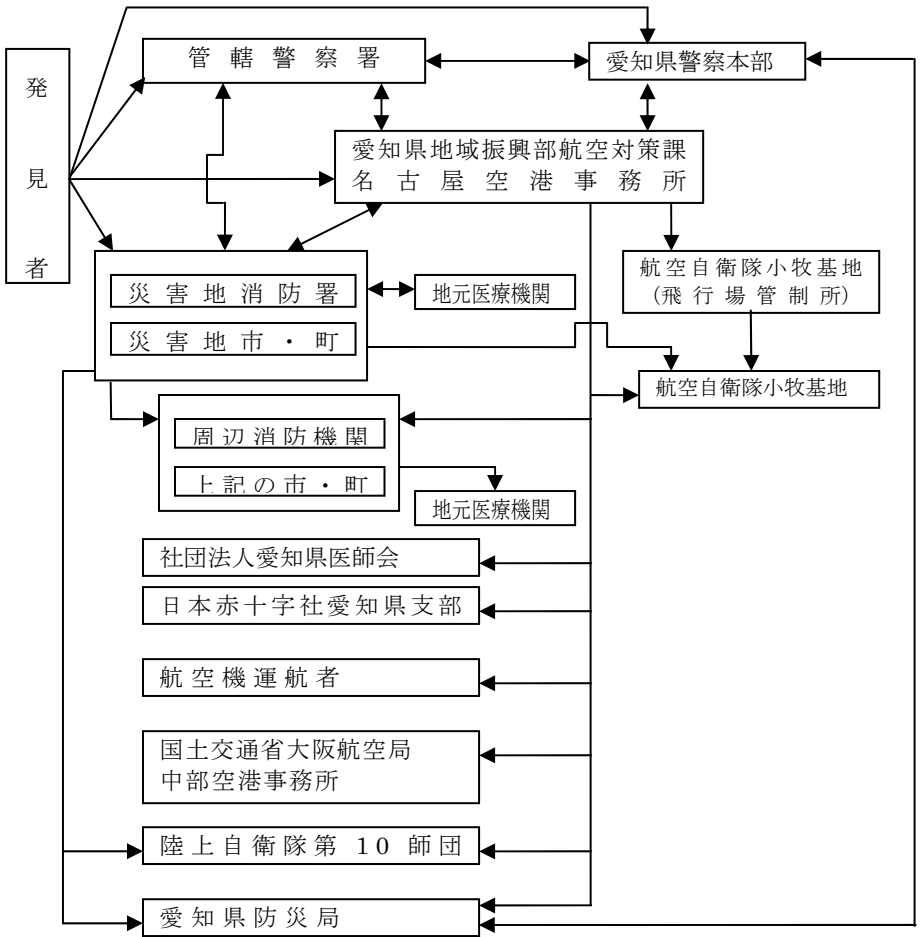
3 情報の伝達系統（愛知県名古屋飛行場）

(1) 飛行場内で航空機事故が発生した場合

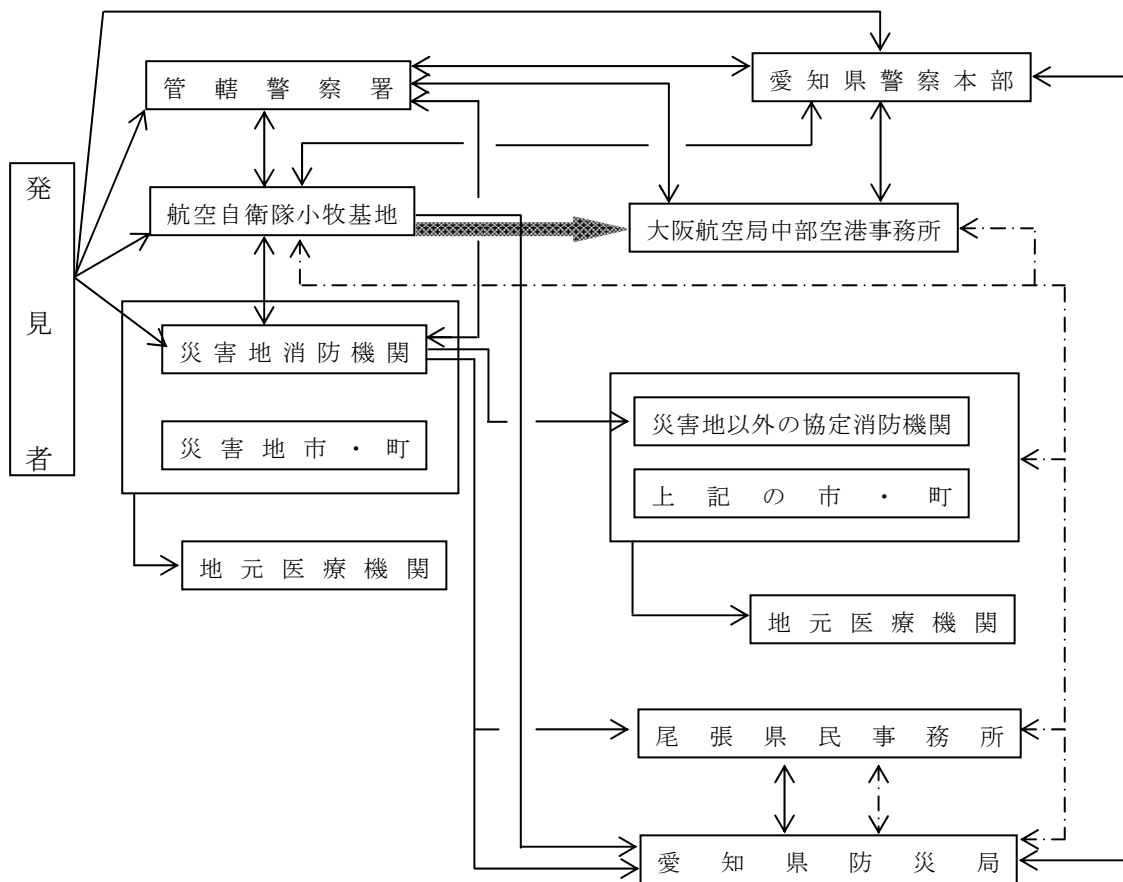


伝達手段
 専用線（クラッシュホン）
 専用線（ホットライン）
 一般加入回線
 副次ルート（県防災行政無線）
 自衛隊機の場合の通報

(2) 飛行場周辺で航空機事故が発生した場合



(3) 飛行場周辺で自衛隊機の事故が発生した場合



(注)1 空港外周辺地域とは、「名古屋空港及びその周辺における消防活動に関する業務協定」に基づく第2種区域をいう。

2 消防協定機関とは、西春日井広域事務組合消防本部、小牧市消防本部、春日井市消防本部、名古屋市消防局をいう。

3 災害地消防機関又は災害地以外の消防協定機関が名古屋市消防局の場合は、県民事務所への伝達は要しない。

4 災害地消防機関が名古屋市消防局又は西春日井広域事務組合消防本部の場合の西春日井広域事務組合消防本部又は名古屋市消防局への伝達方法は、ホットラインとする。

*伝達手段

➡ 専用線（クラッシュホーン）

→ 一般加入電話

<副次ルート>

⋯→ 県防災行政無線（同時一斉FAX使用可）

第3節 中部国際空港・愛知県名古屋飛行場共通

1 県（地域振興部、防災局、健康福祉部）における措置

- (1) 航空機事故発生 of 通報
航空機事故の発生を知ったとき、又は発見者等からの通報を受けたときは、第1節～第3節「伝達系統」により関係機関に通報する。
- (2) 市町村に対する消防・救急活動の指示等
地元市町村の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに当該市町村からの要請により他の市町村に応援を指示する。
- (3) 自衛隊に対する災害派遣要請
地元市町村から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき、又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、地元市町村から化学消火薬剤等必要資機材の確保等について、応援の要求を受けたときは、積極的に応援する。
- (4) 災害対策本部の設置
必要に応じて災害対策本部を設置し、関係機関、関係市町村との連絡調整を図るものとする。
- (5) 指定地方行政機関の職員の派遣に係るあっせん等
地元市町村から指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求められたときは、関係の指定地方行政機関に対して、そのあっせんを行う。また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して、当該職員の派遣を要請し又は内閣総理大臣に対してそのあっせんを求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要請する。
- (6) 関係機関の行う応急対策活動の調整
必要に応じて、関係機関の行う応急対策活動の調整を行う。
- (7) 医療救護班の派遣
大規模な航空機事故において、多数の死傷者が発生し、地元医療機関のみでは、対応が困難な場合は、医療救護班を現地に派遣する。

2 市町村等における措置

- (1) 航空機事故発生 of 通報
航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等から通報を受けたときは、第1節～第3節「伝達系統」により県及び関係機関に通報する。
- (2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令
中部国際空港株式会社等と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限・退去等を命ずる。
- (3) 救助及び消防活動
必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助及び消防活動を実施する。
- (4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等
負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置または手配を行う。
なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、処理活動等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- (5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保
必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (6) 他の市町村に対する応援要請
災害の規模が大きく、地元市町村で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町

村に応援を要請する。

なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市町村（消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合を含む。）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

さらに被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

3 県警察における措置

(1) 航空機事故発生 of 通報

航空機事故発生を知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、第1節～第3節「伝達系統」により関係機関に通知する。

また、大規模な航空災害発生時の情報収集活動を実施する。

(2) 警察用航空機等による情報収集

警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。

(3) 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

(4) 立入禁止区域の設定及び避難誘導

立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導を実施する。

(5) 遺体の収容、捜索、見分等

死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、見分等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(6) 交通規制

災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

(7) 関係機関への支援活動

関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

4 第四管区海上保安本部における措置

(1) 航空機事故発生 of 通報

航空機事故の発生を知ったとき、又は通報を受けたときは、第1節～第3節「伝達系統」により関係機関に通報する。

(2) 海上における捜索及び救助・救急活動

大阪航空局中部空港事務所及び航空自衛隊等と協力し、巡視船艇・航空機等により海上における捜索及び救助・救急活動を行い、必要に応じ、市町村等の活動を支援する。

(3) 遺体の捜索活動等

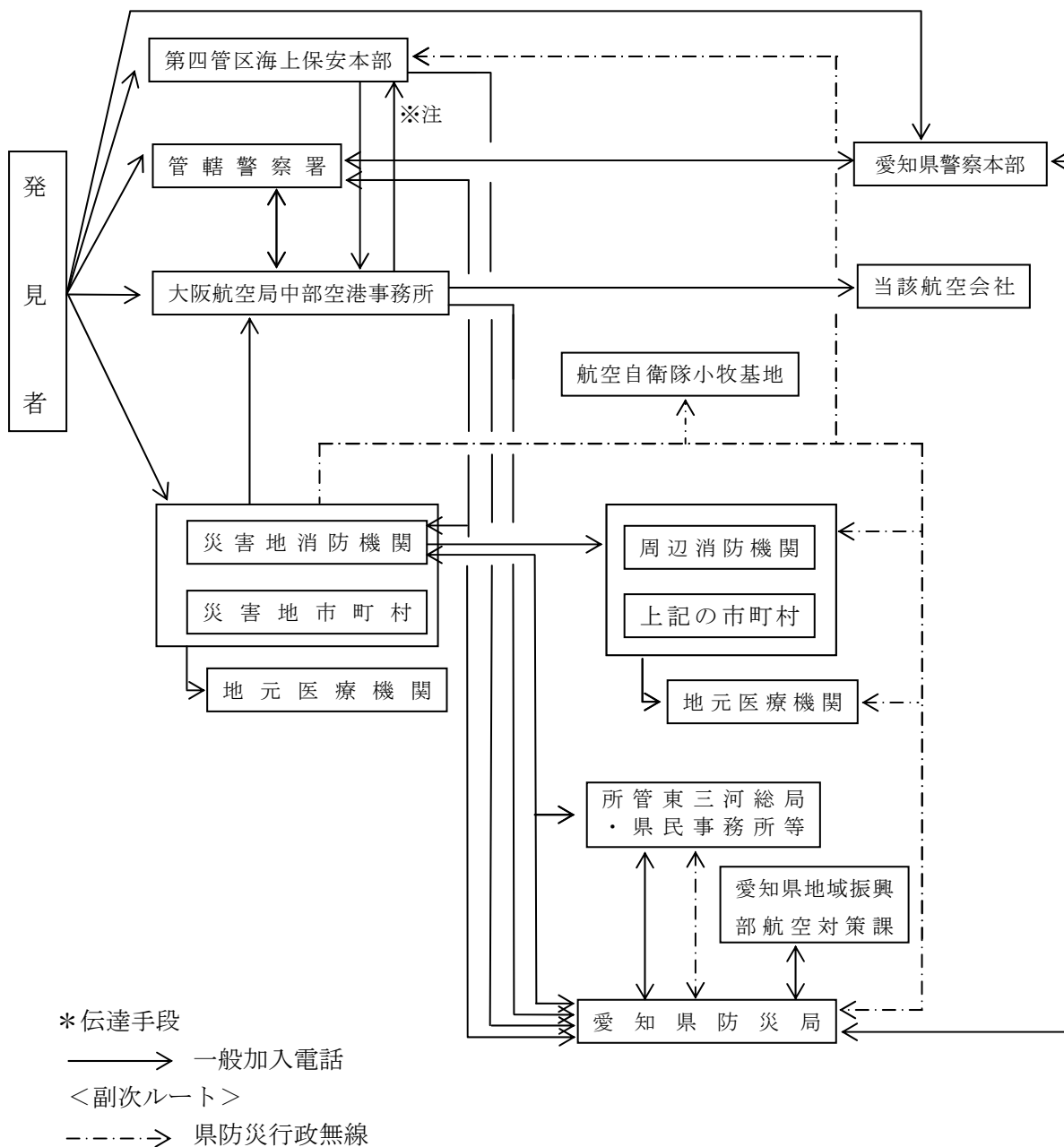
死者が発生した場合の遺体の捜索活動等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(4) 人員・物資の緊急輸送

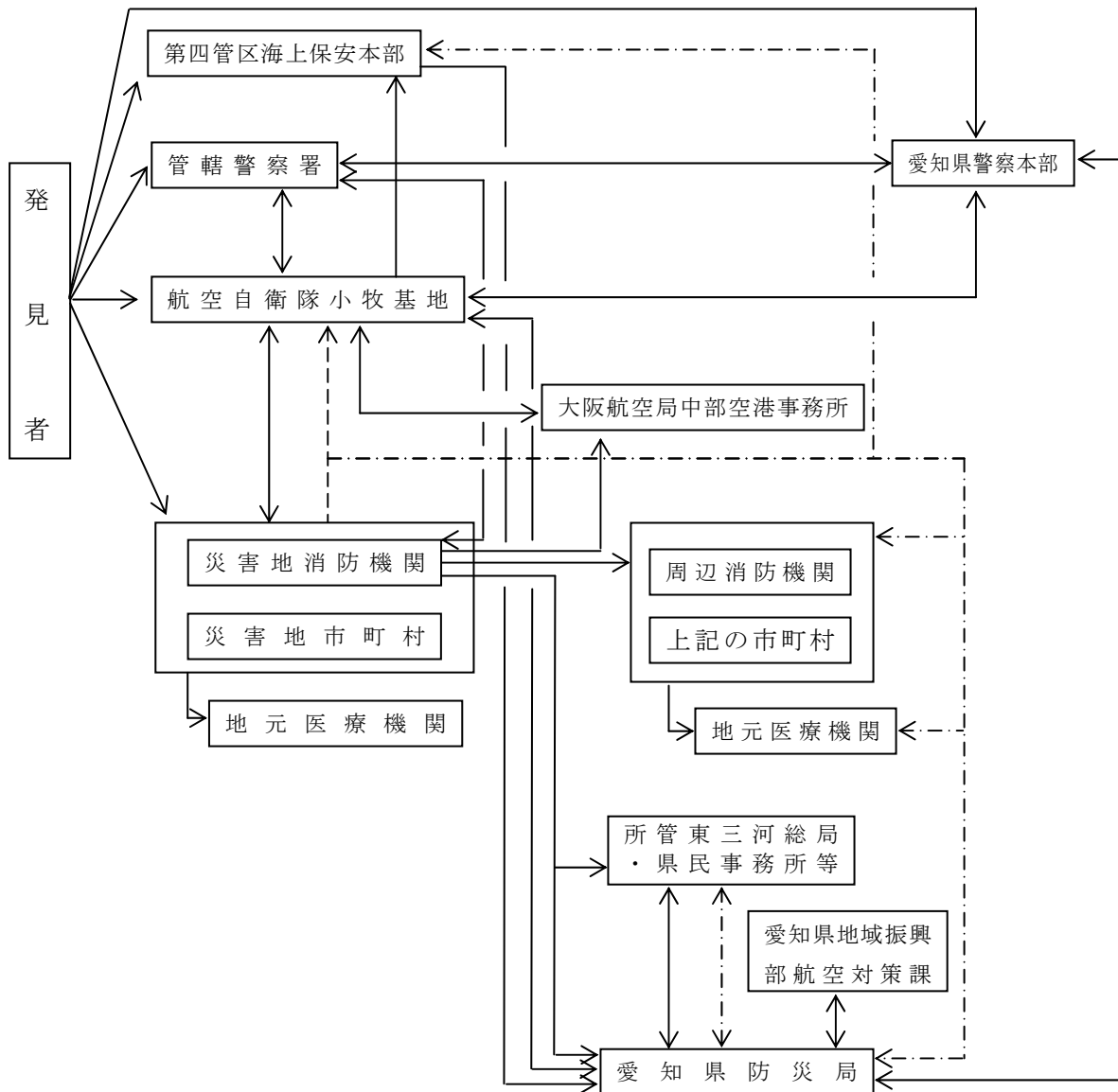
人員、物資の緊急輸送の要請があった場合、速やかに可能な範囲でその要請に応じる。
また、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ、船舶の交通を制限し、又は禁止する。

5 伝達系統（その他の地域で事故が発生した場合）

(1) 民間航空機の場合



(2) 自衛隊機の場合



(注) 災害地消防機関が名古屋市消防局の場合は、県民事務所への伝達は要しない。

*伝達手段

- > 一般加入電話
- <副次ルート>
- > 県防災行政無線

6 応援協力関係

その他防災関係機関は、地元市町村、県、空港事務所等から応援の要請を受けたときは、積極的に協力して救助活動及び消防活動を実施する。

- ◆附属資料第15「愛知県内広域消防相互応援協定」
- ◆附属資料第15「愛知県消防広域応援基本計画」
- ◆附属資料第15「災害時の医療救護に関する協定書（県対県医師会）」

第17章 鉄道災害対策

■ 基本方針

○ 鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害（以下「大規模鉄道災害」という。）に対する救助・救急活動等の応急措置を迅速に実施するものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
鉄道事業者		<ul style="list-style-type: none"> ○中部運輸局又は国土交通省への連絡 ○関係列車の非常停止及び乗客の避難 ○救助・救急活動及び消防活動 → <li style="padding-left: 20px;">○代替交通手段の確保 <li style="padding-left: 20px;">○鉄道施設の応急措置 → <li style="padding-left: 20px;">○他の鉄道事業者への応援要請 	
中部運輸局		<ul style="list-style-type: none"> ○県及び国土交通省への連絡 ○応急対策の調整 → 	
県		<ul style="list-style-type: none"> ○消防庁等関係機関への連絡 ○市町村の消防・救急活動の指示 <li style="padding-left: 20px;">○防災ヘリコプターによる応急対策活動 <li style="padding-left: 40px;">○自衛隊への災害派遣要請 <li style="padding-left: 40px;">○他県等に対する応援要請 ○医療救護班の派遣 → 	
地元市町村		<ul style="list-style-type: none"> ○県への連絡 ○警戒区域の設定及び一般住民等への立入制限・退去等の命令 ○救助・救急活動及び消防活動 → <li style="padding-left: 20px;">○医療班の派遣及び医療機関への搬送 <li style="padding-left: 20px;">○応援要請 	
県警察		<ul style="list-style-type: none"> ○県への通報 ○警察用航空機等による情報収集 ○救出救助活動 → ○立入禁止区域の設定及び避難誘導 ○鉄道事業者等と連携した二次災害防止措置 ○遺体の収容、捜索、見分等 → ○交通規制 → ○関係機関への支援活動 → 	
海上保安本部 第四管区		<ul style="list-style-type: none"> ○海上における捜索及び救助・救急活動 ○人員・物資の緊急輸送 → 	

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
鉄道災害対策	鉄道事業者	1(1) 県、中部運輸局又は国土交通省への連絡 1(2) 関係列車の非常停止及び乗客の避難 1(3) 救助・救急活動及び消防活動 1(4) 代替交通手段の確保 1(5) 鉄道施設の応急措置 1(6) 他の鉄道事業者への応援要請
	中部運輸局	2(1) 県及び国土交通省への連絡 2(2) 応急対策の調整
	県	3(1) 情報収集及び消防庁等関係機関への連絡 3(2) 市町村の実施する消防、救急活動の指示等 3(3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動 3(4) 災害対策本部の設置 3(5) 自衛隊に対する災害派遣要請 3(6) 他の県等に対する応援要請 3(7) 医療救護班の派遣
	地元市町村	4(1) 県への連絡 4(2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令 4(3) 救助・救急活動及び消防活動 4(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 4(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保 4(6) 他の市町村に対する応援要請 4(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等
	県警察	5(1) 県への通報 5(2) 警察用航空機等による情報収集 5(3) 救出救助活動 5(4) 立入禁止区域の設定及び避難誘導 5(5) 鉄道事業者等と連携した二次災害防止措置 5(6) 遺体の収容、捜索、見分等 5(7) 交通規制 5(8) 関係機関への支援活動
	第四管区海上保安本部	6(1) 海上における捜索及び救助・救急活動 6(2) 人員・物資の緊急輸送

鉄道災害対策

1 鉄道事業者における措置

(1) 県、中部運輸局又は国土交通省への連絡

大規模鉄道災害が発生した場合は、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、速やかに県、中部運輸局又は国土交通省に連絡する。

(2) 関係列車の非常停止及び乗客の避難

大規模鉄道災害が発生した場合は、災害の拡大の防止のため、速やかに関係列車の非常停止及び避難の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずる。

(3) 救助・救急活動及び消防活動

大規模鉄道災害発生直後における負傷者の救助・救急活動、初期消火活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動及び消防活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める(第5章「救出・救助対策」参照)。

(4) 代替交通手段の確保

大規模鉄道災害が発生した場合は、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

(5) 鉄道施設の応急措置

鉄道施設の応急措置については、第13章「交通施設の応急対策」により実施する。

(6) 他の鉄道事業者への応援要請

応急工事の実施が困難な場合、他の鉄道事業者へ要員、資機材の確保の応援を要請する。

2 中部運輸局における措置

(1) 県及び国土交通省への連絡

大規模鉄道災害が発生した場合は、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め速やかに県及び国土交通省に連絡する。

(2) 応急対策の調整

関係機関と緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

3 県(防災局、健康福祉部)における措置

(1) 情報収集及び消防庁等関係機関への連絡

大規模鉄道災害の発生を知ったときは、市町村等から情報収集するとともに、自らも防災ヘリコプター(テレビ電送システム)、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局等により、被害状況を偵察する等情報の収集に努め、消防庁等関係機関に連絡する。

(2) 市町村の実施する消防、救急活動の指示等

地元市町村の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに当該市町村からの要請により他の市町村に応援を指示する。

(3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動

防災航空隊は、自ら又は市町村等から「愛知県防災ヘリコプター支援協定」に基づく防災ヘリコプターの出動要請があったときは、防災ヘリコプターを出動させ、救急救助活動、消防活動等の応急対策活動を実施する。

(4) 災害対策本部の設置

必要に応じて災害対策本部を設置し、鉄道事業者、市町村等の関係機関と連絡調整を図るものとする。

(5) 自衛隊に対する災害派遣要請

地元市町村から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき、又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、地元市町村から化学消火薬剤等必要資機材の確保等について、応援の要求を受けたときは、積極的に応援する。

(6) 他の県等に対する応援要請

大規模鉄道災害が発生した場合、本県及び県内市町村では、十分な応急措置が実施できないと認められる場合は、「災害時等の応援に関する協定書」等に基づき、他の県等に応援を要請する。

(7) 医療救護班の派遣

大規模鉄道災害が発生した場合で、地元医療機関のみでは対応が困難な場合は医療救護班を現地に派遣する（第6章「医療救護・防疫・保健衛生対策」参照）。

4 地元市町村における措置

(1) 県への連絡

鉄道事業者から大規模鉄道災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。

(2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令

必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

(3) 救助・救急活動及び消防活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動及び消防活動を実施する。

(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、第12章「遺体の取扱い」により実施する。

(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(6) 他の市町村に対する応援要請

地元市町村で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市町村（消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合を含む。）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

5 県警察における措置

(1) 県への通報

大規模鉄道災害の発生を知ったときは、県に通報する。

(2) 警察用航空機等による情報収集

警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。

(3) 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

(4) 立入禁止区域の設定及び避難誘導

立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導を実施する。

(5) 鉄道事業者等と連携した二次災害防止措置

搜索・救出救助活動等に当たっては、鉄道事業者等と連携し、後続車両の衝突等の二次災害の防止措置を行う。

(6) 遺体の収容、搜索、見分等

死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、見分等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

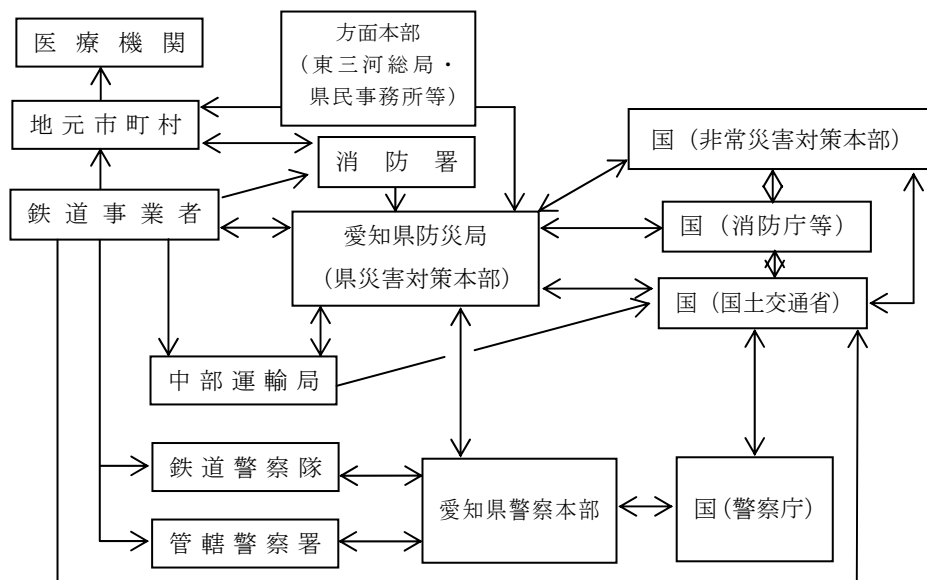
- (7) 交通規制
災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。
- (8) 関係機関への支援活動
関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

6 第四管区海上保安本部における措置

- (1) 海上における捜索及び救助・救急活動
巡視船艇・航空機等により海上における捜索及び救助・救急活動等を行い、必要に応じ、市町村等の活動を支援する。
- (2) 人員・物資の緊急輸送
人員、物資の緊急輸送の要請があった場合、速やかに可能な範囲でその要請に応じる。また、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ、船舶の交通を制限し、又は禁止する。

7 情報の伝達系統

大規模鉄道災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



8 応援協力関係

- (1) 鉄道事業者は、応急工事、救助活動等の実施が困難な場合、県へ要員の確保の応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の応援を要請する。
- (2) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。
- ◆ 附属資料第5「救助用資機材」
 - ◆ 附属資料第15「災害時等の応援に関する協定書（9県1市）」
 - ◆ 附属資料第15「愛知県内広域消防相互応援協定」
 - ◆ 附属資料第15「愛知県消防広域応援基本計画」
 - ◆ 附属資料第15「愛知県防災ヘリコプター支援協定」
 - ◆ 附属資料第15「災害救助法による愛知県知事が行なう医療・助産の業務を日本赤十字社愛知県支部に委託することに関する協定」
 - ◆ 附属資料第15「災害時の医療救護に関する協定書（県対県医師会）」

第18章 道路災害対策

■ 基本方針

○ トンネル、橋梁等の道路建造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害（以下「大規模道路災害」という。）に対する救助・救急活動等の応急措置を迅速に実施するものとする。

なお、タンクローリーの横転等による事故災害については、第20章「危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策」による。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
道路管理者		<ul style="list-style-type: none"> ○道路パトロールカーによる巡視及び国土交通省への連絡 ○交通規制 → ○初期の救助 → ○危険物の防除活動及び避難誘導活動 ○他の道路管理者への応援要求 	
局 中部地 整備		<ul style="list-style-type: none"> ○危険物の防除活動及び避難誘導活動 ○他の道路管理者への応援要求 	
県		<ul style="list-style-type: none"> ○消防庁、国土交通省等関係機関への連絡 ○市町村の実施する消防、救急活動の指示等 ○防災ヘリコプターによる応急対策活動 <ul style="list-style-type: none"> ○自衛隊に対する災害派遣要請 ○他の県等に対する応援要請 ○医療救護班の派遣 → 	
地元市町村		<ul style="list-style-type: none"> ○県、国土交通省等関係機関への連絡 ○警戒区域の設定及び一般住民の立入制限、退去命令 ○救助・救急活動及び消防活動 → ○医療班の派遣及び医療機関への搬送等 ○応援要請 	
県警察		<ul style="list-style-type: none"> ○警察用航空機等による情報収集 ○救出救助活動 → ○立入禁止区域の設定、避難誘導及び危険物の防除活動 ○遺体の収容、捜索、見分等 → ○交通規制 → ○関係機関への支援活動 → 	
海上保安 本部 第四管区		<ul style="list-style-type: none"> ○海上における捜索及び救助・救急活動 ○人員・物資の緊急輸送 → 	

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
道路災害対策	道路管理者（中部地方整備局、県、市町村、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社）	1(1) 道路パトロールカーによる巡視及び国土交通省への連絡 1(2) 交通規制 1(3) 初期の救助及び消防活動への協力 1(4) 危険物の防除活動及び避難誘導活動 1(5) 他の道路管理者への応援要求
	中部地方整備局	2(1) 危険物の防除活動及び避難誘導活動 2(2) 他の道路管理者への応援要求
	県	3(1) 情報収集及び消防庁、国土交通省等関係機関への連絡 3(2) 道路情報の把握及び関係機関との情報交換 3(3) 市町村の実施する消防、救急活動の指示等 3(4) 防災ヘリコプターによる応急対策活動 3(5) 災害対策本部の設置 3(6) 自衛隊に対する災害派遣要請 3(7) 他の県等に対する応援要請 3(8) 医療救護班の派遣
	地元市町村	4(1) 情報収集及び県、国土交通省等関係機関への連絡 4(2) 警戒区域の設定及び一般住民の立入制限、退去命令 4(3) 救助・救急活動及び消防活動 4(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 4(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保 4(6) 他の市町村に対する応援要請 4(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等
	県警察	5(1) 警察用航空機等による情報収集 5(2) 救出救助活動 5(3) 立入禁止区域の設定、避難誘導及び危険物の防除活動 5(4) 遺体の収容、捜索、見分等 5(5) 交通規制 5(6) 関係機関への支援活動
	第四管区海上保安本部	6(1) 海上における捜索及び救助・救急活動 6(2) 人員・物資の緊急輸送

道路災害対策

1 道路管理者（中部地方整備局、県（建設部）、市町村、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社）における措置

- (1) 道路パトロールカーによる巡視及び国土交通省への連絡
大規模道路災害が発生した場合は、道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、国土交通省に連絡する。
- (2) 交通規制
大規模道路災害が発生した場合は、通行の禁止・制限又はう回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する（第7章「地域安全・交通・緊急輸送対策」参照）。
- (3) 初期の救助及び消防活動への協力
県、市町村等の要請を受け、初期の救助及び消防活動に協力する。
- (4) 危険物の防除活動及び避難誘導活動
危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、二次災害の防止に努める。
- (5) 他の道路管理者への応援要求
応急工事の実施が困難な場合、他の道路管理者へ要員、資機材の確保の応援を要求する。

2 中部地方整備局における措置

- (1) 危険物の防除活動及び避難誘導活動
危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、二次災害の防止に努める。
- (2) 他の道路管理者への応援要求
応急工事の実施が困難な場合、他の道路管理者へ要員、資機材の確保の応援を要求する。

3 県（建設部、防災局、健康福祉部）における措置

- (1) 情報収集及び消防庁、国土交通省等関係機関への連絡
大規模道路災害の発生を知ったときは、市町村等から情報収集するとともに、自らも防災ヘリコプター（テレビ電送システム）、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局等により、被害状況を偵察する等情報の収集に努め、消防庁、国土交通省等関係機関に連絡する。
- (2) 道路情報の把握及び関係機関との情報交換
被害を受けた道路や冠水による道路状況及び交通状況を速やかに把握するため、道路パトロールカーや協定業者による巡視等の実施、道路情報システム等の活用により、道路情報の把握に努め、関係機関と密接な情報交換を行う。
- (3) 市町村の実施する消防、救急活動の指示等
地元市町村の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに当該市町村からの要請により他の市町村に応援を指示する。
- (4) 防災ヘリコプターによる応急対策活動
防災航空隊は、自ら又は市町村等から「愛知県防災ヘリコプター支援協定」に基づく防災ヘリコプターの出動要請があったときは、防災ヘリコプターを出動させ、救急救助活動、消防活動等の応急対策活動を実施する。
- (5) 災害対策本部の設置
必要に応じて災害対策本部を設置し、関係機関と連絡調整を図るものとする。
- (6) 自衛隊に対する災害派遣要請
地元市町村から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき、又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、地元市町村から化学消火薬剤等必要資機材の確保

等について、応援の要求を受けたときは、積極的に応援する。

(7) 他の県等に対する応援要請

大規模道路災害が発生した場合、本県及び県内市町村では、十分な応急措置が実施できないと認められる場合は、「災害時等の応援に関する協定書」等に基づき、他の県等に応援を要請する。

(8) 医療救護班の派遣

大規模道路災害が発生した場合で、地元医療機関のみでは対応が困難な場合は医療救護班を現地に派遣する（第6章「医療救護・防疫・保健衛生対策」）。

4 地元市町村における措置

(1) 情報収集及び県、国土交通省等関係機関への連絡

大規模道路災害が発生した場合は、道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、県、国土交通省等関係機関に連絡する。

(2) 警戒区域の設定及び一般住民の立入制限、退去命令

必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

(3) 救助・救急活動及び消防活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動及び消防活動を実施する。

(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、第12章「遺体の取扱い」により実施する。

(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。

また、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(6) 他の市町村に対する応援要請

地元市町村で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市町村（消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合を含む。）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

5 県警察における措置

(1) 警察用航空機等による情報収集

警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。

(2) 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

(3) 立入禁止区域の設定、避難誘導及び危険物の防除活動

立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導及び危険物等の防除活動を実施する。

(4) 遺体の収容、搜索、見分等

死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、見分等は、第12章「遺体の取扱い」の定めによ

り実施する。

(5) 交通規制

災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

(6) 関係機関への支援活動

関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

6 第四管区海上保安本部における措置

(1) 海上における捜索及び救助・救急活動

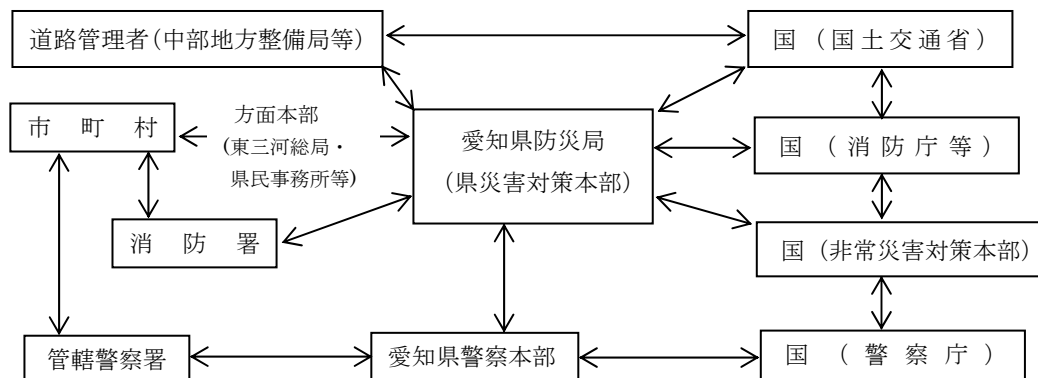
巡視船艇・航空機等により海上における捜索及び救助・救急活動を行い、必要に応じ、市町村等の活動を支援する。

(2) 人員・物資の緊急輸送

人員、物資の緊急輸送の要請があった場合、速やかに可能な範囲でその要請に応じる。また、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ、船舶の交通を制限し、又は禁止する。

7 情報の伝達系統

大規模道路災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



8 応援協力関係

(1) 道路管理者は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保の応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の応援を要請する。

(2) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。

- ◆ 附属資料第6「緊急輸送道路網図」
- ◆ 附属資料第5「救助用資機材」
- ◆ 附属資料第15「災害時等の応援に関する協定書（9県1市）」
- ◆ 附属資料第15「愛知県内広域消防相互応援協定」
- ◆ 附属資料第15「愛知県消防広域応援基本計画」
- ◆ 附属資料第15「愛知県防災ヘリコプター支援協定」
- ◆ 附属資料第15「災害時における交通の確保等の業務に関する協定（県警察対県警備業協会）」
- ◆ 附属資料第15「災害救助法による愛知県知事の行なう医療・助産の業務を日本赤十字社愛知県支部に委託することに関する協定」
- ◆ 附属資料第15「災害時の医療救護に関する協定書（県対県医師会）」

第19章 放射性物質及び原子力災害応急対策

■ 基本方針

- 放射性物質に係る事故等が発生した場合又は、原子力緊急事態が発生した場合は、地域住民等を放射線から守るため、第一次的責任者である事業者のほか、防災関係機関も放射性物質災害対策及び緊急事態応急対策を実施する。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
事業者		<ul style="list-style-type: none"> ○所轄労働基準監督署等への通報 ○市町村等への通報 ○放射線障害の発生又は拡大防止措置 ○放射線の測定、汚染の防止 → 	
市町村		<ul style="list-style-type: none"> ○県への通報 ○警戒区域の設定及び一般住民の立入り制限、退去等の措置 ○消防活動及び救急救助 → ○専門家の派遣要請 ○住民に対する屋内退避、避難勧告・指示 	
県警察		<ul style="list-style-type: none"> ○警察庁等への通報 ○警戒区域の設定及び避難誘導 ○広報活動 → ○交通規制 → 	
区警 中部管 局 警察		<ul style="list-style-type: none"> ○警察庁への速報 ○広域交通規制の調整 → 	
県		<ul style="list-style-type: none"> ○消防庁等への通報 ○放射線防護資機材の貸出しのあっせん ○事業者、国及び消防機関と協力したモニタリング ○専門家の派遣要請 	
局 労働 愛知		<ul style="list-style-type: none"> ○厚生労働省への通報 ○事業者に対する労働者退避等措置の指示 	
本部 海上保安 区 第四管区		<ul style="list-style-type: none"> ○海上におけるモニタリング支援 → ○周辺海域の在泊船等に対する情報の周知 → ○現場警戒海域への入域制限及び人命救助 	
象台 地方気 屋 名古屋		<ul style="list-style-type: none"> ○放射能影響に係る気象情報の県への連絡 → 	

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 放射性物質災害発生 時の応急対策	事業者	1(1) 事故等の発生に係る所轄労働基準監督署等への通報 1(2) 放射線障害の発生又は拡大防止措置

	市町村	2(1) 事故等の発生に係る県への通報 2(2) 警戒区域の設定及び一般住民の立入り制限、退去等の措置 2(3) 消防活動及び救急救助
	県警察	3(1) 事故等の発生に係る警察庁等への通報 3(2) 警戒区域の設定及び避難誘導 3(3) 広報活動 3(4) 交通規制
	県	4(1) 事故等の発生に係る消防庁等への通報 4(2) 災害対策本部の設置 4(3) 放射線防護資機材の貸出しのあっせん 4(4) 事業者、国及び消防機関と協力したモニタリング
	愛知労働局	5(1) 事故等の発生に係る厚生労働省への通報 5(2) 事業者に対する労働者退避等措置の指示
	第四管区海上保安本部	6 海上におけるモニタリング支援
第2節 特定事象発生時の応急対策	事業者	1(1) 事故の概要等に係る市町村等への通報 1(2) 放射線の測定、汚染の防止
	市町村	2(1) 事故の概要等の確認及び県等への情報伝達 2(2) 専門家の派遣要請
	県警察	3 特定事象に係る警察庁等への通報
	県	4(1) 事故の概要等の確認及び現場の状況把握 4(2) 防災関係機関との情報伝達 4(3) 専門家の派遣要請 4(4) 事業者、国及び消防機関と協力したモニタリング
	中部管区警察局	5 事故概要等の警察庁への速報
	第四管区海上保安本部	6(1) 周辺海域の在泊船等に対する特定事象に関する情報の周知 6(2) 海上におけるモニタリング支援
	名古屋地方気象台	7 放射能影響に係る気象情報の県への連絡
	東海農政局	8 災害対策本部の設置及び情報収集等
第3節 緊急事態応急対策	事業者	1 事故周辺の放射線量測定等及び市町村等への連絡
	市町村	2(1) 市町村災害対策本部の設置 2(2) 住民に対する屋内退避、避難勧告・指示 2(3) 原子力災害合同対策協議会への出席
	県	3(1) 県災害対策本部の設置 3(2) 広報活動等による住民避難等の支援 3(3) 原子力災害合同対策協議会への出席 3(4) 汚染された食品等の流通防止 3(5) 周辺市町村への状況連絡 3(6) 自衛隊の災害派遣要請

		3(7) 事業者、国及び消防機関と協力したモニタリング
	県警察	4(1) 警戒区域の設定及び避難誘導 4(2) 広報活動 4(3) 交通規制
	中部管区警察局	5 広域交通規制の調整
	第四管区海上保安本部	6(1) 周辺海域の在泊船等に対する緊急事態宣言に関する情報の周知 6(2) 現場警戒海域への入域制限及び人命救助 6(3) 海上におけるモニタリング支援
	中部運輸局	7 輸送確保のための連絡調整及び輸送機関の指導・監督
	自衛隊	8 災害派遣要請に基づく活動
	名古屋地方気象台	9 放射能影響に係る気象情報の県への連絡
	西日本電信電話株式会社	10 事故発生報道後の輻輳対策措置
第4節 県外の原子力発電所 又は原子炉施設における異常時対策	4 原子力事業者 (中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社、独立行政法人日本原子力研究開発機構)	1(1) 県への情報伝達・報告 1(2) 原子力事業者防災業務計画による対策の実施
	県	2(1) 防災関係機関等への情報伝達 2(2) アドバイザーへの協力要請 2(3) 事業者、国及び消防機関と協力したモニタリング

第1節 放射性物質災害発生時の応急対策

1 事業者における措置

- (1) 事故等の発生に係る所轄労働基準監督署等への通報
事故等の発生について、所轄労働基準監督署、県警察、第四管区海上保安本部、市町村、消防機関等へ通報するものとする。
- (2) 放射線障害の発生又は拡大防止措置
放射線障害のおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合は、放射線障害の発生の防止、又は拡大を防止するための緊急措置を実施するものとする。

2 市町村における措置

- (1) 事故等の発生に係る県への通報
事業者から事故等の発生の通報を受けた場合、県へ事故等の発生について、直ちに通報する。
- (2) 警戒区域の設定及び一般住民の立入り制限、退去等の措置
事業者に対し、災害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入り制限、退去等の措置を実施するとともに、

地域住民に対し広報活動を行うものとする。

(3) 消防活動及び救急救助

放射性物質に係る消防活動及び救急救助については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を例に実施するものとする。

3 県警察における措置

(1) 事故等の発生に係る警察庁等への通報

事故等の発生の通報を受けた場合、警察庁、中部管区警察局及び県へ事故等の発生について、直ちに通報するものとする。

(2) 警戒区域の設定及び避難誘導

市町村長又はその職権を行う市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域を設定し、立入の制限等を行う。

また、必要に応じて避難のための立退きを指示する。

(3) 広報活動

市町村と協同して広報活動を行うものとする。

(4) 交通規制

必要に応じて交通規制を実施する。

4 県（防災局、環境部）における措置

(1) 事故等の発生に係る消防庁等への通報

市町村又は県警察から事故等の発生について通報があった場合は、直ちに国（消防庁）及び第四管区海上保安本部へ通報する。

(2) 災害対策本部の設置

必要に応じて災害対策本部を設置し関係機関、関係市町村との連絡調整を図るものとする。

(3) 放射線防護資機材の貸出しのあっせん

応急措置実施機関に対して、必要に応じて、放射線防護資機材保有機関からの放射線防護資機材の貸出しをあっせんする。

(4) 事業者、国及び消防機関と協力したモニタリング

国等の専門家の指導助言を得て、事業者、国及び消防機関と協力してモニタリングを行う。

5 愛知労働局における措置

(1) 事故等の発生に係る厚生労働省への通報

事故等の発生の通報を受けた場合、厚生労働省への事故等の発生について、直ちに通報するものとする。

(2) 事業者に対する労働者退避等措置の指示

必要に応じ、事業者に対し、労働者の退避等の措置を指示するものとする。

6 第四管区海上保安本部における措置

海上におけるモニタリングに関し、県知事からの要請に基づき、巡視船艇等により現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、モニタリングのための海上行動に関し、必要な支援をするものとする。

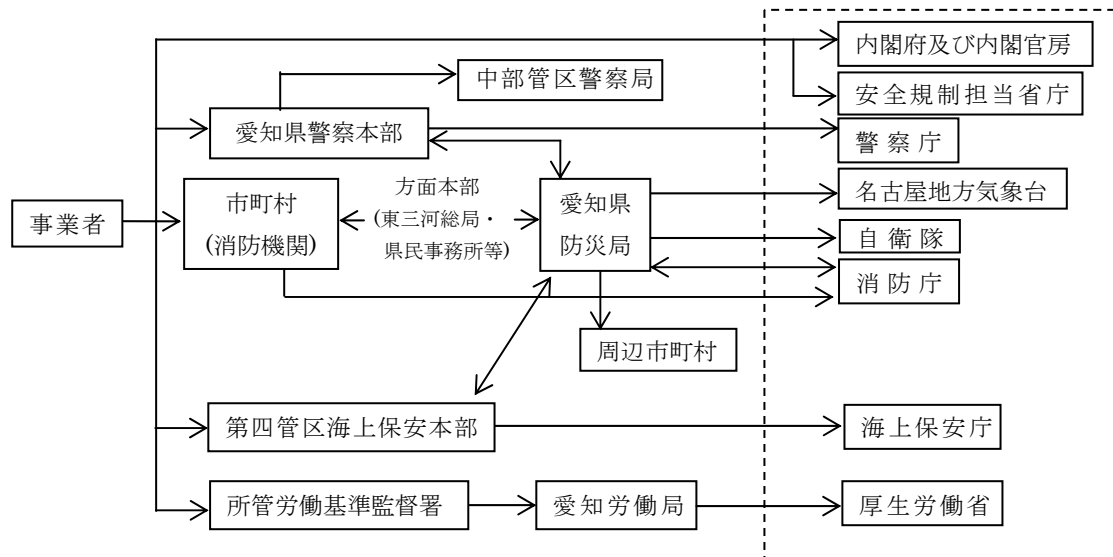
7 放射線障害に対する医療体制

(1) 放射線被ばく及び放射性物質による汚染がない場合は、通常の診療体制で実施するものとする。

- (2) 放射線被ばく及び放射線汚染の可能性が認められるような場合は、放射線測定器、除染設備等を有する診療施設での対応が望ましいので、あらかじめ当該医療機関に協力依頼等の措置を講ずるものとする。

8 情報の伝達系統

放射性物質災害が発生した場合における情報の収集・伝達は、次のとおりとする。



第2節 特定事象発生時の応急対策

放射性物質の輸送中に原子力災害対策特別措置法第10条、同法施行令第4条、同法施行規則第2条及び第8条の規定に基づく放射線量の異常等の特定事象が発生したときは、上記対策に加え、次の対策をとるものとする。

1 事業者における対策

- (1) 事故の概要等に係る市町村等への通報

特定事象が発生したときは、事故の概要等について市町村、県、県警察、消防機関に速やかに通報する。

- (2) 放射線の測定、汚染の防止

放射線の測定、汚染の防止等必要な活動を行う。

2 市町村における対策

- (1) 事故の概要等の確認及び県等への情報伝達

事業者等から、事故の概要、放射線、防除活動の状況、負傷者の有無等の確認を行い、県、県警察、消防庁等関係機関に情報伝達を行う。

- (2) 専門家の派遣要請

特定事象発生時の通報を受けた場合は、直ちに国に専門家の派遣を要請する。

3 県警察における対策

事業者等から特定事象発生等の通報を受けた場合、警察庁、中部管区警察局及び県へ直ちに通報する。

4 県（防災局、環境部）における対策

- (1) 事故の概要等の確認及び現場の状況把握

事故の概要、放射線、防除活動の状況、負傷者の有無等の確認を行い、現場の状況把握に努

める。

(2) 防災関係機関との情報伝達

防災関係機関と情報伝達を行うとともに、周辺市町村に事故の概要等を連絡する。

(3) 専門家の派遣要請

特定事象発生のお知らせを受けた場合は、直ちに国に専門家の派遣を要請する。

(4) 事業者、国及び消防機関と協力したモニタリング

国等の専門家の指導助言を得て、事業者、国及び消防機関と協力してモニタリングを行う。

5 中部管区警察局における対策

事故の概要を警察庁へ速報するとともに、必要に応じ災害対策本部等を設置するものとする。

6 第四管区海上保安本部における対策

(1) 周辺海域の在泊船等に対する特定事象に関する情報の周知

特定事象に関する情報を周辺海域の在泊船、沿岸地域の住民等に対して、自治体、関係機関と連携して周知するものとする。

(2) 海上におけるモニタリング支援

海上におけるモニタリングに関し、都道府県知事からの要請に備え必要な準備をするとともに、要請があった場合は、巡視船艇等を出動させ、現地に動員された国、自治体等のモニタリング要員、機材を搭載し、必要な支援を行うものとする。

7 名古屋地方気象台における対策

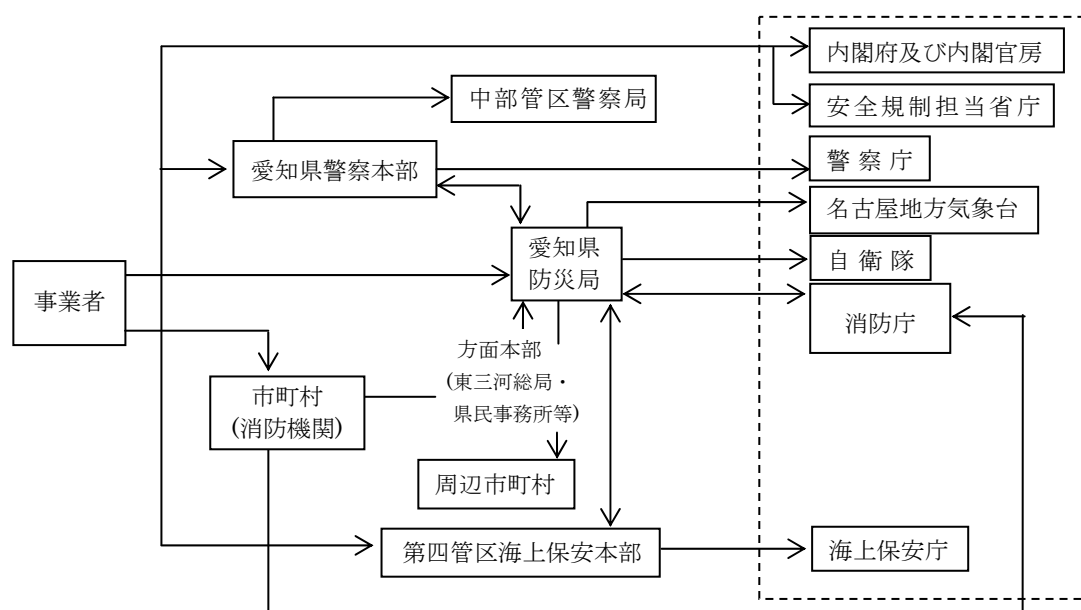
特定事象の発生のお知らせを受けた場合、放射能影響の早期把握に必要な気象情報を愛知県災害対策本部に連絡するものとする。

8 東海農政局における対策

災害対策本部を設置し、農業への影響に関する情報等の連絡・収集を行うものとする。

9 情報の伝達系統

原子力災害対策特別措置法第10条に規定する特定事象が発生した場合における情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第3節 緊急事態応急対策

放射性物質等の輸送中に災害が発生した場合の被害の範囲は、施設から概ね半径10km程度が目安とされている、原子力発電所等の防災対策を重点的に実施すべき地域よりも相当狭くなるものと考えられる。しかし、放射線等は人間の五感に感じられないという特性があることから、国が原子力緊急事態宣言を実施したときは、住民の二次災害防止を基本として、防災関係機関との連携をより緊密にしながら、上記対策に加え次の対策をとるものとする。

1 事業者における対策

事故周辺の放射線量測定等必要な対策を実施し、その状況を市町村、県、県警察に連絡するものとする。

2 市町村における対策

(1) 市町村災害対策本部の設置

原子力緊急事態宣言があったときは、市町村災害対策本部を自動的に設置する。

(2) 住民に対する屋内退避、避難勧告・指示

原子力緊急事態宣言に際して国が示した避難すべき地域の居住者等の屋内退避、避難勧告・指示を速やかに実施する。

(3) 原子力災害合同対策協議会への出席

国の設置する原子力災害合同対策協議会に出席し、情報や対策の調整を行う。

3 県（防災局、環境部、健康福祉部、農林水産部）における対策

(1) 県災害対策本部の設置

原子力緊急事態宣言があったときは、県災害対策本部を自動的に設置する。

(2) 広報活動等による住民避難等の支援

原子力緊急事態宣言に際して国が示した避難すべき地域の居住者等が放射線の影響を受けないように、市町村の住民の屋内退避、避難勧告・指示が速やかになされるよう広報活動等により支援する。

(3) 原子力災害合同対策協議会への出席

国の設置する原子力災害合同対策協議会に出席し、情報や対策の調整を行う。

(4) 汚染された食品等の流通防止

食品等が汚染された場合は、汚染された食品等の流通防止を行う。

(5) 周辺市町村への状況連絡

周辺市町村に対策等の状況を連絡する。

(6) 自衛隊の災害派遣要請

受入体制を整え、自衛隊に災害派遣を要請する。

(7) 事業者、国及び消防機関と協力したモニタリング

国等の専門家の指導助言を得て、事業者、国及び消防機関と協力してモニタリングを行う。

4 県警察における対策

(1) 警戒区域の設定及び避難誘導

市町村長又はその職権を行う市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域を設定し、立入の制限等を行う。

また、必要に応じて避難のための立退きを指示する。

(2) 広報活動

市町村と協同して広報活動を行うものとする。

(3) 交通規制

必要に応じて交通規制を実施する。

5 中部管区警察局における対策

広域交通規制の調整を行うものとする。

6 第四管区海上保安本部における対策

(1) 周辺海域の在泊船等に対する緊急事態宣言に関する情報の周知

緊急事態宣言に関する情報を周辺海域の在泊船、沿岸地域の住民等に対して自治体、関係機関と連携して周知するものとする。

(2) 現場警戒海域への入域制限及び人命救助

原子力事業者等と協力して、現場警戒海域への入域制限、人命救助等の措置を実施する。

(3) 海上におけるモニタリング支援

海上におけるモニタリングに関し、都道府県知事からの要請に備え必要な準備をするとともに、要請があった場合は、巡視船艇等を出動させ、現地に動員された国、自治体等のモニタリング要員、機材を搭載し、必要な支援を行うものとする。

7 中部運輸局における対策

輸送確保のための連絡調整、輸送機関の安全輸送確保等に関する指導、監督を行うものとする。

8 自衛隊における対策

災害派遣要請に基づき、モニタリングの支援、被害状況の把握、避難援助、行方不明者の捜索救助、消防活動、応急医療、救護、人員及び物資の緊急輸送、危険物の保安及び除去、その他を行うものとする。

9 名古屋地方気象台における対策

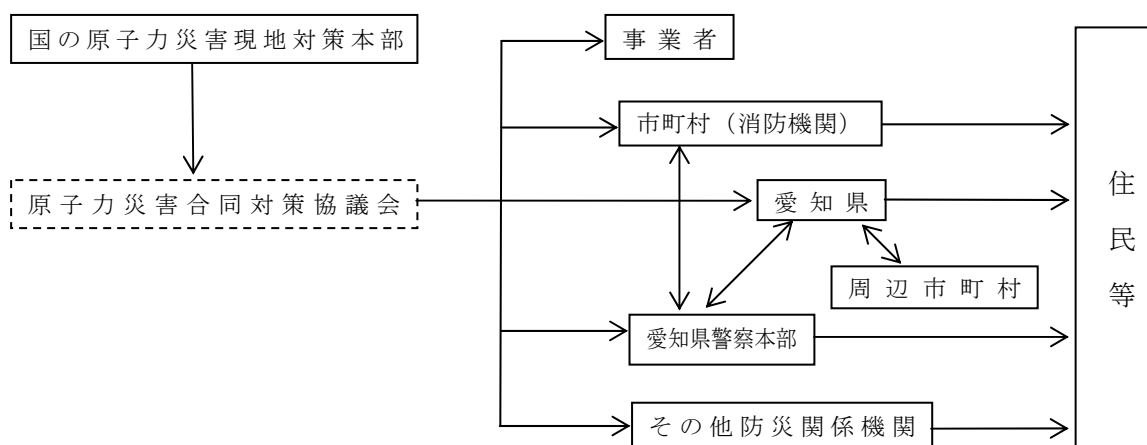
放射能影響の早期把握に必要な気象情報を、県災害対策本部に連絡するものとする。

10 西日本電信電話株式会社における対策

事故発生報道後の輻輳対策措置を講じるものとする。

11 情報の伝達系統

原子力災害対策特別措置法第15条に規定する原子力緊急事態宣言がなされた時以降における情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第4節 県外の原子力発電所又は原子炉施設における異常時対策

4 原子力事業者との情報連絡体制に係る各合意内容に該当する異常が発生した場合は、次の対策をとるものとする。

1 4 原子力事業者における対策

(1) 県への情報伝達・報告

4 原子力事業者は、各合意内容に基づき、県に対して内容を通報するとともに、その対策について速やかに報告するものとする。

(2) 原子力事業者防災業務計画による対策の実施

4 原子力事業者は、(1) に掲げる対策のほか、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業者防災業務計画により対策を行うものとする。

2 県（防災局、環境部）における対策

(1) 防災関係機関への情報伝達

県は、4 原子力事業者との各合意内容に基づき情報収集を行い、防災関係機関、市町村等へ情報を伝達する。

(2) アドバイザーへの協力要請

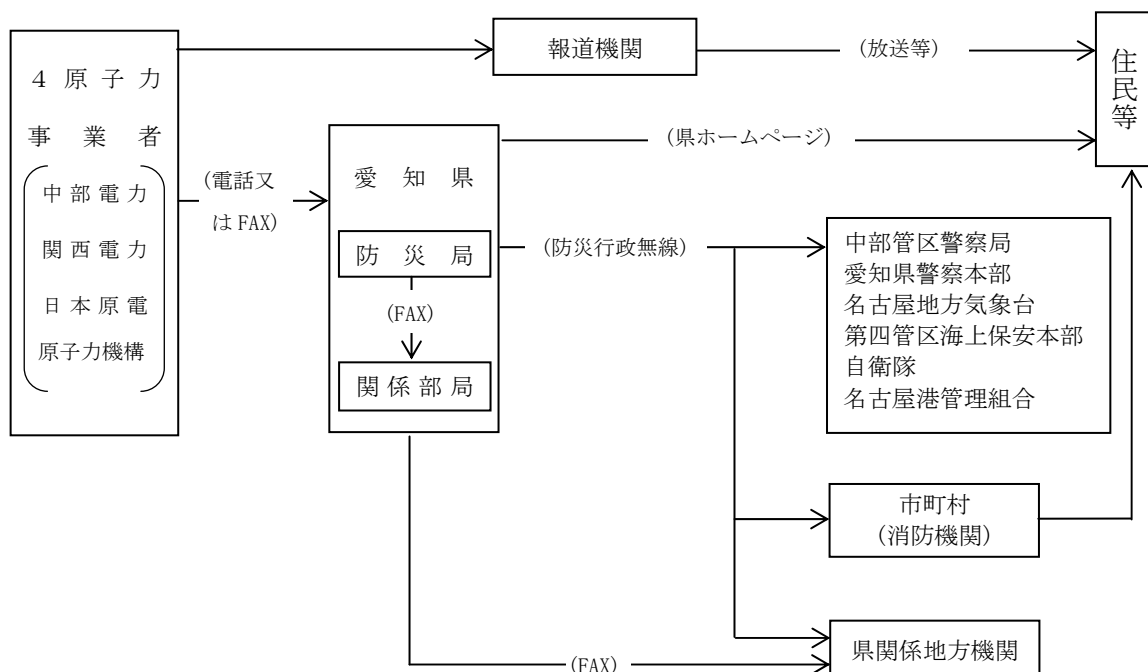
必要に応じ、アドバイザーへの協力を要請し、専門的、技術的な立場からの助言を求める。

(3) 事業者、国及び消防機関と協力したモニタリング

専門家の指導助言を得て、事業者、国及び消防機関と協力してモニタリングを行う。

3 情報の伝達系統

4 原子力事業者の原子力発電所又は原子炉施設において、各合意内容に該当する場合における情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



◆ 附属資料第5「放射性物質保有事業所」

◆ 附属資料第10「NBC災害・テロ対策対応機器整備医療機関」

◆ 附属資料第5「NBC災害対応資機材保有状況」

- ◆ 附属資料第 15「中部電力株式会社浜岡原子力発電所の安全確保に係る連絡体制に関する覚書」
- ◆ 附属資料第 15「関西電力株式会社の原子力発電所の安全確保に係る情報連絡体制に関する合意書」
- ◆ 附属資料第 15「日本原子力発電株式会社の原子力発電所の異常時に関する情報連絡に関する合意書」
- ◆ 附属資料第 15「独立行政法人日本原子力研究開発機構の原子炉施設に係る情報連絡体制に関する合意書」

第20章 危険物及び毒劇物等化学薬品類災害対策

■ 基本方針

○ 危険物等施設が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施するものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
所有者等 危険物等 施設の所		<ul style="list-style-type: none"> ○危険物等の安全な場所への移動等安全措置 ○消防署等への通報 ○初期消火活動 → 	
県警察		<ul style="list-style-type: none"> ○県への通報 ○危険物所有者等への危害防止措置の命令 ○警察用航空機等による情報収集 ○救出救助活動 → ○立入禁止区域の設定及び避難誘導 ○遺体の収容、捜索、見分等 → ○交通規制 → ○関係機関への支援活動 → 	
県		<ul style="list-style-type: none"> ○市町村の実施する消火活動等の指示 <li style="padding-left: 20px;">○自衛隊の災害派遣要請 	
市町村		<ul style="list-style-type: none"> ○県への通報 ○危険物所有者等への危害防止措置の指示 ○警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令 ○消防隊の出動による救助及び消火活動 <li style="padding-left: 20px;">○応援要請 	
海上保安 本部 第四管区		<ul style="list-style-type: none"> ○県への通報 ○輸送機関への危害防止措置の指示 	

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 危険物等施設	危険物等施設の所有者、管理者、占有者	1(1) 危険物又は毒劇物等化学薬品類の安全な場所への移動等の安全措置 1(2) 災害発生に係る消防署等への通報 1(3) 自衛消防組織その他の要員による初期消火活動 1(4) 消防機関の受け入れ
	県警察	2(1) 県への通報 2(2) 危険物所有者等への危害防止措置の命令 2(3) 警察用航空機等による情報収集

		2(4) 救出救助活動 2(5) 立入禁止区域の設定及び避難誘導 2(6) 遺体の収容、捜索、見分等 2(7) 交通規制 2(8) 関係機関への支援活動
	県	3(1) 市町村の実施する消火活動等の指示 3(2) 自衛隊の災害派遣要請 3(3) 災害対策本部の設置 3(4) 指定地方行政機関の職員の派遣に係るあつせん等
	市町村	4(1) 災害発生に係る県への通報 4(2) 危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者等に対する危害防止措置の指示 4(3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令 4(4) 消防隊の出動による救助及び消火活動 4(5) 他市町村に対する応援要請 4(6) 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼
第2節 危険物等積載車両	危険物等輸送機関、県警察、県、市町村	それぞれ第1節「危険物等施設」に準じた措置
第3節 危険物等積載船舶	危険物等輸送機関	1 第1節「危険物等施設」に準じた措置及び第四管区海上保安本部への通報
	第四管区海上保安本部	2(1) 災害発生に係る県への通報 2(2) 輸送機関に対する危害防止措置の指示
	県警察、県、市町村	3 それぞれ第1節「危険物等施設」に準じた措置

第1節 危険物等施設

1 危険物等施設の所有者、管理者、占有者における措置

(1) 危険物又は毒物劇物等化学薬品類の安全な場所への移動等の安全措置

施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物又は毒物劇物等化学薬品類を安全な場所に移動し、あるいは注水冷却する等の安全措置を講ずる。

(2) 災害発生に係る消防署等への通報

消防署、市町村長の指定した場所、警察署又は海上保安機関へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、附近の住民に避難するよう警告する。また、海域に災害が波及し又は波及するおそれがあるときは、第四管区海上保安本部（118）にも通報するものとする。

(3) 自衛消防組織その他の要員による初期消火活動

自衛消防組織その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

(4) 消防機関の受け入れ

消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在、並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動を実施する。

2 県警察における措置

- (1) 県への通報
県へ災害発生について、直ちに通報する。
- (2) 危険物所有者等への危害防止措置の命令
危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者、管理者、占有者に対し危害防止のための必要な措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。
- (3) 警察用航空機等による情報収集
警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。
- (4) 救出救助活動
関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。
- (5) 立入禁止区域の設定及び避難誘導
立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導を実施する。
- (6) 遺体の収容、捜索、見分等
死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、見分等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- (7) 交通規制
災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。
- (8) 関係機関への支援活動
関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

3 県（防災局、健康福祉部）における措置

- (1) 市町村の実施する消火活動等の指示
地元市町村の実施する消火活動について、特に必要があると認めるときは、必要な指示を行うとともに、当該市町村からの要請により他の市町村に応援するよう指示する。
- (2) 自衛隊の災害派遣要請
地元市町村から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、地元市町村から化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材の確保等について応援の要求を受けたときは、積極的に応援する。
- (3) 災害対策本部の設置
必要に応じて災害対策本部を設置し、関係機関、関係市町村との連絡調整を図るものとする。
- (4) 指定地方行政機関の職員の派遣に係るあっせん等
地元市町村から指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求められたときは、関係の指定地方行政機関に対して、そのあっせんを行う。また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあっせんを求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要求する。

4 市町村における措置

- (1) 災害発生に係る県への通報
県へ災害発生について、直ちに通報する。
- (2) 危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者等に対する危害防止措置の指示
危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置

をとるよう指示し、又は自らその措置を講ずる。

(3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

(4) 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

(5) 他市町村に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市町村（消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合を含む。）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(6) 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要求する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

5 応援協力関係

その他の防災関係機関及び関係企業等は、地元市町村又は県若しくは災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

第2節 危険物等積載車両

危険物等輸送機関、県警察、県（防災局、健康福祉部）及び市町村における措置

危険物等輸送機関、県警察、県及び市町村は、それぞれ第1節「危険物等施設」に準じた措置を講ずる。

第3節 危険物等積載船舶

1 危険物等輸送機関における措置

第1節「危険物等施設」に準じた措置を講ずるとともに、第四管区海上保安本部（118）へ災害発生について直ちに通報する。

2 第四管区海上保安本部における措置

(1) 災害発生に係る県への通報

県へ災害発生について直ちに通報する。

(2) 輸送機関に対する危害防止措置の指示

輸送機関に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、火災発生時には消防活動を行う。

3 県警察、県（防災局、健康福祉部）及び市町村における措置

必要に応じ、それぞれ第1節「危険物等施設」に準じた措置を講ずる。

◆ 附属資料第5「危険物取扱施設数」

- ◆ 附属資料第5「毒物・劇物製造所」
- ◆ 附属資料第5「化学消火薬剤の備蓄状況」
- ◆ 附属資料第15「愛知県内広域消防相互応援協定」
- ◆ 附属資料第15「愛知県消防広域応援基本計画」

第21章 高圧ガス災害対策

■ 基本方針

○ 高圧ガス製造施設等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危険を加えるおそれがあるので、これらの危害を防止するための応急的保安措置を実施するものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
所有者等の 高圧ガス 施設等		○ガスの安全な場所への移動等安全措置 ○消防署等への通報	
県警		○危険物等施設の場合に準じた措置	
県		○製造業者等への高圧ガス製造施設等の使用 停止命令 ○高圧ガス容器の所有者等への廃棄命令 ○自衛隊の災害派遣要請	
産業保安 監督部 中部近畿		○経済産業大臣が県の措置に準じた命令等を 発するよう措置	
市町 村		○危険物等施設に準じた措置	
海上保安 第四管区 本部		○危険物等積載船舶に準じた措置	

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 高圧ガス施設	高圧ガス施設等の 所有者、占有者	1(1) ガスの安全な場所への移動等安全措置 1(2) 災害発生に係る所轄消防署等への通報
	県警察	2 第20章第1節「危険物等施設」に準じた措置
	県	3(1) 製造業者等に対する高圧ガス製造施設、貯蔵 所の使用停止命令 3(2) 高圧ガス容器の所有者等に対する廃棄又は 所在場所の変更命令 3(3) 自衛隊の災害派遣要請、指定地方行政機関の 職員の派遣に係るあっせん等 3(4) 災害対策本部の設置
	中部近畿産業保安 監督部	4 経済産業大臣が県の措置に準じた命令等を発 するよう措置
	市町村	5 第20章第1節「危険物等施設」に準じた措置

第2節 高圧ガス積載車両	高圧ガス輸送業者、県警察、県、中部近畿産業保安監督部、市町村	それぞれ第20章第1節「危険物等施設」に準じた措置
第3節 高圧ガス積載船舶	高圧ガス輸送業者	1 第20章第1節「危険物等施設」に準じた措置及び第四管区海上保安本部への通報
	第四管区海上保安本部	2 第20章第3節「危険物等積載船舶」に準じた措置

第1節 高圧ガス施設

1 高圧ガス施設等の所有者、占有者における措置

(1) ガスの安全な場所への移動等安全措施

製造施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、充てん容器が危険な状態となったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水（地）中に埋める等の安全措施を講ずる。

(2) 災害発生に係る所轄消防署等への通報

所轄消防署又は所在市町村長の指定する場所へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

また、海域に災害が波及し、又は波及するおそれがあるときは、第四管区海上保安本部（118）にも通報するものとする。

2 県警察における措置

第20章第1節「危険物等施設」の場合に準じた措置を講ずる。

3 県（防災局）における措置

(1) 製造業者等に対する高圧ガス製造施設、貯蔵所の使用停止命令

製造業者、販売業者、貯蔵所の所有者若しくは占有者又は消費者等に対して、高圧ガス製造施設、貯蔵所の全部又は一部の使用の一時停止を命じ、又は製造引渡、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。

(2) 高圧ガス容器の所有者等に対する廃棄又は所在場所の変更命令

高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者、占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずる。

(3) 自衛隊の災害派遣要請、指定地方行政機関の職員の派遣に係るあっせん等

第20章第1節「危険物等施設」の場合に準じた措置を講ずる。

(4) 災害対策本部の設置

必要に応じて災害対策本部を設置し、関係機関、関係市町村との連絡調整を図るものとする。

4 中部近畿産業保安監督部における措置

経済産業大臣が県の措置に準じた命令等を発するよう措置を講ずる。

5 市町村における措置

第20章第1節「危険物等施設」の場合に準じた措置を講ずる。

6 応援協力関係

その他の防災機関及び特定事業所等は、市町村又は県若しくは災害発生事業所からの応援の

要請等をうけたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

第2節 高圧ガス積載車両

高圧ガス輸送業者、県警察、県（防災局）、中部近畿産業保安監督部及び市町村における措置

高圧ガス輸送業者、県警察、県、中部近畿産業保安監督部及び市町村は、それぞれ第20章第1節「危険物等施設」の場合に準じた措置を講ずる。

第3節 高圧ガス積載船舶

1 高圧ガス輸送業者の措置

第20章第1節「危険物等施設」の場合に準じた安全措置を講ずるとともに、第四管区海上保安本部（118）へ災害発生について直ちに通報する。

2 第四管区海上保安本部の措置

第20章第3節「危険物等積載船舶」の場合に準じた措置を講ずる。

◆ 附属資料第5「高圧ガス大量保有事業所」

第22章 火薬類災害対策

■ 基本方針

- 火薬類施設等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危険を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施するものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
火薬類施設等の所有者等		○火薬類の安全な場所への移動等安全措置 ○県警察等への通報	
県警察		○県への通報 ○火薬類施設及び火薬類の所有者等に対する危害防止措置の命令 ○警察用航空機等による情報収集 ○救出救助活動 → ○立入禁止区域の設定及び避難誘導 ○遺体の収容、捜索、見分等 → ○交通規制 → ○関係機関への支援活動 →	
県		○製造業者等への製造施設等の使用停止命令 ○火薬類の所有者等への廃棄命令 ○県警察への通報	
産業保安監督部 中部近畿		○経済産業大臣が製造施設の使用停止命令を発するよう措置	
市町村		○県への通報 ○火薬類所有者等への危害防止措置の指示及び警戒区域の設定 ○消防隊の出動による救助及び消火活動 ○応援要請	
海上保安本部 第四管区		○県への通報 ○輸送機関への危害防止措置の指示	

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 火薬類関係施設	火薬庫又は火薬類の所有者、占有者	1(1) 火薬類の安全な場所への移動等の安全措置 1(2) 災害発生に係る県警察等への通報
	県警察	2(1) 県への通報 2(2) 火薬類施設及び火薬類の所有者等に対する危害防止措置の命令

		2(3) 警察用航空機等による情報収集 2(4) 救出救助活動 2(5) 立入禁止区域の設定及び避難誘導 2(6) 遺体の収容、捜索、見分等 2(7) 交通規制 2(8) 関係機関への支援活動
	県	3(1) 製造業者等に対する製造施設、火薬庫の使用停止命令 3(2) 火薬類の所有者等に対する所在場所の変更又は廃棄命令 3(3) 県警察への通報 3(4) 災害対策本部の設置
	中部近畿産業保安監督部	4 経済産業大臣が製造業者に対し、製造施設の使用の一時停止命令を発するよう措置
	市町村	5(1) 災害発生に係る県への通報 5(2) 火薬類の所有者等に対する危害防止措置の指示及び警戒区域の設定 5(3) 消防隊の出動による救助及び消火活動 5(4) 他市町村に対する応援要請 5(5) 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼
第2節 火薬類積載車両	火薬類輸送機関	1 第1節「火薬類関係施設」に準じた措置
	県警察	2 第1節「火薬類関係施設」に準じた措置
	中部運輸局	3 鉄軌道車両災害の場合、国土交通大臣が第1節「火薬類関係施設」3に準じた措置をとるよう措置
	市町村	4 第1節「火薬類関係施設」に準じた措置
第3節 火薬類積載船舶	火薬類輸送機関	1 第1節「火薬類関係施設」に準じた措置並びに第四管区海上保安本部及び中部運輸局への通報
	第四管区海上保安本部	2(1) 災害発生に係る県への通報 2(2) 輸送機関に対する危害防止措置の指示
	中部運輸局	3 国土交通大臣が、第1節「火薬類関係施設」3に準じた措置をとるよう措置
	県警察、県、中部近畿産業保安監督部、市町村	4 それぞれ第1節「火薬類関係施設」に準じた措置

第1節 火薬類関係施設

1 火薬庫又は火薬類の所有者、占有者における措置

(1) 火薬類の安全な場所への移動等の安全措置

火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これを持ち、かつ見張人をつけ、移す余裕のない場合には水中に沈め、あるいは火薬庫の入口を密閉し、防火の措置を講ずる等安全な措置を講ずる。

(2) 災害発生に係る県警察等への通報

県警察及び市町村へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるとき

は、附近の住民に避難するよう警告する。

また、海域に災害が波及し、又は波及するおそれがあるときは、第四管区海上保安本部（118）にも通報するものとする。

2 県警察における措置

(1) 県への通報

県へ災害発生について、直ちに通報する。

(2) 火薬類施設及び火薬類の所有者等に対する危害防止措置の命令

火薬類施設及び火薬類の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための必要な措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。

(3) 警察用航空機等による情報収集

警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。

(4) 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

(5) 立入禁止区域の設定及び避難誘導

立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導を実施する。

(6) 遺体の収容、捜索、見分等

死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、見分等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(7) 交通規制

災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

(8) 関係機関への支援活動

関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

3 県（防災局）における措置

(1) 製造業者等に対する製造施設、火薬庫の使用停止命令

製造業者（知事権限にかかるもの）、販売業者又は消費者等に対して、製造施設又は火薬庫の使用の一時停止を命じ、又は製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。

(2) 火薬類の所有者等に対する所在場所の変更又は廃棄命令

火薬類の所有者、占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命ずる。

(3) 県警察への通報

(1)、(2)の措置を講じたときは、直ちにその旨、県警察（公安委員会）へ通報する。

(4) 災害対策本部の設置

必要に応じて災害対策本部を設置し、関係機関、関係市町村との連絡調整を図るものとする。

4 中部近畿産業保安監督部における措置

製造業者（大臣権限にかかるもの。）に対して、経済産業大臣が、製造施設の使用の一時停止命令を発するよう措置を講ずる。

5 市町村における措置

(1) 災害発生に係る県への通報

県へ災害発生について、直ちに通報する。

(2) 火薬類の所有者等に対する危害防止措置の指示及び警戒区域の設定

火薬類の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自

らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限退去等を命令する。

(3) 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等をうけ、必要に応じ、関係企業及び関係公共団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

(4) 他市町村に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市町村（消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合を含む。）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(5) 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援を要求する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

6 応援協力関係

その他の防災関係機関及び関係企業等は、地元市町村又は県若しくは災害発生企業から応援の要請等をうけたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

第2節 火薬類積載車両

1 火薬類輸送機関の措置

第1節「火薬類関係施設」に準じた措置を講ずるほか、鉄軌道車両について災害が発生した場合は、中部運輸局へも通報する。

2 県警察における措置

第1節「火薬類関係施設」2に準じた措置を講ずるほか、自動車について災害が発生した場合は、3(1)・(2)に準じた措置を講ずる。

3 中部運輸局における措置

鉄軌道車両について災害が発生した場合は、国土交通大臣が第1節「火薬類関係施設」3に準じた措置をとるよう措置を講ずる。

4 市町村における措置

第1節「火薬類関係施設」5に準じた措置を講ずる。

第3節 火薬類積載船舶

1 火薬類輸送機関の措置

第1節「火薬類関係施設」1に準じた措置を講ずるとともに、第四管区海上保安本部及び中部運輸局へ災害発生について直ちに通報する。

2 第四管区海上保安本部における措置

(1) 災害発生に係る県への通報

県へ災害発生について直ちに通報する。

(2) 輸送機関に対する危害防止措置の指示

輸送機関に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、火災発生時には消防活動を行う。

3 中部運輸局における措置

国土交通大臣が、第1節「火薬類関係施設」3に準じた措置をとるよう措置を講ずる。

4 県警察、県（防災局）、中部近畿産業保安監督部及び市町村における措置

必要に応じ、それぞれ第1節「火薬類関係施設」に準じた措置を講ずる。

- ◆ 附属資料第5「火薬類・煙火製造所」
- ◆ 附属資料第15「愛知県内広域消防相互応援協定」
- ◆ 附属資料第15「愛知県消防広域応援基本計画」

第23章 大規模な火事災害対策

■ 基本方針

○ 大規模な火事（陸上における火事で、林野火災以外のもの）による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害（以下「大規模な火事災害」という。）の被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

なお、第20章「危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策」、第21章「高圧ガス災害対策」及び第22章「火薬類災害対策」の定めについても留意するものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
地元市町村		<ul style="list-style-type: none"> ○ 県への連絡 ○ 避難勧告・指示等 <ul style="list-style-type: none"> ○ 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令 ○ 消防ポンプ自動車等による消防活動 <ul style="list-style-type: none"> ○ 応援要請 ○ 救助・救急活動 → ○ 医療班の派遣及び医療機関への搬送等 	
県		<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防庁等関係機関への連絡 ○ 市町村の実施する消防、救急活動の指示等 <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災ヘリコプターによる応急対策活動 <ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊への災害派遣要請 ○ 他県等に対する応援要請 <ul style="list-style-type: none"> ○ 消防庁長官に対する緊急消防援助隊等の応援要請 ○ 医療救護班の派遣 → 	
県警察		<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察用航空機等による情報収集 ○ 救出救助活動 → ○ 立入禁止区域の設定及び避難誘導 ○ 遺体の収容、捜索、見分等 → ○ 交通規制 → ○ 関係機関への支援活動 → 	
海上保安本部 第四管区		<ul style="list-style-type: none"> ○ 人員・物資の緊急輸送 → 	

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
大規模な火事災害対策	地元市町村	1(1) 大規模な火事災害に係る県への連絡 1(2) 避難勧告・指示等 1(3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令 1(4) 消防ポンプ自動車等による消防活動

		<p>1(5) 県及び他市町村への応援要請</p> <p>1(6) 救助・救急活動</p> <p>1(7) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等</p> <p>1(8) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保</p> <p>1(9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等</p>
	県	<p>2(1) 情報収集及び消防庁等関係機関への連絡</p> <p>2(2) 市町村の実施する消防、救急活動の指示等</p> <p>2(3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動</p> <p>2(4) 災害対策本部の設置</p> <p>2(5) 自衛隊に対する災害派遣要請</p> <p>2(6) 他の県等に対する応援要請</p> <p>2(7) 消防庁長官に対する緊急消防援助隊、広域航空消防応援等の応援要請</p> <p>2(8) 医療救護班の派遣</p>
	県警察	<p>3(1) 警察用航空機等による情報収集</p> <p>3(2) 救出救助活動</p> <p>3(3) 立入禁止区域の設定及び避難誘導</p> <p>3(4) 遺体の収容、捜索、見分等</p> <p>3(5) 交通規制</p> <p>3(6) 関係機関への支援活動</p>
	第四管区海上保安本部	4 人員・物資の緊急輸送

大規模な火事災害対策

1 地元市町村における措置

(1) 大規模な火事災害に係る県への連絡

発見者等から大規模な火事災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。

(2) 避難勧告・指示等

地域住民等の避難の勧告又は指示等については、第9章「避難者対策」の定めにより実施する。

(3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令

必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

(4) 消防ポンプ自動車等による消防活動

直ちに火災現場に出動し、消防ポンプ自動車等の消火用資機材を活用し、消防活動を実施する。

(5) 県及び他市町村への応援要請

地元市町村で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市町村(消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合を含む。)は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(6) 救助・救急活動

- 必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動を実施する。
- (7) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等
負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。
なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- (8) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保
必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等
被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

2 県（防災局、健康福祉部）における措置

- (1) 情報収集及び消防庁等関係機関への連絡
大規模な火事災害の発生を知ったときは、市町村等から情報収集するとともに自らも防災ヘリコプター（テレビ電送システム）、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局等により、被害状況を偵察する等情報の収集に努め、消防庁等関係機関に連絡する。
- (2) 市町村の実施する消防、救急活動の指示等
地元市町村の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに当該市町村からの要請により他の市町村に応援を指示する。
- (3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動
防災航空隊は、自ら又は市町村等から「愛知県防災ヘリコプター支援協定」に基づく防災ヘリコプターの出動要請があったときは、防災ヘリコプターを出動させ、救急救助活動、消防活動等の応急対策活動を実施する。
- (4) 災害対策本部の設置
必要に応じて災害対策本部を設置し、関係機関と連絡調整を図るものとする。
- (5) 自衛隊に対する災害派遣要請
地元市町村から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき、又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、地元市町村から化学消火薬剤等必要資機材の確保等について、応援の要求を受けたときは、積極的に応援する。
- (6) 他の県等に対する応援要請
大規模な火事災害が発生した場合、本県及び県内市町村では、十分な応急措置が実施できないと認められる場合は、「災害時等の応援に関する協定書」等に基づき、他の県等に応援を要請する。
- (7) 消防庁長官に対する緊急消防援助隊、広域航空消防応援等の応援要請
大規模な火事災害の発生に際しては、必要に応じ消防庁長官に対し人命救助活動等に当たる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行う。
- (8) 医療救護班の派遣
大規模な火事災害が発生した場合で、地元医療機関のみでは対応が困難な場合は医療救護班を現地に派遣する（第6章「医療救護・防疫・保健衛生対策」参照）。

3 県警察における措置

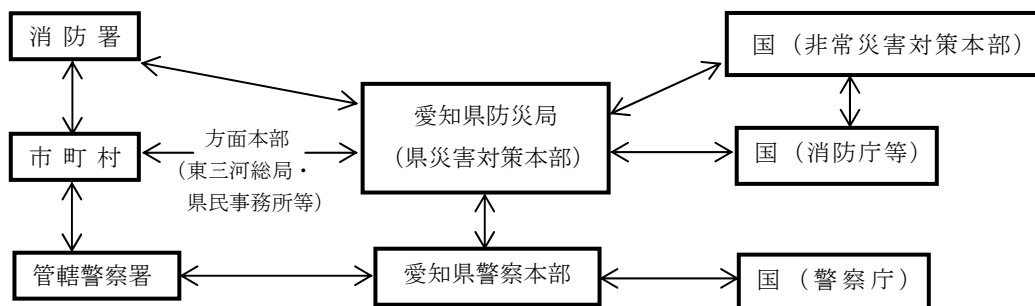
- (1) 警察用航空機等による情報収集
警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。
- (2) 救出救助活動
関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。
- (3) 立入禁止区域の設定及び避難誘導
立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導を実施する。
- (4) 遺体の収容、捜索、見分等
死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、見分等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- (5) 交通規制
災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。
- (6) 関係機関への支援活動
関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

4 第四管区海上保安本部における措置

人員、物資の緊急輸送の要請があった場合、速やかに可能な範囲でその要請に応じる。また、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ、船舶の交通を制限し、又は禁止する。

5 情報の伝達系統

大規模な火事災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



6 応援協力関係

- (1) 市町村又は県は、遠隔地から化学消火薬剤等緊急必要資機材を輸送するに当たって、必要があると認めるときは、県警察へ先導等を依頼する。
- (2) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。

- ◆ 附属資料第1「中高層建築物数の状況」、「地下街」
- ◆ 附属資料第5「消防施設・設備等」、「救助用資機材」、「化学消火薬剤の備蓄状況」
- ◆ 附属資料第5「石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所」
- ◆ 附属資料第15「災害時等の応援に関する協定書（9県1市）」
- ◆ 附属資料第15「愛知県内広域消防相互応援協定」、「愛知県消防広域応援基本計画」
- ◆ 附属資料第15「主な市町村消防相互応援協定等締結状況」
- ◆ 附属資料第15「愛知県防災ヘリコプター支援協定」
- ◆ 附属資料第15「災害時における交通の確保等の業務に関する協定（県警察対県警備業協会）」
- ◆ 附属資料第15「災害救助法による愛知県知事の行なう医療・助産の業務を日本赤十字社愛知県支部に委託することに関する協定」
- ◆ 附属資料第15「災害時の医療救護に関する協定書（県対県医師会）」

第24章 林野火災対策

■ 基本方針

- 火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災（以下「大規模な林野火災」という。）の被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
地元市町村		<ul style="list-style-type: none"> ○ 県への連絡 ○ 避難勧告・指示等 <ul style="list-style-type: none"> ○ 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令 ○ 防火水槽、自然水利等による消防活動 <ul style="list-style-type: none"> ○ 応援要請 ○ 救助・救急活動 → ○ 医療班の派遣及び医療機関への搬送等 ○ 県への防災ヘリコプター出動要請 	
県		<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防庁等関係機関への連絡 ○ 市町村の実施する消防、救急活動の指示等 <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災ヘリコプターによる応急対策活動、空中消火 ○ 自衛隊への災害派遣要請 ○ 他県等に対する応援要請 ○ 消防庁長官に対する緊急消防援助隊等の応援要請 ○ 医療救護班の派遣 → 	
県警察		<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察用航空機等による情報収集 ○ 救出救助活動 → ○ 立入禁止区域の設定及び避難誘導 ○ 遺体の収容、捜索、見分等 → ○ 交通規制 → ○ 関係機関への支援活動 → 	
林組合 管理局、森林 本部		<ul style="list-style-type: none"> ○ 初期消火活動 → ○ 消火用資機材及び薬剤の貸与 → 	
海上保安 本部		<ul style="list-style-type: none"> ○ 人員・物資の緊急輸送 → 	

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
林野火災対策	地元市町村	1(1) 大規模な火事災害に係る県への連絡 1(2) 避難勧告・指示等 1(3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令 1(4) 防火水槽、自然水利等による消防活動 1(5) 県及び他市町村への応援要請 1(6) 救助・救急活動 1(7) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 1(8) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保 1(9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等 1(10) 県及び中部森林管理局名古屋分局に対する林野火災対策用資機材の確保要請 1(11) 県に対する防災ヘリコプターの出動要請
	県	2(1) 情報収集及び消防庁等関係機関への連絡 2(2) 市町村の実施する消防、救急活動の指示等 2(3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動 2(4) 防災ヘリコプターによる空中消火 2(5) 災害対策本部の設置 2(6) 自衛隊に対する災害派遣要請 2(7) 他の県等に対する応援要請 2(8) 消防庁長官に対する緊急消防援助隊、広域航空消防応援等の応援要請 2(9) 医療救護班の派遣
	県警察	3(1) 警察用航空機等による情報収集 3(2) 救出救助活動 3(3) 立入禁止区域の設定及び避難誘導 3(4) 遺体の収容、捜索、見分等 3(5) 交通規制 3(6) 関係機関への支援活動
	中部森林管理局、森林組合	4(1) 初期消火活動 4(2) 消火用資機材及び薬剤の貸与
	第四管区海上保安本部	5 人員・物資の緊急輸送

林野火災対策

1 地元市町村における措置

(1) 大規模な火事災害に係る県への連絡

発見者等から大規模な火事災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。

(2) 避難勧告・指示等

地域住民等の避難の勧告又は指示等については、第9章「避難者対策」の定めにより実施する。

(3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令

必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

(4) 防火水槽、自然水利等による消防活動

直ちに火災現場に出動し、防火水槽、自然水利等を活用し、消防活動を実施する。

(5) 県及び他市町村への応援要請

地元市町村で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市町村(消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合を含む。)は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(6) 救助・救急活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動を実施する。

(7) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(8) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

(10) 県及び中部森林管理局名古屋分局に対する林野火災対策用資機材の確保要請

林野火災対策用資機材の確保が困難な場合、県及び中部森林管理局名古屋分局へその確保の応援を要求する。

(11) 県に対する防災ヘリコプターの出動要請

空中消火活動の必要があると認められる場合は、県に対して「愛知県防災ヘリコプター支援協定」に基づく防災ヘリコプターの出動を要請する(第5章第3節「防災ヘリコプターの活用」参照)。

2 県(農林水産部、防災局、健康福祉部)における措置

(1) 情報収集及び消防庁等関係機関への連絡

大規模な林野火災の発生を知ったときは、市町村等から情報収集するとともに自らも防災ヘリコプター(テレビ電送システム)、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局等により、被害状況を偵察する等情報の収集に努め、消防庁及び林野庁等関係機関に連絡する。

(2) 市町村の実施する消防、救急活動の指示等

地元市町村の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに当該市町村からの要請により他の市町村に応援を指示する。

(3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動

防災航空隊は、自ら又は市町村等から「愛知県防災ヘリコプター支援協定」に基づく防災ヘリコプターの出動要請があったときは、防災ヘリコプターを出動させ、救急救助活動、消防活

動等の応急対策活動を実施する。

(4) 防災ヘリコプターによる空中消火

自衛隊と連携を図りつつ、防災ヘリコプターを積極的に活用し、空中消火の早期実施を行うよう努める。

(5) 災害対策本部の設置

必要に応じて災害対策本部を設置し、関係機関と連絡調整を図るものとする。

(6) 自衛隊に対する災害派遣要請

林野火災の空中消火の実施又は空中消火資機材、薬剤等の輸送について必要があると認めるときは、自衛隊へ応援を要請する。また、地元市町村から化学消火薬剤等必要資機材の確保等について、応援の要求を受けたときは、積極的に応援する。

(7) 他の県等に対する応援要請

大規模な林野火災が発生した場合、本県及び県内市町村では、十分な応急措置が実施できないと認められる場合は、「災害時等の応援に関する協定書」等に基づき、他の県等に応援を要請する。

(8) 消防庁長官に対する緊急消防援助隊、広域航空消防応援等の応援要請

大規模な林野火災の発生に際しては、必要に応じ消防庁長官に対し人命救助活動等にあたる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行う。また、市町村長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づき援助要請を行う。

(9) 医療救護班の派遣

大規模な林野火災が発生した場合で、地元医療機関のみでは対応が困難な場合は医療救護班を現地に派遣する（第6章「医療救護・防疫・保健衛生対策」参照）。

3 県警察における措置

(1) 警察用航空機等による情報収集

警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。

(2) 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

(3) 立入禁止区域の設定及び避難誘導

立入禁止区域を設定するとともに避難誘導を実施する。

(4) 遺体の収容、搜索、見分等

死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、見分等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(5) 交通規制

災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

(6) 関係機関への支援活動

関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

4 中部森林管理局及び森林組合における措置

(1) 初期消火活動

自発的な初期消火活動を行うとともに、市町村（消防機関）に協力するよう努める。

(2) 消火用資機材及び薬剤の貸与

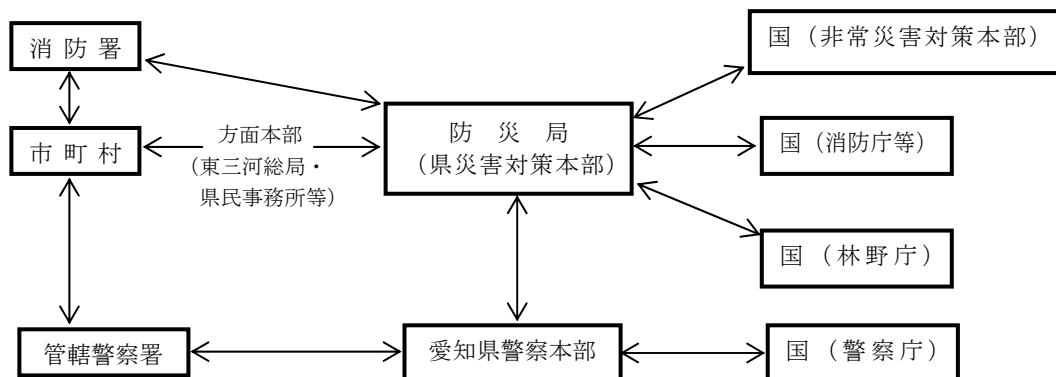
市町村や県からの要請により、消火用資機材及び薬剤の貸与を行う。

5 第四管区海上保安本部における措置

人員、物資の緊急輸送の要請があった場合、速やかに可能な範囲でその要請に応じる。
また、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ、船舶の交通を制限し、又は禁止する。

6 情報の伝達系統

大規模な林野火災が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



7 応援協力関係

- (1) 市町村又は県は、遠隔地から化学消火薬剤等緊急必要資機材を輸送するに当たって、必要があると認めるときは、県警察へ先導等を依頼する。
- (2) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。

- ◆ 附属資料第5「消防施設・設備等」
- ◆ 附属資料第5「救助用資機材」
- ◆ 附属資料第5「化学消火薬剤の備蓄状況」
- ◆ 附属資料第5「林野火災用消防施設等の現況」
- ◆ 附属資料第5「空中消火機材の現況」
- ◆ 附属資料第15「災害時等の応援に関する協定書（9県1市）」
- ◆ 附属資料第15「愛知県内広域消防相互応援協定」
- ◆ 附属資料第15「愛知県消防広域応援基本計画」
- ◆ 附属資料第15「主な市町村消防相互応援協定等締結状況」
- ◆ 附属資料第15「愛知県防災ヘリコプター支援協定」
- ◆ 附属資料第15「災害時における交通の確保等の業務に関する協定（県警察対県警備業協会）」
- ◆ 附属資料第15「災害救助法による愛知県知事の行なう医療・助産の業務を日本赤十字社愛知県支部に委託することに関する協定」
- ◆ 附属資料第15「災害時の医療救護に関する協定書（県対県医師会）」

第25章 地下街等における都市ガス災害対策

■ 基本方針

- 地下街等においてガス等による災害から不特定多数の者及び地域住民を守るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し被害の軽減を図る。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
地下街等の所有者		<ul style="list-style-type: none"> ○ガス事業者等への通報 ○火気使用禁止等の安全措置 → ○避難誘導による安全確保 ○シャッターの閉鎖 ○立入規制及び初期消火活動 → ○緊急時のガス遮断 	
ガス事業者		<ul style="list-style-type: none"> ○保安要員の現場出動 ○消防機関、県警察への通報連絡 ○ガス漏れの検知及びガスの供給停止 ○現場消防機関に対する措置状況の報告 	○遮断後のガス供給再開
市町村（消防機関）		<ul style="list-style-type: none"> ○ガス事業者への通報連絡 ○地下街等の所有者等に対する危害防止措置の指示 <ul style="list-style-type: none"> ○警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令 ○現場警察官と協力した通行規制、広報活動及び避難誘導 ○救助及び消火活動 → ○ガス事業者に準じたガスの供給停止措置 ○県への通報 <ul style="list-style-type: none"> ○応援要請 	
県警察		<ul style="list-style-type: none"> ○県への通報 ○警察用航空機等による情報収集 ○地下街等の所有者等に対する危害防止措置の指示 <ul style="list-style-type: none"> ○火気使用禁止等の広報活動 → ○救出救助活動 → ○立入禁止区域の設定及び避難誘導 ○遺体の収容、捜索、見分等 → ○交通規制 → ○関係機関への支援活動 → 	
県		<ul style="list-style-type: none"> ○市町村の実施する消防、救急活動の指示等 <ul style="list-style-type: none"> ○自衛隊への災害派遣要請 	
局 産業 中部 経			○災害発生後のガス供給の確保指導

中部近畿 産業保安 部監督部	○ガス事業者に対する指導
----------------------	--------------

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
地下街等における都市ガス災害対策	地下街等の所有者、管理者、占有者	1(1) ガス事業者等への通報及び火気使用禁止等の安全措置 1(2) 避難誘導による安全確保 1(3) シャッターの閉鎖 1(4) 立入規制及び自衛消防隊その他の要員による初期消火活動 1(5) ガス事業者との事前申し合せに基づく緊急時のガス遮断 1(6) 消防機関の受け入れ
	ガス事業者	2(1) 所要の保安要員の現場出動 2(2) 消防機関及び県警察に対する通報連絡 2(3) ガス漏れの検知及びガスの供給停止 2(4) 現場消防機関に対する措置状況の報告 2(5) 遮断後のガス供給再開
	市町村（消防機関）	3(1) ガス事業者への通報連絡 3(2) 地下街等の所有者等に対する危害防止措置の指示 3(3) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限、退去等命令 3(4) 現場警察官と協力した通行規制、広報活動及び避難誘導 3(5) 救助及び消火活動 3(6) ガス事業者に準じたガスの供給停止措置 3(7) 災害発生に係る県への通報 3(8) 他の市町村に対する応援要請 3(9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼
	県警察	4(1) 県への通報 4(2) 警察用航空機等による情報収集 4(3) 地下街等の所有者等に対する危害防止措置の指示 4(4) 救出救助活動 4(5) 立入禁止区域の設定及び避難誘導 4(6) 火気使用禁止等の広報活動 4(7) 遺体の収容、捜索、見分等 4(8) 交通規制 4(9) 関係機関への支援活動
	県	5(1) 市町村の実施する消防、救急活動の指示等 5(2) 自衛隊に対する災害派遣要請

		5(3) 指定地方行政機関の職員の派遣に係るあつせん等
	中部経済産業局	6 災害発生後のガス供給の確保指導
	中部近畿産業保安部監督部	7 情報収集・伝達及びガス事業者に対する指導

地下街等における都市ガス災害対策

地下街等においてガス漏れが発生した場合、又はガス漏れによる爆発・火災等の事故（以下「ガス事故」という。）が発生した場合若しくは発生するおそれがある場合は、次によりそれぞれ応急措置を講ずる。

◆ 附属資料第1「地下街」

1 地下街等の所有者、管理者及び占有者における措置

(1) ガス事業者等への通報及び火気使用禁止等の安全措置

ガス漏れを知ったときは、直ちにガス事業者へ通報するとともに当該地下街等内にある店舗等のメーターガス栓を閉止し火気の使用の禁止、電気設備の使用規制等の安全措置を講ずる。

なお、必要と認めるときは、市町村（消防機関）へ通報するものとする。

(2) 避難誘導による安全確保

ガス事故発生のおそれのある場合、又は現にガス事故が発生している場合は、地下街等の居住者、店舗等の客並びに附近の住民に対し適切な避難誘導を行い安全確保を講ずる。

(3) シャッターの閉鎖

他の地下街、ビル等との連絡口がある場合は、必要に応じてガス拡散を考慮しつつ連絡口に設けられているシャッターを閉鎖する。

(4) 立入規制及び自衛消防隊その他の要員による初期消火活動

消防機関等の現場到着までの間、必要に応じて地下街に通ずる階段附近一帯をロープ等により立入規制を行うとともに、火災が生じた場合には、自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動を実施し二次災害の防止に努める。

(5) ガス事業者との事前申し合せに基づく緊急時のガス遮断

地下街等の所有者等は、ガス事故災害を防止するため緊急やむをえないものと認める場合は、ガス事業者との事前の申し合せに基づきガス遮断装置を操作して、ガス遮断を行うことができるものとする。

(6) 消防機関の受け入れ

消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在、並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動を実施する。

2 ガス事業者における措置

(1) 所要の保安要員の現場出動

地下街等の所有者等あるいは市町村（消防機関）からガス漏れの発生又はガス事故の発生若しくは発生するおそれがある旨の通報を受けたときは、直ちに、所要の保安要員を現場へ出動させるものとする。

(2) 消防機関及び県警察に対する通報連絡

地下街等の所有者等からの通報又は現場に出動した保安要員からの連絡に基づきガス事故が発生又は発生するおそれがあると認められる場合には、直ちに消防機関及び県警察に対し通報連絡するものとする。

- (3) ガス漏れの検知及びガスの供給停止
現場に出動した保安要員は、早急にガス漏れの場所及び範囲を検知し、必要に応じ、ガス事故災害防止のためガスの供給停止等の措置を講ずる。
- (4) 現場消防機関に対する措置状況の報告
現場に消防機関が出動したときは、保安要員は、消防機関に(3)の措置状況を報告する等緊密な連携を保つとともに現場の状況に応じた適切な措置を講ずる。
- (5) 遮断後のガス供給再開
遮断後のガスの供給再開は、二次災害発生の防止を図るため、ガス事業者(保安要員)が行うものとする。

3 市町村(消防機関)における措置

- (1) ガス事業者への通報連絡
地下街等の所有者等から直接ガス漏れ又はガス事故発生の通報を受けた場合には、直ちにガス事業者に対し通報連絡するものとする。
- (2) 地下街等の所有者等に対する危害防止措置の指示
地下街等の所有者等に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講ずる。
- (3) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限、退去等命令
必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限、退去等を命令する。
- (4) 現場警察官と協力した通行規制、広報活動及び避難誘導
現場の警察官と協力して、警戒区域内への人及び一般車両の通行等を規制するとともに、火気使用禁止等の広報活動を徹底し、あわせて警戒区域内の住民の適切な避難誘導を講ずるものとする。
- (5) 救助及び消火活動
市町村消防計画等により消防隊を出動させ、当該地下街等の救助及び消火活動を実施する。
この場合、必要に応じて当該地下街等の所有者等からの報告、助言を受け、あるいは他の防災関係機関及び自衛消防隊の協力を得て実施するものとする。
- (6) ガス事業者に準じたガスの供給停止措置
ガス事故災害防止のため、ガス遮断装置を操作してガス供給の停止を行う場合は、2「ガス事業者における措置」に準じた措置を講ずる。
- (7) 災害発生に係る県への通報
県へ災害発生について、直ちに通報する。
- (8) 他の市町村に対する応援要請
火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。
なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市町村(消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合を含む。)は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。
- (9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼
さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資器材の確保等について応援を要求する。
また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

4 県警察における措置

- (1) 県への通報
地下街における都市ガス災害の発生を知ったときは、直ちに県へ通報する。
- (2) 警察用航空機等による情報収集
警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。
- (3) 地下街等の所有者等に対する危害防止措置の指示
地下街等の所有者等に対し危害防止のための必要な措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講ずる。
- (4) 救出救助活動
関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。
- (5) 立入禁止区域の設定及び避難誘導
立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導を実施する。
- (6) 火気使用禁止等の広報活動
火気使用禁止等の広報活動を実施する。
- (7) 遺体の収容、捜索、見分等
死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、見分等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- (8) 交通規制
災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。
- (9) 関係機関への支援活動
関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

5 県（防災局）における措置

- (1) 市町村の実施する消防、救急活動の指示等
地元市町村の実施する消火活動について、特に必要があると認めるときは、必要な指示を行うとともに、当該市町村からの要請により他の市町村に応援するよう指示する。
- (2) 自衛隊に対する災害派遣要請
地元市町村から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、地元市町村から化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材の確保等について応援の要求を受けたときは積極的に応援する。
- (3) 指定地方行政機関の職員の派遣に係るあっせん等
地元市町村から指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求められたときは、関係の指定地方行政機関に対して、そのあっせんを行う。また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあっせんを求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要求する。

6 中部経済産業局における措置

災害発生後におけるガスの供給の確保に必要な指導を行う。

7 中部近畿産業保安部監督部における措置

ガス事故災害の情報の収集及び伝達を行うとともに、ガス事業者に対し、ガス施設等の保安の確保に必要な指導を行う。

8 応援協力関係

その他の防災関係機関及び関係企業等は、地元市町村又は県若しくは災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 被災宅地の応急危険 度判定	県	1(1) 被災宅地危険度判定支援本部の設置 1(2) 被災宅地危険度判定活動の支援
	市町村	2(1) 被災宅地危険度判定実施本部の設置 2(2) 被災宅地危険度判定活動の実施
第2節 被災住宅等の調査	県、市町村	被災住宅等の調査
第3節 公共賃貸住宅等への 一時入居	県、市町村、住宅 供給公社、都市再 生機構	(1) 提供する住宅の選定・確保 (2) 相談窓口の開設 (3) 一時入居の終了 (4) 使用料等の軽減措置 (5) 応援協力の要請
第4節 住宅の仮設・応急修 理及び障害物の除去	市町村	1(1) 応急仮設住宅の建設 1(2) 住宅の応急修理 1(3) 障害物の除去 1(4) 他市町村又は県に対する応援要請
	県	2 関係機関への応援要請

第1節 被災宅地の応急危険度判定

1 県（建設部）における措置

(1) 被災宅地危険度判定支援本部の設置

実施要綱等に基づき、市町村の被災宅地危険度判定の実施とともに、応援判定士の派遣等の後方支援を行う被災宅地危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。

支援本部は、市町村判定実施本部からの要請内容や被害状況を勘案して、支援実施計画を作成する。

(2) 被災宅地危険度判定活動の支援

支援本部は、被害の状況から必要に応じて国土交通省等に対して判定士の派遣等について応援要請するなど、支援が円滑に行われるよう努める。

2 市町村における措置

(1) 被災宅地危険度判定実施本部の設置

各市町村の区域で被災宅地危険度判定を実施するに当たり、市町村災害対策本部の中に市町村被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。

(2) 被災宅地危険度判定活動の実施

実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、被災宅地危険度判定活動を実施する。

◆ 附属資料第15「愛知県被災宅地危険度判定実施要綱」

第2節 被災住宅等の調査

1 県（防災局、建設部）における措置

県は災害のため住家に被害が生じた場合、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な以下の事項について状況把握を行う。

また、必要に応じて、市町村が行う調査を支援する。

- (1) 住家の被害状況
- (2) 被災地における住民の動向及びこれを踏まえた住宅に関する市町村の要望事項
- (3) 住宅に関する市町村の緊急措置の状況及び予定
- (4) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (5) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

2 市町村における措置

市町村は災害のため住家に被害が生じた場合、り災証明の発行、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。

- (1) 住家の被害状況
- (2) 被災地における住民の動向
- (3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

第3節 公共賃貸住宅等への一時入居

1 県（建設部）、市町村、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置

県、市町村、地方住宅供給公社及び都市再生機構は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。

- (1) 提供する住宅の選定・確保
提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を確保する。
- (2) 相談窓口の開設
入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。
- (3) 一時入居の終了
この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるため、一定期間をもって終了とする。
なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応するものであること。
- (4) 使用料等の軽減措置
被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等については、できる限り軽減措置を図るものとする。
- (5) 応援協力の要請
被災者数が多く、県内で用意した戸数では対応が難しい場合は、国を通じて他の都道府県に被災者の受け入れについて協力依頼をするとともに、関係団体等に対し協力要請を行い、あっせん及び借上げの方法により民間賃貸住宅を提供できるように努める。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」

第4節 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去

1 市町村における措置

- (1) 応急仮設住宅の建設

ア 建設場所の選定

- (ア) 建設場所の選定にあたっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適当な場所を選定する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起これないように十分協議のうえ選定する。
- (イ) 応急仮設住宅建設のための用地をあらかじめ確保するため、各市町村ごとに国、県及び市町村の公有地や、企業等の民有地を選定しておく。
- (ウ) 国は、県から応急仮設住宅建設のための用地の要請があり、必要があると認めるときは、その管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより無償貸付等の措置を適切に行うものとする。
- (エ) 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。

イ 管理運営及び処分

- (ア) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。
- (イ) 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

(2) 住宅の応急修理

被災住宅の応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修するものとする。

ア 修理の対象住家

住家が半壊し又は半焼し、かつその居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

イ 修理の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 修理の期間

災害が発生してから1か月以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

カ 給付対象者の範囲

半壊等の住宅被害を受け、応急修理を行うことによって避難所等への避難や応急仮設住宅の利用を要しなくなると見込まれる者で、自らの資力では修理を行うことができない者及び災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。

(3) 障害物の除去

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

ア 障害物除去の対象住家

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分又は

玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

イ 除去の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 除去の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ 除去の方法

障害物の除去は、直接又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。

カ 給付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。

(4) 他市町村又は県に対する応援要求

市町村は、自ら応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理並びに障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理並びに障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び建築資機材につき応援を要求する。

2 県（建設部、防災局）における措置

県は、市町村から応援の要求があった場合は、次により関係機関に要請する。

(1) 県は、応急仮設住宅の建設、業者の選定等にあたっては、協定締結団体に協力を要請する。

＜協定締結団体＞

社団法人プレハブ建築協会、社団法人日本ツーバイフォー建築協会東海支部、一般社団法人全国木造建設事業協会

(2) 住宅の応急修理にあたっては、協定締結団体に協力を要請する。

＜協定締結団体＞

一般社団法人愛知県建設業協会、愛知県建設組合連合、全愛知建設労働組合、愛知県建築組合連合会、愛知建設労働組合、愛知県建築技術研究会、尾張設備安全防災協議会、三河管工事業者協議会、一般社団法人名古屋設備業協会、一般社団法人愛知電業協会、愛知県電気工事業工業組合、一般社団法人愛知県空調衛生工事業協会

(3) (1) 及び (2) に要する建築資材の調達が困難な場合は、材木については中部森林管理局名古屋分局、その他の資材については中部経済産業局へ調達の応援を要求する。

(4) 障害物の除去にあたっては、協定締結団体等に協力を要請する。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が実施機関となるが、障害物の除去については市町村長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市町村で行われる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

◆ 附属資料第11「木材の供給」

◆ 附属資料第6、第11「建設機械の保有」

- ◆ 附属資料第6「ダンプトラックの保有」
- ◆ 附属資料第8「住宅用資材等の調達斡旋」
- ◆ 附属資料第15「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書（県対プレハブ建築協会・日本ツーバイフォー建築協会東海支部・全国木造建設事業協会）」
- ◆ 附属資料第15「災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書（県対県建設業協会・県建設組合連合・全愛知建設労働組合・愛知建設労働組合・県建築組合連合会・県建築技術研究会・尾張設備安全防災協議会・三河管工事業者協議会・名古屋設備業協会・愛知電業協会・県電気工事業工業組合・県空調衛生工事業協会）」
- ◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」

第27章 文教災害対策

■ 基本方針

- 災害が発生するおそれのある場合は関係機関との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努める。
- 災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、県教育委員会、市町村教育委員会、国立・私立学校設置者等が、教科書、学用品等の給与については、市町村長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市町村長）が応急措置を講じ、応急教育を実施するものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
県	<ul style="list-style-type: none"> ○予警報の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○応援の要求・指示
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○予警報の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の支給 ○応援の要求
設置者 (国立・私立学校 管理者)	<ul style="list-style-type: none"> ○予警報の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○応援の要求

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 対策の伝達及び臨時 休業等の措置	県、市町村、国立・ 私立学校設置者 (管理者)	1(1) 災害に関する予報、警報及び警告等の把握・ 伝達 1(2) 臨時休業等の措置 1(3) 避難等
第2節 教育施設及び教職員	県、市町村、国立・ 私立学校設置者	1(1) 応急な教育施設の確保及び応急な教育の実 施

の確保	(管理者)	1(2) 教職員の確保
	県	2(1) 他県に対する応援要求 2(2) 他市町村教育委員会に対する応援指示
	市町村	3 他市町村教育委員会に対する応援要求
	私立学校設置者 (管理者)	4 他の私立学校設置者(管理者)、市町村教育委員会等に対する応援要求
第3節 応急な教育活動についての広報	県、市町村、国立・私立学校設置者 (管理者)	広報・周知活動の実施
第4節 教科書・学用品等の 給与	県	1(1) 文部科学省等に対する応援要請 1(2) 他市町村に対する応援指示
	市町村	2(1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与 2(2) 他市町村又は県に対する応援要請

第1節 対策の伝達及び臨時休業等の措置

県(教育委員会)、市町村及び国立・私立学校設置者(管理者)における措置

- (1) 災害に関する予報、警報及び警告等の把握・伝達
- 学校に対して特定の対策等を伝達する必要がある場合は、次の区分により行う。また、幼稚園、学校にあっては、家庭(保護者)への連絡方法をあらかじめ定めておく。
- ア 県立学校等
県教育委員会が、あらかじめ定められた伝達系統により行う。
- イ 市町村立学校等
災害等に関する情報は、第3章「情報の伝達・収集・広報」に基づき市町村に対して伝達されるので、市町村教育委員会が、各学校等に対して伝達する。
- ウ 国立私立学校等
各学校長は、関係機関と連絡を密にし、災害予防の適正を期する。
- (2) 臨時休業等の措置
- 授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、次により臨時休業等の措置をとる。
- ア 県立学校
学校の置かれている地域の気象・水象等に留意し、あらかじめ定めた基準により県立学校管理規則等に基づき校長が行う。休校措置を実施した場合は速やかに県教育委員会に報告する。
- イ 市町村立学校
災害の発生が予想される場合は、市町村教育委員会又は各学校(園)長が行うものとする。ただし、各学校(園)長が決定し行う場合は、市町村教育委員会と協議し、市町村教育委員会があらかじめ定めた基準によるものとする。
- ウ 国立及び私立学校
学校の置かれている地域の気象・水象等に留意し、各学校が定めた基準により、各学校の校長が行うものとする。
- (3) 避難等
- 学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、事態に即応して各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。
- 市町村から、避難所等の開設の要請を受けた学校等にあつては、市町村と緊密な連絡をとる

とともに、これに積極的に協力する。

第2節 教育施設及び教職員の確保

1 県（教育委員会）、市町村及び国立・私立学校設置者（管理者）における措置

(1) 応急な教育施設の確保及び応急な教育の実施

ア 校舎等の被害が軽微な場合

速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。

イ 被害が相当に大きいが校舎等の一部が使用可能な場合

使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。

なお、一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は地域の公共施設利用による分散授業を実施するなどの措置を講ずる。

ウ 校舎等が被災により全面的に使用困難な場合

同一市町村内の公民館等公共施設、近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施する。

エ 特定地域内の教育施設の確保が困難な場合

他地域の公民館等公共施設、校舎等を借用し、授業等を実施する。

オ 校舎等が集団避難施設となる場合

授業実施のための校舎等の確保は、イからエの場合に準ずるものとする。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について市町村と協議を行い、授業の早期再開を図る。

なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。

(2) 教職員の確保

校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要するため、児童生徒を集団的に避難させた場合は、原則として当該校の教職員がそれに付き添って行くものとするが、教職員の人的被害が大きく、応急の教育の実施に支障があるときは、他の教育機関の了承を得て他校の教職員の援助を求め、又はこれに必要な教職員を臨時に採用する等、必要教職員の確保に万全を期する。

2 県（教育委員会）における措置

(1) 他県に対する応援要求

県教育委員会は、自ら学校教育を実施し、又は市町村教育委員会及び私立学校設置者（管理者）からの応援要求事項を実施することが困難な場合、他県へ教育の実施又はこれに要する教育施設、教職員等につき応援を要求する。

(2) 他市町村教育委員会に対する応援指示

県教育委員会は、市町村教育委員会の実施する教育につき、特に必要があると認められるときは、他市町村教育委員会に応援するよう指示する。

3 市町村における措置

市町村教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要求する。

4 私立学校設置者（管理者）における措置

自ら応急の教育の実施が困難な場合、他の私立学校設置者（管理者）、市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育の実施又はこれに要する教育施設及び教職員の確保について応援を要求する。

第3節 応急な教育活動についての広報

県（教育委員会）、市町村及び国立・私立学校設置者（管理者）における措置

応急な教育活動の開始に当たっては、開始時期、方法等について児童生徒、保護者等への周知を図る。

第4節 教科書・学用品等の給与

1 県（教育委員会）における措置

(1) 文部科学省等に対する応援要請

県は、自ら教科書・学用品等の給与を実施、又は市町村からの応援要求事項を実施することが困難な場合、教科書については文部科学省へ、その他の学用品等については中部経済産業局へ調達につき応援を求める。

(2) 他市町村に対する応援の指示

県は、市町村の実施する教科書・学用品等の給与につき、特に必要があると認められるときは、他市町村に応援するよう指示する。

2 市町村における措置

(1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与

市町村は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した児童及び生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。

ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を、「事故発生等の報告について（平成22年3月26日21教総第947号）」別紙様式6により、速やかに（7日以内）県教育委員会に報告するものとする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要請

市町村は、自ら教科書・学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ教科書・学用品等の給与の実施調達につき、応援を求める。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「2市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市町村で行われる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

◆ 附属資料第8「教科書・学用品の調達斡旋」

◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」

第4編 災害復旧

第1章 民生安定のための緊急措置

■ 基本方針

- 災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居、家財が損壊して極度の混乱状態にある場合、県は災害救助法を適用し、人心の安定と社会秩序の保全を図るとともに、関係機関、団体等と協力して民生安定のための緊急措置を講ずる。
- 被災者の早期生活再建を支援するため、市町村は住家の被害状況調査の結果に基づき、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険などの支払いを受けるために必要となる災証明について、早期に被災者に交付するものとする。
- 暴力団等による義援金等の不正受給、復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 義援金その他資金等 による支援	県	1(1) 義援金の受付、配分 1(2) 災害見舞金の支給
	市町村	2(1) 災害弔慰金の支給 2(2) 災害障害見舞金の支給 2(3) 災害援護資金の貸付
	日本赤十字社愛知県支部	3 義援金品の受付、配分
	県社会福祉協議会	4 生活福祉資金の貸付
	被災者生活再建支援法人	5 被災者生活再建支援金の支給
	報道機関等	6 義援金品の受付、配分
第2節 金融対策	東海財務局、日本銀行名古屋支店	1(1) 通貨の円滑な供給の確保 1(2) 金融機関等に対する要請 1(3) 損傷銀行券等の引換 1(4) 相談窓口の設置 1(5) 国庫事務の運営
	県	2 金融機関に対する要請
第3節 住宅等対策	県	1(1) 応急仮設住宅の建設 1(2) 災害公営住宅の建設（市町村において建設が困難な場合） 1(3) 復旧相談に係る協力要請
	市町村	2(1) 災害公営住宅の建設 2(2) 被災住宅等の復旧相談
	住宅金融支援機構 東海支店	3 住宅相談所の設置及び貸付金の返済猶予等
第4節 労働者対策	愛知労働局	(1) 相談窓口の設置 (2) 事業主への監督指導等

		(3) 労災病院等への要請 (4) 労災補償の給付 (5) 職業のあっせん (6) 雇用保険求職者給付における基本手当の支給
第5節 暴力団等への対策	県警察	1(1) 暴力団等の動向把握の徹底 1(2) 暴力団関係企業等の復旧・復興事業参入・介入実態の把握 1(3) 暴力団排除活動の徹底 1(4) 外国人被災者への広報活動
	県、市町村	2(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除 2(2) 公の施設からの暴力団排除
	愛知労働局	3 暴力団等による不正受給の防止
	東海財務局、日本銀行名古屋支店	4 暴力団等による事業再建名下の融資金詐欺等の防止

第1節 義援金その他資金等による支援

1 県（出納事務局、健康福祉部）における措置

(1) 義援金の受付、配分

各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、被害状況に応じた配分計画をたて、市町村に寄託して配分する。

(2) 災害見舞金の支給

地震災害により死亡（行方不明を含む）又は重症を負った場合並びに家屋が全半壊又は床上浸水した場合に、被害程度に応じて見舞金を贈る。

2 市町村における措置

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく次の措置を行う。

(1) 災害弔慰金の支給

災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のため死亡者が生計維持者の場合は500万円以内、その他は250万円以内の災害弔慰金を支給する。（費用負担：国2/4、県1/4、市町村1/4）

(2) 災害障害見舞金の支給

精神又は身体に著しい障害を受けた者が生計維持者の場合は、250万円以内、その他は125万円以内の災害障害見舞金を支給する。（費用負担：国2/4、県1/4、市町村1/4）

(3) 災害援護資金の貸付

被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために一世帯当たり350万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。（費用負担：国2/3、県1/3）

3 日本赤十字社愛知県支部における措置

義援金の受付を行い、寄託された義援金は、速やかに地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して、義援金の迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援品の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。

4 県社会福祉協議会における措置

「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり150万円を貸付上限額を目

安として災害援護資金の貸付けを行う。

ただし、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付けを行わないものとする。

5 被災者生活再建支援法人における措置

「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊またはこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。

なお、支給する支援金の1/2は国の補助となっている。

6 報道機関、各種団体等における措置

災害の状況により一定期間を定めて義援金品の受付を行い、寄託された金品を被災者に配分し、又は必要により県、市町村に寄託する。

7 農林漁業災害資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び株式会社日本政策金融公庫法により融資する。

(1) 天災資金

暴風雨、豪雨等の天災によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額償還年限につき有利な条件で融資する。

(2) 株式会社日本政策金融公庫資金

農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金及び経営再建資金等を融資する。

8 中小企業復興資金

被災した中小企業に対する資金対策としては、一般金融機関、株式会社日本政策金融公庫の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行う。

9 住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

10 激甚災害特別貸付金

被災労働者に対し、労働金庫手持資金を労働金庫各店を通じて、貸付ける。

第2節 金融対策

1 東海財務局、日本銀行名古屋支店における措置

民間金融機関等に対して、災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講じるよう要請する。

(1) 通貨の円滑な供給の確保

金融機関の現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保について万全の措置を講じる。

(2) 金融機関等に対する要請

機を逸せず必要と認められる範囲内で、民間金融機関等に対し、次に掲げる措置を適切に講じるよう要請するものとする。

ア 預金取扱金融機関への措置

(ア) 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した適時的確な措置。

(イ) 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

a 預貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、り災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって被災者の預貯金払戻の利便を図ること。

b 事情やむを得ないと認められる被災者に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応ずる等の適宜の措置。

(ウ) 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外営業についても適宜配慮すること。また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預貯金の払戻しを行う等、被災者の便宜を考慮した措置。

(エ) 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

イ 保険会社及び少額短期保険業者への措置

(ア) 保険金等の支払いに係る便宜措置

保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限り便宜措置を講ずる。

(イ) 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずる。

(ウ) 営業停止等における対応に関する措置

保険会社及び少額短期保険業者において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。

ウ 火災共済協同組合への措置

(ア) 共済金の支払、共済掛金の払込猶予等に関する措置

組合において、共済証書等を焼失又は流失した共済契約者については、り災証明書の呈示その他実情に即した簡易な確認方法をもって災害被災者の共済金の支払、共済約款に基づく貸付け等の利便を図る。

共済金の支払い等については、できる限り迅速に行うよう配慮するとともに、共済掛金の払込みについては、共済契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずる。

(イ) 業務停止等における対応に関する措置

組合において、共済事業に関する業務停止等の措置を講じた場合、業務停止等を行う店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨をインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。

エ 証券会社等への措置

(ア) 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置。

(イ) 有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力。

(ウ) 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置。

(エ) 窓口業務停止等の措置を講じた場合、業務停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(オ) その他、顧客への対応について十分配慮すること。

(3) 損傷銀行券等の引換

損傷銀行券等引換のために必要な措置を講ずる。

(4) 相談窓口の設置

国債を滅紛失した顧客に対する相談を受け付ける。

(5) 国庫事務の運営

国庫事務を円滑に運営するために必要な措置を講ずる。

2 県（農林水産部）における措置

農業協同組合系、漁業協同組合系の金融機関について、県は、関係機関と密接な連携をとりつつ、民間金融機関等と同様の措置を講じるよう要請する。

第3節 住宅等対策

1 県（建設部）における措置

(1) 応急仮設住宅の建設

家屋に被害を受けた被災者の収容対策として応急的な仮設住宅を建設し、暫定的な居住の安定を図る。（第3編第26章「住宅対策」参照）

(2) 災害公営住宅の建設

被害が甚大で市町村において災害公営住宅の建設が困難な場合は、県が公営住宅法に基づき建設するものとする。

(3) 復旧相談に係る協力要請

被災した住宅・建築物の所有者に対する補修・復旧方法等についての技術的な助言に関して、復旧相談業務に関する協定に基づき関係団体に協力を要請する。

2 市町村における措置

(1) 災害公営住宅の建設

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市町村は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。

(2) 被災住宅等の復旧相談

被災した住宅・建築物の所有者に対して、補修・復旧方法等についての技術的な助言をし、効率的かつ効果的な再建を支援する。

◆ 附属資料第15「災害時における被災住宅・建築復旧相談業務に関する協定書（県対県建築士事務所協会）」

3 住宅金融支援機構東海支店における措置

県と協議のうえ必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅融資債務者の相談に応じるため、住宅相談所を設置し、復興に資する情報を提供する。また、住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。

◆ 附属資料第15「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」

第4節 労働者対策

愛知労働局における措置

(1) 相談窓口の設置

通院していた病院が災害等に遭い、治療が受けられなくなった労災被災労働者、賃金が支払われない、又は解雇された労働者、事業活動の停止により賃金及び労働保険料が支払えない事業主などからの様々な相談に対し、必要に応じ「総合相談窓口」を開設する等により、迅速かつきめ細かな援助を行う。

(2) 事業主への監督指導等

ア 危険物・有害物の漏えい等のおそれのある事業を行う事業主に対して、労働者の退避その他の応急措置、工場設備の運転の再開時における安全措置について監督指導等を実施し、被害の拡大を防止するように努める。

イ 応急・復旧工事等を行う事業主に対して、労働者の作業に伴う墜落や飛来落下物等による災害防止措置、粉じん等の有害環境による健康障害防止等の措置について監督指導等を実施し、安全衛生の確保に努める。

(3) 労災病院等への要請

被災者の医療対策について必要があると認められるときは、管轄区域内にある労災病院、労災保険の指定病院等に対し、医師その他の職員の派遣、医薬品の提供等必要な措置を講ずるよう要請する。

(4) 労災補償の給付

被災労働者に対する労災補償の給付事務を迅速に行う。

(5) 職業のあっせん

ア 災害による事業の閉鎖、事業活動の縮小等により、失業した人に対して職業相談を行うとともに、県下の企業を始め他県の企業に働きかけ、希望と能力に適合した就職先の確保につとめる。

イ 被災者に対し、迅速かつ的確な職業相談・職業紹介等を行うため、必要に応じ相談窓口を設置する。

(6) 雇用保険求職者給付における基本手当の支給

激甚災害に指定された地域の企業（雇用保険適用事業所）に就労する者で、災害を受け企業が休業するに至ったことにより、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない状況にある場合、失業しているものとみなして、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に基づき、雇用保険求職者給付における基本手当（賃金日額の約4.5割～8割に相当する額）の支給を行う。

第5節 暴力団等への対策

1 県警察における措置

(1) 暴力団等の動向把握の徹底

ア 暴力団等の動向把握

被災地の復旧・復興事業に係る利権をめぐり、暴力団等犯罪組織の間で縄張り争いが生じ、対立抗争事件に発展することが懸念されるため、暴力団等の動向把握に努める。

イ 国際犯罪組織の動向把握

被災地の混乱に乗じた不良来日外国人による組織的な窃盗や外国人被災者の生活苦に乗じたヤミ金融事犯等の発生が懸念されるため、国際犯罪組織の動向把握に努める。

(2) 暴力団関係企業等の復旧・復興事業参入・介入実態の把握

暴力団は、関係企業や共生者を利用して復旧・復興事業に参入・介入することが予測されることから、実態解明を徹底するとともに、参入・介入に関する動向を把握した場合は、関係行政機関、被災地方公共団体、各種団体等に対して注意喚起を行う。

(3) 暴力団排除活動の徹底

ア 暴排条項の導入

暴力団等による被災地の復旧・復興事業への参入・介入を防止するため、復旧・復興事業に係る契約書類等に暴力団排除の条項を盛り込むよう官民に働きかけ、暴力団、暴力団関係企業及び共生者の排除を徹底する。

イ 各種法令の活用

復旧・復興事業への参入・介入の他に、被災地の混乱に乗じた暴力団による資金獲得活動に対しては、刑法、暴力団対策法、愛知県暴力団排除条例等を効果的に活用、運用して、検挙の徹底を図るとともに、官民が連携して暴力団排除活動の徹底に努める。

ウ 積極的な広報活動

被災地において復旧・復興事業等に関わる暴力団等が敢行した犯罪については積極的に広報するとともに、事件検挙等の機会を捉えて、震災に便乗する暴力団や暴力団関係企業等の悪質性及び実態を知らしめる効果的な広報を実施する。

エ 相談活動

警察本部、警察署において、暴力団等の復旧・復興事業への参入・介入の情報受理や不当要求に関する相談等の受理と的確な対応を行う。

(4) 外国人被災者への広報活動

外国人被災者の不安を解消し、情報不足による混乱を防止するとともに、暴力団等からの不当な要求を防止するために、それぞれの使用言語で必要な情報を得られるよう、関係機関と連携し積極的な広報を行う。

2 県及び市町村における措置

(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除

復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。

(2) 公の施設からの暴力団排除

被災者支援施策として県及び関係市町村が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

3 愛知労働局における措置

被災労働者に対する労災補償や雇用保険求職者給付における基本手当の支給等について、暴力団等による不正受給を防止するために県警察と連携して身分確認等を徹底する。

4 東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置

災害時の混乱に乗じた暴力団等による事業再建名下の融資金詐欺等を防止するため、金融機関等に対して注意喚起の措置を行うとともに、県警察への積極的な情報提供を要請する。

第2章 公共施設等災害復旧対策

■ 基本方針

- 公共施設等の復旧にあたっては、原形復旧を基本とするが、再度の災害防止等の観点から必要な場合は、改良復旧や関連事業を取り入れて実施するものとする。
- 大規模な災害が発生した場合において、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等を行う。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 公共施設災害復旧事業	各施設管理者	1 施設の災害復旧実施
第2節 激甚災害の指定	県	1(1) 激甚災害の指定に係る調査 1(2) 国機関との連絡調整 1(3) 指定後の手続き
	市町村	2(1) 激甚災害の指定に係る県調査等への協力 2(2) 激甚災害指定後の関係調書等の提出

第1節 公共施設災害復旧事業

1 各施設管理者における措置

各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。

2 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ア 河川災害復旧事業
 - イ 海岸災害復旧事業
 - ウ 砂防設備災害復旧事業
 - エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - オ 地すべり防止施設災害復旧事業
 - カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - キ 道路災害復旧事業
 - ク 港湾災害復旧事業
 - ケ 漁港災害復旧事業
 - コ 下水道災害復旧事業
 - サ 公園災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業

- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業

3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚法に基づき援助される事業は次のとおりである。

(1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 海岸法
- カ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ク 予防接種法
- ケ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- コ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は4/5を国庫補助する。
- イ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は1/2を国庫補助する。
- ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の1/2を国庫補助する。

第2節 激甚災害の指定

1 県（防災局、関係部局）における措置

(1) 激甚災害の指定に係る調査

県は、市町村の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係部局で必要な調査を実施するものとする。

関係部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努めるものとする。

(2) 国機関との連絡調整

県は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めるときは、国の機関と密接な連絡の上、指定の促進を図るものとする。

(3) 指定後の手続き

激甚災害の指定を受けたときは、激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係部局は負担金等を受けるための手続きその他を実施するものとする。

2 市町村における措置

(1) 激甚災害の指定に係る県調査等への協力

市町村は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

(2) 指定後の関係調書等の提出

市町村は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出しなければならない。

3 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
 - ケ 障害者支援施設等災害復旧事業
 - コ 婦人保護施設災害復旧事業
 - サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - シ 感染症予防事業
 - ス 堆積土砂排除事業
 - セ 湛水排除事業
- { (公共的施設区域内)
(公共的施設区域外)

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ク 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- オ 水防資材費の補助の特例
- カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例